

○ 出席議員は、次のとおりである。

1番	多田義一君	3番	大迫勝史君
4番	橋口和仁君	5番	大朝木一昭君
6番	平川久嘉君	7番	三島照君
9番	和田美智子君	10番	満永健一郎君
11番	与勝広君	13番	崎田信正君
14番	叶幸与君	15番	肥後笑子君
16番	竹田光一君	17番	保宜夫君
19番	渡京一郎君	20番	南修一郎君
21番	中山雅己君	22番	松山信一君
23番	栄勝正君	24番	平高市君
25番	石神友夫君	27番	榮吉岡君
28番	泉伸之君	29番	福芳樹君
30番	向井俊夫君	31番	山田良一君
32番	福田利広君	33番	柗田謙夫君
34番	川上勝君	35番	前田幸男君
36番	奈良博光君	37番	世門光君
40番	榮年男君	42番	田部義和君
43番	師玉憲夫君		

○ 欠席議員は、次のとおりである。

なし

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市長	平田隆義君	副市長	朝山毅君
副市長	濱田龍太郎君	教育長	徳永昭雄君
住用町	森米勝君	笠利町	朝山三千丸君
地域自治区長		地域自治区長	
総務部長	福山敏裕君	総務課長	川口智範君
財政課長	則敏光君	企画部長	塩崎博成君
企画調整課長	瀬木孝弘君	市民福祉部長	伊東鉄郎君
介護保険課長	重野照明君	福祉事務所長	大井進良君
産業振興部長	赤近善治君	農林振興課参事	新留健一君
産業振興課長	吉卓男君	建設部長	平豊和君
建設課長	諏訪東君	教育部長	重田茂之君
教委総務課長	安田義文君	選挙管理委員会	久保忠義君
		委員長	

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	松田秀樹君	次長兼調査係長	山崎實忠君
		事務取扱	
主幹兼議事係長	上原公也君	議事係主査	森尚宣君
議事係主事	重田俊彦君		

議長（前田幸男君） 市民の皆様、議場の皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は35人です。会議は成立いたしました。（午前9時30分）

○

議長（前田幸男君） これから、平成19年第3回奄美市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、報告いたします。

奥 輝人君、師玉敏代君及び元井孝信君から19年7月11日をもって、議員を辞職したい旨の願い出が、7月11日の本会議終了後にありましたので、地方自治法第126条の規定により、議長において、許可いたしましたから報告いたします。

次に、市長から地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分3件の報告がありました。その内容は、お手元に配付いたしました文書表のとおりであります。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により財団法人奄美市開発公社、財団法人奄美市農業研究センター、株式会社道の島公社、有限会社奄美市名瀬米飯給食センター、株式会社名瀬建設工事残土管理公社、鹿児島県市町村土地開発公社奄美支社及び株式会社マングローブ公社の経営状況を説明する資料として、平成18年度決算書及び19年度事業予算書についての提出がありました。お手元に配付してありますので、御了承願います。

次に、本年第2回定例会において採択した陳情で、会議規則第135条及び136号の規定により、市長において処理すべきものとして送付してありました陳情について、その処理の経過及び結果について報告がありました。その報告は、お手元に配付したとおりであります。

○

議長（前田幸男君） 日程に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、肥後笑子君、竹田光一君、保 宜夫君の3名を指名いたします。

○

議長（前田幸男君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期として、別紙配付の議事日程表案のとおり、本日から10月9日までの37日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から10月9日までの37日間とすることに決定いたしました。

○

議長（前田幸男君） 日程第3、報告第18号についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（平田隆義君） おはようございます。暑さ厳しい毎日が続いております。くれぐれも御健康に留意させていただきたいとこのように願っておるところでございます。

9月議会も本年度は会期を少し延ばさせていただいて、昨年度の決算認定の事務までお願いを申し上げたところです。大変お忙しい中とは思いますが、よろしく御理解を賜りたいとこのように思っております。

早速でございますが、本日提案いたしております報告第18号の提案理由を御説明いたします。

報告第18号 鹿児島県市町村土地開発公社定款の一部変更につきましては、平成19年10月1日付けで熊毛郡上屋久町及び同郡屋久町が屋久島町へ、平成19年12月1日付けで揖宿郡頰娃町、川辺郡知覧町及び同郡川辺町が南九州市へ名称を変更する旨の届け出がされたことに伴い、定款の一部変更が必要となり、公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定に基づき、議会の議決が必要でありましたが、鹿児島県市町村土地開発公社が9月初旬に県への認可申請を予定しており、平成19年8月30日を期限に専決処分書の提出を求められたため、市長において専決処分を行ったものであります。

以上、報告第18号の提案理由を申し上げましたが、議会を招集して審議をお願いする時間的余裕がないことが明らかでございましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、市長において専決をいたし、同条第3項の規定により報告を行い、承認をお願いする次第でございます。何とぞ御審議の上、御承認くださいますようお願いを申し上げます。

議長（前田幸男君） これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託及び討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

よって、本案は委員会付託及び討論を省略することに決しました。

お諮りいたします。

本案はこれを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

よって、報告第18号については、これを承認することに決しました。

○

議長（前田幸男君） 日程第4、議案第72号から議案第90号までの19件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（平田隆義君） ただいま上程されました議案第72号から議案第90号までの提案理由を御説明いたします。

議案第72号 平成19年度奄美市一般会計補正予算（第2号）の主な内容につきまして御説明をいたします。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、各歳出費目に人事異動に伴う職員人件費の追加計上がございます。

議会費におきましては、常任委員会の視察旅費の不用額を減額し、市議会会議録印刷製本費を追加計上するとともに、政務調査費を新規計上いたしております。

総務費の総務管理費におきましては、財政管理費に減債基金積立金、企画費にバス購入費、自治振興費に名瀬地区里公民館下水道切替工事をそれぞれ新規計上するとともに、徴税費には税務総務費において、平成21年度評価替えに向けた不動産鑑定業務委託料を新規計上いたしております。

民生費の社会福祉費におきましては、老人福祉費において、ねんりんピック鹿児島2008年民謡交流大会実行委員会負担金を新規計上し、児童福祉費におきましては保育所費に笠利地区保育所における入所児の増に対応する臨時職員賃金を追加計上し、また、ひとり親家庭医療費助成金につきましても追加計上するとともに、児童福祉施設管理費には、ひまわり寮給水管取替工事を新規計上いたしております。

衛生費の保健衛生費におきましては、乳幼児医療費助成金を追加計上するとともに、清掃費においてじん芥処理費に不法投棄等対策支援業務委託料を新規計上いたしております。

農林水産業費の農業費におきましては、畜産振興費に肉用牛導入貸付基金繰出金を新規計上するとともに、農地費の農地総務費には、喜瀬浦地区における県営畑地帯総合整備事業負担金を追加計上し、農業施設管理費には先の台風第4号で被害を受けた名瀬地区農業研修センターガラス温室等工事を新規計上いた

しております。

商工費におきましては、台風４号で被害を受けた施設の補修に係る経費をそれぞれ計上いたしております。

土木費の道路橋梁費におきましては、道路改良事業費に赤木名・土盛線道路改良事業費を追加計上し、笠利・住用両地区に係る地方改善施設整備事業費を新規計上するとともに、都市計画費において、小俣線街路事業費の減額を、住宅費には台風４号で被害を受けた住宅の補修に係る経費を追加計上いたしております。

消費費におきましても、台風４号による出動旅費及び消防団員退職報償金を計上いたしております。

教育費におきましては、各項目に教育施設の維持補修費を計上し、台風４号で被害を受けた施設改修費として中学校費の中学校管理費に朝日中学校プールフェンス改修工事を、保健体育費におきましては、住用町民プールフェンスの取替工事を保健体育総務費に新規計上するとともに、体育施設管理費には来る１１月開催予定の全九州高校柔道新人選手権大会に向けた備品購入費を新規計上いたしております。

また、歳入におきましては、当初予算で計上いたしております減債基金繰入金８，５７５万９，０００円の全額を、さらに地方債を４，８４０万円それぞれ減額いたしております。

歳出に要する主な財源といたしましては、地方交付税２億３，８８８万６，０００円、国・県の支出金６，０４５万１，０００円、財産収入１，５６０万９，０００円、諸収入１，６５４万５，０００円などとなっております。

今回の補正によりまして、平成１９年度一般会計予算の総額は、２８９億３，３９２万１，０００円となります。

第２表地方債補正につきましては、事業の変更に伴います起債の限度額の変更について計上するものでございます。

議案第７３号 平成１９年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）の主な内容につきまして御説明をいたします。

歳出につきましては、総務費におきまして人件費所要額を、また保健事業費におきまして人件費所要額及びふれ愛の郷運営管理に係る委託料を計上いたしております。

歳入につきましては、繰入金といたしまして一般会計から人件費相当額の繰入金、また諸収入といたしましてふれ愛の郷運営管理に係る雑入を計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ３２１万８，０００円の増額となり、平成１９年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算の総額は、７０億８，４０６万８，０００円となります。

議案第７４号 平成１９年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第１号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、総務費におきまして人事異動に伴う人件費所要額１，５１９万２，０００円を減額計上いたしております。

歳入につきましては、外来収入におきまして外来患者の減少により１，５２３万８，０００円の減額と繰越金におきまして前年度剰余繰越金４万６，０００円を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ１，５１９万２，０００円の減額となり平成１９年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算の総額は、２億９，９４４万８，０００円となります。

議案第７５号 平成１９年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）の主な内容につきまして御説明をいたします。

歳出につきましては、人事異動に伴う人件費分、地域支援事業費の組替え、介護給付費支払準備基金積立金、平成１８年度介護保険事業費の確定に伴う返納金を計上いたしております。

歳入につきましては、地域支援事業費の組替えに伴う財源組替え、一般会計からの事務費繰入金及び前年度剰余繰越金を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ９，１３２万６，０００円の増額となり、平成１９年度奄

美市介護保険事業特別会計予算の総額は、44億8,973万3,000円となります。

議案第76号 平成19年度奄美市訪問看護特別会計補正予算（第1号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、総務費におきまして4万6,000円を増額計上いたしております。

歳入につきましては、繰越金におきまして、前年度剰余繰越金4万6,000円を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ4万6,000円を増額となり、平成19年度奄美市訪問看護特別会計予算の総額は、2,650万3,000円となります。

議案第77号 平成19年度奄美市笠寿園特別会計補正予算（第2号）の主な内容について説明をいたします。

歳出につきまして、一般管理費で職員の人事異動に伴う人件費及び空調設備の修繕料で1,684万5,000円の減額となっております。

通所介護事業費におきましては、人事異動に伴う人件費の減額と臨時職員の賃金を計上し、676万4,000円の減額となっております。

合計で2,360万9,000円の減額でございますが、現時点において、歳入の見込みが流動的であり、基金積立金として同額を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出の増額は増減はなく、平成19年度奄美市笠寿園特別会計予算の総額は、2億2,159万円となります。

議案第78号 平成19年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の主な内容につきまして御説明をいたします。

歳出につきましては、総務費におきまして人件費を263万6,000円減額計上しております。

また、事業費におきましては、維持管理費で人件費の所要額及びごみ処理手数料として271万2,000円を増額計上を行うとともに、建設費におきましては組替えを行い、効率的に事業を実施するものであります。

歳入につきましては、繰入金を432万8,000円減額計上し、繰越金を440万4,000円増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ7万6,000円を増額となり、平成19年度奄美市公共下水道事業特別会計予算の総額は、19億274万3,000円となっております。

議案第79号 平成19年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の主な内容につきまして御説明をいたします。

歳出につきましては、総務費におきまして人件費の所要額1,027万円を増額計上いたしております。

また、事業費の建設費におきましては、組替えを行い効率的な事業を実施するものであります。

歳入につきましては、繰入金を650万8,000円、繰越金376万2,000円をそれぞれ増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ1,027万円を増額となり、平成19年度奄美市農業集落排水事業特別会計予算の総額は、6億1,509万4,000円となります。

議案第80号 平成19年度奄美市ふるさと創世人材育成資金特別会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。

歳出につきましては、奨学生審査会委員の謝金不足として、報償費を2万4,000円増額計上いたしております。

歳入につきましては、繰越金283万6,000円を増額計上し、基金繰入金を281万2,000円減額計上しております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ2万4,000円を増額となり、平成19年度奄美市ふるさと創世人材育成資金特別会計予算の総額は、2,985万4,000円となります。

議案第81号 平成19年度奄美市交通災害共済特別会計補正予算（第1号）の主な内容について御説

明をいたします。

歳出につきましては、事業費において人件費の所要額及び共済見舞金70万4,000円を増額計上いたしております。

歳入につきましては、平成18年度からの繰越金が確定したことに伴い、繰越金を406万2,000円増額計上し、基金からの繰入金335万8,000円を減額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ70万4,000円の増額となり、平成19年度奄美市交通災害共済特別会計予算の総額は、943万4,000円となります。

議案第82号 平成19年度奄美市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の主な内容につきまして御説明をいたします。

歳出につきましては、総務費におきまして人事異動に伴う人件費を765万7,000円を増額計上いたしております。

歳入につきましては、一般会計繰入金で765万7,000円を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ765万7,000円の増額となり、平成19年度奄美市簡易水道事業特別会計予算の総額は、5億206万1,000円となります。

議案第83号 政治倫理の確立のための奄美市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、郵政民営化法及び証券取引法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、所要の規定の整備を図ろうとするものであります。

議案第84号 奄美市肉用牛導入貸付基金条例の制定につきましては、奄美市優良繁殖雌牛資源の確保に資するため、奄美市肉用牛導入貸付基金を設置し、貸付けを行い、畜産業の増頭計画及び振興を図るため、所要の規定の整備を図るものです。

議案第85号 奄美市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の規定に基づき、一般廃棄物処分業の許可決定を行うため、所要の規定の整備を図ろうとするものであります。

議案第86号 奄美市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定につきましては、大川地区農業集落排水事業の一部供用の開始に伴い、所要の規定の整備を図ろうとするものであります。

議案第87号 郵便法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、郵便法が一部改正されることに伴い、関係条例の整備を図ろうとするものであります。

議案第88号 新たに生じた土地の確認について及び議案第89号 町の区域の変更につきましては、名瀬佐大熊町地先公有水面埋立工事が竣工しましたので、当該埋立地を本地の区域内の土地として確認し、あわせて名瀬佐大熊町に編入しようとするものであります。

議案第90号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更につきましては、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体から、揖宿郡穎娃町、川辺郡知覧町及び同郡川辺町の廃置分合により、平成19年12月1日から廃されることとなる揖宿郡穎娃町、川辺郡知覧町及び同郡川辺町を脱退させ、設置されることとなる南九州市を加入させ、鹿児島県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、市町村の合併の特例等に関する法律第13条及び地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして議案第72号から議案第90号までの提案理由の説明を終わりますが、何とぞ御審議の上、議決していただきますようお願いをいたします。

議長（前田幸男君） これにて本日の日程は終了いたしました。

明日午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。（午前9時59分）

○ 出席議員は、次のとおりである。

1番	多田義一君	3番	大迫勝史君
4番	橋口和仁君	5番	大朝木一昭君
6番	平川久嘉君	7番	三島照君
9番	和田美智子君	10番	満永健一郎君
11番	与勝広君	13番	崎田信正君
14番	叶幸与君	15番	肥後笑子君
16番	竹田光一君	17番	保宜夫君
19番	渡京一郎君	20番	南修一郎君
21番	中山雅己君	22番	松山信一君
23番	栄勝正君	24番	平高市君
25番	石神友夫君	27番	榮吉岡君
28番	泉伸之君	29番	福芳樹君
30番	向井俊夫君	31番	山田良一君
33番	柗田謙夫君	34番	川上勝君
35番	前田幸男君	36番	奈良博光君
37番	世門光君	40番	榮年男君
42番	田部義和君	43番	師玉憲夫君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

32番 福田利広君

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市長	平田隆義君	副市長	朝山毅君
副市長	濱田龍太郎君	教育長	徳永昭雄君
住用町	森米勝君	笠利町	朝山三千丸君
地域自治区長		地域自治区長	
総務部長	福山敏裕君	総務課長	川口智範君
財政課長	則敏光君	企画部長	塩崎博成君
企画調整課長	瀬木孝弘君	市民福祉部長	伊東鉄郎君
市民課長(名瀬)	幸廣光君	環境対策課長	高野匡雄君
国民健康保険課長	福山治君	介護保険課長	重野照明君
健康増進課長	大迫博史君	保険福祉課長	満田英和君
福祉事務所長	大井進良君	産業振興部長	赤近善治君
袖観光課長	日高達明君	農林振興課長	小浜忠弘君
農林振興課参事	熊本三夫君	産業振興課長	吉卓男君
建設部長	平豊和君	都市整備課長	田中晃晶君
土木課長	東正英君	建築住宅課長	徳田照久君
下水道課長	盛正弘君	会計管理者	田畑米利君
教育部長	重田茂之君	学校教育課長	折田浩仁君
生涯学習課長	里中一彦君	地域教育課長	松下啓徳君
地域教育課長	福和久君	(住用)	
(笠利)		農業委員会	勢田哲央君
		事務局	

水道課長 岡 優 雄 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	松 田 秀 樹 君	次長兼調査係長	山 崎 實 忠 君
		事務取扱	
主幹兼議事係長	上 原 公 也 君	議事係主査	森 尚 宣 君
議事係主事	重 田 俊 彦 君		

議長（前田幸男君） 市民の皆様、議場の皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は34人です。会議は成立いたしました。（午前9時30分）

○

議長（前田幸男君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は一般質問であります。

○

議長（前田幸男君） 日程に入ります。

日程第1，一般質問を行います。

この際申し上げます。

一般質問は、個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。

なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますように、質問者において御配慮をお願いいたします。

また、当局におかれましても、答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔・明瞭に行われますようにあらかじめお願いをいたしておきます。

通告に従い順次質問を許可いたします。

最初に、南風会 渡 京一郎君の発言を許可いたします。

19番（渡 京一郎君） 議場の皆様、市民の皆様、おはようございます。南風会の渡 京一郎です。いよいよ来月の28日は合併初の奄美市議会選挙も決まっており、最後の第3回定例会となりました。

7月4日の地元新聞に、奄美市内の主要整備事業おがみ山バイパス名瀬旧港埋立事業発注は凍結と報道されました。県が奄美市のまちづくりあり方検討委員会を設置し、第2回委員会が8月8日に県大島支庁でありました。もし計画どおりであれば、おがみ山バイパス事業が約150億円、名瀬港マリンタウン事業が約65億円、末広・港土地区画整理事業が約98億円で、合計しますと313億円という大型公共工事であります。それだけに、反対住民そして賛成住民、地域住民、ましてや業界が問題複雑化に注目しておるのが実情でございます。県が事業主体となっていますけれども、奄美市内の主要整備事業であり、鹿児島県はもちろん奄美市としても市民の窓口になって奄美市としての考え方や現状説明等をしていただきたいものと考えております。私はこの問題に、市民の立場に立って質問をし、18年度の決算審査をしっかりと今議会の責務を果たしたいと思っております。

では、通告をしてございます質問に入ります。まず、土木行政であります。

1. 住用町戸玉集落の土砂崩れについて。イ. 6月議会で質問をいたしました。その後、国・県との調整結果、そして予算、施工方法等の状況はどのようになっておるのか、お伺いいたします。

次からは、発言席から行います。

建設部長（平 豊和君） おはようございます。

それでは、まず5月末に戸玉集落内で発生しました土砂崩れ現場の状況についてでございますが、7月の台風4号が襲来した際に、約300ミリの連続雨量を観測いたしました。この際も法面の大きな動きや変化は見られませんでした。現場は落ち着いた状態となっております。新たな対策工法を申請する前に、手戻工事を認めてもらう必要がありまして、現在、国・県と協議を進めているところでございます。これと並行いたしまして、土砂崩れの解析を行うために、近くボーリング等の地質調査に着手いたしまして、この結果をもとに新たな対策工を決定したいと考えております。

次に、予算の見通しについてでございますが、山間・市線改築事業は、山間・市線5、650メートルのうち2、330メートルを1期工事として、平成9年から18年度の10年間で事業を実施してまいりました。平成19年度は、18年度の繰越工事を施工してありまして、平成20年度以降新たに2期工事として、この現場を含む残る山間・戸玉間の未改良部分の道路改良を実施したいと考えております。平成20年度の予算については、既に国・県へ概算要望しておりますが、本路線はう回路のない極めて重要な

路線であることを認識いたしておりますので、今回被災した現場はもとより山間・戸玉の未改良区間を含めまして、早急に全線が完成できるよう今後とも国・県へ要望してまいりたいと考えております。

19番（渡 京一郎君） ただいまの部長の答弁で内容はわかりましたけれども、19年度の繰越しは事業としては現状のままで止めておいて、2期工事として20年度から現在の崩れている現場も含めて、20年度から事業として取り入れるということですかね。

建設部長（平 豊和君） そのとおりでございます。

19番（渡 京一郎君） 事業は20年度から取り入れるわけですが、今回ボーリングを入れて工法、そして発注の時期となりますが、ボーリングをしないと発注時期も決まってしまうというわけですかね。

建設部長（平 豊和君） 現在、国・県と手戻工事について協議を進めているところでございまして、その前に私どもといたしましては工法検討のためにボーリング調査をやるということでございます。

19番（渡 京一郎君） 2期工事の20年度から別にその手戻工事として、現在の繰越分の予算が余っている分を手戻工事として発注するということですかね。手戻工事としてするのか、2期工事として20年度から手を付けるのか。そのへんをはっきり。

建設部長（平 豊和君） 現在、手戻工事と言いますのは、現在18年度で繰越予算で執行しておりますが、その部分ができた部分はございますが、残りにつきまして崩れましたので、この残った予算で18年度の繰越工事分として執行を19年度内にいたします。20年度以降の分とは別でございます。

19番（渡 京一郎君） 了解しました。非常に住民の方々も心配をしておりますし、先ほど部長が話されたように回路がございませぬので、そのへんを配慮いたしまして、早急にボーリング調査をして工法等を決めていただきたいと思います。

2番目に入りたいと思いますが、住用町城集落の国道58号線についてお伺いいたします。

城集落は、これまで台風の度に集落民、特に国道沿いに住んでおられる方々が、早朝からボランティア作業をしております。今回も台風4号で、国道の中央線、白線が見えないほど砂が吹き上げられ、到底住民では手を付けられないくらいの砂の量でございました。

今回は、台風通過後、土曜・日曜と重なったために、全く二日間手を付けず、次の週になってやっと業者の皆さんが復旧作業を始めたのが実情でございます。

国道であるために車の台数が多く、車も住宅も窓も開けることができずに、住民もドライバーも大変危険な苦痛な日が続いておったわけでございますが、今後、奄美市として大島支庁と話し合いをし、台風通過後には速やかに復旧作業ができるような手を打てないのか、お伺いをいたします。

建設部長（平 豊和君） 国道を管理しております大島支庁によりますと、大雨や台風時等の道路管理につきましては、市内の笠利・住用・名瀬のそれぞれの地区の事業所と年間委託契約を締結しまして、道路のパトロールや応急工事等を実施しているとのことでございます。応急工事につきましては、落石や倒木などで交通に支障となっている箇所を優先的に実施しているとのことでございました。

今回、城集落内に吹き上げられた砂につきましては、御指摘のような状況ではありましたが、交通にはさほど支障がなかったことから、他の箇所を優先した結果、現場の対応までに時間がかかったとのことでございますが、今後はもっと速やかな対応ができるように大島支庁と連携を図ってまいりたいと考えております。

19番（渡 京一郎君） 了解です。非常に台風が来る度にまともに集落のほうにごみ、その他木の枝とか砂が舞い上がるわけですが、県が作業に入る前に集落の方々がやっておられるのは、皆さん方も目の当りにしておられると思います。今後は、奄美市に対策本部を設置しておられるわけですので、職員が気付いたら県大島支庁なりと話し合いをして、即復旧作業を進めていただくように努力をしていただきたいと思います。

次に、3番目のおがみ山バイパスについてに入りたいと思いますが、永田町と真名津町を結ぶおがみ山バイパスのルート案は、一つ目に、配田が丘を切り崩して2本のトンネルで結ぶ原計画案と、2番目に、ルートは原設計案と同じだが配田が丘の切取り面を樹林化する案、三つ目に、配田が丘を切り崩さないようにルートを変更し2本のトンネルで結ぶ案、4番目にルートを変更し全線を1本のトンネルで結ぶ案の四つの案の効果と課題そして経費費用等が示されましたが、県が示したこの四つの比較案について、奄美市としての受け止め方をまず最初にお伺いしたいと思います。

市長（平田隆義君） おはようございます。ただいまのおがみ山ルートの国道工事の改良工事についての質問でございますが、現在奄美市の市街地中心部で実施されております一般国道58号線おがみ山バイパス事業、このことについては今議員が指摘されたような案が提示されております。私たちとしましては、この案が最もいい案であるということで御提言を申し上げて、県のほうもその方向で予算確保をいたしているところであります。

この奄美市のまちづくりあり方検討委員会のほうに提示された事業としては、専門的な知識を持った方たちにおいて、もう一度これを検討してみようということで知事のほうから提案されたものであります。この委員会がどういう結論を出すか全く予測もつきませんが、我々としてはさっき申し上げましたようにこれまでの事業計画案が最もいいのではないかとということで提示されておりますので、そのような方向で説明を委員会にも申し上げているところであります。多くの問題が出てくると思います。委員会のほうの提示を待って対応していきたいとこのように思っております。結論が出る前にまた奄美市が、また奄美市長がこのことに公的にコメントすることは差し控えたほうがいいのではないかと判断をいたしております。ただし、事務事業の推進については、先ほどから申し上げておりますように、これまでの案が最も効率的でいいのではないかと申し上げます。

19番（渡 京一郎君） 奄美市としましては、初めに計画どおりの案が一番いいだろうというふうに受け止めてよろしいということですね。わかりました。その配田が丘の問題につきましても、8月8日の委員会に私も参加をしたんですが、委員の皆さんからもいろいろな意見が出たのも幹部のほうも出席していらっしやいましたので確認をされていると思いますが、奄美市としての意見は出さずに、あり方検討委員会の結果を見るということではよろしいですか。

市長（平田隆義君） 意見を言わずにということちょっと、先ほどから申し上げておりますように最初に示された案が一番いい案だということで我々は申し上げているということでございますので、その点は御理解いただきたいと思います。ただ、開削を止めて、真名津・久里までですか、ここを開削を止めてトンネル化という案も出たようでございます。これについては大きな変化はないものだと思います。掘削をしないでトンネルでルートが決定されれば、それはそれでいいのではないのかなという思いはいたしております。掘削をしようかというふうに至ったときの以前に、我々のほうの直接は担当じゃないですから、事業主じゃないですからなんですが、名瀬市としての意見としてはトンネル1本ということも検討をしたことがございます。当時議会から開削についての指摘もございました。配田が丘をなくするのか・しないのかという多くの問題が出まして、検討もさせてもらいました。多くの皆さんが現場まで足を運んで調査もさせていただいた。その中で、トンネル、この例にも示されておるように、トンネル化しますと数億円の予算増が見込まれるということもございまして、開削をするとコストが押えられるということなどもありまして開削を選んだといういきさつがございまして。そういった点で、配田が丘の山の開削になりますの

で、奄美小学校のほうに丘が残ります。当初この丘を名瀬市が削って移転対象の土地を宅地をという意見もございましたが、このことはもう止めたほうがいだろうと。そこは残しておいて子どもたちの遊び場の確保を図ったほうがいだろうということなども申し上げているところです。そういうようないろんなことを踏まえて、今回山を削るということの問題であろうと私は思います。示されたルートを見ますと、1本化のルートにしても、山を切らないで済ませないかという意見であろうと、考え方だろうと思いますので、そこらへんがこのおがみ山ルートにおいては検討の対象になるのではないのかなとこう思っております。

19番（渡 京一郎君） そうですね、ただいま市長が詳しい説明をされたんですけども、委員会でもいろんな案やら意見が出たわけですが、配田が丘に樹林をして緑を植えても緑が見えるのは20年はかかるとか、トンネルを1本化にすれば15億円の経費がかかるとか、いろんな話も意見も出ておりましたけれども、奄美市として本当に市民の方々が納得をし市民のためになるような計画を県としてもやっているようですけども、やはり奄美市として先ほどから市長が言われているようにいろんな角度から意見を聞いていただいて、納得のいく方向で落ち着くように、奄美市としても意見を言うべきところは意見を言って、またその状況を市民の皆様にもわかっていただくような努力をしていただきたいと思います。

先ほども申しましたけれども、事業が事業だけに150億円で済むのか、165億円で済むのか、そのへんの額が非常に大きいがために市民も注目をしていますし、また、この問題と港の埋立て、そして末広・港の整備事業というふうに市民の方が非常に錯覚を起こしておられる方もたくさんいるようでございますので、わかりやすく市民の皆様にも説明等を今後していただきたいと思います。

次に、同じような質問になりますけれども、名瀬港のマリントウン計画についてお伺いいたします。

名瀬港マリントウン計画は、一つ目に、三つのバース整備や漁場関連施設の集約、埋立て約9万平方メートルの用地確保など、1期・2期に分けて行う計画、二つ目に、2期計画は保留し、バース整備や約6万1,000平方メートルの土地確保を図り、1期計画のみを早期実現をする案、そして三つ目に、2期計画を保留し1期計画も縮小して約1万8,000平方メートルの土地を確保する案、その三つの案が今回示されました。これについても委員からいろいろな意見が出ましたけれども、県が示した三つの比較案について、奄美市としてどう受けておられるのか、お伺いをいたします。

市長（平田隆義君） 名瀬港のマリントウン計画についての答弁をいたしますが、まず理解していただきたいことは、この事業は県の工事において、県が名瀬港の改定計画を進めておる中の事業であるという前提だけは、まず御理解いただきたいと思います。その中で旧港の埋立てをするということは、その計画の中に示されているわけです。したがって、現在佐大熊から海上保安部の所まで完成しております、供用なっております臨港道路と通称言われている道路、それから新港と言われるバースの所から長浜地先の遊漁船船だまりの所までの道路、これを今言う商港区を埋め立ててつなぐということは、これは県のほうで示されている事業であります。したがって、そのことを前提としまして、奄美市としてこの事業の在り方について協力するというか、ともにできる方向はないかということで考えたことが、臨港道路の陸地側の埋立事業は、開発公社の責任においてやって分譲しようということで、県と提携をしておるということでもあります。

したがって、原則その方向で進んでおるわけですが、奄美市のまちづくり構想の中で漁港区も埋め立てた形で、長浜町・塩浜町・矢之脇、そして入舟町・港町ということで、土地の造成をすることによって奄美市の港町としての一体感が造成できるのではないかと御提言を申し上げているところです。したがって、今おっしゃるように第1期工事・第2期工事というような分け方になっておるわけでございます。

現在、私たちが申し上げておることは、漁港区の埋立てについては、漁協の移転問題が出てまいりますので、このことの投資が重なりますから、この案は大変難しかろうということで、したがって今回示されたこれは2案のほうの本港区の埋立てということをお願いを申し上げているところです。その中で一

番のポイントとしては、耐震バースを何とかして造っていただきたいということでお願いをしているわけです。したがって、三つのバースができるわけですが、今耐震バースを造るとなれば新港から旧港の突堤に向けた260メートルのバースを今予定しているわけです。そして、それによって商港区の全面が区切られますので、その背後と臨港道路の間については緑地として県が仕事をするわけですが、これは耐震バースを造った背後でございますので、緊急時の時に物資の置き場所と申しますか、仮置き場と言うか、そういう形で利用するということが緑地ということになっているわけです。

臨港道路の背後の開発公社の埋め立てる分については、その埋立てによって分譲をして、地域の土地利用を賄っていきたいとこういうことでございますので、我々としてもこの案についても、できれば1期工事を含めた案に何とかしてこぎつけたいとこう考えているところであります。

その他のことについては、また何か機会がありましたら御説明をいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

19番（渡 京一郎君） わかりましたけれども、私がこの計画案の図面を見ても思うんですが、1期工事で旧港だけを埋めれば、経費も1期・2期で65億円とみられているわけでございますので、1期だけをすれば経費のほうも半分以下の30億円となるわけですし、1期工事を計画どおりすれば湾岸道路、先ほど言われました湾岸道路も現在のできている分から埋立地を通して塩浜のほうに取り付けることができるわけでございますので、私も1期工事は是非ともしていただければなあと思っておりますのでございますが、問題は財政でございますので、やはり65億円が県の持ち出し、開発基金の持ち出しということになるんですけれども、65億円の事業費が30億円であればどうにかいけるのではないかなと思っておりますのでございますが、このへんもこの前の委員会で、1期工事して分譲すれば町が二分にして、せっかく末広・港を開発するのに、向こうの客が埋立地のほうに流れてしまって、かえって町を二分することになるのではないかという委員の意見もございました。そのへんも含めまして、中身をもう少し検討する必要があるのではないかと思っておりますのでございます。どうかそのへんも市民の皆様が大変関心を持っておられることは事実でございますので、是非市民の方々にももう少し納得のいくような説明等をする必要があるのではないかと思いますけれども、今後のこのマリンタウン事業とおがみ山ルート of 委員会も当然見守っていく必要がありますけれども、奄美市として市民の皆様方にももう少しわかりやすい説明等もしくはチラシ等を考えておられないのか、またする必要があると思っておられるのか。結論が出て県のほうからまた新聞等での報道を待っておられるのか。そのへんもちょっと入り込んでお伺いをしたいと思います。

市長（平田隆義君） 先ほども申し上げましたように、臨港道路の在り方というのは私は一番関心を持っているところです。その次に、耐震バースを建設していただくと。聞くところによると、この耐震バースというのは県下で初めてだそうでございますので、引き続いて今、新港でと言われている2バース、これも耐震化を図っていきたいということが県や国の方向でございます。地震多発地とありますから、バースが最後の島の人たちのよりどころになるという思いでございます。何とかこういう方向で進んでもらえればとこう思っているところです。

そこで、先のおがみ山ルートにもつながるところでありますので、おがみ山ルートから末広通りを通過して新港につながると、臨港道路を通過して新港につながると。このことは、旧住用村、そして宇検村、瀬戸内町の皆さん方にも、おがみ山ルートの促進と併せて、市としての考え方をお願いして多くの皆さんに署名もいただいたといういきさつもございます。そういった点では、私もこのことは十分に重く受け止めてまいりたいとこう思っているところです。

そこでなんですが、その臨港道路の陸地側の埋立事業についての御指摘の中で、もうちょっと説明を申し上げますと、埋立地だけを都市の再開発にするのではなくして、現在埋立ての完了して利用されている国有地の関係部分も払い下げをして一体的にまちづくりをしていこうということでもありますので、そのことも御理解を賜りたいとこのように思います。

そこで、この地域の活用方法ですが、私たちは度々ここはショッピングセンターが来るとか、それから

大規模小売店が来るとかいうことは決してございませんよということを申し上げておるところですが、今、議員も同じように、そこに中心市街地の商店街のお客さんが流れていくのではないかという御指摘がございましたが、私たちはこの地域は娯楽施設等のホテル用地とかあります。その中に公共施設の用地、それから住宅用地、そして流通関連用地というのがありますから、このことが誤解を生んだのかなとこう思ったりもしておるところですが、このことが気にもなっているところですが、用途地の指定を明確にしてこの地域の在り方をやっていきたいということですので、ここに全く小売店がなくなるということはないと思います。小さいとか小規模の個人の店がもしかしたら出てくるかもわかりませんが、大規模にそこを小売店を建設するとか、そういうことはあり得ないと私たちは考えておるところでございますので、御理解を賜りたいとこのように思います。

今後、この事業の市民へのPRが不足ということであれば、何らかの形で取り組まなきゃいけないところですが、これまでも市政だより等を通じて周知徹底を図ってきたつもりであります。今後また必要があるとすれば、対応を考えてまいりたいとこう思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

19番（渡 京一郎君） 了解しました。耐震化の問題、そして臨港道路の問題、そして緑地の問題と設計のほうは非常にいい設計ができておると思いますので、そのへんの配慮をびしゃっとしてやっていただきたいと思います。また、決定ではないわけでございますので、県の委員会のなりゆきも見守ってまいりたいとこのように思います。

次に移りたいと思います。

末広・港土地区画整理事業についてお伺いいたしますが、奄美市の推進は当然やっておるところでございますが、おがみ山バイパスや名瀬港のマリントウン計画の見直し等がもしあっても、末広・港については現在のとおりに推進を事業を全うするという考えなのか。マリントウン事業、そしておがみ山ルートの変更があるかないかを見極めて考え方を変わると申しますか、見直しがあり得るといふ考えか、そのへんの考えを市長のほうからお伺いをいたしたいと思っております。

建設部長（平 豊和君） 末広・港土地区画整理事業につきましては、本市が主体の事業でありますことから、奄美のまちづくりのあり方検討委員会の対象とはなっておりません。本事業は、本年2月に事業計画決定を受けまして、計画に基づき取り組んでいるところでございます。現在、用地先行取得を進めているところでありまして、今後とも計画どおり事業に取り組んでいく予定でございます。

また、末広・港地区の道路計画につきましても、海側については既設の臨港道路との取付けであり、山側につきましても現在末広通りとの交差点と接合する道路計画であるため、あり方検討委員会の対象となっております県事業の見直しの有無に対し、影響を受けるものではないと考えております。したがって、あり方検討委員会での結論にかかわらず、本事業は現在の計画どおり推進してまいりたいというふうと考えております。

19番（渡 京一郎君） 計画どおりに進められるということでございますが、この進め方についても市民の皆さんからいろいろな意見等を私たちも聞いているわけでございますが、その交渉の仕方、そして説明の仕方にどうしても納得がいかないという住民が結構おられるんですね。もうちょっと職員のその進め方に対してどうにかならないのかという意見もございまして。計画どおり進めるのであれば、やはり時間的にも余裕を持って相手の立場になっていただいでですね、反対している方も一人でも多くの皆さん方が納得をして協力をしてあげるといふような気持ちにするまで足を運んでいただいで、そして納得のいかない分については努力をして納得をさせるという、そういう気持ちを持って接触をすれば、必ずや反対だけでは済まさないという方もおられるようでございます。また、自分の所には1回しか来ていないけど向こうには何回も行っているとか細かい話も聞くわけでございますので、そのあたりを職員としても徹底して相手の気持ちになって、市民の立場になって行動をしていただきたいと思っておりますが、そのへんについてど

う考えていらっしゃるのかお伺いたします。

建設部長（平 豊和君） 議員御指摘のように、市民の立場に立って今後とも御理解をいただけますように説明もいたしたいというふうに考えております。

19番（渡 京一郎君） 当然整備事業でございますので、反対派の住民もいらっしゃれば推進派、賛成派の住民もおられるわけでございますので、職員の皆さんも大変ですけれども、市民の立場になって足を運んでいただきたいと思います。要望しておきたいと思っております。

次に、6番目に入りますが、道路改良事業赤木名工区についてお伺いたします。

県は、新聞報道によりますと、規模等には変更はないと発表しておりますけれども、計画と発注等の見直し、その後の状況についてお伺いをいたします。

建設部長（平 豊和君） 県が行います県道佐仁・赤木名線の赤木名工区の道路改築事業につきましては、平成15年度から年次的に用地買収及び家屋の移転補償を進めてきておりまして、平成18年度末の事業費ベースでの進捗率は、51パーセントに達しております。

県におきましては、平成19年度も引き続き用地買収や家屋等の補償を実施し、早急に事業効果を波及させたいとのことから、佐仁側の起点部分の用地買収を終了した区間及び里集落の交差点付近について、集中的に工事に着手し進捗を図りたいとのごでございますので、市といたしましても事業の推進を引き続き県へ要望してまいりたいというふうに考えております。

19番（渡 京一郎君） 説明はわかりましたけれども、赤木名の役場前も同じですけれども、ちょうど末広・港地区と同じようにばらばらにちょっと虎刈りのような状況になっておりますが、向こうも通学路になっておると思っております。あの赤木名のその町内の道路の発注予定とか、先ほど早急にという言葉がございましたけれども、その発注等の見直しについては現在全く決まっていなにかわからないですか。もしわかればお願いいたします。

建設部長（平 豊和君） 赤木名校区の中の道路の発注につきましては、県の事業でございます。

県と私どもが歩調を合わせてこれから進めてまいらなければなりません、今のところ工事の発注時期につきましてはまだ県のほうと確認ができておりません。

19番（渡 京一郎君） 県の発注ですので、発注時期はわからないということですが、そのへんもできるだけ奄美市が動いて、やっぱり奄美市民が、笠利地区の住民が安心して一日も早く通れる道路ができるように努力をしていただきたいと思います。

次に、各種行事についてお伺いたします。

先日新聞にも載っておりますけれども、来年から奄美市民体育大会を1本化でやるということで報道されておりましたけれども、検討委員会において決定するまでにどのような問題点等が出たのか、お聞かせをしていただきたいと思います。

教育部長（重田茂之君） 市民体育大会の平成20年度決定までにどのような問題点が出たかとの御質問でございますが、まず検討委員会開催の経過を説明させていただきますと、平成18年度に今後の旧3市町村が主催をするスポーツ行事についての方向性を決めるため、2回にわたってスポーツ行事検討委員会を開催いたしました。その検討委員会の中で、市民体育大会は平成20年度以降できるだけ早い時期に開催できる方向で検討していくというのが18年度の結論でございました。そしてまた今年度、新たに各地区校区のスポーツに係わる方々、各地区の監督さん、会長さん方を中心にして検討委員会の委員をお願いをして、これまで2回検討を行いまして、次のような問題点が提起をされました。

まず一つ、地区割をどうするか。2点目、地区の色をどうするか。3点目、第1回の開催場所をどうするか。4点目、開催の時期はいつか。5点目、開催要項に各地区の特色ある競技種目をどのように反映させていくかとの五つの問題点について協議をしていただきました。

御案内のとおり、名瀬運動公園陸上競技場及び太陽が丘運動公園陸上競技場のトラックのコースは、8コースしかございません。

まず、地区割につきましては、各地区の地区数、旧名瀬市は8地区、旧住用村は7地区、旧笠利町は8校区で、計23地区となり、このままではトラック競技は行うことはできませんので、名瀬地区を5ないし6地区への再編、住用地区を1地区、笠利地区を1ないし2地区にする必要が生じまして、この件を各地区へ持ち帰って検討していただきました。最終的には、名瀬地区を6地区、住用地区を1地区、笠利地区を1地区にするとの結論を得ています。

2番目の地区の色につきましては、名瀬地区が使用している地区の色をベースに、住用地区が橙色、笠利地区が赤色ということで決定をしております。

それから、三つ目の第1回目の開催場所につきましては、検討委員会でいろいろと御議論をいただきましたが、名瀬運動公園陸上競技場で開催する運びとなりました。

四つ目の開催時期につきましては、住用地区、笠利地区のスポーツ行事等勘案しまして、平成20年の11月の第2日曜日ということで決定をいたしました。

五つ目の開催要項についてですが、これが一番のこれから検討しなければならないことなんですが、各地区の特色ある種目を取り入れ、幼児からお年寄りまでが気楽に参加できるよう、これから事務局で原案を策定し、その次の検討委員会で提案することになっています。そういうことで今進んでおります。

19番（渡 京一郎君） 時間がございませんので、簡単にお尋ねをしたいと思います。

地区割やら種目等にいろいろ問題点があったのではないかと思いますけれども、やはり委員会でもそのような話し合いが持たれているようでございますが、私が申し上げたいのは、地区割についてなんですが、やはり人口的に見ても住用が1,900人弱なんですけれども、1回目は今回決定しておりますのでそれでやるしかないと思いますけれども、やはり将来的には住用地区と小湊地区と合併をさせていただいて、小湊・住用で1チームというふうにしていただければありがたいなという考えでございます。前笠利町のほうも6,000人以上人口があるわけですし、市内を割ってみてもやはり5,000~6,000人以上のチームになるわけでございますので、そのあたりも検討をしていただきたいと思いますし、また住用の場合は今までは体育大会じゃなくて体育祭だったものですから、年に一度の旧村民が一堂に集まって親睦を図るという意味で種目等にも配慮をしておりましたので、委員会でも種目等についても意見が出たようでございますので、そのへんの配慮もお願いをしておきたいと思っております。

次に、8番目のあやまる祭りや三太郎祭りについてでございますが、あやまる祭りについては同僚議員も御質問をいたしておりますので、三太郎祭りについて少しお伺いしたいと思います。

今年も、名瀬のほうで行われた奄美祭りは天気にも恵まれまして大成功でございましたけれども、笠利のほうと住用のほうは非常に天候に恵まれずに、職員の皆様も大変難儀をなされたことと思っております。また、住用の三太郎祭りについても、プログラムのほうも相撲にしても大分プログラムが減っているような気がいたします。今後の方向性として、その三太郎祭りについてどのように考えておられるのか。また、私たち地域としてはやはり名瀬・笠利までは行けない方々がたくさんおられるわけでございますので、規模は小さくてもやはり三太郎祭りとして計画をしていただきたいと思います。その方向性としてお伺いをいたしたいと思います。

産業振興部長（赤近善治君） 三太郎祭りについてでありますけれども、奄美市の方針としましては旧市町村の祭りにつきましては、現行のとおりそれぞれの地域で開催しようということとなっております。やはり各祭りは、先ほど渡議員のおっしゃるとおり、お子さん、お年寄りがすぐ楽しめる場所、地域ですというのが最もいいことだろうというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

19番（渡 京一郎君） 三太郎祭りについては、今後も現在のとおりに計画をされるということで理解してよろしいですか。その祭りについての準備作業と協力体制等についてなんですけれども、やはり祭りにも合併効果を出していただいて、住用の職員があやまる祭りに行ったこともない職員も結構おると思います。また笠利の職員が住用の三太郎祭りに参加したことがない職員がたくさんお互いにあると思いますけれども、先日の奄美祭りを見て、踊り連、パレード等を見ていましたけれども、笠利から本庁に来られた方、住用から本庁に来られた職員が一生懸命活動して交通整理もしていましたし、踊ってもおりましたが、ああいう姿が合併効果だろうなというふうに見ておりましたけれども、作業準備等で三太郎祭り、あやまる祭り等でそういうところが目に付かなかったわけですが、来年からの祭りに対してはやはり同じ奄美市の職員でございますので、協力体制をちゃんとしていただいて、少しでも市民が喜ぶような祭りをしていただきたいと思います。

時間もありませんが、最後になりましたので私の質問はこれで終わりですけれども、第3回定例会で最後の議会となりましたけれども、この場をお借りして、私たち旧住用村議会におられます師玉憲夫大先輩が9期36年間を務め上げておられますので、この場を借りまして後輩として敬意を表し、お疲れ様と申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。

議長（前田幸男君） 以上で、南風会 渡 京一郎君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前10時30分）

○

議長（前田幸男君） 再開いたします。（午前10時45分）

引き続き一般質問を行います。

次に、南風会 平川久嘉君の発言を許可いたします。

6番（平川久嘉君） 議場の皆様、奄美市民の皆様、おはようございます。南風会の平川久嘉です。平成19年第3回定例議会の一般質問初日、2番手の登壇です。よろしくお願ひいたします。

通告してあります3件について、質問を行いたいと思います。質問に先立ち2点ほど感じていることを述べたいと思います。

発生しました台風9号は、現在、小笠原諸島に進路を取っているようです。気になるころですが、今年はまだ台風による被害も奄美大島では発生していません。ごめんなさい。大いに関係あります。私申し上げようとしたのは、最初に基幹作物のサトウキビについてであります。大変住用のほうではがけ崩れ等ありまして、大きな被害がありまして、工事等手間取っているということをお先ほど聞いたところでありますが、申し訳ありませんでした。サトウキビについてということで申し上げたいと思います。基幹作物であるサトウキビの生育を、前回の台風4号は奄美大島の西方沖を通過し、基幹作物であるサトウキビの生育を促す恵みの雨をもたらしたのではないかと言われています。昨年の大干ばつがうそのように、この夏は、成長期のサトウキビにとっては「黄金の雨」と言われるほど各地にまとった雨が降り、この奄美大島では調査によると、昨年の同時期に比較してキビの長さが平均して21センチも伸びたと、株の数も多いとの喜ばしい結果が出ています。沿道に見える青々と生育のよいキビ畑を眺めては、その思いを強くするものです。

いよいよサトウキビ価格が今年から市場原理主義制に移行し、大規模経営、作付面積の拡大による生産量の拡大が叫ばれている大事な時期です。奄美の限られた耕地面積にあっては、反当たりの収穫量の増加は最も効果的で、努力目標でもあると思います。奄美の農業水産業は、自然との闘いで、この台風襲来は覚悟の農業経営ではありますが、残された台風シーズンが被害のない、むしろ適切な雨を伴う台風接近となり、品種の改良や土壌改良とあいまって好結果につながることを願ひ、厳しい市場原理主義制への移行が円滑に行われますことを祈っているものです。

2点目は、先月27日、夜に安倍改造内閣が発足し新体制の内閣が始動することです。先の参議院議員

選挙で政権与党の自民党が大敗し、その反省のもとに挙党態勢で構成されたとされる新内閣には、地方・都市格差是正、年金記録不備問題、教育再生、少子高齢化社会などの重要課題に正面から取り組んでもらい、国民の期待に応えてほしいと思っているものです。「美しい国日本」を掲げて国政に取り組んでおられる安倍内閣が、この地方の奄美にも地方分権、その政治に光をあててもらい、この奄美市が世界に誇れる、人と自然・文化が輝く、あるいは世界に誇れる、子どもたちに継承できる町になれるような政治であってほしいと思っております。

第1番目の質問は、上下水道整備事業についてです。

自然に囲まれた快適な暮らしのできるまちづくりを目指す奄美市は、生活基盤の整備が図られなければなりません。生活用水では簡易水道の普及、市街地整備による水道管の移設、老朽管の更新、水質の改善などが望まれます。環境汚染をする汚水、この汚水処理事業では公共下水道の整備、農業集落排水の整備や合併処理浄化槽設置奨励が急がれます。

質問に入ります。上下水道施設の老朽化が進み、補修整備の時期に来ていると言われていています。奄美市では、この補修整備が必要な事業など該当はないか伺います。

次からの質問は発言席で行います。

議長（前田幸男君） 当局の答弁を求めます。

建設部長（平 豊和君） 上水道及び下水道施設の老朽化が進み、補修整備の時期に来ているのではとのお尋ねでございますが、最初に上水道施設についてお答えいたします。

奄美市の水道施設につきましては、名瀬地区は上水道が平田浄水場の1か所、簡易水道が芦良地区ほか6か所、住用地区におきましては簡易水道が東城地区ほか4か所、笠利地区は簡易水道施設が第1東部地区・西部地区の2か所あり、それぞれの施設管理及び水質管理を行い、安全で安心して飲める水道水の供給に努めているところでございます。

施設の老朽化が進み、補修整備の時期に来ているのではとのお尋ねでございますが、名瀬地区におきましては平田浄水場が昭和30年に創設され、50年余りが経過していることから、平成21年度から施設の更新事業を計画しております。また、知名瀬地区と根瀬部地区の簡易水道は、昭和37年に創設され、45年が経過しておりますので、両簡易水道の統合整備事業を平成21年度から実施する予定であります。

住用地区におきましては、西仲間地区の簡易水道が昭和42年に創設され、40年が経過しております。役勝地区の簡易水道は、昭和44年に創設され38年が経過しておりますので、この際、水量の拡張を図るためにも両簡易水道の統合を図る計画でございます。地元住民の御理解と御協力が得られましたら、来年度から工事に着工し、24年度までには完成させたいと考えております。

笠利地区におきましては、西部地区簡易水道を平成18年度から統合再編推進事業を導入し、平成27年度完成を目指して整備中でございます。なお、来年度には奄美市の水道ビジョンを策定し、現状と将来の見通しを分析して、将来の整備計画及び施策を提示することになっておりますが、今後老朽化した施設等については、実施計画に従い年次的に事業の導入を図ってまいりたいと考えております。

次に、下水道施設についてお答えいたします。

下水道施設につきましては、平成18年度末現在、供用開始している処理場は公共下水道が2施設、農業集落排水が7施設であります。補修整備の対象となる施設というのは、建設からおおむね15年から20年を経過した施設と考えておまして、現在公共下水道でその対象となっている施設は名瀬終末処理場のみであります。本処理場は、現在、平成13年度から22年度までの10か年計画で改築更新事業を実施中でございます。

農業集落排水処理施設につきましては、名瀬総合支所の小湊処理場が建設から16年が経過しており、そろそろ補修整備の必要に迫られておりますので、平成22年度から実施したいと考えております。

なお、他の6施設につきましては、中長期的な整備計画の中で年次的に実施してまいりたいと考えております。

6番（平川久嘉君） ただいま上水道それから下水道について、あるいは農業集落排水事業等についての説明をいただき概要を理解することができました。老朽化の進んでいる平田地区の上水道ですけれども、これは修理とか計画とは別に漏水ですか、市民からの苦情とかそういう事案は発生していないかどうか、ちょっと伺いたいと思います。

建設部長（平 豊和君） 平田上水道につきましては、更新事業を平成21年度から現在の位置で施行する予定でございまして、水の運用を図りながら更新事業を実施していく予定でございます。

6番（平川久嘉君） 上水道に関連することですけれども、昨年の夏、笠利町では今までに例のない雨の降らない日が続き、渇水期が生活水準の断水を余儀なくするなど、対策を講じなければいけない事態が発生しました。行政の素早い対応が、大きな混乱を来すことなく適切に処置が取られたものと思います。住民にとって、普段気付かない水道水のありがたさを身をもって知らされ、行政サービスに対する感謝の気持ちも生じたものと思っております。また、同じような水不足の断水など現在のところありませんが、生活の基盤を脅かす事項でありますので、そのようなことが発生しないように願っているところであります。

そこで、笠利町に関しての質問でありますけれども、笠利町の西部地区簡易水道再編推進事業、先ほど西部地区と東部地区にあるとおっしゃいましたけれども、この西部地区整備事業を平成18年度より実施しているということですが、その進ちょく状況、今後の事業推進の計画、概要はお聞きしましたけれども、もうちょっと住民にもわかるように説明いただきたいと思います。

建設部長（平 豊和君） 笠利総合支所で施工中の西部地区簡易水道再編推進事業の進ちょく状況と今後の事業計画についてのお尋ねでございしますが、簡易水道再編整備事業西部地区は、佐仁・屋仁・赤木名・手花部・緑ヶ丘地区の5簡易水道事業を統合して、計画給水人口3,360人、計画給水量1日当たり1,684トンとして、平成17年3月に認可を受け、18年度から27年度までを計画年度として事業に着手しております。

整備内容といたしましては、宇津川砂防えん堤下流部における浄水場の新設、佐仁・屋仁・赤木名・手花部・緑ヶ丘地区の連絡管のふ設、各地区老朽配水管のふ設替え等でございます。18年度におきましては、佐仁地区から屋仁地区間の連絡管のふ設と赤木名・屋仁・佐仁のそれぞれの地区で老朽配水管のふ設替えを行っております。平成18年度末進ちょく率は、事業費ベースで4.1パーセントとなっております。

今後の施工計画でございますが、19年度と20年度におきましては、導水管ふ設、老朽管ふ設替え、新設浄水場から新設配水池までの送水管のふ設、新設配水池から屋仁・佐仁集落までの連絡管のふ設、新設配水池から赤木名集落間の連絡間のふ設等を計画しております。21年度から浄水場、配水池を年次的に整備し、供用開始に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

6番（平川久嘉君） 計画的に給水管の配管とか、あるいは年度を決めてそれぞれ事業を進めているというのはわかりました。実際にその給水とか取水の地域としては、西部地区のダム、これは数か所ございすけれども、その中で屋仁地区ですね。屋仁地区というか宇津川ですけれども、新しい砂防ダムということでもありますけれども、これが建設されました。その運用、そのへんのところを教えてくださいか。

建設部長（平 豊和君） 宇津川ダムの運用開始はいつかということの御質問でございしますが、先ほど今後の施工計画の中で申し上げましたが、21年度から浄水場、配水池等を年次的に整備いたしまして、24年から佐仁・屋仁・赤木名地区への一部供用開始を見込んでおります。

6番（平川久嘉君） わかりました。佐仁・屋仁・赤木名、西部地区この水源の水というのは供給できると。また、手花部とかあるいは喜瀬・打田原、あの辺も供給できるかどうか。

建設部長（平 豊和君） その他の地域につきましては、まず24年から先ほどの一部、佐仁・屋仁・赤木名地区の供用開始でございますが、順次整備をして供用開始ということでございます。

6番（平川久嘉君） 宇津川ダムのダム用水をそのように運用できると。もちろんほかのダム、赤木名・屋仁川沿いのダムも当然ですけれども、その用水を使用するということになると思いますが、そこで心配されることが二つあります。一つは、屋仁地区の方からの意見がこれはあるんですけれども、近くにターマンと言いますか、水田に匹敵するような、水の必要な所がありますが、それが枯渇するようなことはないのかどうかとか、そういう供給ができるのかどうかということ。それから、打田原とかにはまだいろいろ給水の仕方がありますけれども、前肥田付近のほうは何か配管する管の径が小さくて、なかなかいざ同時に使おうとかあるいは火事が起きた時などに放水をしようとした時になかなかその用を足さないという苦情も出ております。その二つの点について、対処できるような策があれば教えていただきたいと思っております。

建設部長（平 豊和君） 宇津ダムは、宇津川のみをせき止めてできているダムでございますが、屋仁川には従来どおり一番水量の多い鍋比川と上田川からの流入があります。また、ダムの貯水の状況を見て、河川維持のための維持放流も併せて行う計画でありますので、屋仁川の水量はさほど影響は受けないものと考えております。したがって、屋仁集落のターマン栽培に与える影響は少ないものというふうに考えております。

また、水圧の低い地域の改善を図る計画があるかということでございますが、西部地区の事業計画の中で各地区の老朽配水管のふ設替えを行う際に、現在の管径を見直し、管径を大きくすることによって水圧の改善を図る予定でございます。

6番（平川久嘉君） わかりました。先ほど住用地区のほうでは住用地区簡易水道事業統合計画、これ事業年度平成20年から24年、総事業費約5億円の経費で取り組んでいくというお話がありました。施設の老朽化などによる給水量や水質の不安定な役勝地区・西仲間地区の簡易水道事業を一つに統合して、総合的な施設整備を行い、水質と給水量の安定を図る計画が進められているということで喜んでおりますが、この西部地区水道事業についても同様に、水質のいい給水量の豊富な安定した供給ができるよう、お願いをしたいと。あるいは要望をいたします。

なお、昨年度の渇水時期に泥水が出たとか、あるいは給水される水質に塩素ですか、濃度等が基準の0.1を下回るのもあるとかいう話もちよっと聞いておりますけれども、まだ実際にそのデータ等は継続して取らないとわからないという状況でありますけれども、そのへんのことも含めてこの西部地区水道事業、推進できますこと、あるいは今言った苦情等についてもその管の不備事項に適切に対処できるよう要望して、次の質問に移りたいと思っております。

農業排水事業であります。同じく排水関係ですけれども、農業排水事業の現状と今後の計画を伺います。

建設部長（平 豊和君） 最初に農業集落排水事業の現状についてお答えいたします。

まず、名瀬総合支所管内では、小湊・根瀬部・芦良・名瀬勝・知名瀬の5地区の整備を終え、現在大川地区を整備中で、平成20年度完了予定であります。5地区の平均水洗化率は77.5パーセントとなっております。個別に見ますと、小湊地区が92.6パーセント、根瀬部地区が95.9パーセント、芦良地区が55.5パーセント、名瀬勝地区が68.0パーセント、知名瀬地区が62.9パーセントとなっております。

住用総合支所管内では、平成16年度から山間地区が供用開始しており、水洗化率は45.6パーセントとなっております。

笠利総合支所管内では、平成14年度から用地区が供用開始しておりまして、水洗化は89.4パーセントとなっております。また、笠利支所管内では、宇宿地区が平成15年度に事業を着手しておりまして、

平成21年度の完成を目指しております。

なお、奄美市全体の農業集落排水事業の水洗化率は、74.5パーセントとなっております。

次に、今後の整備計画についてお答えいたします。

本市におきましては、昨年度、奄美市污水处理施設整備構想を作成しまして、その中で住用総合支所管内では東城地区・西仲間石原地区の2地区、笠利総合支所管内では屋仁地区・佐仁地区・喜瀬地区・用安地区・節田地区の5地区、計7地区を中長期的な整備地区として位置付けております。

奄美市といたしましては、地域の方々の生活環境、地区集落の意見等を把握しまして、事業の合意形成を見定め、事業熟度の高い地区から実施したいと考えております。

なお、平成20年度には新規事業地区として屋仁地区を実施する予定であります。事業の概要といたしましては、区域面積7.78ヘクタール、計画処理人口270人、計画戸数104戸となっております。平成25年度までで事業完了の予定でございます。

6番（平川久嘉君） 公共事業予算の減少が言われる中で、予算の有効利用あるいは効率的な使用が言われております。今ありました下水道事業等について、あるいは先ほどの上水道でも同じでありますけれども、その限られた中で地域住民の生活の豊かさを実感できるように、速やかな計画的な事業の推進をよろしく願いをいたします。

なお、この予算の関係、その関連で当然だと思っておりますけれども、赤木名校区では道路拡張工事があります。それから、赤木名街なみ環境整備事業というのもこれ導入しようとして動いております。そのへんとの関係というか関連をよく押えて、連携した事業が行われることを要望いたします。できればその担当というか、その調整をする担当者なり部署を明確にして、無駄のないような効率的な事業が推進できますように要望いたします。

次に、教育行政についてであります。

奄美市は、地域の中で教え学ぶ教育文化のまちづくりを目指しています。奄美市の将来を支える大切な財産は子どもたちであり、その子どもたちを後継者として養成する教育は極めて大事であります。外海離島の奄美に住む者として本土との格差を考えると、経済、交通のほか大学のない教育環境は、大きな格差があると思っております。今や高校教育は、義務教育化するほどの進学率になっております。学校調査によりますと、国では97.7パーセント、県では98.4パーセントの数字を上げております。

奄美では、低所得者、一人当たりの所得200万円を下回る所得者の多くの親たちは、「せめて子どもだけは高校教育を受けさせなければ」と頑張っています。また、「子どもが更にその上の大学や専門学校を目指すのであれば、その夢をかなえてあげたい」と思っております。

鹿児島県の教育委員会は、高校再編計画で小規模校の統廃合を推進しています。奄美市の大島工業高校、大島北高は、小規模校として対象校となっております。

質問ですが、少子化の進む現実を踏まえ、大島高校・奄美高校を含めた奄美市としての高校の在り方を学科再編、均衡の取れた配置等、総合的な判断のもと地元の意見としてその構想を明確にすべき時期ではないかと。その方針を示すことはできないか伺います。もちろん、これは県の事業でありますので、県に地元としての意見が述べられるような構想を持つ必要があるのではないかとということで質問をいたします。

市長（平田 義君） 大変難しい問題がこの問題ではないのかなとこう思っておるところでございます。御承知のように、県のほうも高校、高等学校の再編基準を設けて要項に照らし合わせながら、私たちから見れば地域の実情とかいろんなことよりも、その要項に沿って物事を進めておるのかなとこう思わざるを得ない点もあるわけでございますが、今後の議員が指摘されておりますように、地域の高等教育の在り方、これは大変重要なことでございますので、私たちとしても真剣に取り組んでいかなければならないことだろうとこのように思っております。

この大島北高の存在は、旧笠利町だけの問題ではないという認識も当然持っているわけです。北大島地域の教育的見地からのみならず、地域のまちづくり・むらづくり、地域経済の活性化という視点からも大変重要な問題であります。昨年3月合併以来の奄美市の喫緊の重要課題としてとらえておるわけですが、

多くの皆さんの努力によって一応の状況を脱したという理解をしておるところでございますが、時代の大きな流れの中から見ると、まだまだ油断の許されない問題であろうとこのように思うところでございます。

議員のおっしゃる地域の奄美市の高校の在り方ということについての議論は、大変重要なことではないのかなとこう思っております。そういった点で、県のほうの教育長との考え方に若干の違いもございます。そういった点では大変学校の教科の数の問題、いわゆる教員の確保の問題ということなどが大きなポイントになってくるわけございまして、県の申し上げているような話をお伺いしますと、4学級から8学級の高校がやはり一番望ましい状況ではないのかという内容でございますが、このことが今申し上げておりますように教員の確保、学科の設置というんですかね、こういったことで話をされておるようございまして。その点も一理あることございまして、大事なことございまして、それやこれやを含めてということになろうと思っております。

話を戻しますが、この構想を私たちが先に構想を練って設定して提案をするということの在り方ですね。これが大変難しい微妙な問題を含んでおるのではないのかなという気がしてなりません。この再編の問題を我々が先頭に立ってやり出すと、我々に下駄を預けるような格好になってもこれはなかなか解決しない問題になってしまうんじゃないかなと。こういう思いがしておりますので、そこらへんは十分に県との連携を密にしながら、対応をしていかないといけないのではないのかなと。現時点ではそのように考えているところです。今後の学級の再編と申しますか、ということなどでいい方向が見出させるのかどうか。ここらへんも大きな課題でございますので、これらを十分に慎重にやはり見極めながら取り組みたいと。

ただし、地域の住民には十分にそのことを理解していただかないといけないという点も含んでおるのではないのかなとこう思っております。そういった点では、このことは市内にございます北高、工業高校、奄美高校、大島高校含んでのことございまして。そういうことでの対応の中で、大島北高等学校教育振興協議会というのを北高の皆さん、地域の皆さんが結成して取り組んでおられることは大変意義のある重要なことではないのかなと私は思っております。こういったことなどを通して今後の問題の解決にあたっていきたいとこう考えておりますので、どうぞいろいろと知恵を貸していただければとこう思っております。よろしくお願いいたします。

6番（平川久嘉君） この奄美市での高校の在り方というのは極めて難しい状況判断を強いられるということはわかりましたし、またそれを是非やってもらわないといけないと。いずれ募集停止とか、あるいは学級減とかいう県の指示を受けてから、いやこれは待ってというようなお話であっては、何か結局は県の計画に沿って奄美市の高校が整理をされていくとか、あるいは連合されていくという状態になるのではないかと心配をしているところであります。これもこの前というか、8月28日に県教育委員会が奄美市の高校の状況等に関する説明会をこの文化センターで行いました。その時に私もたまたま学校の同窓会の関係で参加をさせていただきましたので、その内容も十分聞いております。そこに同席された教育委員会のほうもおられると思いますけれども、重田部長、もしおられたらその時の学校の教育委員会の説明は大方大きくはここで言う「活力ある鹿児島活力ある高校づくり」ということで、その内容の説明に終始していたような感じがいたしますけれども、また言われました1学年4学級から8学級が望ましい高校の姿だというようなことで、その利点がよく述べられましたけれども、私としてはそこでどっちかという小規模校、これからの教育というのは、あるいはそういう学校が必要じゃないかという方向でその良さなるものを説明してほしいと。何かそういうのを遡上に上げていろいろ説明してほしいというような要望などもあり、あるいは40人学級というのは結局国の示した学校の施設の基準に示した、もちろん予算とか関係もあろうかもしれませんが、県でもある県では30人学級を、もちろん鹿児島県の小学校のほうではやっていますけれども、高校だってそういう方向でいいんじゃないかと意見を堂々と述べてもいいんじゃないかという気もするんですけども、そのへんのところなどを話したところもあるんですけども、そういう関係で会に参加された教育委員会の参加者の方がおられたら、御感想をお聞かせいただきたいと思っております。

教育部長（重田茂之君） この間の説明会は、合併してすぐ県の教育委員会の責任者の方が市長室に訪れまして、その時に大島北高につきまして、それから工業高校も危ないということで、どうしますかというふうに来られましたので、市長のほうから「いきなりそういうことを申し込まれても困る」と。やはり高校関係者、それから小学校・中学校の御父母の方々にも説明をすべきじゃないですかということで、そのことを踏まえての奄美市における高校の在り方についての県のほうの説明会ということでございまして、細かく小規模校の良さとかそういったことではございません。これは7月に予定をしていましたんですが、県の教育委員会の都合もございまして、8月の後半に延びたということでございまして、多くの市民の皆さん方に子どもたちが少なくなっている状況の中で、奄美市の高校の在り方について、県のほうで一般的な説明を申し上げるといのがこの間の説明会だと認識をしております。

6番（平川久嘉君） 重田教育部長も参加されていていろいろ聞かれた感想を今述べられましたけれども、その趣旨とかそのへんのところは急きょだったということもわかりましたけれども、内容として私が一番感じたのは、あの説明をもって実績と言いますか、理解を得られたということになってどんどん進められると、これは奄美の高校にとっては悲しいことだというふうに思っております。奄美市になりまして、広域になりまして、どちらかと一体化を求めるところ、あるいは奄美市が将来に向かって発展していこうとするときに、その高校、地元根をというか足をしっかりつけた学校、まして同じ合併をしたと言いますか、笠利の学校というのはものすごく生徒たちの教育を受ける機会を、高校というのは一つしかないんですけどもそういう機会を奪うことになる。それ、なくなりますとですね。あるいは名瀬だけに集中しますと、中学校終わって、先ほど言いましたように100パーセントに近い、学校に行かせなくちゃという親御さんたちは、いやがおうでも黙っていても名瀬に行かせなくちゃいけないとかということになります。逆にこの交流を図って一体感を図るためには、名瀬地区からどんどんこっちに来られるようなこういう交通体系を作るとか、あるいは新しい学校を作って向こうにも行きたいような学校ができるよとか、支援をするとかいうような活性化と言いますかね、先ほど言った教育の機会均等もありますけれども、それこそ将来の設計を持った学校の在り方を是非考えていってほしいというのを思います。

今、出ましたけど、大体同じようなことになろうかと思っておりますけれども、2番目の質問です。北部大島唯一の大島北高に対する通学補助、部活動補助等、学校の魅力化、地域の活性化に成果を上げております。教育の機会均等、地域の活性化など合併の効果として今後も継続できますか、伺います。

市長（平田隆義君） 少し言葉が足りなかったのかなとも思いますが、この間説明会で現段階では再編計画はないと。現段階という言葉がありますから、ここが十分に受け止めなきゃならない課題だということでもあります。したがって、この大島北高校教育振興協議会がこれをどう受け止めるかということになると思います。そういう意味において、何がじゃ北高校に必要なかということもみんなで知恵を出し合って対応していかなければいけないのではないのかということも申し上げたかったことです。今の質問については教育委員会のほうで対応させますが、とにかくどういう方向を持っていくかということで、この協議会を中心にまずは行政ももちろんタイアップという形になるわけですが、取組方をしていただけるかと思うので、御理解賜りたいと思います。

教育部長（重田茂之君） 大島北高校の存続につきましては、昨年から実施をしております笠利地区のむらおこし座談会でも、すべての座談会において大島北高の存続についての要望がなされ、笠利地区の人々の大島北高に寄せる熱い思いを強く感じております。

大島北高校が地域経済に及ぼす1年間の経済効果は2億5,000万円と試算をされ、大島北高の存続は奄美市にとりましても重要課題であると認識をしております。したがって、財政的な支援、いわゆる通学補助とか部活に対する助成、こういったものにつきましても今後の状況を見ながら、市長部局と十分に検討を重ね配慮してまいりたいとこのように考えております。

6番（平川久嘉君） わかりました。配慮していただけるということに対して、ありがたく思って受け止めたいと思います。

ここに再編の計画ですけれども、鹿児島の高校再編の計画の骨子ですけれども、計画内容は2004年、平成16年度から2010年、平成22年度までの7年間に公立高校82校を65校程度に減らすというもので、再編の実施状況は第一弾は2004年、出水地域の3校、阿久根・阿久根農校・長島、それと薩摩地域2校の再編ですね。それから、第二弾は2005年度、これは北種子島地域2校、種子島・種子島実業、それから徳之島地域ですね、徳之島と徳之島農高、皆さん御承知のとおりでありますけれども、第三弾は始良地区2校、牧園・栗野高校。これは協議不十分とかいろいろありまして1年遅らせておりますけれども、そういう計画で推進をされております。

先ほどの説明会で現段階はとおっしゃいましたし、あるいは来年はそういうことはないと言い切っております。ただ、それをうのみにして安心していること自体はずっとできないと。常にそのへんのところは何度も言いますように行政のほうでも、地域の努力も去ることながら、ある程度方針を決めて構想を練って対処していかないと、どんどん計画に乗って進んでいくのではないかと心配をしておりますので、よろしく願いいたします。

何分、まずは北高の生徒たちがいきいきとしてそれぞれのクラブ活動にしる勉強にしる、あるいは地域の環境美化、そういうのも県から表彰されるほどの活躍をしております。人員対、あるいは生徒数対活動、野球部にしる1チームある野球部、どちらも1チームであります。その比率からすれば、それこそ生徒がいきいきとして学べる素晴らしい学校であると。そういう学校は奄美に、奄美だから残せるという気持ちで取り組んでいただきたいというふうに思っております。

次に移ります。地域振興観光事業であります。

奄美市の地域の特性ある振興、観光事業に接続する一集落1ブランドの事業があります。この認定に向けての申請内容というか、それぞれこういうのが上がっていますというのが新聞に公表されております。その公表までの経緯と認定及び認定後の施策を伺います。

企画部長（塩崎博成君） それでは、一集落1ブランドの認定に向けての申請内容とその経緯と認定後の施策ということでございますけれども、まず委員の構成から申し上げますと、副市長を委員長に、集落や地区の実情に明るい駐在委員会や囑託委員会、町内会、自治会連合会の代表者や、さらには体験型観光を実践されている観光産業関連の委員のほか、行政の担当部長と14名で推進委員会を設置がされております。

それから、その委員会の中でどのような意見などが出されたかということでございますけれども、これは他集落や他ブランドとの連携であるとか、あるいはまたブランドを活用したイベントの開催、さらにはまた効果的なPR活動を求める声などが出されております。

それから、認定にあたってのチェック項目と言うんですかね、どういう形で採点をするかということにつきましては、まず1点目に消費者ニーズとのマッチ、さらに事業化の可能性、計画性、活動状況、申請者の熱意、アイデアの5項目を基準とされております。それから、15集落一地区1団体から21のブランドが申請をされたわけでございますが、奄美市の中には58集落4地区、62の集落がございますけれども、その中の約3分の1の集落が申請が出されているわけでございます。その中におきまして、申請が出されなかった集落も当然3分の2の集落、地区等がございますけれども、その地区等についても今後認定をされた集落の活動等をモデルケースとしまして、今後さらなる申請につながっていくのではないかとというような期待も持っているところでございます。

それから認定後の対応あるいは行政の役割につきましてでございますけれども、認定をされた集落におきましてはその集落、あるいは地区の中でブランド活用の推進協議会を組織をしていただくこととなります。ブランドの活用方策を支援をするために、集落担当職員、これは4名ずつを配置をする予定でございますけれども配置をしまして、集落に対する人的あるいはまた知的支援を図ってまいりたいということと、認定をされたブランドにつきましては集落ホームページの開設であるとか、あるいはまた広報活動を推進していきながら、ブランドマークの設置や集落ブランド紹介の冊子などの作成も行っていきたい

というようなことをございます。

公表の内容等につきましては、認定をしたブランドの公表については、広報奄美市だよりや奄美市のホームページなどを通して公表をいたしていきたいということでございます。

これらを踏まえまして、地域振興、観光振興に向けての普及策、対策という部分につきましては、先ほど申し上げました財団法人の地域活性化センターの助成事業を導入をし、集落看板の設置であるとか集落ホームページの開設を予定をいたしておりますし、集落看板につきましては周遊観光を行っている個人観光客などから要望が高い部分もございます。また、ホームページにつきましては、集落の生の情報を提供をしながら本土在住の奄美出身者との架け橋となることが期待され、時宜を得たものではなかったのかと感じているところでございます。

したがいまして、申し上げましたこれらの事業の連携や体験型観光の受入窓口の検討を図るとともに、ブランドを活用したモニターツアーの開催など、また地域の皆様の熱意とアイデアを十分に発揮できるような形で支援をしていければというふうに考えております。

6番（平川久嘉君） 選定の委員あるいは経緯ということで概要わかりました。その3分の2ほどまだ出ていないというお話なんですけれども、奄美市全体を見ますと、私ここで発表されている内容をちょっと拾いましたけれども、名瀬のほうで2件それから住用で2件、あとは笠利がほとんどやっているようなんですけれども、その笠利でも同じ八月踊りとかいっぱいあるんですね、やっぱり。本当に何をしたいかというのともう一つは、今まであるやつだからこれでいいんじゃないかと、これでいこうというのも多分出ていると思います。そういうのをまだ探せばあるというのが、この島の良さというのはずっと住んでいる方はわからなくて、Iターン者とか外部から来られた方とかUターンで来られた方とかよくわかるんですけど、本当に宝になるんだとかブランドになるんだというところまでいかないのではないかと、それをどうやってわからせていただけるかと。その努力もまだ必要かなと思っているんですよ。名瀬などもいっぱいあるじゃないですかというふうなところを、おがみ山でも登ってという、そこでも何とかできるんじゃないですかとか、立神でもとかというふうな話もできるんじゃないかなと思うんですけど、もう一つはですね、それを認定をしブランドマークとかとおっしゃいますけれども、これまた大変なことだと思えますね。さっき言ったように、ある程度包括的な地域的な連絡するような内容できちっとしないと、ポツンポツンとやっても、いっぱいやってもですね、それなりということになったりしてしまうんじゃないかなとちょっと心配します。そのへんのところも是非考えていただきたいなというふうに思います。

確かに、自然がいっぱいとか文化がいっぱいの奄美ではなかなかいいアイデアであって、地域の活性化、これ観光にも十分につながる話でありますので、推し進めていただきたいと。実のある、もっと知恵を出してやっていただきたいというのがあります。

その一つにというか、その一つにと私申し上げたんですが、皆既日食の件、ちょっと質問入れてありますけれども、この具体的な事業の計画、進ちょく状況、これはなかなかいい機会だと思うので、これにひっかけてというか関連付けて宝物を逆につくってもいいんじゃないかと。その要素をまとめてつくってもいいんじゃないかという考えがあります。それでここに上げて質問しております。そのへんの計画、お願いいたします。

企画部長（塩崎博成君） 次に、皆既日食についてでございますけれども、議員も御承知のとおり、平成21年の7月22日に今世紀最大と言われる皆既日食がパキスタンの南端に始まり、インドから中国の上海付近を経て東シナ海へ出現をし、トカラ列島付近を通り太平洋上で終わるということを言われております。奄美市におきましては、北部の笠利崎あるいはあやまる岬で3分前後の皆既日食が見込まれております。それで本市が平成18年度に内閣府の事業で実施をいたしました来訪者予測等調査におきまして、4万人近い方々が種子島・屋久島・奄美大島に訪れるだろうという報告が出されております。その対応策といたしまして、本市におきましては本年度中にあやまる園地内にあるトイレ、来年度に更にまたもう1か所のトイレの改修であるとか多目的広場などの整備を図りながら対応を講じてまいるということで取組を

いたしているところでございます。

このようなことでいろいろとPR、周知もしながらですね、やっぱり皆既日食に向けてのその地域での雰囲気の高まりというの必要ではないかと思えますし、そういうことから駐在員会であるとかあるいは広報紙などを通じまして周知を図っていくとともに、市役所のホームページの登載に取り組んでまいりたいと考えております。

6番（平川久嘉君） わかりました。是非その計画で取り組んでいただきたいと思います。

一つ提案であります。北部奄美観光拠点施設整備基本計画、立派なのが出来上がっております。奄美人が守り育てた聖地の活用、19年3月に製本をいただきました。その中に、奄美十景の一つであるあやまる岬ですね。永続的に保存活用する共有財産として整備すると。皆既日食のメイン会場として活用すると。観光拠点に必要な要素いろいろありますけども、奄美の市の花ですね。テイチギとハイビスカス道路を1キロぐらい造って、ああ、あそこでやったって印象に残るような事業などはできないですか。もちろん観光地を整備をしてトイレとかキャンプとかできるような所も必要でありますけれども、あ、あの時やったと。125年に1回しか大体同じ地域では見れないそうでありますから、統計ではですね。そういう千載一遇のチャンスを思い切って事業化していただきたいと思います。これで私の一般質問を終わります。

議長（前田幸男君） 以上で、南風会 平川久嘉君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前11時45分）

○

議長（前田幸男君） 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。公明党 肥後笑子君の発言を許可いたします。

15番（肥後笑子君） 市民の皆様、議場の皆様、こんにちは。公明党の肥後笑子です。平成19年第3回定例会におきまして、一般質問いたします。質問の前に少々所感を述べさせていただきます。

さて、今年8月は全国的に猛暑に見舞われ、岐阜県の高岡市や埼玉県熊谷では40.9度を記録し、最高気温が74年ぶりに更新され、国民に衝撃を与えました。新聞報道によると、日本では1990年度以降最高気温が35度を超える日が急増したということです。これまで気象庁は、暑さを表わすのに最高気温が25度以上の日を夏日、最高気温が30度以上の日を真夏日、また最低気温が25度以上の夜を熱帯夜という用語を使ってきたが、今年4月から最高気温が35度以上の日を表わす用語として、猛暑日が加わったとあります。奄美でも35.8度を観測するなど、一時猛暑が続きましたが、今やっと朝夕はしのぎやすくなりました。これらの現象も地球温暖化の影響と言われており、同じ地球に生きている者として無関心ではいられないことです。この件につきましては、あとで触れたいと思います。残暑もまだまだ続きます。市民の皆様全員、健康管理に気を付けて乗り越えていきたいものです。

昨年夏は、台風の襲来がなく雨が降らず、特に笠利町は水不足で須野ダムの貯水量も底をつき、時間制限給水やスプリンクラーの制限等もあり、大変苦労いたしました。今年は早々と7月14日に台風4号が奄美地方全域を暴風域に巻き込み、奄美各地に被害をもたらしました。知名町では、高潮で漁船が横転、床上浸水もあり、また知名町と与論町では住家の損壊、奄美名瀬では床下浸水や道路のかん水、農業関係でも一部サトウキビの折損や倒伏の被害などが発生しました。笠利町用安では、護岸堤の一部が崩壊し、周辺の道路も被害を受け、通行止めになっています。

7月15日には、公明党奄美ティダ委員会、参議院議員の引友和夫議員が被害調査で現場視察をいたしました。心強く思いました。関係機関と連絡を取られて、一日も早く復旧作業が行われることを望みます。では、通告に従って順次質問いたします。

1点目、道路整備について。1、県道佐仁・赤木名線の赤木名工区の道路改良工事が進み、歩道の付いた広い道路ができつつありますが、その現状と今後の見通しについて伺います。

次の質問からは発言席にて行います。

建設部長（平 豊和君） 県が行います県道佐仁・赤木名線の赤木名工区の道路改築事業につきましては、平成15年度から年次的に用地買収及び家屋の移転補償を進めており、平成18年度末で用地買収24件、補償物件30件が完了し、進捗率は事業費ベースで51パーセントとのことでございます。道路の規格につきましては、幅員が14メートルで両側に3.5メートルの歩道を計画し、歩行者の安全性の向上に努めるとのことでございます。

平成19年度の事業といたしましては、引き続き用地買収や家屋等の補償を実施するとともに、早急に事業効果を波及させたいとのことから、佐仁側の起点部分の用地買収が終了した区間及び里集落の交差点付近について、集中的に工事に着手し進捗を図りたいとのことでございます。

事業の完了年度につきましては、当初計画では平成21年度としておりますが、厳しい財政事情の折、延長になる可能性もあるとのことです。引き続き事業の推進を県に要望してまいりたいと考えております。

15番（肥後笑子君） ただいまの答弁で理解できましたが、8月12日の地元新聞の一面に、「奄美市笠利町の道路改良事業竣工のめど立たず」との見出しに驚きました。赤木名地区の道路は、小学校・中学校・大島北高生の通学道路でもあり、病院・役場・商店街と街の中心地で住民の主要道路でもあります。道幅が狭く、歩行者を守るガードレールや歩道もなく、大変危険で歩行者は車道の端を歩かねばならない状態でした。笠利町議時代にも道路拡幅の推進を提案し、やっと着工できたのです。予定どおり一日も早く完成して、安心・安全な生活ができることが地域住民の切なる願いですが、県の財政への急激な負担軽減のため、公共工事全般で事業費の単年度計上額を圧縮し、事業期間を長期化するための事業竣工年度のめどが立たないとなると、工事に関係する住民は不安になってきます。佐仁側からと国道に接する里側の両方からの家屋移転や改築が進められているようであるが、用地買収等は計画どおりに進んでいるか。また、早く買収を進めてほしいとの意見もあるが、そういう方々を先に買収はできないか、お伺いします。

建設部長（平 豊和君） 用地買収の進捗につきましては、年次的に県から市が業務の委託を受けて代行買収を進めておりますが、計画的に業務を完了しております。県の赤木名工区の事業の進め方につきましては、早急に事業効果を波及させるために起点側からと交差点側から集中的に工事に着手したいとのことでございます。中間地点の地権者につきましては、年次計画に沿って県から直接用地のお願いに伺いたいとのことでございますので、奄美市といたしましても引き続き事業推進に協力してまいりたいと考えております。

15番（肥後笑子君） よくわかりました。県ともよく話し合いをされ、できる限り計画どおりに実行されることを望みます。

次に、市道手花部・打田原線の前肥田港臨海道路改良工事の現状と完成までの見通しについてお伺いたします。

建設部長（平 豊和君） 市道手花部・打田原線の手花部から前肥田間につきましては、赤木名港前肥田地区の港湾事業の一環で、臨港道路として整備を進めているところであります。当港から国道に至る道路は通学路で、幅員が狭い上、歩道の整備もなく、大型車両の通行もあり、道路の安全対策が求められているところでもあります。このようなことから、平成15年度に臨港道路として車道幅員6.75メートル、片側歩道幅員2.5メートル、総幅員9.25メートルの規格で総延長約1,300メートルの整備に着手してございまして、18年度末の進捗率は事業費ベースで35パーセントとなっております。

今年度の事業といたしましては、護岸工を完了させ国道側から一部舗装工事を実施する計画でございます。なお、本事業は当初計画の平成22年度完了を目指し、地域の方々の御理解をいただきながら今後も推進を図ってまいりたいと考えております。

15番（肥後笑子君） 理解できました。この道路は前肥田港の臨海道路として大島産業の海の玄関口として大変重要な道路で、ここに入出入りする石油タンクローリー、セメント運搬車、生コン車、荷役の車、空港タンクローリー、アスファルト用材運搬車、肥料等の農業資材運搬車、建設建築用材等の運搬、チップの搬入、砂糖製品の搬出、それに一般、個人の商用車等ひっきりなしに利用しておりますが、道路幅が狭く歩道もなく、道路にはたくさんの凸凹もあり、この凸凹を避けるために車は中央をはみ出すことも度々であり、対向車や通行する住民の皆さんは大変危険でした。特に通学の子どもたちは、車を避けるため草やぶに逃げ込むこともあり、とても危険との声が多くあり、父兄が送っていくことも度々だと聞いております。この道路整備につきましては、地域の住民の切実な訴えがあり、7年前、私が笠利町議として初めての一般質問で取り上げた問題で、ようやく着工されほっとしているところです。が、予算等につきまして予定どおりに行われているのでしょうか、お伺いいたします。

建設部長（平 豊和君） ただいまの臨港道路の件につきましても、現在のところ予算の実施計画どおりに事業を進めております。

15番（肥後笑子君） 全国的にも国の財政も、また奄美市としても緊縮財政の中ではありますが、計画どおりに実行され、子どもたちも安心して通学できるよう一日も早く完成できるよう要請いたします。

次、2点目、農業振興について。1. 新制度の品目別経営安定政策について。①19年度より導入される品目別経営安定策の仕組みについてお伺いいたします。また、組み入れられる農作物の種類と奄美市における品目別経営安定策が適用される作物は何か。また、政府の目指すこの法律の導入目的をどのように理解しておられるか、お伺いいたします。

産業振興部長（赤近善治君） まず新しい制度の仕組みという御質問でありますけれども、これまでは最低生産価格というのが決められておりました。それプラスいわゆる調整資金プラス税金から財源となります対策費ということで、最低生産価格がちなみに2万110円、それからいわゆる対策費が360円という金額でしたけれども、19年産からはこの制度が変わりまして、いわゆる市場価格の分、これを生産者のほうと糖業者が分配するという市場原理による部分ですね。それと、あとは標準生産者価格からこの市場価格を引いた分をいわゆる交付金として生産者に交付するという仕組みになっております。ただし3年間はこの生産者分の市場価格の分は3,983円というふうに決められておりますし、交付金につきましても1万6,490円、合計しますと2万473円と、トン当たりですね、そういったふうに制度が変わってきております。

あと御質問の国の目的ということですが、若干答弁が長くなるかもしれませんが御了承をよろしくお願いをいたします。国におきましては、新たな制度の基本的な枠組みとしましては、1点目に輸入糖と国内産糖とのコスト格差の是正とこれに要する財源の確保を図る現行の糖価調整制度、この枠組みは維持しようということでございます。そして、甘味資源作物の生産から砂糖の製造までの各段階におけるコストの削減を進めてまいりたいと。そういったことによりまして、国民負担を軽減するというのが第1点目でございます。

2点目には、甘味資源作物の最低生産価格を廃止しようとする。市場の需給事情を反映した取引価格が形成される制度に移行することにより、需要に応じた生産を促進すると。これが2点目でございます。

3点目が、輸入糖と国内産糖のバランスを確保する仕組みを導入することにより、近年悪化しております糖価調整金の収支を改善するとしております。

それが現在の国の新しい制度の目的というふうになっております。

15番（肥後笑子君） 少しは理解できましたけれども、まだちょっと理解できないこともございますが、奄美市内各地区では全キビ作農家救済のために管理組合の設立が進められているようですが、奄美市全体で順調に進んでいるのか。その取組状況についてお伺いいたします。

管理組合ができたとしても、補助金の申請、作物の代金の受渡し、作業委託、業者への手配、代金の支払い等事務量も多くなり、その運営費を農家が負担するとなると実質農家は減収になります。本当にこれでやっていけるのかどうか、お伺いいたします。

産業振興部長（赤近善治君） お尋ねのサトウキビ管理組合の取組状況でございますけれども、現在、笠利地区におきましては3組合が設立しております。宇宿地区サトウキビ管理組合、それから節田校区ハーベスター活性化組合、それから屋仁校区のサトウキビ管理組合でございます。その組織の形態や運営方法につきましては、地域の実情に即した形態を取っているため、取組方についてもそれぞれの方法で取り組んでいるということでございます。

なお、この制度が平成19年産から始まったばかりでありまして、戸惑いも多いことから、7月に行われた収穫面積の最終申告から収穫作業の取りまとめなど、実際の作業に向けた研修会を行っているところでありますが、今後とも管理組合のスムーズな運営が図られますよう関係機関との連携のもと、バックアップしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、サトウキビ管理組合の結成がありましたけれども、事務量や運営費が増えることは考えられます。その経費につきましては、組合員である生産者、いわゆる農家が負担するというふうになるというふうに思いますけれども、先ほども申しましたとおり、3組合あるいは地域によって組織の規模や形態、運営方式が異なっておりますので、組合によってはばらつきが出るものだというふうに考えております。

15番（肥後笑子君） キビ作農家にとりましては、キビの代金の支払いが今までどおりにできるのかが一番心配です。キビ代金の生産が今までと違って、キビ代金、政府補助金に分けられるとのことで、キビ代金、補助金の概算払い、製糖終了後の清算払いの3回に分けられるとか聞きますが、1トン当たり約4,000円のキビ代は2～3日後に通帳に振り込まれるとのことであるが、ハーベスター作業の委託の場合は1トン当たり5,800円は現状ではまず支払わなければならないが、その金額にもならない。残りは概算払いを待つことになるが、これではキビ作農家は生活できません。

一つ、何か行政の立場で今までどおりの代金の支払いが受けられるような手立てはできないか。また、できるとすれば、継続的にできるのか。

そしてもう一つは、地元新聞によると奄美熊毛糖業労働組合連合会が学習会を開き、国が打ち出す集落営農は離島の実情に合わないとし、異業種からの参入を促す特区申請などの地域提案を呼びかけたとありましたが、そのことについてはどう考えられているのか、お伺います。

産業振興部長（赤近善治君） これまではおっしゃるとおり、早目に各生産者の口座に振り込まれたということで、御心配はごもっとものことだというふうに思っています。

新しい制度に伴いまして、支払いの制度が大きく変わっております。御指摘のとおり生産者が製糖会社にキビを出荷いたしますと、四日以内には一括して生産者の口座に振り込まれておりました。これが、平成19年産のサトウキビからは製糖会社からは原料代としてトン当たり御指摘の4,000円ですね。3,983円になりますが、これが入金されることになります。あとの残りの代金につきましては、独立行政法人であります農畜産業振興機構から支払うこととなりますけれども、この申請には十日分ごとを取りまとめて申請するということとなりますために、実際の出荷から口座に振り込まれるまでは二十日間程度要することになります。また、これも議員御指摘のとおり、交付金額の8割相当分を概算払いをしまして、残りの2割相当分につきましては、製糖終了後2か月以内ということになっておりまして、非常に遅れるということになりますけれども、奄美農協では生産者の利便を図るため、立替払いを行い、出荷しましてから四日以内には生産者の口座に振り込むこととしておりまして、これも理事会で決定されております。この制度も今後継続していくものだというふうに伺っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それから、2点目の御質問ですけれども、新聞に私も見させていただきましたけれども、この特区の記事の内容ですけれども、離島で集落営農につきましては離島の実情に合わないとしまして、異業種からの参入を

促すと。こういった特区という提案でありましたけども、奄美市ではこの新制度に移行するためにもういち早く先ほどの三つの組合、その中にはいわゆる建設業者のような方も入っております。こういった新しい制度改革に対応できる組合を既に作って新制度に対応できるというふうに思っておりますので、この特区構想につきましては、十分今後推移を見てまいりたいというふうに考えております。

15番（肥後笑子君） よくわかりました。高齢化で零細農家も多いキビ作農家を見捨てることなく、生活できるように、行政の支援また国や県への働きかけをよろしく願いいたします。

次に、団塊の世代のIターン・Uターン者が増えています。島内に住んでいる人々の中でも、輸入食品や輸入野菜の状況を見れば本当に不安だらけで安心できない、安心して食べられる野菜作りを自分でやってみたい、でも土作りやら肥料のやり方、また薬の使い方など全然わからないので、そういう研修の場がほしいとの意見があります。就農しやすいような基礎講座等の研修方法は考えられないか。また、本格的な就農を希望される方には、どのような研修制度があるのかお伺いいたします。

産業振興部長（赤近善治君） お答え申し上げます。

団塊の世代のIターン・Uターン者や新しく農業を始めたい方々への就農しやすいようないわゆる基礎講座等の研修方法についてでございますけども、以前よりこのような要望が高まっていたことから、昨年度本市農業研修センターの研修生の講義の一環としまして、一般の方の受講も募集しまして、農業基礎講座を開設いたしました。24品目にわたる栽培技術等を10回に分けて講義をしたところでございます。笠利・住用からの参加者を含め延べ320人の方が受講をされまして、好評を得たところでございます。

今年度は、国のソフト事業、これは担い手アクションサポート事業であります。これを活用しまして基礎講座の資料印刷や現地研修用教材製作等を行う予定にしております、これを活用しまして更に充実した基礎講座を開講する計画であります。

また、グループ単位での現地での野菜栽培相談会等も随時受け付けて開催しておりますので、このようなことを本市の広報紙、現在9月の広報紙でも案内してありますけども、さらにはホームページ等で市民へ周知を図りたいというふうに考えているところでございます。

あと2点目の本格的な農業を目指す人の研修施設とその入所の関係でありますけども、研修施設につきましては奄美市におきまして奄美農業研修センターと奄美市笠利営農支援センターの2か所がございます。奄美市農業研修センターの入所資格につきましては、義務教育を終了しまして研修後本市において農業に従事できる者で、Iターン者の場合はおおむね45歳までの既婚者、地元の方々は45歳までの者、研修を受けるための十分な資金のある者というふうになっております。定員につきましては、施設と露地のコースを受講希望する者は2名以内、露地コースの方はこれも2名以内というふうになっております。それから、奄美市笠利営農支援センターの入所資格につきましては、農業を職業として選択し、かつ施設園芸を希望する者で、自主的努力を基本に自立経営農家を目指した就農意欲が高いと認められた者でございます。条件としましては奄美市に住所を有し、研修後も本市において引き続き農業に従事できる普通自動車運転免許を有する者、それから年齢の件につきましては18歳から55歳以下の健康な者というふうになっております。あと細かいのがありますが、それは省かせていただきます。奄美市笠利営農支援センターの定員につきましては4名というふうになっております。

15番（肥後笑子君） はい、よくわかりました。奄美市の所得を向上させるためにはどうすべきか。企業誘致もありましょう。また、いろんな産業を興すことも考えられます。しかし、時間やお金がかかり過ぎてすぐには結果を出せないと思います。旧笠利町は、農業基幹産業として位置付けて振興が図られてきました。キビの増産もあり、タンカンやパッションフルーツ、マンゴー等の果実の生産も年々増えているようですが、奄美中央青果の地場産の状況は、半分にも満たないと聞いております。島内消費分の農作物も生産されていないこととなります。まだまだ地場産の安全食材の増産に力を入れるべきではないかと思っております。また、笠利町などの広大な農地では、キビ作でなければ活用できないでしょうが、1年に1回の

収入また2年に一度の収穫では、キビ作農家の生活は大変です。永良部の花き栽培、また先日の新聞には徳之島のバレイショの販売額が10億円を達成したとありました。輸送園芸においても奄美市の農家と行政がもっと知恵を出し合い、話し合っただけで人材育成に、また生産品目の選定等に努力し、儲かる農業の振興に頑張っていたらいいと思います。農業所得の向上こそ島おこしの大切な点ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

産業振興部長（赤近善治君） 今、肥後議員が述べられた正にそのとおりじゃないかというふうに思っています。今の御意見を参考にしながら、今後の農業振興に努めてまいりたいというふうに考えております。

15番（肥後笑子君） よろしくお願いたします。

3点目、心の健康について。

全国では自殺者が交通事故死亡者よりも多いとの報道がある。原因としてもいろいろなことがあると思いますが、多重債務とかうつ病とかもその一つではないかと思えます。最近はとくにうつ病の方も増えていると言われておりますが、どこに相談に行ったらいいのか悩んでいる方もおります。奄美市における現状をどう把握され対応されているのか、お伺いたします。

市民福祉部長（伊東鉄郎君） それでは答弁いたします。

心の健康についてということでの質問でございますが、日本の自殺死亡者につきましては、警察署によりますと平成9年度までは2万5,000人前後で推移をしておりました。平成10年に一挙に3万人を超えまして以後、8年連続3万人台が続いております。平成17年の鹿児島県衛生統計年報によりますと、県全体の自殺死亡者は交通事故死亡者の約2.5倍の458人となっております。このうち奄美市の自殺死亡者は12人となっております。また全国の死亡者は、3万2,552人となっております。人口10万人当たりの自殺者数を示す自殺率では、全国では25.5、鹿児島県は26.1、奄美市は24.5となっております。自殺の原因、動機につきましては、高齢者では健康問題が多くを占めている一方、40代から50歳代では仕事・生活・経済問題が多いようでございます。

国におきましては、自殺対策基本法が昨年成立したことを受けまして、今年度、自殺減少に向けた総合施策「自殺総合対策大綱」をまとめまして、平成28年度までに自殺者を20パーセント以上減らす目標を掲げております。自殺者を減らすためには、うつ病対策や多重債務の問題に積極的に取り組むなど、官民の多方面にわたる連携が必要と考えております。

県におきましては、うつ病対策といたしまして、各保健所に「こころとからだの相談窓口」を設置いたしまして常時保健師が対応いたしております。

奄美市におきましては、市民課市民生活係におきまして、多重債務の問題に積極的に取り組んでおります。弁護士や司法書士の御協力をいただくとともに、庁内の健康増進課や福祉政策課とも連携を図りながら有効な解決を図っているところでございます。これまでもうつ病対策等で悩む方たちや御家族が気軽に相談していただけるよう、市民の広報紙への掲載などを行ってまいりましたが、今後も様々な機会をとらえまして周知徹底に努めてまいりますとともに、関係機関、庁内各課とも一層連携を密にしながら取り組んでまいりたいと考えております。

なお、福祉政策課におきまして、塩浜町にございます地域活動支援センター「ゆらい」という所がございまして、これは障害者自立支援法に基づきます福祉サービス施設でございまして、この施設に業務委託をして運営をしておりますが、障害者が安心して地域で生活していくために相談支援・創作的活動支援・交流活動の支援などの委託事業も行っているところでございます。

15番（肥後笑子君） よく理解できました。全国で年間3万人もの方が自らの命を落とされるとは本当に心が痛み、残念に思います。何とか救う方法はなかったのでしょうか。普通健康診断では、コレステロール値やメタボリック症候群など肉体的健康ばかりを問題にしがちですが、心の健康をケアする対策も必要ではないでしょうか。また、心と体は密接な関係にあります。心をケアすることで肉体的健康対策にも

つながるのではないのでしょうか。抑うつの治療が、慢性疾患の病気の回復にも役立つということも研究からわかっているようです。日本の死因で多いのは、がんと心臓病だそうです。どちらもうつ傾向の強い人に多いそうです。うつ傾向を治せば、がんや心臓病の患者が減る。そこから日本の医療費の削減に取り組むこともできるとある本に書いてございました。

また、ある精神科医のお話ですが、個人の意識レベルで言えば、やはり悩みがあれば誰かに相談することが大事である。人に頼ることに抵抗を持たないで、つらい時には誰かに頼っていいのだ。自殺をする人も多くの場合は、一人で解決しようとして誰にも助けを求めていない。それに本当にうつ病などの心の病の時は、当然ながら専門医の診断を受け薬を飲むことが一番回復する。風をひいた時には年間800万件もタミフルを処方する一方で、うつ病になって医者にかかる人は年間70万人しかいない。これは異常なことで、調子が悪かったら病院に行くという当たり前の意識を本人が持てないのでしたら、周囲が気付かってあげないといけない。心の病は風邪と同じで、誰でもかかる可能性はあるものだし、同時に適切な治療で回復するものであるからと精神科医は語っております。

2002年に行われた厚生労働省の調査によると、日本人が一生の間うつ病にかかる割合は6.5パーセントと報告されています。約15人に一人が発病する可能性があることになるが、最近では10人に一人くらいに増えているとも言われております。早期発見・早期治療が最も大切だと言われているのですが、初期の症状を見つけるためのパンフレットなどを作成して配布してもらえたらと思うのですが、いかがでしょうか。

市民福祉部長（伊東鉄郎君） パンフレットの件でのお尋ねでございますが、現在、健康増進課におきまして、うつ病は病気であるという内容の説明とうつ病の方々への接し方、それとか対応の仕方、そういった内容のパンフレットが常備してございまして、窓口を訪れる市民に対しまして配布をいたしておりますが、今後市民の訪問件数を確認しながらパンフレット等を増刷してまいりたいと思っております。よろしくお願いたします。

15番（肥後笑子君） 家族の中に患者さんがいたら、家族中が不安で心配は尽きません。うつ病になったからといって人生が終わるわけではありません。寄り道、回り道をするくらいの気持ちで向き合っただけだったらと思います。いくらでもやり直しはきくのですからという精神科医のアドバイスもありました。身体は健康面だけでなく心の健康増進にも相談窓口を増やしたり、パンフレットの作成や研修会を開いたり予算を取り入れられて、市民が明るく楽しく働き生活できるようサポートいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

市民福祉部長（伊東鉄郎君） 確かにうつ病については心の病でございますので、周りの方々のサポートが大変重要でございます。今後保健師とか関係担当者とともに、うつ病に悩む方々とかいろいろうつ病にかかりやすいいろいろな病気がございますので、そういう方々が早期に発見をして早期に治療ができますように対策を検討してまいりたいと思います。

15番（肥後笑子君） ありがとうございます。では、4点目、環境保全について。

先ほども申し上げましたが、今年8月国内2か所で最高気温40.9度を記録し、最高気温が74年ぶりに更新されました。ある新聞に、東京大学生産技術研究所の山本良一教授のお話が載っておりました。「地球温暖化は進行しているので、最高気温は今後も更新されていくだろう。温暖化は加速している。20世紀の100年間の温暖化と比べて、ここ30年間の温暖化のスピードは3倍くらい早くなっている。今回の酷暑は想定範囲内の現象で、日本だけではなく例えばギリシャでは45度を超える酷暑が続いた結果、森林火災が起きた」とありました。

専門家によるこの問題に対するいろいろな研究と地球人に向けた警鐘がなされている中、私たちも少しでも意識を高めていくために何らかの行動を起こすべきだと思います。奄美市として何か取組がなされて

いるのか、お伺いいたします。

市民福祉部長（伊東鉄郎君） 奄美市におきます地球温暖化に対する取組でございますが、合併前の旧名瀬市の取組でありますけれども、一応紹介いたします。平成10年11月に名瀬市役所ほか関係機関エコライフオフィス推進本部を設置いたしまして、合併後につきましては奄美市と名称を変えて行政活動に伴う環境負荷を提言し、省資源・省エネルギーを図る目的で、節電、ごみの減量、資源ごみのリサイクルの推進などの活動を行っているところでございます。

また、平成15年度には二酸化炭素排出削減に対する普及啓発を図る目的で、名瀬市地球温暖化防止普及啓発事業を実施いたしております。これは環境省の助成事業で、具体的な活動といたしましては、環境フェア、シンポジウムの開催、地球温暖化防止副読本、リーフレットを作成をいたして全世帯に配布いたしました。それと、環境教育推進ビデオ、DVDの学校や自治会への貸出しも行っております。また、地元新聞社と連携をいたしました市民への啓発活動、それと市公用車に地球温暖化防止のデザインを塗装するなどの事業を行ってきたところでございます。そして、平成17年7月からはリサイクル推進、地球温暖化防止などを目的にアルミ缶と一升びんをリサイクル資源といたしまして活用している地域通貨「エコマネー事業」も行っているところでございます。

奄美市としましての温暖化対策といたしましては、庁内のクーラー運転時間の設定、9時から夕方4時半までです。それから庁舎電灯の設置箇所の削減、昼食時間等の消灯の徹底、これは1階の窓口は除きますけれども、地下とか2階以上が行っております。それと駐停車時におけるアイドリングストップ、それと職員ができるだけエレベーターを使用しないように呼びかける活動も行っております。また、平日時間外、土曜・日曜・祝祭日のエレベーターの1基の停止、ノーカーデー、ノー残業デーの週1回金曜日の実施、クールビズ期間、5月1日から10月31日まででございますが、その実施ですね。設定です。それと、冷房温度の28度設定などを行っているところでございます。

また、今年度は地球温暖化対策の推進に関する法律の第21条で都道府県および市町村は自らの事務事業に関しまして、地球温暖化の要因である温室効果ガスの排出削減のための実行計画を策定し公表しなければならないとされていることから、実行計画の策定作業に現在取り組んでいるところでございます。今後とも地球温暖化防止対策に行政が率先して取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解方をよろしく願いいたします。

15番（肥後笑子君） よくわかりました。地球温暖化の防止には、各家庭からのCO²排出削減が焦点の一つになっております。現在国では、一人一日1キログラムのCO²削減を目標とした国民運動を展開しているが、これを応援する協賛企業がぞくぞくと名乗りを挙げているようです。日常生活の中で実践しようと思う項目をまとめた私のチャレンジ宣言カードを持参し、多種多様な特典を提供するという取組もなされております。これは環境省のホームページの特設サイトで取扱われているようです。家庭で日常生活の中で実践しているCO²削減といたしましては、シャワーの使用時間を一日1分短かくするとか、古いエアコンを省エネルギータイプに買い替えるとか、加速の少ない運転をするとか、ごみの分別徹底をハイプラスチックをリサイクルとか、テレビを見ない時は消すなどなどいろいろあるようです。市民の皆様にも是非各家庭でできるCO²削減について周知徹底していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

また、クリーンエネルギーの太陽熱温水器の普及によるCO²削減の効果も大きいと思います。現在、下水道未整備地区における合併槽の補助のように、太陽熱温水器設置普及への意味において、支援等は考えられないかお伺いいたします。

市民福祉部長（伊東鉄郎君） それでは、答弁いたします。

地球温暖化防止の一般家庭への普及啓発の取組についてでございますが、毎月の奄美市だよりですね。今月にも載せてありますが、この中に省エネ豆知識シリーズのコラムを設けておりまして、省エネ及びリ

サイクル等の取組を行っております。今月号は今発行したばかりですが、「ガスコンロを上手に使うって省エネに取り組みよう」、今月号で29シリーズを発行しておりますので、毎月掲載しておりますので御参考をお願いいたします。

また、単独事業ではございますけれども、平成18年度に奄美エコマネー事業一周年記念イベントを開催いたしました。マイバックやいろいろな風呂敷の包み方を展示、それと環境ビデオの放送などを行いました。会員の拡大を図り市民への普及啓発に努めたところでございます。今後とも地球温暖化防止につきましては、一人ひとりの心がけ、取組が大変大切だと考えております。今、御紹介いただきました私のチャレンジ宣言ですね。このチャレンジ宣言の内容の紹介を含めまして市民への普及啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

それと太陽熱温水器購入に係る市からの助成についてでございますが、地球温暖化防止の普及啓発につながると期待はできますけれども、現在の大変厳しい財政状況でございますので、今後先進地調査などを行い、今後の研究課題とさせていただきたいと考えております。

なお、建物を新築とか改修工事の際には住宅金融公庫の融資制度も省エネルギー化工事に対してございますので、御活用方をお願いしたいと思います。

15番（肥後笑子君） よくわかりました。全国的には温暖化防止策に対する取組がいろいろなされている市町村もたくさんございます。我が市でも市民の健康と地球を守る取組を始める時期が来ていると思います。担当職員を配置するなどして取り組んでいただきたいと思います。行政の更なる努力をお願いいたします。

最後に、私事ではございますが、平成12年笠利町議会議員初当選させていただき、5年半笠利町議として、また合併後は奄美市の市議会議員として仕事をさせていただきました。特に主婦の立場から子育て・福祉・教育問題等に取り組ませていただきましたが、今限りで議員生活を終えることになりました。御支援くださった支持者の皆様方をはじめ行政の皆様方、そして同僚議員の皆様にお世話になり、本当にありがとうございました。この場をお借りいたしまして心からお礼と感謝を申し上げます。

公明党の議員として活動できましたことは本当に誇りであり、皆様の御支援のお陰だと感謝の気持ちでいっぱいでございます。今後は一市民として子育て支援や介護支援やら、私のできる範囲で奄美市の住みよく明るいまちづくりに協力してまいりたいと思います。本当にありがとうございました。これで私の一般質問を終わります。

議長（前田幸男君） 以上で、公明党 肥後笑子君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午後2時21分）



議長（前田幸男君） 再開いたします。（午後2時35分）

引き続き一般質問を行います。無所属 栄 勝正君の発言を許可いたします。

23番（栄 勝正君） 市民の皆様、こんにちは。無所属の栄 勝正です。質問に入る前に、ちょっとだけ所見を申し上げたいと思います。

去る7月の台風4号の接近で、家屋や農作物などに被害を受けられた市民の皆様にご心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈りいたします。なお、当局におかれましては、被害が発生した時は見聞や確認するのみでなく、相談者には納得のいく対策を強くお願いするものであります。

さて、私は、11年前の平成8年、市民のどんなに小さな声や社会的に弱い人の声を市政に反映という信念から市議選に立候補いたしました。以来3期11年間、多くの市民の御支持・御支援のお陰様で当選させていただきました。その恩に報いるべく、本会議や委員会ではありとあらゆる諸問題を提案し質問してまいりました。これからも初心を忘れるべからず、是は是、非は非、信念のもと微力ながら残された期間、全力で頑張る所存でございます。市民の皆様方の変わらぬ御支持・御支援を心からお願いいたします。

す。

また、私はこの度、奄美の人たちに長く親しまれた自由連合という政党名で活動してまいりましたが、一身上の都合で6月議会をもって構成した6名の議員は、解散することになりました。私は無所属になっても自由連合会派同様、何も変わりなく頑張る所存でございますので、よろしく願いいたします。

さて、歴史的な合併をして早1年半が経過しようとしていますが、何が変わったのか、一体感は達成されつつあるのか。合併前とあまり変わらないというのが実情じゃないでしょうか。一日も早く一体感が達成でき、市政発展のため全力で取り組まれるよう、市長に強く望むものであります。

さて、本市の現状を見ますと、毎年毎年減りつづける大島紬、国や県・本市の財政悪化による公共工事の削減などで悲鳴をあげている公共工事に関する会社・事業所、担い手不足の農家、官民一体となっておりとあらゆる施策で取り組んでいる観光業ではあるが、なかなか一年を通じて成果が上がらないのが実情ではないでしょうか。その他、ありとあらゆる産業が売上減などによる先行不安、一方、市民生活に目を移しますと、負担増で苦しんでいる年金生活者、基本給やボーナスカットに悩まされている中堅サラリーマン、増える一方の生活保護者、ますます多くなっている市街地の空き店や空き室、さら地など、このような状況。市長はどのように認識し、どのように対応していかれようとしているのか、具体的にお聞かせください。次の質問からは発言席にて行います。

市長（平田隆義君） 栄議員も議員生活を送られて11年目、あの若々しかった11年前、経験を積まれた充実した11年、今後も御精進されてますます頑張ってくださいとこのように願っております。

栄議員の質問であります現在の奄美市の経済・産業の状況ということでございますが、少し時間もいただいてまとめたので、共通認識ができればと思っておりますので、お許しをいただきたいと思っております。

まず、産業全般を考えたときに、この10年間の統計で見ると限りにおいては、奄美群島の総生産額は平成8年度以降、直近調査年度である平成16年度と比較しまして減少傾向にあることは間違いございません。生産額では約2パーセントの減、50億円の縮小という数字が出ております。この主な要因は、申すまでもなく建設業、公共事業の減少が大きく響いているのではないかと考えておるところです。16年度と18年度を比較しますと、約170億円の落ち込みということでもありますから、その数字の多さが御理解できるのではないのかなどこのように思います。

一方、奄美市の総生産額は平成8年度以降、右肩上がりの伸びはみせております。このことは、平成16年度で比べてみますと、約3パーセント、約40億円の増となっております。ただし、ここ数年の推移を見てみますと、横ばいながら若干の減少という状況であります。伸び悩みの主な要因は、奄美群島と同様に建設業のいわゆる公共事業の落ち込みも一つであろうと思っておりますし、大島紬の第二次産業の減少が大きく影響しているのではないかとこのように認識をいたしております。

一方、第三次産業の成長が著しく全体を押し上げて大きな要素になっております。第三次産業の部門別で申し上げますと、特に観光それからサービス業、あるいは福祉医療部門、最近ではIT関係などのサービス産業の成長が大きく影響しております。サービス産業で16年度と8年度比較で42億円のプラスになっております。建設業が47億円、製造業が16億円の減ということでもあります。第三次産業は、都市部の成長産業部門とも言えると思っております。群島の落ち込みに対して、本市がわずかではあります成長を維持しているのはこうしたサービス産業分野の成長によってカバーされているのではないかなどこのように思うところであります。

御指摘のとおり、こうした産業の現状に対して、市民が豊かな暮らしを享受しているのか。生活状況はどうか。こういった点で多くの皆さんから心配事や悩み事が聞かれるということでもありますので、こういう点がどう対応すべきかという点も大きなポイントになるのではないかなどこのように思っているところであります。先般、地元紙で生活保護率の上昇との報道がありました。本市の場合は年々増加傾向にありまして、特に高齢者と障害者の増加が目立ちます。全体の85パーセントを占めるという現状であります。高齢化が進む中で、所得の低い人たちが増加していくということも予想されます。ただ、以前と大きく変

わかりますことは、先般、国民年金の給付が300億円という数字が出ておりましたが、以前はこういう年金を受給するという人たちが大変少のうございまして、生活の不安定が大きかったのではないのかなどこのように思います。こういった点では社会保障制度の充実というか、満足ではないがある程度浸透してきているのではないかということでもあります。こういった点で、今後のこういった地方都市における市民の生活の対応の仕方ということを十分配慮していかなきゃならないだろうとこのように思うところであります。生産、分配、消費という経済活動の循環を考えますと、やはり市内の産業生産額を伸ばすことが市民所得の増加につながることでございますので、当然なことではありますが、産業規模の拡大ということに取り組んでいくことが重要課題であると認識をいたしております。

現在の主な取組状況でございますが、これまで答弁させていただきましてように、特にIT関連産業の育成という点ではコールセンターの誘致などである程度の成果を得てきましたし、その他のIT関連の職場も拡張傾向にございますので、この点の対応をより一層進めていかなければならないとこのように思います。今後、離島としての不利益性を克服するこの情報通信産業の振興という点では、長年の市政の大きな柱でございます。今後とも議員の皆さんの御指導方をお願いいたしたいと思っております。

また、公共事業の縮小という点では本市の経済に大きな影響を与えておりますが、建設業の新分野への進出支援など雇用のセーフティーネット対策と申しますか、こういった点の取組が求められているのではないかなどこのように思います。今後20年度の期限切れを待っております奄振事業であります。奄振法の延長に大きな課題が残っているのではないかなどこのように思っておりますので、公共事業も一応の下支えするんだということと併せて、この整備された社会資本をいかに活用して産業を興していくかということだろうとこのように思っております。今後の取組にも御指導賜りますようによろしくお願いいたします。

23番（榮 勝正君） 私は、11年前からこのような立場にいるわけでございます。そして、いろいろな人のよく相談も受けます。11年前と本当にこの奄美市、この名瀬の市街地が疲弊したなど認識をいたしております。今、市長が述べたようにいろいろな要素もあろうかと思っております。大島紬の減産、あるいは公共工事の削減などによることなどいろいろあると思っておりますけれども、それにやはり、またそういうことであれば次に代わるものをやはり市長は先頭に立って取り組むべきだと思っております。今述べましたようにIT産業の誘致、コールセンターなどの具体的にありましたけれども、今後ともますますその分野は広がるだろうと私は思っております。

この間もテレビを見ていますと、日本の大手の企業の事務・経理・人事などのそういう業務を中国がもうやっている、中国に委託をさせているというようなことでありますので、私は夢ではないと思っております。その点をこの奄美でできないのかなど思ったりもしておりますので、このIT産業にはやっぱりそういう情報収集をして積極的に産業の育成に努めてもらいたいと思っております。また、農業や観光のことはあとで関連しますので、この産業育成のことはあとと関連しますのでお聞きしたいと思っておりますが、是非与論町もこの間新聞を見ていたら、あの離れ島の小さな島でもいろいろな企業を誘致しているという新聞記事も載っておりましたので、この奄美はやはり飛行機の利便といい船の利便といい与論町よりかはいいんじゃないかなど思っておりますので、市長自らIT産業そしてその他の産業にも誘致に全力で情報収集して取り組んでもらいたいと思っております。決意はいかがですか。

市長（平田隆義君） そのとおり頑張ります。

23番（榮 勝正君） 是非頑張ってもらいたいと思っております。では、次の一集落1ブランド事業ということでお聞きしたいと思っております。

午前中も同僚議員からありまして、大方はわかりました。一集落1ブランド、これも大きないろんな観光業やいろいろなものに対する起爆剤になるだろうと私も思っておりまして、いいことだなと去年からずっと思っております。そして一日も早く一集落1ブランドが確立・認定されることを願っておりましたけれども、

この度、今はっきりは認定はしていないわけですよ。17地域から21ブランドが上がっているというのを聞き、大変喜んで一人でもあります。

そこで伺いますが、こういう一集落1ブランドが認定されましたら、やはりこれを生かすにはどうするかということで大事なことじゃないかなと思っております。一集落1ブランドをただ集落の前に大きな看板を掲げて周知するというだけでは、何の効果も表れないんじゃないかなと思っております。そこで今後のこのブランド認定された後が大きな私は問題だろうと思っています。それでお聞きしたいんですけども、今後ブランドが認定されましたらどのようにこのブランドを活用して運用していこうとしているのか、まず聞きたいと思います。

企画部長（塩崎博成君） 本市が推進をしております重点施策、一集落1ブランド事業についての御質問にお答えをいたしますが、まず今後の運用活用についてでございますけれども、一集落1ブランド事業の今後の運用方法については、認定を受けた集落などにおいて、ブランド活用推進協議会という組織をそれぞれの集落で組織立てをしていただくとともに、行政からも集落担当職員を配置をし、協働による運用体制の構築を図ってまいります。

また、ブランドの活用方法につきまして、集落申請等からは観光客の要望に応える形での体験メニューの提供や集落における後継者育成に寄与する勉強会の開催などの提案もされております。認定を受けた集落等のアイデアを最大限に発揮できるよう、集落におけるブランド活用推進協議会と担当職員のネットワーク強化を図り進めてまいりたいと考えております。

23番（栄 勝正君） ブランド活用推進協議会ですか、そういうのを立ち上げて担当職員とでやるということなんですけれども、例えばいろいろありますけれども食材あるいは観光地的な、あるいは八月踊り、無形文化財ですか、こういうものもありますけれども、推進協ができて急に今日10名ぐらいで佐仁の八月踊りが見たいというようなときにその体制ができるのかなど。人を集めたり、あるいはいろいろありますけれども、1か月・2か月前から予約されたのだったらそれはできるでしょうけれども、やはりこの頃は団体客よりも少人数の家族とかいろいろそういう小さな友だち連れとかが多いわけですので、ここに大きな看板が八月踊りと。じゃ八月踊り今日見たいという、具体的にすぐどういう対応をしようとしているのか。この推進協議会がどのように機能しているのか、もうちょっと詳しく説明してください。

企画部長（塩崎博成君） 議員御指摘のとおり、今日来て今日ですすぐそういう踊りを見せてくださいという部分では確かに対応でき得ない部分もあろうかと思っております。それで、集落の体制のイメージとしましては先ほど申しましたように、集落ブランドの活用推進協議会というのを設置、立ち上げをしていただきますけれども、その中には駐在員さんあるいは囑託員さん、あるいはブランド世話人、生産者、先ほどの踊りの場合なら演技者であるとか所有者などが構成員という形で、それぞれのブランドの方向性、取組、そういう部分のイメージという部分をつくっていただくこととなります。そこに協働作業という形で集落の担当職員を4名ほど配置をする予定にいたしております。それぞれのブランド、集落に対しまして。その職員は企画立案の担当の方であるとか、あるいはブランドのPR・ホームページの更新、あるいはブランドの活用支援の担当、ブランドというような形で集落と行政が連携をしながらそのブランドの価値観を高め、そしてまた地域力の活性化につなげていこうという形で取組を予定をいたしております。

23番（栄 勝正君） わかったようでわからないような答弁なんですけれども、例えばターマンという認定をされました。ターマンが何ですかと。食材ですよ。食べたいと言うんだったら、ターマンの時期だけあるのか。あるいは年中通じて冷蔵庫とか冷凍庫に保管して、いつでも食べられる状態にあるのか。あるいはどこに行けば食べられるのか。やはりそういうような情報は徹底的にしないと、やはり大きな看板を掲げて、もうさっきのイロハにもなりますけれども、そういうホームページとかいろいろなところに周知徹底しているわけですので、ただ評判倒れみたいに行っても何もない。あるいは1週間後しかできないとか、あるいは1年に1回しか食べられないとか、そういうことでは効用がないんじゃないかなと思いますので、

どのような方法で本当に効果が出るのかなど。例えば食材など、私は心配をいたしております。そしてまた、この高倉とかいろいろ泉、湧水とかありますけども、本当に1年中、高倉は1年中ありますけども、湧水が本当に1年中いつでもきれいな水が出て、あるいは飲めるのか飲めないのかですね。そういう方面もやはり整備をしてもらいたいと思いますけども、認定にあたっては本当に集落民と話し合っ、1年中ある程度の体制・対応ができるような、集落が対応ができるような体制にするべきだと思いますけれども、いかがですか。

企画部長（塩崎博成君） 先ほどのそのブランドですね。ターマンがまずいつでもあるのかと。そういう部分についてはやっぱりその時期でなければならないのかなという感じはしますけれども、そのへんをどういう形でPRをし宣伝をしていくかという部分については、それぞれの集落地域の推進協議会のほうでそのような取組をしていただくことになろうかと思えます。それについてのサポートは、先ほど申しましたように集落担当職員が協働しての取組ということでございます。

それから、いろいろなブランドにつきましても種類がございます。それで、部会を四つほど設置をいたします。産業部会、自然景観部会、食部会、文化部会でございますけども、先ほどお話ございましたターマンであれば食部会、郷土料理という形での食部会での対応になってくるんだらうと思えますし、それから宣伝の仕方につきましても先ほど申し上げましたように、ホームページであるとか看板であるとか、広報紙であるとか幅広い形でPR宣伝を行いながら、その認知度を高めていくような取組をしていくことになろうかと考えております。

23番（栄 勝正君） 一番は例えばその集落に行ってターマンと書いてあると、二人～三人連れが、観光客がそこに行くと。ターマンを食べたいと、何ですかとか、そしたらある人がそんなの知りませんよとか、ないですよとか、もう簡単にそう答えられたらこれ何の役にも立ちませんのでですね、やはりその集落内では集落民を集めて、担当職員4名を充てるということなんですけども、是非集落民全員が、ゼロ歳児からとは言わないでもある程度話させる人は熟知をしてもらいたいと。やはりその勉強会も常にしてもらいたいと。そして誰が集落に入ってきて、フナンギョの滝は向こうですよ。湧水はどこですよというぐらいの、芦花部一番の碑はここですよと誰に聞いてもすぐわかるような体制をしてもらいたいと。そして、この行政の職員も担当職員4名だけじゃなくて市長も副市長もやはりブランド化されるのはもう熟知して頭の中にいつ聞かれても、これはこうだよ、あっちに行けばこうだよと、こういうのがあるよというような是非勉強を、部長もですけども、自分に担当がないからといって関係ないということではなく、もう全庁職員がやはりそういうパンフレットとかいろいろのを配布して、熟知あるいは研修をしてもらいたいと思えますが、いかがですか。

企画部長（塩崎博成君） 議員御指摘のとおり、やっぱりその一集落1ブランドについてのPR宣伝というのは、やっぱり奄美市の取組の大きな目玉的な部分でもございますので、周知に向けての努力は全庁体制で取り組んでいく必要があるものと考えております。

23番（栄 勝正君） この一集落1ブランドが成功するように祈りたいと思えますが、市長もむらづくり懇談会などであちこちに出かけているようですけれども、やはり是非いろんな所も全部見てきたと思えますけれども、なお一層、またこのブランドに指定されたものや食材や場所だけでなく、その集落集落にはいろいろな特色あるいろいろなものがありますので、市長も自らそういう所も見聞してもらって、例えば私、笠利町の和野ですけども、農道に行ったらこういうのがあったよ、スイカがあったよ、忠魂碑があったよとすぐ言えるぐらいの是非熟知をしてもらいたいと私は心から市長にお願いをいたします。

時間がありませんので、次に進みたいと思えます。観光客誘致の取組と数値目標ということでもあります。先ほどから市長の認識の中にもありましたように、やはり私は産業振興のためには奄美は観光でなければいけないともう強く思っております。その意味からおきまして、この観光産業というのは非常にこの奄美

市にとっても大事なことだと私は思います。いろいろな取組がなされ、いろいろな各議員からも提案がなされています。11年間いろいろ私も提案もしてまいりましたが、やはり数値目標というのを立てて、それに向かって達成するような取組をしなければいけないんじゃないかなと思っております。この数値目標と、私が知らないだけじゃないかなと思いますけども、数値目標が立てられているかいらないか、お聞きしたいと思います。

産業振興部長（赤近善治君） 数値目標の関係でありますけども、奄美群島観光連盟が発行しています現状ですが、奄美群島観光の動向によりますと、平成18年の奄美大島への入込観光客数の推計は23万2,315人となっております。それから目標ですけども、平成17年の3月に奄美大島観光物産協会が奄美大島観光基本計画を作成しておりますけども、その中では平成27年次の奄美大島への入込観光客数においては、おおむね35万人を目標としております。

23番（栄 勝正君） 平成27年に35万人を目標にしているということなんですけども、沖縄県の石垣島のことを新聞にもよく載るんですけども、この島は徳之島よりもちょっと小さい島であります。その中で1年間で観光客が74万人、10年前に比べて70パーセントの増になっているそうです。そして、この観光収入が524億円という経済効果であります。先ほどの平成27年度で35万人とありますけども、まだ石垣島の半分にも、現在の実績の半分にも満たないという目標であります。私は前々から言っているように、やはりこの奄美群島はまだまだ自然が残された美しい島であり、魅力はいっぱいあると思います。誘致への取組が少し足りないんじゃないかなといつも思っております。これはやはり市長、副市長も庁内にプロジェクトチームを作って、いろんな修学旅行、あるいは島行事への体験ツアーとか、そういうような計画的に情報発信をありとあらゆる旅行会社とかあるいは団体とか、あるいは修学旅行であれば学校とか教育委員会とかですね、自治体に情報発信をすべきじゃないかなと。この頃はよく修学旅行も体験ツアーということで、宮崎県などで農業の体験などに非常に修学旅行生が多くなっているそうです。大阪とかですね、東京、大都会から。そういうのであれば奄美も先ほどから出ているキビの時期とか、あるいはタンカン・ボンカン・スモモ狩りの時期とかですね、いろんな体験ができるんじゃないかなと。潮干狩りの時期とかですね。大いにこういうものを島で持っている素材を発信すべきだと思いますが、そのへの取組をもう一度お聞かせください。

産業振興部長（赤近善治君） これまでの取組ということですが、一例を申し上げましたらスポーツアイランド構想でございます。平成18年は96団体の方、1,500名のアスリートがこちらに来ております。効果としましては、私どもは約6億円というふうに見込んでおります。先ほどの栄議員の石垣島には比較しますとまだでありますけど、今後とも地道に活動してまいりたいというふうにご考えております。

また、このスポーツアイランドの関係から申し上げますと、私どもとしましては東アジアから観光、中国から大型のクルーズ船の寄航ができないか。スポーツとしての東アジアからこちらに来れないかというようなこと等も、現在その可能性の調査を進めているところでございます。これは内閣府の事業でありますけども、こういったこともまた今後奄美市の観光の一策であろうというふうにご考えているところでございます。

また、さらに奄美ミュージアム構想の具体化とか世界自然遺産登録への取組、また長寿・健康を機軸とした癒しの島の創造等、受入側の取組や体制の充実を図ってまいりたいというふうにご考えております。

またその一方、奄美大島の5市町村で作っております奄美大島体験交流受入協議会では、島の総合案内人という形で「しまコンシェルジュ」の人材育成講座を実施しておりますして、ホスピタリティの具体化に努めているところでございます。このことによりまして、また観光客が、リピーターが増えるというふうにも感じております。

それから、先ほどの東南アジアのことについては御紹介いたしましたけれども、奄美市としましては建設計画の大きな一つの柱であります癒しの観光を核にした産業振興のまちづくりに向けて各施策を展開し

ているところでございます。奄美が誇る自然環境、伝統・文化、健康・長寿につきましては、我が国のみならず周辺地域においても優位性をとらえることができますので、この優位性を効果的に活用しまして本市経済の活性化に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、御指導のほうをよろしく願いを申し上げます。

23番（榮 勝正君） 今の答弁がもうちょっと力強く「頑張ります」というようなことであればいいんですけども、何か弱々しいように聞こえるんですけども、観光産業はトータル産業であると。すべての産業に私はつながるだろうと思います。例えば、観光客が来ているいろんな果物やいろんな特産物を買々と。そしたら、そこに従事する人、それを生産する人、すべてに私は効果があるだろうと思います。そしてまた、サービス産業、飲食店街、あるいは運輸、交通、そういうところにも波及効果が非常に大きいと思います。ですから、奄美にできる産業は一番はもう私、この奄美市においては観光じゃないかなと私は思っております。そういう意味におきましても、大型クルーズ、大型客船の誘致などにも積極的に取り組んでもらいたいと思いますけれども、今年はまだ一隻も寄航していないようですけれども、今後秋場から冬場にかけて何隻かの寄航があるという予定も聞いておりますけれども、その大型船の誘致への取組等を市長、もう一つは鹿児島県も観光に力を入れるということで観光局ですか、そういうのまで設置をして局長を配置していると思いますけれども、奄美市にも紬観光課という課はあります。その課の中で、やはり私はセールスマン的な、もう常に先ほどのスポーツアイランドの合宿もそういうものすべてこの修学旅行とかいろんな誘致に取り組むセールスマン的な職員を2～3人ぐらい配置すべきじゃないかなと。その人たちは常に情報収集したり、あるいは私が言う修学旅行だったら例えば鹿児島市内、60万都市ですけども、その市内の何校かでも中学生や小学生が旅行したらですね、1万人でも2万人でも増えるわけでございますので、そういうふうにやってもらいたいと思いますが、市長の英断はどうですか。

市長（平田隆義君） 今、奄美の観光をどうするかということは、多くの皆さんの議論をしていただいているところです。クルーズ船のこともさることながら、新幹線の開通に合わせた奄美観光誘致というのはどうあるべきかということが喫緊の課題ではないのかなとこう思ったりもするところです。これはやはり九州一円にターゲットを絞るということになるのではないのかなとこのようにも思ったりしているところです。その他の地域については、これまで以上の対応の仕方として考えていかなきゃなりません、今、議員の提案される人員の配置という点については今後の方法の一つではないかとこう思っております。

23番（榮 勝正君） この間、総理大臣表彰をもらった生活相談の人たちも、本来ならばこういう人が配置されないのが望ましいんですよ。なぜならば、多重債務というものがなくなれば配置はいらないわけです。もう一人消防署から来ている職員が青少年の対策で特別に配置もされている。本来ならばこういう青少年の非行やら問題がなければ、配置されなくてもいい職員であると私は思っております。この件を踏まえても、この観光誘致に対する専門的に本当にセールスマン的な職員を私は是非配置してもらいたいと強くお願いをいたします。

それから、時間もありませんけれども、要望だけにしておきますけれども、この間新聞等で鹿児島・東京間はスカイネットアジア航空ですか、一日3往復するという記事も載っておりました。そのうちの1便でも奄美に就航したらなど。これは私一人だけの考えじゃなかったかなとっております。そういう情報などがあつたら、やはり積極的にそういう会社にも路線の開設を市長も自ら先頭に立ってお願いすべきだと私は思いますので、よろしく願いをいたします。もう時間もありませんので次に進みたいと思います。

奄美のまちづくりの在り方についてなんですけれども、これも先ほどから質問をされております。そして今議会も何名かの議員がこのまちづくりについては質問をいたしております。これは、私たち議員は質問をするときには談合することなく、それぞれの思いで質問をいたしますけれども、やはり5人の議員が質問するということはそれほど関心が市民にもあるということでもあります。先ほどから答弁を聞いてよくわかりました。市長は、おがみ山ルートと旧港埋立ての問題については県の検討委員会の答申を待ちたいと。

そして、末広・港まちづくりについては、本市の計画であるので計画どおり進めたいという答弁でありましたのでよくわかりましたけれども、やはりそのようなのも答弁でありましょうけれども、4万8,000人の市民の生活を担っている市長でありますので、やはり県に言うべきことは言うべき、申すべきことは申すべき、聞くべきことは聞くべきじゃないかなと思っております。もう一度お聞きしますが、市としてやはり何か申し入れることは、検討委員会の前にないわけですか。

市長（平田隆義君） 検討委員会が設置されております。検討委員会はあくまでも鹿児島県と奄美市で設置したということになっておるわけですが、第三者でございます。第三者の判断を仰ごうということですが、いたがしまして、鹿児島県当局、奄美市当局については、事業計画を進めているとおりが最高の案であるということにおいては、何の異論もないものだとこのように思っておりますので、その方向をお願いしたいということで今進めているわけです。それに対して委員会がどういう判断を出すのかなということだということで理解を賜りたいと思います。

23番（栄 勝正君） この問題については非常に市民も関心があるようでありますので、もう相当いろいろ進んでいるわけですね。移転もしていますし、もし万が一答申で凍結ということになればどうなるのかなとみんな心配もしているし、そのまま凍結しておけという人もいますし、いろいろあるんですけども、本市としてやはりどういう考えかなと思って再度聞いたんですけども、そういう答弁であればそれでよろしいですので、次に進みたいと思っておりますけども、鹿児島県は知事の方針として公共工事をする場合、一人でも反対者がおれば工事は着工しないということなども前々ちょっと聞いたことがあるんですけども、この赤木名本通りの件はわかりました。虫くい状態になって今進めているんですけども、今後どうなのかなと私も心配をいたしております。それはよくわかりましたので答弁いりません。

それから、残された例えば喜瀬とかですね、須野とか笠利町にはあるんですけども、県道なんですけども、このへんはどういうように、あるいはまたそのほかにも県の工事関係でこういう見直しとか、あるいは情報があつたら聞かせてもらいたいと思います。

建設部長（平 豊和君） 県道佐仁・万屋・赤木名線の須野工区の道路改良工事につきましては、平成18年度までに大笠利地区の大井橋が完成いたしまして、橋梁前後の改良工事が進められております。19年度も引き続き用地が整った分から重点的に工事を進める方針で、19年度末には進捗率が事業費ベースで85パーセントに達する見込みのようでございます。

また、国道58号の喜瀬地内の道路改良につきましては、県において平成11年度と15年度に喜瀬地区からの要望を受けた経緯があるようでございますが、現在笠利総合支所管内で整備中の県道改良事業赤木名工区と須野工区の2路線の進捗状況を見ながら検討するというところでございますので、引き続き要望を続けてまいりたいと考えております。

それから、住用の城地内の国道58号についてでございますが、約0.9キロメートルの区間が未整備となっております。平成18年にこの区間の道路整備について地域住民から要望があつたようでございますが、この地域は昭和10年頃、組合施工による耕地整理事業が終わりましたが、換地処分が未了のままです。字絵図と現地が合わない、いわゆる字図混乱地域となっておりますために、整備が困難な状況にあるのでございます。市といたしましては、今後、地籍調査を導入しまして、地図訂正などを行った上で国・県へ道路整備の要望を行ってまいりたいと考えております。

23番（栄 勝正君） 道路のほかに治山とか港湾とか河川とか、県の事業で見直しとか凍結はもう奄美市内、奄美本市においては何も情報はないわけですね。それで結構ですね。

建設部長（平 豊和君） その件につきましては、県のほうで実施していく事業でございますので、私どものほうではなかなか掌握が難しいところでございます。

23番(栄 勝正君) わかりました。次に進みたいと思います。次は農業振興ということで、時間もありませんので二つ一緒にお聞きしたいと思います。

先ほどからありますように、産業振興は観光と笠利・住用が合併いたしまして農業振興だろうと私は思います。その農業振興のためには、やはり農業に就農してよかったなという、行政としてできることはやってあげなければいけないと私は思っております。簡単に答弁はいいんですけども、専業・兼業、この実態把握などができているのか。そして、その専業・兼業の中に畜産とかサトウキビだけとか野菜だけとか果樹だけとかいろいろありますけども、そういう把握などもできているのか。そういう人たちに対してどういう指導、あるいはしているのかですね。

それから、やはり南日本新聞にも今日まで一面で特集記事として『農のゆくえ』ということで載っておりますけれども、市長も見られたと思っておりますけども、県内のあちこちの集落とか農業のことを書いてあるんですけども、担い手不足が一番の問題だということではいろいろな提案がなされております。この担い手に対する対策をどのように取ろうとしているのかですね。それから以前、名瀬市では200万円農家を100戸という数値目標なども毎年立てておったんですけども、こういう目標などは、数値目標ですね、立てられないのか。どう思っているのかですね、お聞きしたいと思います。

それから、この間、先ほどからありますように、異業種の農業への参入ということで、そうであれば今年から部長の答弁にもありましたようにサトウキビのほうに建設業からの参入もあったわけですけども、この間も説明会に奄美の業者が何者か参加していると、説明聞きにですね。新聞等にも載っております。そういうことであれば、その遊休地などを有効に活用しなければなかなか参入も難しいんじゃないかなと。流動的にですね、難しいんじゃないかなと思っておりますけど、その遊休地の実態と今後の活用方法までお聞かせお願いいたします。

産業振興部長(赤近善治君) お答え申し上げます。

まず、本市におきます専業農家、兼業農家等ですが、専業農家が320戸、兼業農家が253戸となっております。そのほかで自給的農家が599戸となっております。また、農業の形態別ですが、様々な複合農業が行われておりますけども、果樹の農家が706戸、それから市場へ出荷しています野菜農家が1,083戸、花き農家が21戸、サトウキビ農家が616戸、畜産農家が67戸となっております。この67戸のうち、肉用牛の戸数が58戸、養豚が7戸、養鶏が2戸、合計67戸というふうになっております。

担い手の関係につきましてはもう御指摘のとおりであります。高齢化も進んでおりまして、担い手の課題というふうになっておりますけども、このため認定農業者と担い手の育成確保に向けた支援活動を実施するため、6月に関係機関・団体で構成されます奄美市担い手育成総合支援協議会が設立をされたところでございます。この協議会を中心に、担い手農家代表者の方々の意見も伺いながら、技術研修、経営指導、相談会等に取り組む計画でございます。

あと数値目標に関してのお尋ねでありますけども、旧名瀬地区の目標で200万円農家100戸ということでの目標がありました。平成19年2月に取りまとめました農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想におきまして、奄美市での新たな所得目標を330万円と定めたところでございまして、今後はこの目標に向けて努力してまいりたいというふうに考えているところでございます。

それでは遊休地の関係でございます。名瀬地区で193ヘクタール、住用地区で127ヘクタール、笠利地区で253ヘクタールの計573ヘクタールというふうになっております。先ほど栄議員から御指摘がありました企業の農業参入の促進ですが、この遊休地の効果的な利用としまして御指摘のとおり、この遊休農地への測量調査とか、この業者が入る場合ですね。この遊休農地への測量調査とか簡易な土地基盤整備などへの補助制度もあるということで、特に遊休地の効果的な活用としましては先般の新聞報道でありました企業の農業参画というものは効果的ではないかというふうに思っているところでございます。

23番(栄 勝正君) 人口減少のためにも、市長、やはりこの担い手、奄美は先ほども観光業とこの農

業だと思しますので、やはり若い人たちが一人でも農業をして就農をして生活が立てられるようなやはり施策を是非、できる限りのことはやるべきじゃないかなと思っております。そのためには、例えばいろんなことで農道の整備、伐採、小さなことですが水確保、いろんなことでこの農林関係の職場に相談に市民が来たら、予算がないとか災害がないとかですね、そういうことで門前払いなどしないように、親身になって何かできるものはないか。予算が付かなくても職員でできるものはないか。やはりそういうものを模索を私はすべきだと思えます。予算がない、厳しい、財政課の課長が言うようなことで、農業の課にいる職員がそういうことを発したら、本当に農業をする人が相談に行ったらもう怖くて何も相談に行けないということになりはしないかなと思っておりますので、やはり是非何かできるものはないか、職員だけでもできるものがあれば、職員何人かいるわけですから、農業の関係です。力を合わせてするという体制も作ってもらいたいと思えます。時間があればもうちょっといろいろしゃべりたいんですけども、時間がありませんのでいろいろ聞きませんですけども、今度合併しまして私も笠利出身ではありますがでも隅から隅まで回っていなかったために今いろんな集落の裏通りなど回ってみますと、やはり遊休地が多いわけですね。そういうことであれば、是非この遊休地対策を先ほどの異業種参入にこういう土地がありますよという情報提供などしてもらって活用してもらいたいと思えます。部長、お願いいたします。

それから市長に答弁を最後に一つお聞きしたいんですけども、全国の首長がやはりこの人口減少に歯止めをかけるため、いろんな施策を立てています。その一つに、東京へ行って郷友会やいろんな島出身の人をお願いをするとか、資料を持って行ってお願いするとか、あるいはこの奄美市の行政が手紙とかはがきを発信して是非帰ってきてくださいというような発信もするとかあります。それからもう一つですね、同窓会が49歳とか50、61歳とか年の祝いになった時に、各中学校単位で今年もいっぱい開かれています。そういう情報はなかなか入らないかもわからないけれども、いろんな情報をいろいろ調査をして市長自らそこに行って61歳の還暦の祝い、そういう人たちの同窓会に行って、奄美に帰ってきてまた頑張ってくださいと。やはりそこに二人三人増えるわけですから、そういう情報は是非市長も行動してもらいたいと私は思いますが、いかがですか。

市長（平田隆義君） 団塊の世代の就農というか帰農というか、それからふるさとへ帰るということが議論されているようですが、なかなか難しい状況でございまして苦慮しているところです。郷友会等にお邪魔するときは常にそういう発信はしているつもりでおります。成果はと言われますとなかなかだなということですが、今後もその点では鋭意努力してまいりたいとこのように思っています。

23番（榮 勝正君） 首長がそういうことをしてお願いしている所も多くあるということで新聞に載っておりましたので、私が今日提案したんですけども、そこらに区長さんなども還暦の祝いの同窓会があるときは是非行って、東京・大坂から来た人に一人でも島に帰ってくるようお願いしたら帰ってくる人いるんじゃないかなと思えますので、よろしくお願いいたします。

また、農業のことについてはいろいろと、私は産経委員ではありませんけれども、聞かれませんが、一市民としても一生懸命提案していきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

それでは最後に教育問題について、二つほどお聞きしたいと思います。もう簡単にお聞きします。

鹿児島県も国もこの4～5年、不登校が減っておったんですけども、国も県も微増しているということを知っております。奄美市も例に漏れなくこの不登校が多いわけですが、現状はどうなっているのか。そして、その対応はどうしているのか。それから、この不登校の原因はいろいろ心理的な原因が多いということは前々から聞いておりますので、そのほかにこの頃は学校に教員や学校教育委員会に対するクレーム、そういうクレームで不登校になっている人がいるのかいないのかですね。そのへんまでお聞きしたいと思います。

教育長（徳永昭雄君） 本市の不登校の児童・生徒は、平成10年度をピークにしまして年々減少傾向にありました。平成16年から平成18年度はほぼ横ばいの状態で、年間90名前後の児童・生徒が不登校

の状況でございます。平成18年度の不登校に関する調査の結果、奄美市の場合、不登校の原因は本人にかかわる問題が最も多く、次に親子関係をめぐる問題、友人関係をめぐる問題となっております。

不登校の児童・生徒への対応といたしましては、各学校におきまして担任だけでなく複数の職員による個別支援チームを組んで電話連絡や家庭訪問等の支援を行っております。市教委といたしましては、教育相談室での電話や来室による相談活動、適応指導教室の指導や訪問指導を通じて学校復帰へ向けた支援を行っております。その成果といたしまして、平成18年度に適応指導教室に通級していた児童・生徒については、約8割が平成19年度から学校復帰を果たしております。

次に、クレームに関しての不登校はあるかということに関しましては、ちょっと把握しておりませんので、申し訳ございません。また、詳細調べてからしたいと思います。

23番（栄 勝正君） 不登校の対応についてもお聞きしたいんですけども、時間が迫っておりますので最後の質問をいたします。

最後の質問は、教員に関する問題なんですけども、教員免許更新制度という国が法律を改正されまして、2009年度、再来年度からすべての教員に10年に一度、一日5時間、そして5日間、年間30時間の研修制を設けるといような制度が導入されます。そこで、本市のような小規模校の多い学校、そして大学がこの本市ではありません。その研修を受ける場所がですね。そして、この研修を受けるときに旅費やらいろんなものは実費だということも聞いております。そしてまた、夏休みといえども教員はいろんな部活やいろんなことで大変お忙しい教員もいっぱいいます。また、この1年間でいろんな教員は学校内でも研修がありまして、教科研修とか文章研修、校内研修など、1年中何らかの研修で教員は一生懸命やっているわけですね。教育長、やっているわけです。そういうことであれば、この2年後に導入されるこの教員免許更新制度が、本市としてうまく運用されるのかなと私は危ぐをいたしております。その点について、やはり先ほどから言いますように、県教委あるいは文部科学省に言うべきことはやはり離島として、大学が外海離島である、離れて鹿児島市しかありませんので、そのへんはびしっと問題点など提起すべきじゃないかなと思っておりますけども、教育長の見解を最後をお願いします。

教育長（徳永昭雄君） 先頃、文部科学省が大学のほうへの説明をしたときに、離島地域の問題がありますのでサテライト教室をつくるとか、それからインターネットでの活用をするとか、そういうことで離島に住む教員の経費の節減を図りたいということの説明はございました。ということで、大学のほうでは通信教育をしている大学のほうでそのような対応をしていただきたいというふうな説明があったように伺っております。

23番（栄 勝正君） 時間がありませんけども、今までいろいろ申し上げましたけれども、私も10月の選挙ではどうなるかわかりませんが、最後の質問じゃありませんけれども、いろいろ質問してまいりました。どうぞ、尻切れトンボのような気もいたしますけれども、市長あるいは部課長の皆さんも真剣に受け止めて、次には成果が上がるようお願いをして終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（前田幸男君） 以上で、無所属 栄 勝正君の一般質問を終結いたします。

これにて本日の日程は終了いたしました。

明日午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれをもって散会します。（午後3時35分）

○ 出席議員は、次のとおりである。

1番	多田義一君	3番	大迫勝史君
4番	橋口和仁君	5番	朝木一昭君
6番	平川久嘉君	7番	三島照君
9番	和田美智子君	10番	満永健一郎君
11番	与勝広君	13番	崎田信正君
14番	叶幸与君	15番	肥後笑子君
16番	竹田光一君	17番	保宜夫君
19番	渡京一郎君	20番	南修郎君
21番	中山雅己君	22番	松山信一君
23番	栄勝正君	24番	平高市君
25番	石神友夫君	27番	榮吉岡君
28番	泉伸之君	29番	福芳樹君
30番	向井俊夫君	31番	山田良一君
33番	柗田謙夫君	34番	川上勝君
35番	前田幸男君	36番	奈良博光君
37番	世門光君	40番	榮年男君
42番	田部義和君		

○ 欠席議員は、次のとおりである。

32番	福田利広君	43番	師玉憲夫君
-----	-------	-----	-------

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市長	平田隆義君	副市長	朝山毅君
副市長	濱田龍太郎君	教育長	徳永昭雄君
住用町	森米勝君	笠利町	朝山三千丸君
地域自治区長		地域自治区長	
総務部長	福山敏裕君	総務部参事	伊集院平應君 (衛生組合事務局長)
総務課長	川口智範君	財政課長	則敏光君
企画部長	塩崎博成君	企画調整課長	瀬木孝弘君
市民福祉部長	伊東鉄郎君	市民課長(名瀬)	幸廣光君
環境対策課長	高野匡雄君	国民健康保険課長	福山治君
市民課長(笠利)	朝郁夫君	福祉事務所長	大井進良君
自立支援課長	小倉政浩君	産業振興部長	赤近善治君
商工水産課長	前里佐喜二郎君	紬観光課長	日高達明君
農林振興課長	小浜忠弘君	産業建設課長	澤修平君
建設部長	平豊和君	都市整備課長	田中晃晶君
土木課長	東正英君	建築住宅課長	徳田照久君
会計管理者	田畑米利君	教育部長	重田茂之君
教委総務課長	安田義文君	学校教育課長	折田浩仁君
地域教育課長	福和久君	代表監査委員	久野勝彌君
(笠利)			
水道課長	岡優雄君		

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	松田秀樹君	次長兼調査係長	山崎實忠君
		事務取扱	
主幹兼議事係長	上原公也君	議事係主査	森尚宣君
議事係主事	重田俊彦君		

議長（前田幸男君） 市民の皆様、議場の皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は33人です。会議は成立いたしました。（午前9時30分）

○

議長（前田幸男君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、一般質問であります。

○

議長（前田幸男君） 日程に入ります。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、日本共産党 三島 照君の発言を許可いたします。

7番（三島 照君） おはようございます。第3回定例会の一般質問を行います。日本共産党の三島 照です。

まず最初に、市長の政治責任について。私は、平成19年度以降の財政健全化計画でこの計画の中に十分市民の生活を直視した計画になるように発言をしていきたいと思っております。

市長は、この間のマスコミやいろんな見解の中でも、また仕事始めのあいさつの中でも、健全化計画の作成にあたっては公共工事や福祉関係の扶助費の在り方、人件費など、三つの課題を解決することによって財政の大きな柱を変えられることができるとこの間発言をされてきています。それに対して日本共産党は、前回の議会でも言いましたように、この健全化計画の中では市民の暮らしを守る立場から財政の健全化計画は行うべきであって、財政の健全化とともに行政サービスの維持や産業の振興、雇用の確保、この両立を図る計画が必要だと提言してまいりました。それに対して市のほうは、市長は、市の行革の基本方針もその立場で進めていると答弁をされました。しかし、この間、資料としても出していますように、出前講座の資料や8月の出前財政講座のこの内容を見ても、このままでは市民の暮らしと福祉を守る、そういう自治体の役割は果たせなくなるのではないかと。地域経済の再生の道筋が見えてこない。私は強く感じているものです。

その計画の柱にも人件費の抑制、扶助費の抑制が強く出されています。私は、一つのチラシをコピーしてきました。この中で、ちょっと読ませていただきますけど、これは今の格差社会の下で日本の国民がどう暮らしているかということがもろに言い表されているのではないかと思いますので、ちょっと読ませていただきます。

「裁かれているのは被告だけではない。日本の介護制度や生活保護制度の在り方が問われている」これは、認知症の母親を絞め殺したとして、息子が承諾殺人の罪に問われていた京都地方裁判所での裁判で、2006年7月21日に裁判長が判決言い渡し後に言った説論です。被告は、母親の介護のために退職をし、生活に困窮し、3度にわたり福祉事務所を訪れましたが、行政の支援は得られず、死を決意しました。自らも包丁で首を切りましたが、死にきれませんでした。医療では、患者負担が何度も引き上げられました。医療機関窓口で一部負担金が払えないという人が生まれています。また、国保料が支払えないために保険証を取り上げられ、受診できずに死亡するという事例も起きています。構造改革によって、医療・年金・介護・障害者福祉と制度改悪が進められました。その結果、最も社会保障制度を必要とする低所得者・社会的弱者が制度から排除されるという事態が生まれています。このように言われています。

自治体は自らの財政を健全化するとともに、メダルの表と裏の関係で地域社会をまとめて住民の生活を保障していく責任があります。人件費や扶助費を削除したら、たちどころに購買力は減り、商店街の売上げにも響きます。政府の構造改革によって格差は拡大し、地方は疲弊し、奄美市の人口は5万人を割ったまま減り続けています。合併してからも、約2,000人近い人口が減っているのではないかと思います。奄美市のそういう中で、人口一人当たり所得は200万円にも及ばず、経済の低迷、人口の減少、高齢化の高まりという現実さらされています。最近発表された平成18年度の事業所統計調査の結果でも、5年前と比べて奄美市の事業所数はマイナス9パーセント、従業員はマイナス8.5パーセントと県全体の減少率の事業所数5.9パーセント、従業員マイナス4パーセントに比べて高い減少率です。消費低迷に

よる小売業やサービス業の不況が察せられます。そういう中でも奄美の郡民所得の財政から個人への移転、年金や社会保障扶助費は経済の25.6パーセント（平成16年度）を示して、地域経済を支える柱になっています。こういうときに、政府の政策に輪をかけて奄美市が社会福祉予算を増やさなければ、縮小閉鎖経済の悪循環に陥っている地域経済は破綻しかねません。地域経済再生の道筋が示されていません。

そこで質問いたします。本市の財政を立て直すためには、それこそ今までにない市長の政治指導が強く発揮されるべきだと思います。三位一体改革の中で歳入増はますます厳しいときです。ならば、歳出を減らすことを考えなければなりません。その目先を市民サービスの切り捨てや弱い者いじめではなく、市長の考え方一つでいつでも実施できることはあります。とりあえずすぐにできることとして、まず1点目は奄美の入札制度を一般競争入札制度に変えること。これは、財政の面でも大きく数字が表に出てくると思います。今2月の衛生組合の決済でも、当初予算で14億61万8,000円の汚泥処理センターの建設費が、一般競争入札にしたために落札率90.21パーセント、約4億3,609万8,000円の減額で、結局この予算は9億6,452万円と4億円もの財源が浮いたことになります。そういう点でも、こういったことを市長自らが詰めて実行していくべきだと思いますので、御答弁ください。

2点目に、この間、一般職員や特別職の給与などは減額されてきました。議会の報酬も減額されてきました。しかし、この中で、2点目には特別職の退職金等を聖域にしないことだと思います。市長が1期4年で月額18か月分、副市長や教育長・区長が12か月分と特別の待遇のままで手が付けられていません。財政の厳しい自治体では、退職金を返上する市長も全国では増えてきています。この際、職員も市民も納得できるように引き下げるべきだと思いますが、どうお考えでしょうか。

以上2点について答弁を求めます。あと発言席でいたします。

議長（前田幸男君） 当局の答弁を求めます。

市長（平田隆義君） おはようございます。三島議員の質問のところで、冒頭での導入部分についてのところで少し説明をさせていただきたいと思いますが、扶助費、公債費、人件費のカットに触れられました。一般財源からの持ち出し分のことになるわけですが、この義務的経費、これを抑えていかないと議員がおっしゃる市民の暮らしを守る政策に一般財源が振り向ける余裕がなくなっているということを申し上げておるわけでございます。経常収支比率も18年度決算では100パーセントを超したと報告を受けました。これは、ほとんど事業が組めない状況になっているということでありまして、そのことを真正面から理解していただきたいとこのように思うところです。全体の歳出の削減ということは歳入不足という前提からして、今後も鋭意取り組んでいかなければならない問題だとこのように思います。

さて質問であります入札制度でございますが、先般来申し上げておりますように、公共事業の執行においては、地域の社会資本の充実を図ると同時に、地域の経済を下支えしているんだということで申し上げております。したがって、私たちとしてもこの入札制度については地域経済を支えるということで、指名競争入札において、地域の事業所、そしてそこで働く人たちの職場の確保をしていこうという努力をしておるということも是非判断の中に入れていただきたいとこのように思います。

汚泥処理場の件につきましては、設備・施設・プラントそのものが地元の業者ではできない事業でございますから、一般競争入札に付すという対応を取らせてもらいました。議員のおっしゃるような結果が得られました。そのことは、やはり良かったという思いであります。

もう一つの公共事業費を削減が急にできないということについての入札制度の在り方について、一般競争入札をすることによってどういう結果が出るかということと併せて、歳出削減の中の公共事業枠を減らすということは、この事業の性格上補助金や交付金が入っておりますから、これらが歳入として地域に入ってこないとなると経済の大きな混乱も生じますし、また細かいことではございますが、その事業費の中には土木のまた整備課のその他農林課の職員の携わる人たちの給与が人件費として見込まれているわけですから、これらを一挙にカットしますとそれらの人件費を別個にまた一般財源で充てなければならないという事態も生じます。そういった点では、公共事業の枠を一挙には減らせないということで、段階的に減

らしてきたということでもあります。70数億円を超した時代がございましたが、現在40億円内に抑えようということやっておりますし、合併して3市町村の総枠でもできれば50億円内に抑えていこうということで今努力をしているわけです。

先ほどのそういう中で、公債比率をどうしても引き下げなければなりません、これまでしてまいりました単独事業、補助金の払えない単独事業を中心として公共事業をカットしていこうという努力もしております。このことが公債比率を引き下げることになると思います。そして、今、人件費の削減にも触れられましたが、人件費の削減そして公債比率の削減というところまではまいりましたが、この100パーセントを超した経常経費・義務的経費の枠をどうするかというときに、私たちは扶助費の在り方ももう一度見直さなければならない時点に来ているんじゃないのかとこういう思いを申し上げているところです。

ただし、これは気を付けなきゃいけないのは、扶助費については法律で定められた事業というのが多うございますから、これ法律に反するようなことはできませんので、精一杯の努力をしながら対応をしていくということだということ、理解も賜りたいなとこのようになります。

それから退職金制度につきましては、返上という点では、現職の中ではこれが選挙法との絡みがあってできないんだという指導を受けております。その他のことについては詳しく、これに携っている職員から説明をさせたいと思いますので御理解賜りたいと思います。

総務部長（福山敏裕君） 特別職の退職手当関係等について御説明を申し上げます。

現在、奄美市におきましては、行政改革を立てまして聖域を設けずに厳しい財政の健全化に向けて取り組んでいるところでございます。その中で、市長等の退職手当につきましては、特別職報酬等審議会の答申を受けて条例改正が行われ給与の決定がなされているのは御存知のとおりでございます。これまで旧名瀬市時代の平成9年から県内他市よりもいち早く給料の減額等に取り組んでいるところでございます。特に平成16年1月からは特別職報酬審議会の答申に基づき、市長が10パーセント、副市長等は5パーセント減額を現在も実施しているところでございます。給料が下がるということは、当然の結果としまして退職手当にも大きく影響してまいります。このことは、退職手当の算出が給与月額掛ける在職期間、これは月数でございます、掛ける支給割合となっているということでございます。このことが旧名瀬市長時代から厳しい財政改革への取組としまして、既に退職手当の減額に取り組んでいるということにもなることでございます。

退職手当の返納の考えはということでございますが、先ほど市長も述べられましたとおり、選挙で選ばれる首長が給与請求権の一部をあらかじめ放棄することは、公職選挙法第119条の2に規定されています。寄付行為にあたるため、給与請求権の放棄はできないこととなっております。現在、どうしても退職金を減額しなければならないということになりますと、現在奄美市は鹿児島県市町村総合事務組合に加入しまして、同組合の退職手当条例に基づいて退職手当を支給しております。そのようなことから、現状どうしてもとなりますと、退職手当の減額あるいは退職金を支給しない手段としましては現状では同退職手当組合を退会する、脱会する、または給与請求権を初めから発生させない。初めから発生させないということは、つまり給料を条例で0円に定める方法しかないんじゃないかということになりますので、御理解を賜りたいと思います。

7番（三島 照君） 2点ほど。私たちは入札制度についてもすべてを指名入札を全部なくせと言っているわけではないんです。今までなんべんも言っていますやろ、私は。質問の度に言ってることです。しかし、一般競争入札であっても地元業者を保護するための方法、やり方はいくらでも頭を使ったらあるはずですが、そんなもん。それを考えようともせず、すべてそれ有りきでいこうとしているところに私は問題があると思っているんです。ですから、すべてを一般競争入札にしないで、地元業者を保護しながら一般競争入札をやろうと思えばどこでも実施していることだし、やれることだということをおきたいと思っております。

もう一つは、その保護費の問題です。私はこの扶助費というのは、市長は法律によってそれに反することはできないと言われました。しかし、昨日からの答弁もありましたし同僚議員の質問もありますように、奄美群島全体が保護率は年々上がってきているんですよ。新聞報道でも、県の発表でも上がってきています。そういう問題と、もう一つはそれじゃ自然増を増やさないためのどういう手立てをやってきたんだということなんですよ、一つは。確かに今までの公共事業で、それじゃ土木事業が旺盛なとき含めて人口はどうなって、地域経済にどういう効果があったんだということになれば、市長は単純に公共事業を増やす増やさない、それがこの経常収支の100.1パーセントですね、18年度で、という状況まで去年の99.5から更に引き上がってしまっている。こういう手立てを打つことが今大事であると思うんですけどね。それじゃ、そのためのどういう手立てをしてきたんかということなんです。例えば、これ県の資料ですけど、昨日の答弁もありましたように、確かに第三次産業が大きく0.9パーセントと増加してきている。しかし一次産業はマイナス7.4パーセント、二次産業がマイナス9.2パーセント、いわゆる県の平均が一次産業でプラス0.4パーセントで二次産業がマイナス4パーセントであることを見ても、県の平均からも大きく奄美は立ち遅れている。

もう一つは、県民所得です。所得水準で一人当たりの市町村所得は、旧名瀬市は80パーセント台、16年ですから旧名瀬市の分しか出ていませんけど、いわゆる県平均の88.6パーセントですよ、生産高で。県民所得は86.6パーセントしかない。これがずっとこの間上がってきていないということを考えてときに、それじゃ建設業の土木予算を増やし続けるだけで本当に地域経済が活性化されているのかと。私はもっと基本的に本気でこれをつくっていくために何が重要かということをおね、建設業だけに目を向けるんじゃないで、建設業が駄目だと言っていないよ。そういう点でやっぱりこれから視野を広げていかなければならないのではないかと考えているんです。そういう点では一次産業、地域経済を活性化させるために何が重要かということだと思っておりますけど、何かありますか。

市長（平田隆義君） 産業の育成ということは、これはもう誰が指摘しても市政の大変重要な課題です。この生活費における扶助費の増というのがですね、どこで引き上げられてきているかということになると思うんですが、やはり高齢者世帯が多いということと、傷病・障害者世帯が多いということが大きく押し上げているわけですよ。これは地域の一つの特性かなと私は受け止めております。ですから、こういう人たちについては、これは法で定められたとおりの対応が進むだろうと思います。ただ、ボーダーラインにおられる人たちがいやしないか。まだ何とか頑張ってもらって働ける人たちがいやしないか。そういう人たちの仕事をどうつくるかということだろうと思います。私も厚生省の監察課長から指摘されて、じゃこれ切ったら奄美で仕事がありますかと、ないでしょうと。ないからどうしても上がるんですよということで、議論をしたことがございます。それはそれとして認めながらも、やはりそのところを何とか働けるような状況にしようということをやっているということなんです。

じゃ受入れとしての地域の雇用の受入れの対応をどうなるかということですが、まず一次産業は大事だということで、一次産業をまず特に農業それから漁業についてもですが、多くの公共事業を導入して農業がしやすいように今日までずっと取り組んできております。そして、その成果も表れつつあるのではないのかなと私は思っております。まだまだ整備しなきゃならない、ようやく須野ダムができて去年あんなに日照りが続いたということで騒いだんですが、サトウキビのほうにある程度制限がありましたけど、水を回すことによって私は収穫も上がったなと思います。喜んでもらっています。同じ面積で1億円という収入が上がったわけですからね、これは現実に。ですから、そういうことをずっと積み重ねてきているわけです。三次産業においても何とか観光事業を推進していこうということで、冬場の閑散期にはスポーツ選手を受け入れていこうということもやってまいりましたし、これからは世界自然遺産へ登録をすることによって、観光客が増えやすいかということで、このことも取り組んでいこうとやっておりますし、それからサービス産業の中ではコールセンターも電々公社の交換手がパッと引いて、この議会でも騒動しました。それに代わるものとしてコールセンターが100数名の従業員を抱えるような企業の誘致もできましたし、その他のITにかかわる人たちが小規模ですが市内にはかなりおるんです。この人たちをこれからの離島

の不利性を克服できるIT産業を育成していく必要があるんじゃないかと。昨日も中国へのIT産業の仕事が移動しているという話でしたが、そのように我々の地域でもこれに取り組むことによって対応できるんじゃないかということで頑張っておるということだけは理解していただきたい。100パーセントではない。まだ道半ばであるということで御理解を賜りたいと思います。

7番（三島 照君） 道半ば、50パーセントですね。しかし、私はこの質問をしたのは何でかと言いますと、あとでもありますけどそういう中で基幹産業、一次産業を育てなければならない。商工費やそういう商工水産課、産業振興課の予算が19年度で大幅に減らされている。そこに表れているのが市長の指導性の表れかなと思っているので、出てきた中身です。

そういう中でですね、奄美市が扶助費を自然増というのは当然あり得ることですから、法定での決まった枠は増やさなければならないということだけじゃなくて、ますます高齢化が進んで仕事がない中で、この扶助費を増やさないとしたら、奄美市は生活困窮者や高齢者・障害者など、市民が生活に困窮して市役所を訪ねたら、予算がないからと門前払いをされかねない。これでは弱者は暮らしていけない、生活難民の都市になっていく。地方自治体では、住民の福祉と暮らしを守る機関であるという役割からも必要な扶助費を確保する。そういう意味での財政健全化計画が作られていくように、市長の政治指導、責任を強く要望しておきたいと思います。

続いて、次におがみ山バイパスの問題についてお聞きします。

昨日もいろいろ答弁されました。しかし、そういう中でこの間の県の方針は方向が出されています。そういった県の方向、見直しとかいって、そのあり方検討委員会等も出されていますけども、こういう県の対応、どう受け止めているのか、奄美市として。昨日の答弁とも重ならないように、よろしく願います。

建設部長（平 豊和君） 今回の一般国道58号おがみ山バイパス事業に対する県の対応についてでございますが、社会情勢の変化や財政状況、環境問題、住民ニーズや価値観の多様化等を踏まえ、先般、奄美のまちづくりのあり方検討委員会が設置されたところであります。今回、配田が丘を切り取る場合と切り取らない場合の二つのケースについて、原案のほか新たに三つの素案が提示され検討委員会で審議されているところでありますが、バイパスルートにつきましては県事業でもあり、県や検討委員会の意見を尊重したいと考えております。

7番（三島 照君） 昨日、市長は、「これまでの案が最も良いと思っている。だから、奄美市はこれまでの案を提案してきた」という答弁をされています。だから、「これまでの案はトンネルを掘れば金がかかる」、別に事業は県の事業だと言いながら、なぜかしらんけど「数億の金がかかるので、配田が丘を削ることにした。今までの案を」と言っています。そういう中で、例えば今までこの事業は交通渋滞の緩和のためというのが大きな見出しでしたよね。しかしですね、平成15年の名瀬市街地交通円滑化対策調査では、調査に協力した大島支庁と名瀬市役所の職員643名中75パーセントが、時差出勤に参加できるというふうに答えています。そういう中で、200名以上が自動車通勤をしている市役所と大島支庁で、時差出勤が通勤が実施されれば、それだけでも朝夕の混雑は解消に大きく役立つ。私はこの間質問してきましたように、バス通勤など公務員や民間企業とも協力して車を減らす。これは地球環境保全にも役立つし、一石二鳥。こういうことを考えもせずに、この案しかない、やる、県に意見も出さないというのは、私はおかしいと思っています。それと、この間、久里住民の声は、高齢化した周辺の方々をなぜ今追い出さなければならないのか。久里町で一生住みたい。死ぬまでここにいたいという思いを持っている方々、そしてさっき言いましたように交通対策と言いながら、今度は配田が丘の災害対策と。これはこの前の現地調査で奄美高校の2階から現地調査をやったときに、担当者はあのまま工事したら危ないとか、だから削った後植樹をすとかいうことを言っています。そういうことを言っている。

もう一つは、これだけ世界遺産登録を叫びながら、なぜあの山を削っていかなければならないのか。そ

して、削ったら小学校のプールの真上ですよね。真上を自動車がどんどん通過していく。この危険のほうによほど災害対策だと思っているんです。私は、もう時間ないからあれですけど、そういう立場からこの計画は中止を申し入れるべきだと。もう見直しかそういう問題ではない。金がないときに150億円、170億円の金をかけてやるべき問題は、奄美市にとって何のプラスにもならないというふうに思っていますので、もう答弁はいいですわ。申し入れるだけにしましょうか。それを申し入れて、終わります。

次に移ります。もう一つは、末広・港の区画整理事業の問題です。

最初に、改めてなぜ必要なのかという問題と、このことによって起きる奄美市における経済効果をどうみているのか。この2点について聞かせてください。

建設部長（平 豊和君） 御質問の末広・港土地区画整理事業につきましては、これまでも申し上げておりますとおり、平成8年から行政だけではなく多くの方々の参画をいただき、数多くの議論を重ねてまいりまして、必要な事業として事業化してきたものでございます。この中心市街地は、奄美群島の中心都市として今後とも郡都機能を担っていく地区であると思っております。その地区の役割などを踏まえ、まちの活性化や安全で魅力的な環境づくりなど、中心市街地の再生へ向けた取組は、本市の重要な施策として位置付け、取り組んでいるものでございます。

このようなことから、今後とも本事業やまちづくり交付金事業あるいは地元商店街の主体的な取組などと連携しながら、奄美群島の郡都にふさわしい魅力的なまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、本事業による経済効果についてでございます。本土地区画整理事業では、移転に伴う建物の新築や増改築に加え、街区の再編や敷地の合筆などにより土地の有効かつ高度利用が図られ、新たな建築投資を呼び込むことも期待できますことから、事業による経済波及効果は大きいものと考えております。また、本事業により住環境の改善や商業施設の再編などが図られ、魅力的な生活空間や商業空間も提供できるものと考えております。

このように、本土地区画整理事業による経済波及効果と併せて、街が魅力的に再生され、街への新たな投資や来街者数の増加などにより、街中での交流や購買活動が活発となり、中心市街地をはじめ奄美市全体にも相乗効果が十分に期待できるものと考えております。

7番（三島 照君） 経済効果が図られると。今まで言ってきたことと何ら変わっていない。なぜ必要かということについても、もうちょっと違った角度から出てくるかなと思ったんですけど、出てこない。行き詰まっている証拠ですね。そういう中で、県のほうもこの間新聞でも報道されていますように、やっぱり今までの事業、本当にもう1回、市民の立場から市民の声も聞きながら見直してみようではないかという立場に立っているんですよね。しかし、奄美市は決めたことを、前に10年も、平成8年も前から計画したことを、10年後、人口も数千人規模で減っていつている。経済は疲弊してきている。そういう中でこの区画整理事業が成功すると思っている市民は、私はもう1回調査したら恐らくほとんどいないと思っているんです。それが一つ。

もう1点は、奄美市のこういう大変な、さっき市長がなんべんも言われましたように、財政状況を踏まえて、それに見合った事業に見直すとかいう発想じゃなくて、私は、この計画のためなら何が何でも、どんなこととしてでも金は湯水のごとく投入しようということはこの間感じた問題が1点あります。聞かせてください。7月10日、地方裁判所奄美支所で行われた末広町の11・12・13・14のこの競走入札、競売の入札に対していくらで落札したのか。この落札価格は、妥当だと思っているのか。これを決裁したのは誰なのか。出してください。

建設部長（平 豊和君） 御質問の競売落札価格でございますが、土地・建物を込みで3,110万円で落札をしております。

7番（三島 照君） 違う、妥当かどうか、この金額が。誰が決裁したかもですよ。

建設部長（平 豊和君） この算定につきましては、私どもは妥当だというふうに考えております。決裁につきましても、これはもちろん奄美市の事業の中で競売に参加するということですので、当然私のほうも決裁をいたしましたし、市長も決裁をしております。

7番（三島 照君） それではですね、この競売落札にあたって妥当だと言いましたけど、この予算は先行取得から出ているのか、一般財源から出ているのか。聞かせてください。

建設部長（平 豊和君） これはもちろん、この区画整理事業の中から出ております。

7番（三島 照君） 妥当と言いました。これは、国が出した路線価の評価額です。この土地は、路線価で17万5,000円、平米で。国が示した基準工事価格27万9,000円、評価でですね。約80万円、坪単位。それでこの価格は、不動産業者や地元の取り引きはほぼこれを基準に取り引きしているんですよ。売り買いの関係で上がったたり下がったりはしています。今回のこの落札価格は、私も何軒かの不動産業者を回ってきました。まさに行政が率先して地上げをやっているようなものです、これ。あのバブル期の地上げと一緒になんです、これ。3,110万円という金額は、この4筆合わせても91.92平米なんです、これ。単価にすれば111万1,651円、約30万円も坪単価で上乘せしているんですよ。だから、この時一緒に入札に参加した宅建業者の皆さんは、最高でも1,440万円でしょう、こんなもん。入札価格は。低い人は1,111万円ですよ、この入札は。それを奄美市は3,100万円で落札しているんですよ。どう思われますか、これ。

建設部長（平 豊和君） 議員御指摘のとおり、通常、競売に係る入札金額につきましては、一般的にはより安い価格での落札を目指すこととなりますが、今回の場合は先ほども申し上げましたように、本事業の中で事業対象として事業費を充てて取得するものであります。したがって、ほかのこれから買収をしていくわけですが、ほかの物件とのバランスも考慮してこの価格を定めております。議員が先ほど御指摘ありましたが、他の方の入札の金額につきましてもこれは2,000万円を超える入札の中にはあったわけでございます。

7番（三島 照君） あのね、それならそれで例えば2,000万円の人に落札させて、それを行政が買い取ったほうが、これ安くつくんですよ。2,000万円でこれ行政が落札したら、またここに建っている商店の立退き料や解体費用、これ行政がやらんならんですよ。そうでしょう。おまけに、例えば2,000万円で落札させたって、それは2,500～2,600万円で解決する金額ですよ、こんなもん。話合いのできる話です。

それと、競売価格というのは、大体債権者が6割から7割ぐらいで解決する金額なんですよ。この場合はほぼ債権者、三つの個人も含めた皆さんの総額でも3,270万円ですよ。債権総額。ほぼ100パーセントで、この中にはヤミ金業者もいるんですよ、1,000万円の。そういった人に行政があえて土地をいわゆる地上げをやった上で、そういった人に満額出したようなものです。このことについては、もうちょっとやりたいですけど時間ないから常任委員会でもうちょっと議論させてください。

建設部長（平 豊和君） 先ほどから市のほうが地上げにかかわっているというような御質問でございますが、私どもは決してそういうことではございませんでして、先ほども申し上げましたとおり、これから買収をしていきます、そういったバランスも配慮してのことでございます。そして、まず先ほど3,110万円と申し上げましたのは、土地と建物の合計でございます。土地の評価は1,942万2,000円、建物の現存価格が1,167万8,000円ということでございます。土地のみの3,110万円

ではないということを申し上げておきます。

7番（三島 照君） いいです。また次やります。常任委員会でもうちょっと聞かせてください。ただ、私は、そうとは言ってもこれからのこの事業を進めていく上での高値を行政が提起付けたということは間違いないと思っていますので、そこんところを十分これからの事業を進める中で私は考えていかんならん問題だと思っています。

次に行きます。新川の安全対策です。私は毎日、朝と晩ここを散歩しています。そういう中で感じていることは、特にこの間新聞記事などで地震の発生記事がよく出てきています。記事の中では30年以内に震度6弱以上の地震が発生する確立は、奄美群島で高い。特に、5弱以上の発生予想はいずれも45パーセントを上回ると言って報道されています。それで今年の1月の24日には、副振動と言われる海面が上昇する中で、奄美名瀬漁港で114センチという海面が上昇してきました。こういう段階で、幸いこれは高潮や満潮時とは重なっていませんでしたが、私はこれが重なれば大変な状況が起きたのではないかなと思っています。特に港町から伊津部町の周辺には、この埋立ての影響によるかどうかはわかりませんが、非常に堆積した土砂が、流れが変わってきている。そういったことや、その堤防の高さの問題やら考えたらね、ここ何十年か後に起きると予想されるとしたら、起きてからでは遅い。あの薩摩川内の川内川のはん濫みたい、事前に何らかの対応ができないもんかということだけちょっと考えていることを聞かせてください。

建設部長（平 豊和君） 近年の潮位の上昇や大潮と満潮が重なったときや地震時の安全対策ということであると思いますが、新川を管理しているのは大島支庁でございまして、大島支庁にお尋ねしましたところ、堆積しております土砂の除去につきましては、これから調査を行いまして、必要な箇所について限られた予算の範囲内において、引き続き実施してまいりたいと。昨年は大島高校の辺りで土砂を除去したようでございます。また、新川に合流する本市管理の永田川がありますが、永田川につきましても除去の必要性を認識いたしております。地域の安全性のためにも年次的に除去をすることと併せまして、異常気象時や台風時に市民の皆様方に的確な情報が提供できるよう、関係機関や関係部署と連携を取ってまいりたいと考えております。

7番（三島 照君） ちょっと毎日歩いていて、非常にそういうことを感じていますので、これからも対応よろしくをお願いします。

4番目に入ります。さっきから市長の答弁などにもありますように、今、政府の公共事業は毎年削減される上に、政府の政策は東京をはじめ三大都市圏について集中して地方が切り捨てられてきていると。そういう中で、公共事業の削減が就業先の減少にもなってきているし、地域経済の破綻にもつながっています。そういう中で、この公共事業依存から脱却するためにも一次産業の振興が不可欠だと思っています。これは奄美市においても同じことで、現状では先行きが非常に不透明。労働力の確保ができていない。奄美市はビジョンを持った産業政策や雇用政策が確立されているとは思えない。そういう点で、自立・自助を説くだけでなく、必要な予算を確保して農業や畜産などの一次産業の育成、交流人口の増加につながる観光振興や特産のタンカンなどの果実の流通改善やサトウキビ黒糖の付加価値製品作りなどに真剣に取り組むことが必要だと思っています。そういう中で、現在の奄美の農林業・水産業の施策の現状と課題をどうみているのか。観光や紬等の地域活性化の施策と現状と課題をどう受け止めているのか、聞かせてください。

産業振興部長（赤近善治君） 残り時間が3分しかありませんので、農業・林業・水産業・観光・紬、ちょっと答弁が途中でとぎれるかもしれませんが、御了承をお願いします。

まず農業の現状でありますけども、基盤整備が進んでおります北部の笠利地区におきましては、サトウキビを中心に畜産・園芸等の複合経営によります農業を推進しまして、傾斜地の多い名瀬・住用地区につ

きましては、タンカン・スモモ等の果樹を中心に施設園芸・畜産等を推進してきたところでございます。また、近年は、パッション・マンゴー等の亜熱帯果樹の生産も増加しつつあります。

一方、課題のほうであります。議員御指摘のとおり農家の高齢化が進行し、農家戸数、農業就業人口ともに減少をしております。担い手不足が問題となっております。また、産地間競争等の激化などにより、農業情勢がますます厳しい状況になりつつあります。

このようなことで、具体的な今後の施策ということでもありますけれども、農業の近代化を図るため今年度は大川地区に40アールのビニールハウスを整備し、栽培面積が拡大しつつあるパッションフルーツの推進を図っていききたいというふうに考えているところでございます。また、住用地区においては、農村活性化推進事業を導入し、老木化したスモモに変わり収益の高い大玉の系統ですが植え替えを計画をしております。

それから、農業基盤の関係につきましては、名瀬地区におきましては県営樹園地農道の整備事業によりまして農道整備を2か所進めておるところでございます。

それから時間ありませんのでちょっとはしよりますけれども、人材の育成の関係でありますけれども、現在102名の認定の農家がございまして、これにつきましては平成23年度には111名育成したいというふうなことの計画を持っております。これが農業関係の現状と課題というふうになっております。第一次産業につきましての育成・振興というのはとても大事だと思っておりますので、今後とも頑張ってもらいたいというふうに思っています。

7番（三島 照君） 終わります。

議長（前田幸男君） 以上で、日本共産党 三島 照君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前10時31分）

○

議長（前田幸男君） 再開いたします。（午前10時45分）

引き続き一般質問を行います。

次に、無所属 向井俊夫君の発言を許可いたします。

30番（向井俊夫君） おはようございます。私は、自由民主党 無所属の向井俊夫でございます。私は、平成6年11月に市議会議員の補欠選挙で名瀬市議会議員に当選以来、約13年間、自由民主党の公認候補また議員として一貫した政治姿勢で政治活動をいたしてきたことを誇りといたしております。

その間、私事ではございますが、市議会の諸先輩方や同僚議員の温かい御配慮により、産業経済委員長、総務委員長、一般会計・特別会計の予算・決算委員長、市町村合併問題調査特別委員長、監査委員、その他議会において多くの役職を務めてまいりました。中でも、特に市町村合併に関しましては、協議会委員として議会側の一翼を担ってきたと自負いたしております。それゆえに、速やかなる均衡ある市町村合併を目指し、旧名瀬市、新奄美市の監査委員も一段と力を入れて務めてまいりました。また、同じ監査委員の立場で、代表監査ともう一人の監査委員の方は、そして監査事務局の方々は、本庁と総合支所の職員の方々が市条例をもとに、早く同一見解と同一レベルでの職務が遂行されるよう御苦労なさっているお姿には敬意を表したいと思っております。また、市長はじめ副市長、教育長、地域自治区長におかれましては、特別職の責務を果たし、部長以下の職員と一緒にいかしたら市民に喜んでもらえる行政サービスができるかと日夜努力しているお姿には、感謝いたしたいと思っております。

さて、そこで、市町村合併後の職員意識についてお伺いいたします。

住用・笠利自治区長が就任して10月で1年経とうといたしております。まず最初に、地域自治区長としてのこの1年の総括と今後の抱負をお聞きいたしたいと思っております。次から発言席で質疑を取り行います。住用町地域自治区長（森 米勝君） おはようございます。地域自治区長としてのこの1年の総括と今後の抱負ということでございますが、議員おっしゃったとおり、昨年、10月1日付けで住用町地域自治区

長の重責を拝命いたしまして着任いたしました。今月の末で満1年になろうとしております。この間、職員と一緒に種々の課題や事案の処理に携ってまいりましたが、まだまだ解決しなければならない課題が多くありまして、今後も気を引き締めて事に当たる所存でございます。

その中でも、この1年近くの間、思いといたしてでございますが、内部事務につきましては平成17年度の決算審査特別委員会、この中におきまして財務関係の事務処理等につきまして多くの厳しい御指摘を受けました。その後、職員間で意見を交しながら、今、改善に努めているところでございます。

そしてまた、地域との関係でございますが、先日の台風等の緊急時、そして先日の三太郎祭りの準備等、どうしても住用総合支所の職員では対応が難しいというときには、本庁の住用町在住の職員、そして住用町出身職員の積極的な応援を求めながら、この1年近くを乗り切ってきたということでございます。

そのほかに、奄美市となり組織が大きくなった今、大事なことといたしましては、職員との情報の共有ということを考えております。そこで、嘱託員会等において説明した資料、そして職員と情報を共有したい事項、そして職員にどうしても伝えたい事項につきましては、メールによって全職員に配信して情報の共有に現在努めております。

次に、今後の抱負ということでございますが、これまで職員と一緒に毎日の業務を行ってまいりましたが、その中で自分も含めてでございますが、仕事に対する意識の向上を図る努力をいたしてまいりましたが、まだまだ不十分だと認識しておりまして、今後も更に努力していかなければならないと考えております。そして、私ども行政の基本でございます地域住民の意見を聞いて、このことを行政の執行にしっかり生かしていくというのが職員の意識の重要でございます。このことについても今後努力の必要があらうかと思っております。

その中におきまして、昨年11月に行いましたむらおこし座談会におきまして感じたことでございますが、住民の皆様が集落内の排水路の整備とかあと集落内の道路等の整備の住環境整備についての要望が多かったこと。それと、農道整備や農業用水の確保、産業基盤の整備の要望も多かったという感覚でございます。今後このような地区の皆様様の要望をしっかりと受け止め、できる限りの努力をしていかなければならないと考えております。この事柄を成し遂げるためには、職員の意識が最重要でございます。今後職員の意識の向上に更に取り組む所存でございますので、議員の皆様方の御指導よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

笠利町地域自治区長（朝山三千丸君） 地域自治区長としてのこの1年と今後の抱負ということでございます。昨年の10月1日付けで笠利町地域自治区長に就任をいたしまして、早いものでやがて1年が経過をしようとしております。一担当課長からの区長就任、そしてまた旧笠利町地域の責任者として、緊張の中、職責の重さを肌で実感をしながら職務にあたった1年であったと思っております。

この1年間、数多くの行事に出席をいたしました。笠利町地域としての行事、地区主催や集落の行事、その他各種の行事などに出席をいたしまして、その中で多くの御意見やしたた激励なども受けながらコミュニケーションを図ってまいりました。その中で感じたことは、住民の皆さんの中には合併をした奄美市としての一体感、そしてまた合併をしたということで本庁地域の振興発展、あるいは集落の活性化、こういったものにつきましては、まだ多少不安が残っているなあという感じがいたしております。このようなことにつきましては、毎月行われております集落駐在員会や各種会合、また市長はじめ各部長が出席をいたして行われておりますむらおこし座談会、こういったところで説明を行い、理解をしていただいているところであります。このようなことで、少しずつではありますけれども一体感が図られているものと思っております。このように考えております。

また、職員の意識向上の件につきましても、今までの旧市町村での事務の進め方の違い、そしてまた700人の職員と大きな組織になったということで、当初は戸惑いなどがありましたが、1年半を経過したということ、それから研修会などを通して職員としての意識向上が図られてきているものだと思っております。区長就任時に、市長からは、特に行政改革と奄美市の一体感の醸成を図ることが大きな行政課題で

あると言われました。この1年を振り返るときに、この言葉の重要さというものを改めて認識をしているところです。今後もこのようなことを念頭に置きながら、更に努力を重ねてまいりたいとこのように考えておりますので、これからも御指導のほどをよろしくお願い申し上げます。

30番（向井俊夫君） ありがとうございます。10月1日をもって丸1年ということで、お二方はそれぞれ違った立場で、区長という形で違った立場からの就任ということで、大変御苦労なさっているかとお察し申し上げます。

住用のほうですが、旧名瀬市の総務部長からの区長ということで、それまで住用の職員の方々とはなかなか接する機会がなかったというところで、全く新しい職場、新しい職員の方々ということで、大変な思いをして職務に就かれているかと思われまます。そういう中で、私はこの1年間ちょっと心配してきたのは、職員とのそういう風通しとかですね、意思疎通、そこらへんがうまくいっているのかどうかと。そしてまた地域住民とのそういう意思の疎通という部分で、うまくいっているのかなとそういう心配もいたしていたところがございます。そこらへんに関しまして、何か御所見ございましたらお伺いします。

住用町地域自治区長（森 米勝君） ありがとうございます。昨年10月1日に住用の区長として赴任いたしました。住用の皆様方には温かく迎えていただきました。それと職員のコミュニケーションでございますが、ちょうど合併協議会の幹事長を3年ぐらいしてしまして、その中で住用町の職員はほとんどの方が顔見知りだったというのは、私としても仕事の執行上は何も支障はなかったという形でございます。

住民との兼ね合いでございますが、私も初めて住用町にまいったんでございますが、先ほども申し上げたように温かく迎えていただきまして、一緒になってお仕事をさせていただいております。今後も私として一生懸命頑張りたいと思いますので、住用町の皆様方とも一緒になって地区の発展と言いますか、地区のために尽くしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

30番（向井俊夫君） そのお言葉を聞きまして安心するわけでございますが、情報の共有という部分で庁舎内の職員にメールで通達しているという先ほどのお答えもありました。なかなか、私も商売してまして取引先にファックスとかメールでオーダーをかけます。こちらの気持ちが十分伝わらないというのが多いんですよね。値段交渉だって電話でやった場合、「いやあ、向井さん、いくらまでしときますよ」という言葉があるんですけど、その字面だけではなかなか意思の疎通というのは取れないと。ですから、全てメールで処理するというんじゃなくて、大変大事なこととかそういう自分の気持ちを伝えたいということは、やっぱり直接職員と対話したり、もしくはまた住民の方々とか直接対話しながらやっていくという、そこらへんの人間味あるというんですかね、そういうあれも大事なかなと。そこらへんはまたよくお考えの上で配慮いただければ結構かと思います。

次、笠利支所においては、住用自治区長とは違った形で、要するに旧笠利町役場からの昇格という形で自治区長が就任なさっております。そういう意味において、逆に職員のほうで非常に身内意識というのが高く、区長に対する甘え、仕事の職務上でですね、出ていないのか。そこらへんのちょっと心配がありますので、お伺いしたいと思います。

笠利町地域自治区長（朝山三千丸君） 笠利総合支所におきましては、毎週月曜日の1時半から課長会を開催しております。その週の奄美市としての行事あるいは笠利総合支所としての行事、それから各課からの確認事項等を話し合いながら、その都度機会をみながら各職員には監査委員からの指摘事項あるいは特別監査委員からの指摘事項、こういったものをその都度課長会でお互いで確認をし合い、課長は課に帰ってそれぞれの課で全部で課内会議をするというような伝達方法を取っております。先ほども申し上げましたように、非常に旧笠利町の職員が200名ということでありましたけれども、700名というような大きな所帯になったということで、この1年間は戸惑いがありました。1年半を過ぎましたので、こういうことについてもだんだん解消されつつあると思っております。このようなことから、今後は2度も3度も同

じことがないようにということを確認をしながら、事務を進めていきたいとこのように考えております。
30番（向井俊夫君） ありがとうございます。それぞれ前職違った立場でございました。そういう意味での就任ということで、まるっきり違う立場だなという思いの中で見てまいりました。そういう中で、今、お二方ですが、支所内の職員の毎日の職務内容の掌握、これがきちっとできているのか。それと、課長クラスの方々はまた課の職員の一日の職務内容、掌握がきちっとできているのか。というのは、ここの本庁でもそうですが、用事があってきて聞きますと、課長は、いや、というようなケースがよくあります。部下をきちっと掌握する。朝きちっとした仕事の指示をして、夕方帰庁したらその職務遂行の報告を受けるというのが管理職の役割だと私は思っております。そこらへん、お二方きちっとできているかどうか、お伺いしたいと思います。

住用町地域自治区長（森 米勝君） 職員との仕事の連携でございますが、まず毎週月曜日に10時から各課長会議ということで、その1週間のスケジュールを打ち合わせをします。そのあと朝の会議はございませんが、その都度お互いに行ったり来たりしてやっていますが、自分が一番心がけていることは、各課に自分から出向いて行ってその職員と意見交換をすると言いますか、無駄話でも結構だと思いますので、そのへんで話をして回っていくということで、それともう一つは住用町のことを隅から隅まで知っておるわけじゃございませんので、ほとんど時間があれば外に行って地区を回るのが、腰が落ちつかないと言われるかも知れませんが、なるべく外に行くというのを心がけて各職場をずっと回っていくのと地区を回っていくのに、今、重点を配しているという状況でございます。今後まだまだ地区のことはわかっておりませんので、今後もそのような態勢で臨んでいきたいというふうに考えております。

笠利町地域自治区長（朝山三千丸君） 職員の把握という点につきましては、外勤簿等を備えて、それによって仕事を進めているわけでございますけれども、直接住民に接している部分もあります。農業関係あるいは土木関係、こういったものについては呼ばればすぐ行くというようなこともありまして、そういった場合にはケースバイケースでございますけれども、帰ってきてから報告するというようなこともあるようであります。そういったことで、前もって話すということもできなかったような気がいたしますけれども、こういったことについても今後何らかの改善を図っていきたいとこのように考えております。

30番（向井俊夫君） ありがとうございます。管理職として、あとお二人の区長だけじゃなくて、それぞれ支所の課長のほうにも同じことを言いたいわけですが。自分の部下が今日一日どういう仕事をして、そしてどういう成果があったという報告。そして、それをまたどういう具合に対応していくという指示をやはりきちっと出していくと。そのための管理職手当が付いているわけですからね。何人の人を使えるかというのが管理職のやはり能力と私は思っております。そういう意味で大変だと思いますが、しっかりやっていただきたい。

それと、ここ合併してから1年半余りになるわけですかね。その中で大変監査をしていろいろな指摘事項がございます。笠利支所、住用支所、そして本庁もしかりですが、やはり指摘事項に対しては真しな態度でやはり速やかに対応していただきたい。支所によっては本当にもう万全の態勢で1週間ないし2週間で速やかに対応してくる支所、なかなか何か月経っても答えの返ってこない支所、そういうことがないように我々も内部監査という意味で、逆に仕事のお手伝いをしているというつもりでやっております。外に出しても恥ずかしくないようなやはりそういう書類、いろんな資料、それをチェックしているというつもりでやっております。そういう意味では是非御理解いただいて、速やかな対応を今後ともお願いしたいと思えます。

次に移りたいと思えます。ちょっと私もあれだったんですが、この住用と笠利のほうは地域自治区長という役割がきちっとしております。ここの本庁の場合、区長的な役割というのを誰がなさっているのか、ちょっとお伺いします。

市長（平田隆義君） 今の指摘に対しては、合併の時に本庁にも区長を置くということであったわけですが、議会の指摘もございましたし、私も最初からこのところは大変気にしていることでした。そういう意味では、副市長に二人で分担してお願いするしかないなところも思っております。そういった点で当初考えました区長会というのがないということで、ここをどうするのかなというのがちょっと気になっているところです。副市長としてはやはり職務権限上は区長より上の立場でものを決裁するという立場にもあるものですから、そこらあたりがなかなか整合性がないところも思っておりますが、日常の行政運営でそのために支障を来したということはまだ聞いておりませんが、今後の課題にはしたいところも思っています。

30番（向井俊夫君） ちょっと組織と機構の難しいところかなという思いがあります。これも研究しながらいい配置ができればなという思いがあります。

それでは、名瀬・笠利・住用自治区の職員の今後の在り方ということをお伺いしてみたいと思います。

総務部長（福山敏裕君） 市町村合併後の名瀬・笠利・住用自治区の職員の今後の意識の在り方についてお答えいたします。

昨年3月20日に合併しましてから1年半近くが過ぎようとしております。合併後、各支所の特色を生かしながらも共通認識を持って行政サービスにあたるよう努力をいたしてまいりました。具体的には、まず研修につきましては、財政状況や定期監査の実施状況などにつきまして代表監査委員や財政課長が講師なり研修を実施し、職員の共通認識の向上を図り、一体感の醸成に取り組んだところでございます。今後は旧市町村が持っていたいいものを学び合う研修を計画していく予定でございます。

また人事異動の面におきましては、本庁・支所間のみで現在は止まっておりますので、これを拡大していくために他市の例も参考にしながら本年度は人事異動の作業を早目に取り組む予定でございます。奄美市の職員としての共通認識のもとで一体感を持って、より良い行政サービスが提供できるように職員の資質及び識見の向上に努めてまいり所存でございますので、議員の御指導をよろしくお伺いしたいと思います。

30番（向井俊夫君） ありがとうございます。今まで異なった状況の中で行政サービスをなさっていたと。地域の旧名瀬市・旧笠利町・旧住用村という全く違った状況の中で、これをまた一体化していくというのは大変な作業だなという思いがあります。そういう意味では、やはりこれから人事交流、それとかこれは研修会とかも含めて頻繁にやっていると。お互いにまず顔を知ると。どういう職員がいらっしゃるんだということをわかる、必要な。その中ではやはり仕事以外でのレクリエーションとかあと懇親会の場とか、数多く共通する部分でのまず職員が顔を合わせる場をつくっていただきたいと思います。そういう中で、やはり、よし、じゃ一緒に頑張ろうという気持ちを持っていただけたら幸いかと思います。ひとつそこらへん、よろしくお伺いしたいと思います。

3番目の各自治区の公用車の管理体制、これちょっとお伺いいたします。

総務部長（福山敏裕君） 各自治区の公用車の管理体制についてお答えいたします。

現在、本市の公用車両は特種車両及びオートバイを除きまして、全部で162台でございます。内訳としましては、名瀬総合支所で90台、住用総合支所23台、笠利総合支所49台となっております。そのうち名瀬22台、住用9台、笠利11台の合計42台を共用車両として利用しております。

管理につきましては、名瀬が管財課、住用・笠利地区におきましてはそれぞれ地域総務課で行い、効率的な運行に努めているところでございます。共用車両以外の120台につきましては、それぞれ各課で管理しております。今後、各課で管理しています車両をできる限り共用車両として所管替えできないかを検討しまして、管理体制の強化を図っていかなければならないと思っておりますのでございます。

車両の管理面におきましては、特に運転管理後の記載漏れなど一部の職員に意識の低下が見られるために、適正利用についての通知を行ったところでございます。今後も喚起を促して、そのようなことのない

ように取り組んでまいりたいと思います。

さらに、庁内のエコライフオフィス率先運動の一環としまして職員研修を行いまして、職員の意識の醸成に努めているところでございます。その中で特に気を付けることとしまして、燃料代が高騰していることなどもありますので、また地球温暖化防止を含め不要なアイドリングを避けてエコ推進やコスト削減、更には効率的な運用に留意するように通知をしているところでございます。

30番（向井俊夫君） ありがとうございます。全体で162台と。なかなか新車も購入できるような状態じゃないですね。大事にそれぞれ使っていただくしかないのかなと。ただ、共有ということで、これはみんなで共有しているものは特にやはり乗った人たちが掃除したり、それから洗車したりと、そこらへんのやはり細かい配慮というのはお互いにしながらやっていくことが大事かなと。それと、やはり管理簿あたり、これあたりをきちっとやっぱりつけていくことというのは大事なことかなと。一つ一つのことをきちっとやっていく習慣づけ、中には何百キロも一千キロ近く走ってても燃料給油の記載がなかったりですね。これはすごい車だなと思ってチェックしたら、何回も給油しているわけですね。本当にそんな車ばかり庁舎内にあったら、全然燃料代かからないわけですよ。あとはきちっと出発した時のキロ数、そして一日終了してからのキロ数、これがやっぱりきちっと明確に記入されていないケースが今まで多々ありました。例えば、前日終わってから次の朝使うまでの間に10何キロから20何キロ、空白のあれが出てきたりですね。そういうこと事態おかしいわけで、やはり公用車としてどう使うべきかと。公私のけじめとかそういうのもやはりきちっとつけていかないと。そこらへんがやっぱり物を大事にしていく一つの出発点なのかなという思いもありましたので、これはお願いしておきます。

それで、燃料代が高騰しているということで、それぞれ職員の方もエアコンの使い方にしてもそうだし、アイドリングのこともそうだし、いかに燃料を使わないで済むのかと。そういうことまでもちょっと配慮していくということが大事なのかなとそういう意味もありまして、ちょっと投げかけてみました。

次の世界自然遺産登録に移りたいと思います。奄美市としての現在の取組をお伺いいたします。

市民福祉部長（伊東鉄郎君） それでは、世界自然遺産登録につきまして答弁いたします。

まず、奄美市としての現在の取組でございますが、世界自然遺産登録に向けましては群島全体にかかわる課題でございますので、鹿児島県や奄美大島、広域事務組合が中心となって進めているところでございますが、奄美市といたしましても自分たちでできる取組としまして大きく分けて二つの取組を行っております。

まず一つ目は、貴重な自然環境を守る取組といたしまして実施している施策で、奄美市希少野生動植物保護条例に基づきます市独自の希少種保護の取組、さんご礁の保全及び再生に向けました試験研究、ウミガメ保護保護対策などが挙げられます。また、世界自然遺産の前提条件となります国立公園の保護区域案につきましては、県が示した案につきまして協議調整を行っているところでございます。

二つ目といたしましては、世界自然遺産にふさわしい地域づくりに向けた取組でございます。これは間接的に世界自然遺産につながる取組ではないかと考えておりますが、不法投棄対策や環境美化の推進、環境意識の向上に向けた普及啓発活動、資源ゴミリサイクルの推進によるゴミの減量化など取り組んでいるところでございます。今後とも市といたしましてできる取組を積極的に推進してまいりたいと考えております。

30番（向井俊夫君） 市として地域のそういう地域づくり、特に不法投棄だ環境保全ですね、それがやはり一つのそういう意識付けにつながってくるのかなという思いがあります。なかなか去年あたりまでの見えてこなかった。そういうことで今年の商工会議所の総会でも、これを一番大きな目標にしましょうやということで総会で決議していただいて、そして観光物産協会の中の理事会総会の中でもこれをやっぱり、全然出てこなかったものですからね、大きな問題として取り上げて前進していこうと。民間サイドでもやっぱりいこうやという話を投げかけたところでございます。そういう意味で鹿児島県との連携がどうな

っているかどうか、お伺いします。

市民福祉部長（伊東鉄郎君） 二つ目の鹿児島県との連携でございますが、これまで県の環境保護課が主体となりまして実施してまいりました重要生態系地域調査、それとシンポジウムなどの事業に対しまして、奄美市といたしまして積極的に協力し連携を図ってきたところでございます。

現在、環境保護課が事務局の奄美希少野生生物保護対策協議会や、奄美大島広域事務組合が事務局の世界自然遺産登録推進協議会などの県や広域事務組合、各市町村など関係機関が一体となりまして世界自然遺産登録に向けた取組を進めております。

また、県と市町村担当者によります事務レベルでの打ち合わせ等も定期的な実施をしておりますので、今後とも連携を密にして取り組んでまいりたいと考えております。

30番（向井俊夫君） そういう意味では、確かに去年ぐらいまでは県のほうが一生懸命になっているというイメージが強うございました。そういう意味では、市のほうも全面的な形で連携を深めていく必要性があるかと思えます。そういう意味におきましても、市民・民間団体への働きかけと連携のほうはいかがになっているか、お伺いします。

市民福祉部長（伊東鉄郎君） 市民・民間団体への働きかけと連携についてでございますが、世界自然遺産登録に向けましては行政だけの取組ではなく、市民・民間団体を含めた大きな目標として進めていかなければならないものと認識をいたしております。

民間団体との連携といたしましては、世界自然遺産登録推進登録協議会に商工会議所や青年会議所なども入っていただいておりますので、官民一緒になりまして国立公園に向けた要望活動等を実施いたしているところでございます。また、自然環境に負荷をかけないエコツアーの在り方などについて、ガイド業の方々や勉強会を行っていく予定にもしているところでございます。将来的な世界自然遺産登録を見据えた場合、観光客等の受入体制をどうしていくか、保全と活用の在り方など民間の方々との連携が極めて重要となってくるものと思われます。今後も観光受入協議会やホテル部会をはじめ各種民間団体等との連携強化に取り組んでまいりたいと考えております。

市民への働きかけについてでございますが、第3日曜日における市民清掃への呼びかけや各種ボランティアによります清掃活動等も世界自然遺産登録に向けた市民と連携した取組の一つとして挙げられるのではないかと考えております。先月、大島支庁が実施いたしましたクリーンアップ作戦のように、「世界自然遺産に向けて」というような名称での取組はこれまで実施いたしておりませんでした。住民の気運を盛り上げていく上で有効ではないかと思っておりますので、今後、世界自然遺産という言葉を用いた取組についても推進してまいりたいと考えております。

30番（向井俊夫君） ありがとうございます。この世界自然遺産登録というタイトルですね、これを上手に使って先月行われたクリーンアップ作戦とかそういうのとか、もういろんな事あるごとに使っていくということが大事かなと。というのは民間団体の方々もそういう形での活動を始めますし、市民の方々もそれこそたばこのポイ捨てから何からそういうこともやっぱり自粛していくでしょうしね、やはり意識付けとことこの面からやっていくことも必要かなという思いがあります。ちなみに、屋久島がやはり登録してから、登録前と登録してからの経済効果とかそういう人の動きとかというのは本当にすごいものがあります。人口がまず減らなかったと。人口を維持していくことができた。というのは、たくさんIターンの方とか入ったり、そういう観光関係の仕事をしたりとかですね、そういう方々が増えてきていると。そして、それがあと観光客の入込み数にしたって、登録前と登録後では170パーセントぐらいやはり違ってきているという数字です。ちなみに、屋久島だけみてみますと平成5年度で合計20万9,000人、それが平成18年度には33万3,000人と大きな伸びを示しているわけですね。そういう中で昨日、衆議員のほうで質問があったそういう数値目標ですか。それを平成27年度には35万人という設定をい

たしております。これは、私ども観光物産協会のほうでやった数字ですが、これは今の体制から徐々に徐々にやっていかないと、急激な人の導入というのは自然破壊にもつながるし、今までの石垣島とか屋久島の例を見てやっているわけです。これがもし世界自然遺産登録ということになれば、恐らく平成27年までには50万人ぐらいの数字というのは楽に達成できるような数字なんですね。ですから、それまでに徐々に耐力をつけていく。この奄美の自然が一体どのぐらいの観光客に耐えられるか。その数字を見極めていくのも大事だと思うんです。ですから、そこらへんを十分検討しながらこれは対処していけばいいのかなという思いで、是非、地域経済、これを興していくという意味では自然遺産登録と。これは大事なことだと思いますので、市長はじめ皆さん方に強力な体制で挑んでいただきたいと思います。

4番目の登録へ向けてのタイムスケジュール、これは削除させていただきます。

そして、もう一つお願いしておきたいのは、その観光という面からしたら、例えば職員の方がやっぱり2年～3年でころころころ受入窓口のほうが変わっていくと、大変相手のエージェントさんとか、例えば私どものスポーツ合宿でもそうです。監督さん、コーチさん、戸惑いというのがあるわけです。仕方ないなということ。やはりプロの職員をやっぱり養成していく必要があるのかなと。例えば、市民相談窓口とか青少年指導のなさっている方々のように、やっぱりそういう自分の意識の中でやらなくちゃいけないという形を、それにはもう一つは、提案としては30代・40代・50代ぐらい、民間のほうからその道のプロをヘッドハンティングしてきて職員として据えると。観光公社みたいな形を作って、観光物産公社みたいな形を作ってプロの職員を養成していく。民間の新しい知恵を導入していく。それも大事じゃないかという思いがあります。これはもう一応提案しておきたいと思います。そういうことで次の質疑に入ります。

奄美群島振興特別法についてお伺いします。奄美市の平成20年度の3月末で期限切れとなるこの奄美群島振興特別法に対する奄美市の現在の取組をお伺いいたします。

市長（平田隆義君） この件につきましては大変重要な課題でございます。この時限立法が20年度末で期限を迎えることとなりました。来年度予算の組み方、在り方によってどういう具合に引き継いでいけるかということの様子とか感覚も受け取れるんじゃないかなと思っておりますので、来年度予算の奄振事業の枠の確保ということから今、取り組んでいるところです。そういう意味におきましては、本市の取組と県との連携ということが大変重要になってきた時期だとこのように思っているところです。この延期された法律のもとでは鹿児島県が町村と相談して計画を作るということになっておりますから、県との連携というのは大変重要だなとこう思っておるところです。これまでも県のほうでその方向性や方策をつかむために調査事業を入れようということで予算の計上もいたしておりますし、来年度予算にも同じように予算を要望しているところです。現在の地域の社会的状況から経済的な現状、それから課題やそして振興開発事業の成果などを整備して、延長に向けて改定をしていこうということでもあります。その中でこの方向を生み出して何をすべきかという方策が出てくるものだとこのように思います。

多くの部門ごとに検討しておるわけですが、この度は市町村議長会はもとよりですが、地域の民間の人たちの意見をどうくみ上げていくか、吸い上げていくかということなどが大事だろうということで、そういった点ではこの総合調査の大詰めを迎えてきたんじゃないかなという思いをいたしております。県のほうにおいても、そのことにおいては鋭意配慮しておりまして、県のほうのホームページ等で意見の公募などをして幅広い意見を吸い上げようということで努力をしておるようであります。その調査結果が今年度末には報告書として出てくると思っています。奄美市としては、今、先ほど御指摘がありました自然遺産登録へ向けて、やはり奄美市が中心になって頑張っていかなければいけないんじゃないかなとこう思っておるところであります。

また、奄美市内においては道路網や名瀬港の改定計画の残事業ということなどがまだ多く残っております。こういった公共施設の整備、併せて農業や観光の今後の振興を視野に入れてどういう方策が大事なのかということなどで事業に取り組んでいこうとこう思っておるところでございます。もう一方においては、教育現場における校舎その他の施設整備がまだ遅れております。こういった点などが課題になっておるん

ではないのかなとこのように思います。産業の振興という点、ここがなかなか一くくりでは申し上げにくい点もございます。個々のケースとして取り組んでいかなければならないだろうなど。ケースごとにといいいますか、自然遺産登録においても、これは産業振興の一環という点も担っているだろうとこう思うであります。こういったことを奄振事業にどういう具合にして組み入れていくか。知恵が必要だと思います。みんなで知恵を出し合うということでお願いをいたしたいとこのように思っております。

30番（向井俊夫君） 今年度、今、調査事業をしているということで、実は私も民間のほうから、地元から私は観光交流部門ということの調査委員として入っております。あとほかに鹿大の教授3名。実は先日も鹿児島県のほうで会がありまして行ったら、関係する課18課ぐらいですかね、おいでいただきまして会を持って、どういう方向性にしていくかということもやってきました。今年度3月末までにそれをまとめ上げるということで、かなり文言一つにとってもけんけんがくがく今やっているところでございます。また13日上って、中間的なまとめをして来る予定でございまして。

そういう中で、やはりこの奄振というのが今まで約2兆円近くの予算が投入されて社会基盤整備がなされてきたわけです。今度はそれをどう地元が生かして自立自興していけるかという大きな鍵を握っている法律もございまして。何とか全力を上げて延長できればという思いがあります。

「鹿児島県との連携は」という次の質問項目がありますが、それはもう削除いたしまして、最後にその延長の可能性と特に力を入れた内容の方向性と言うんですか、それがございすれば御所見お伺いしたいと思っております。

市長（平田 義君） 国のほうも今まで特振課という名称がありまして課長もいたんですが、特別担当官みたいな官という形なんですけれども、職務としてはほとんど変わりませんで、今度も新しく変わりました担当官も大変真剣に取り組んでおりますし、それから国のほうも国土交通省関係においては大変好意的にこの延長問題を考え、そして取り組んでおるんだなというイメージを持ちました。また、各奄振委員という皆さん、国会議員の先生方にも予算の概算要求と合わせて法の延期が迫っておりますので、是非理解を示していただきたいという町村会長からのお願いに対して大変好意的な返事をいただいて、みんなで頑張っていこうということなども聞かせてもらっておりますので、ありがたいと思っております。これからの地域の自主的発展ということを踏まえながら、公共事業の残事業の完成を目指して取り組むと同時に先ほどから申し上げております第三次産業、観光をこれにどう結び付けていくか。そして、一次産業を午前中も申し上げましたように、かなり投資しておりますから、その実を取らないといけないだろうということで、農業の振興、漁業の振興ということなどで取り組んでいきたいということを申し上げているところであります。紬が低迷をしておるわけですから、それに代わる産業という点では、これからの大きな奄振事業の在り方にも影響するのではないのかなとこう思っておりますので、御理解を賜りたいとこのように思います。何とかみんなで勝ち取るということでやっていただければありがたいとこう思っております。

30番（向井俊夫君） 何とか本当に中身のある延長という、自立自興に向けての。先の内閣改造でも冬柴大臣が、非常に奄美のほうに対して理解をいただいている大臣なので、留任ということでほっとしたところでございまして。そういう意味では、冬柴大臣在任中にそういう方向性をきちっと付けられるよう、また市長はじめ職員の方々にもよろしくお伺いしたいと思っております。

次に移ります。4番目の市街地区画整理事業とマリンタウン計画、これは先日の渡議員、そして先ほどの三島議員のほうであらかたきちっとその方針には変わらないということで、末広・港区画整理事業、この見通しも2月の事業計画決定で現在の計画どおりに進めていくという答弁がありました。その確認がしたかったわけでございます。ですから、特に答弁はいりません。

そして、ただ、そういう中で、どうしても夢の部分の話がなかなか行政のほうから提供できないのかなと。こんなふうにしたら商売儲かるようになるよとかね、こうやったらどうですかと。その新しい整理事業が終わったら、そういう夢の部分の話もやっぱり、これは職員はなかなかできないんですから、市長は政

政治家としてやっていただけたらなという思いがあります。私なんか一つのやるにあたって、実際その数値が達成できるかなと思っても、その夢をばあっと大きく膨らませて、ところがそれが実際3年後～5年後にはかなり実現するわけですよ。売上とかそういうことでもですね。ですから、そういう政治家としてのその夢をちょっと商店街の皆さんにも語っていただけたらという部分があります。それはお願いしておきたいと思います。

それともう一つ、新しいそういう道路整備とか区画整理ができていって、今度は新築で事業所とかお店とかテナントビル、これを造っていただく方々の例えば固定資産税とか税制面での減免措置、これをしてあげられないのかなと。というのは、テナントビルはもうやらないよと思っていた方でもそういう減免措置があれば、よっしゃ、もう1回テナントさんのためにビルを造って貸してあげようという話も出てくるかと思えます。私が一番心配しているのは、もう立ち退いてからもうやらないと。そこら辺空き地だらけになると。そういうことを心配しているわけです。これが、また一つの地元の建築業界とかプラスになるし、3年後～5年後には確実に今度は固定資産が税収として返ってくるわけですから、何とかそういう減免措置を取って促進できるようなあれができないのか。これは、一応要望事項としてあれしておきます。

たくさん今回、思いがあってあれだったんですが、赤木名地区の見通し、これも51パーセントの進捗よく状況と。残り部分の工事の県の発注見通しは、まだ付いていないという昨日答弁がありました。そこらへんはどうなんですか、協議しているんですか。ちょっとお伺いいたします。

建設部長（平 豊和君） 県のほうとも赤木名のその工区の中の工事の件につきましては協議をしておりますが、私ども昨日も申し上げましたとおり、県事業でありますので深くと言いますか、立ち入ってそこらあたりを掌握するということがなかなか難しい状況であります。

30番（向井俊夫君） というより、住民の方々の不安を取り除くという意味では、深く立ち入ってやっぱり協議していく必要があるんじゃないですか。それが与えられた役割ですよ。そんな逃げとつたらあかん。ちゃんときっちり、そうすれば真しな態度で臨めば、向こうも真しな態度でやはり対応してくれますよ。だから、そこらへんは県としっかり協議していく。そして住民の方々に不安を抱かせない。それも役割だと思います。

次の商港区と漁港区の埋立て、これも先日答弁いただきました。私も商港区のほうで例えばその娯楽施設とか遊技場とかホテル、そういう用地ですね。その中で遊技場とか娯楽施設というのは、これ以上市民を遊ばせるような施設が本当に必要なのかと。そこらへんもよく考えないといけないと思う。もう墮落させる一方じゃないの。ちょっときつい言い方をしますけど。だから、そこらへんは再考を要するという思いがあります。そこらへん、また今度、機会をみて議論を重ねていきたいと思えます。

4番目に長浜地区の埋立てですが、今ちょっと工事が中断なのかなということ。そういう中で、投げかけたときに、あと取付道路を付けて水道管とかガス管とかを配置するということでもございました。ただ、私が心配しているのは、そこに造船所を持ってくると。それに対して、ガラス製の塵肺と言うんですかね、そういうあれが非常に私は心配するんですが、その対策をどうするのか、ちょっとお聞きします。

建設部長（平 豊和君） グラスファイバー等の粉塵の飛散ということの御懸念ですが、我々といまして地域住民の生活に影響を及ぼさないような対策を講じる必要があるというふうに認識しております。今後は事業者との移転補償交渉が本格化していく中で、特に防塵対策については方法など細部にわたり協議をする考えでありますので、御理解をお願いいたします。

30番（向井俊夫君） 実は、私の家族がアスベストで右肺を摘出いたしました。左肺も同じように吸い込んでいるわけですね。医者に言われたのはストレスとかそれからそういう外敵、吸い込んだ、あと刺激を左の肺に与えるとまたそれが発病する恐れがあると言われております。そういう中で、そういう事業所が来るというのは私は大変不安に感じている。ましてスポーツ合宿の選手とか、ああいう方々がその周辺、朝な夕なこれから私の所だけで6、000泊ぐらい宿泊して、最高の環境だったのが最悪の環境になりは

しないかと。その心配があります。その点、答弁をお願いします。

建設部長（平 豊和君） 先ほども答弁いたしました。そのような状況にならないようにできるだけ努力をしたいというふうに考えております。

30番（向井俊夫君） だからもう、できるだけ、できるだけって、できるだけじゃない。人の命も保証できるかと僕は聞いているわけですよ。市長そこらへんをね、これからもう今日時間ありませんので、十分検討して、私はここではっきり申し上げましたのでね。今後どうするかということをお互いに考えていきたいと思えます。

それであとハンダマ栽培というのが非常に最近、私は長寿子宝プロジェクトの委員もしながら県のほうに行っております。大変県のほうも注目して、この奄美で栽培、そしてこれをブランド化できないのかという話まで出てきております。そういう意味では、農政関係、産業経済委員会のほうでもしっかりやっていただきたいと思えます。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

議長（前田幸男君） 以上で、無所属 向井俊夫君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午前11時46分）

○

議長（前田幸男君） 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。無所属 石神友夫君の発言を許可いたします。

25番（石神友夫君） こんにちは。無所属の石神友夫でございます。本年第3回定例会の一般質問の機会を得ましたので、所見を述べながら順次質問をいたします。

去る7月29日に執行されました第21回参議院選挙は、自民党の歴史的な惨敗で終わりました。その敗因につきましては、テレビや新聞等で報道されておりますように、一つには年金記録問題、二つには閣僚の不適切発言、三つには政治資金の問題などが挙げられております。8月27日、安倍改造内閣が誕生いたしました。またしても発足1週間で遠藤農林大臣が辞任に追い込まれるなど、前途多難なスタートであります。いずれにいたしましても、国政が大きく変わることは間違いありません。国民の一人として、政治の動きを見守ってまいりたいと思えます。

さて、私は、平成8年初当選以来、議会での一般質問あるいは委員会審議を通じて市政全般にわたり質疑をしてまいりましたが、当局から明確な答弁をいただいていない問題等を中心に順次質問をいたしますので、よろしく願いをいたします。

まず、市長の政治姿勢についてであります。初めに名誉市民についてお尋ねをいたします。このことにつきましては、平成16年の一般質問でも取り上げましたが、その後3市町村の合併もあり、新たな視点から再度名誉市民について、市長のお考えをお伺いいたします。あとの質問から発言席で行います。

議長（前田幸男君） 答弁を求めます。

市長（平田隆義君） 石神議員の質問、名誉市民の推戴についてでございますが、議員にも前回もお話を申し上げましたように、新しい市の誕生が見えておりますので、新しい市の誕生に合わせて対応をしたいということでお話を申し上げていたと記憶しております。このことは私も大変気にしております。これまでも何回か、また別の形で議会の数人の皆さんにこのことを相談をしまいついてきたところ。いろいろの状況がございまして、対象となり得るといふか、なりそうかと申しますか、方々の名前。そして、それを議会側がどう受け止めるかという問題。こういった点がなかなか読みにくいということもございまして、対応の仕方が市長の判断に委ねるような形に条例がなっているということなどが大変難しい問題だ

なということで、今日まで来たところです。17年の第2回定例会で石神議員にも答弁として正式にお答えをいたしましたところではありますが、その当時もなかなか市民の総意を得るには難しい状況があるかという答弁をいたしております。

その後、合併の時、それから名瀬市の閉庁式、それから奄美市誕生1周年記念に合わせて、このことができないかということもいろいろと判断をしたところです。しかしながら、条例のほうをやはり変えたほうがいいんじゃないかということもございまして、条例の変更をということで行政の諸君に対応を今任せているところですが、やはり条例の制定を市長本人だけでこの問題を議会に提出するのは大変荷が重いというか責任というか、理解が得られない点もありはしないかということもありますので、そういった点を含んで改善するような形で、一日でも早く条例の制定を急ごうということで現在指示をしておるところです。

そういう意味においては、今後のこの課題、問題はどの範囲の人たちがそういう対象になるのかということが判断しにくいということでございますので、そこらへんを含んで条例制定をまず急がせたいこう思っておりますので、いずれにしても名誉市民制度というのがあるわけでございますから、そしてそれに該当される方がいらっしゃるんじゃないかということでございますので、すべてこれで終わりということではないと。とにかく継続して、この制度は生かしていこうということでは考えておりますので、できるだけ早い時期に実現できるように努力をしたいこう思います。どうぞひとつ御理解いただいて、また御指導などいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

25番（石神友夫君） 是非、市長、前向きに検討していただきたいと思いますが、古い時代から「奄美は人材の島」と。本当、私は前の議会ではお二方しか名前は挙げませんでしたけど、いろいろ市長と話す中でそれに該当するような方はたくさんおられます。私はそれだけ名誉なことだと思いますので、是非ひとつ検討していただきたいと思います。

と同時に、私は教育的な立場から、今、名誉市民の写真は市長の応接室だけにしか掲げてありません。やはり広く市民にも知っていただくというようなことで、例えば小中学校の図書室とか、あるいは生徒が多く使う所とか、あるいはまた市民の出入りの多い文化センター、あるいは体育館などにそう経費がかかることじゃないと思いますので、是非やっぱりPRじゃありませんけど奄美にはこれだけの偉い方々がいらっしゃるんですよ。こういうことでしてはどうだろうかと思うんですが、その点について。

総務部長（福山敏裕君） 名誉市民の市民の方々への周知の方法ということでございますが、どのような施設に設置したほうが市民にとって望ましいのかということなどもあろうかということがありまして、今後検討していく必要がございますが、特に社会教育施設や文化施設あるいは議員御提言ありました学校の図書館等の公共施設について、十分に検討させていただきたいと思っております。

25番（石神友夫君） 是非ひとつ検討していただきたいと思います。これは金のかかることじゃありませんからね。例えば小中学校の図書室でしたら、普通紙にでも名誉市民は誰々でこうこう経歴などやると、もう金のかかることじゃありませんし、できれば写真などがあればなお結構なことですが、是非ひとつ検討していただきたいと思います。

それと、大変小さいことですが、小さいことができれば大きいこともできませんので、市長室の応接室に旧住用村は名誉村民はいらっしゃいませんが、笠利町の朝山前町長、あるいは有川前町長の名誉村民の写真が、市長応接室に掲げられていない。やっぱり奄美市の名誉市民に間違いのないわけですので、そこらへんはどうでしょうか。近いうちにでも早急に応接室に掲げるとかということは。

総務部長（福山敏裕君） 旧名瀬・旧笠利の名誉市民につきましても、合併調整項目のほうで奄美市に引き継ぐということになっておりますので、早速そのようにさせていただきたいと思っております。

25番（石神友夫君） ありがとうございます。是非できることからしていただいて、合併が順調に進んでいるというようなことをアピールしていただきたいと思います。

次に、本市の財政状況についてお尋ねをいたします。先ほど来、三島議員なども答弁、大体理解はしているわけでありますが、平成18年度の決算も本議会に提出されておりますので、詳しくは決算委員会をしたいと思います。6月議会において、私の質問に対して質疑の中で財政課長は、18年度の予算当初で大体14億円の財源不足で出発したが、6億円まで圧縮することができたという答弁でありました。また、単年度においては4億円ぐらいの収支黒字が出るだろうというような答弁がありました。今回、決算で3億3,986万7,000円の黒字と単年度収支が出ておりますが、若干答弁と違いがありますが、主に見込み違いとかそういったのがどういう格好で出たのかですね、お尋ねをしたいと思います。

財政課長（則 敏光君） 一般会計でございますが、歳入歳出の差引き、いわゆる形式収支で4億円はいきませんでした。それから、形式収支から繰越財源を除きたいいわゆる実質収支、これは3億1,600万円ということで、実質収支比率は2.1パーセント、前年度は1.4パーセントでしたから、そういう意味では数値は伸びたということでございます。特別大きな変化はございません。同時に、先ほどの財源不足につきましても、当初は14億7,000万円の財源不足で始まって、最終的には6億200万円の財源不足で収支したということございまして、そういう意味でも全額の圧縮はできませんでした。皆様の御協力で8億7,000万円ほどは財源不足を解消できたという結果でございます。

25番（石神友夫君） 先ほど申し上げましたように、決算審査で詳しくまたしていきたいと思います。

そこでですね、市町村の財政を分析する中で、よく経常収支比率あるいは財政力指数、あるいは公債比率など、いくつか指標が出るわけでありますが、本市における18年度決算において、これらの数値がどのようになっているのか、お示しをいただきたいと思います。

総務部長（福山敏裕君） 18年度決算におけます各種財政指標についてお答えいたします。

まず、本市の財政構造の弾力化を示す指数であります経常収支比率が100.1となりまして、対前年度から0.6ポイント上昇し、財政の硬直化が進んでいることを示しております。また、100を超えたということは、税金、普通交付税などの経常的な一般財源収入で、人件費、扶助費、公債費などの義務的経費をはじめ経常的な一般財源経費を賄えない状況になったということでございます。したがって、合併以来申し上げております財政健全化への取組がますます重要かつ緊急の課題となってきました。

次に、基準財政需要額に対する基準財政収入額の割合を示す財政力指数が0.28となり、対前年度から0.01ポイント改善されております。さらに、公債費関係の指数でございますが、まず公債費の一般財源に占める割合であります公債費比率は16.6となり、対前年度0.8ポイント改善されております。また、普通交付税におけます公債費のうち、交付税措置分や公債費に充当すべき特定財源を除いた公債費が標準財政規模に占める割合を示します起債制限比率は13.9となり、0.2ポイント改善されております。さらに、昨年度から新たな指標といたしまして、公営企業や一部事務組合を含めた自治体全体の公債費比率を示します実質公債比率でございますが、18.6となりまして0.5ポイント改善されております。

25番（石神友夫君） 数字が一番気になります経常収支比率が若干悪くなっております。また、従来これは旧自治省が示している数字では、75パーセントあるいは80パーセントぐらいが非常にいいというような指標であります。これが100パーセントを超えている。つまりもう弾力性がない。いざ臨時的な支出に充てる財源がないということですから、非常に厳しい財政状況にあることに間違いのないわけですから、これをどのようにしてこれを90パーセントあるいは80パーセントに持っていかとというのが、これから私は財政運営をやる大きな問題になるかと思っております。あとの公債比率あるいは起債制限比率、実質公債比率、これは過去の公債費のあれでだんだん減っていくのは当然のことだと思っておりますが、この経

常収支比率をどのようにして今後落としていくかということについて、何かお考えがありましたらお示し
いただきたいと思います。

財政課長（則 敏光君） 経常収支比率と申しますのは、経常的な経費、一般財源の経費が経常的な一般
財源の収入に対してどれぐらいを占めるかということで、これがもう既に100を超したということは、
経常経費が経常収入を超したと。異常になったということでございます。経常一般財源収入、いわゆる分
母にきますのは税金、地方税の収入、主に税金と普通交付税でございます。分母にきますのが、いわゆる
大きいのは三大義務費、人件費、扶助費、公債費でございます。そういったのが大きいわけですが、結局
は税金をいかに増やすか。あるいは普通交付税をいかに増やすかという形で、分母をいかに多くするか。
一方、分子にきます人件費、公債費、扶助費をいかに減らすかという形が簡単な構図でございます。これ
に対して財政健全化計画の中ではいろいろと各費目につきまして、歳出削減の案をいろいろ出して19年
度から23年度までの重点期間、特別重点期間という形を設定しまして、集中改革プランにのっとって実
施していくという形でございます。

25番（石神友夫君） 是非ひとつ御努力を願いたいところと思いますが、次に18年度の決算の資料の中
で市税あるいは国民健康保険税、住宅使用料、下水道使用料、水道使用料、簡易水道も含めてですね、1
8年度の決算の結果、未収額つまり滞納額が税において2億7,500万円、国民健康保険税7億6,0
00万円、それから住宅使用料1億5,300万円、下水道855万8,000円、簡易水道分が255
万7,000円、水道企業分3,159万3,000円、合計して12億3,758万9,000円の滞
納が18年度決算と数字として出ています。私は、これらの数字をこれはもう大変な財政状況であるな
と思うわけですが、これを今後どういう具合にしてこれだけの滞納を整理していくのか。そこらへんをひ
つおしをいただきたいと思います。

総務部長（福山敏裕君） 私のほうから市税の滞納に関する分についてお答えをさせていただきます。

18年度決算におきます市税の収入未済額は2億7,501万6,000円でございます。この収入
未済額が調定額に占める割合は6.9パーセントでございます。多くの市民の方々には自主納税をしてい
ただいておりますが、議員からもありましたとおり、現在負担の公平を確保するという観点から、特に滞
納意識の向上や滞納意識の悪い方々などに対しましては、固定資産や保険、預貯金及び給与等の財産調査
を行いまして、差押えの滞納処分などもやって収納率の向上を図っているところでございます。

今後とも3支所の担当職員で情報の共有化や税務研修を行うなど、職員の資質の向上を図りながら、公
平・公正な税負担を確保するために、引き続き収納率向上を目指して取り組んでまいりたいと考えており
ます。

市民福祉部長（伊東鉄郎君） それでは、国民健康保険税の滞納状況と今後の取組について御説明いたし
ます。

平成18年度決算におきます国民健康保険税の収入未済額は、7億6,612万7,000円ござい
ます。市民経済低迷の影響もございまして、また低所得者層の占める割合が高いことなどの厳しい情勢も
ございますけれども、職員一同、収納率向上に向け取り組んでまいりたいと思います。

本年度は被保険者に対する分析など、早期の対処に努めております。また、納税相談や未申告者、国保
資格の喪失者の把握、解消に努めるとともに、滞納者に対しましては訪問指導、休日・夜間徴収などの強
化を図っておりますが、今後とも継続して理解を求めてまいりたいと考えております。

職員に対しましては、支所合同の職員研修会、毎月の調整会等を行うなど、資質向上に努めているとこ
ろでございます。

納税意識の見られない滞納者に対しましては、税の公正・公平負担の観点からも収納対策課とも連携を
取りながら、滞納処分を実施してまいりたいと考えております。今後も国民健康保険税の滞納解消に向け

まして鋭意取り組んでまいりますので、御理解方をよろしくお願いいたします。

建設部長（平 豊和君） まず先に、住宅使用料の収入状況と今後の対応についてでございますが、奄美市全体の住宅使用料の調定額は、5億4,301万6,000円、これに対する収入済額は3億8,927万8,000円でありまして、未収額は1億5,373万8,000円で、収納率が71.7パーセントであります。平成18年度は名瀬地区と住用地区における悪質な滞納者に対し、明渡訴訟3件、強制執行1件、合計4件の法的措置を実施しております。引き続き平成19年度におきましても、住用・笠利両地区とも連携を図りながら法的措置を含め収納率の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、下水道使用料でございます。公共下水道事業特別会計におきましては、4億7,997万4,000円の調定額に対しまして、収入済額は4億7,119万円、不納欠損額が22万6,000円、収入未済額が855万8,000円となっており、収納率は98.17パーセントとなっております。また、農業集落排水事業特別会計におきましては、1,765万4,000円の調定額に対しまして、収入済額は1,744万4,000円、収入未済額は21万円となっており、98.81パーセントの収納率となっております。滞納者への対応でございますが、下水道使用料は水道料金と同時に収納されていることでもございまして、督促等の手続きにつきましても水道料金と同時に行われております。今後とも関係部署と連携を取りながら滞納の対象に努めてまいりたいと考えております。

次に、水道料金でございます。水道事業会計におきましては、過年度分を含めまして8億6,309万1,000円の調定額に対しまして収入済額が8億3,149万8,000円、未収額が3,159万3,000円となっており、収納率は96.3パーセントとなっております。また、簡易水道事業特別会計におきましては、1億7,059万9,000円の調定額に対しまして収入済額が1億6,804万2,000円、未収額が255万7,000円となっており、収納率は98.5パーセントとなっております。

今後の対応策についてでございますが、滞納者については督促状を発し、納付を催告いたします。また、3か月以上の滞納者については、原則として停水処分を行うことといたしますが、滞納者の実情等を十分把握した上で誓約書により分割支払期限を設け、期日までに支払うよう指導するなど、収納率の向上に努めてまいりたいと考えております。また、滞納者の中には、他市町村へ無断で転出するケースがありますが、関係部署との連携を密にして情報収集に努めるとともに、転出先が判明した場合には電話による催告や自宅訪問を行い、納入指導に努めてまいりたいと考えております。

25番（石神友夫君） それぞれ主管部長から答弁がありました。非常に経済的にも厳しい状況であります。やはりこういった義務は果たしてもらわなければいけないので、是非そういうことを念頭にさせていただきたいなと思います。

最近、何しろ財政を考える会といろんな方々が市の財政問題について批判などをしておられますが、私はそれはそれで結構だと思います。私はやっぱりこれだけ市税とかあるいは家賃、そういう12億円も滞納がありますので、そういった方々が市民の方に税金がこれだけ滞納してるんですよ、お互い税金を払って市の財政にひとつ協力しようじゃないかというようなことを言ってくると、大変市は助かるんじゃないかと思います。これは別に答弁ありませんが、私の考えですから、そういうことでそういった方々が何しろ財政を憂うのであれば、そういうことで市民にも協力をしていただければいいんじゃないだろうか。我々議会は議会として議会でチェックをしてるわけですから、是非この場から申し上げたいと思います。

次に、民生費の中で民生費が大体97億2,000万円、あるいはそのうち生活保護が44億6,200万円あります。その生活保護費の40億円の中で、一般財源が13億700万円のうち交付税で算定される分もありますが、一般財源であることに間違いはありません。私は生活保護の申請の段階でどのような指導をしているかということをお願いしたい。例えば、生活保護を受けておられる方は、全部国が負担しているんだというような方がいるんですね。それは、一般財源、市の税金も充当しているんですよというような指導を主管のほうでもやって、もちろん生活の苦しい方には保護を支給すべきであります。

が、そういった方を理解していただく必要があるんじゃないかと思います。私のほうに相談で来られる方が、仕事をするとその分だけ生活保護費を切られるので仕事をやるなという話を聞くんですよ。私はこの生活を自立支援課ですから、本人が自立しようという方ならどんどん仕事をしてくださいと。その収入分が落とされるのは当然ですから、そういうことで実際どういった指導をしておられるのか、お聞きしたいと思います。

福祉事務所長（大井進良君） 生活保護行政の関係ですが、生活保護行政のほうは国の法定受託事務でございまして、当然ながら国が定めた基準及び実施要領等に基づきまして生活保護受給者の認定、それから保護の実施をいたしているところでございます。生活保護の申請の際には、まず福祉事務所の相談員が面接を行います。面接相談員はその相談者の相談によって、生活保護を受けられる場合の条件というものを説明をいたします。これで生活保護の申請となった場合には、担当者のほうで不動産とか預貯金、生命保険、車の所有など、あらゆる資産及び就労実態、それから扶養義務者の援助等を調査をいたします。その後国が定めた実施要領に基づきまして保護の要否の判定をし、その結果、保護の決定、却下、または取り下げという形になるわけでございます。

就労可能な方々への指導なんですが、医療機関のほうで受診指導をしてもらい、就労が可能な方については就労支援相談員を配置いたしまして、ケースワーカーと連携をしながらハローワークと一緒に求職活動を行う際の面接に同行をして、必要な指導を行っております。それから毎月本人から求職活動状況報告書というものを提示させているところでございます。

保護を受けられるから仕事をしないというお話がありましたが、基本的には就労可能な方々には就労することによって少しでも保護費から脱却をしていただきたいというふうに考えております。その際、就労可能にもかかわらず就労意欲の乏しい方、これについては就労に結びつくようにケースワーカーが就労指導しているんですが、これにもかかわらず求職活動をしないう方々には、文書で再度求職活動の指示を行い、理由もなく指示に従わない場合については、所内でケース診断会議を開きまして保護の停止あるいは廃止に至るといった場合もございまして。

それから、生活保護の費用については、奄美市の負担がおっしゃいますとおり10億円余りの負担を持っているわけでございますが、生活保護制度については国の責任において最低限の生活を保障する制度でございまして、この負担は国が4分の3、市が4分の1というふうになっております。そのうち奄美市の19年度の扶助費の現在の予算については、そのうち10億700万円が市の単独となっております。議員御指摘の件につきましては、これまで新規の被保護者には保護開始の際にケースワーカーのほうから保護のしおりというものを手渡ししまして、制度や被保護者の権利と義務について詳しく説明を行っております。

それから、また既に保護費を受給している方々につきましては、毎年保護基準の改定の際に合わせて、全ての保護世帯にパンフレットを配布いたしております。この中には、生活保護制度の経費は国民の税金によって賄われているということの周知徹底を図っているところでございます。国庫100パーセントというのは、国民の税金によってというふうになっておりますので、それが勘違いをしているかもしれませんが、今後は新規開始の時や保護基準改定時のパンフレットの中で、多額の奄美市負担の経費があるということに触れまして、被保護者の意識の向上に努めてまいりたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

25番（石神友夫君） 困っている人には、是非、保護意識は当然のことであるので、そういうことも含めて周知徹底をしていただきたいとこう思います。

次に、総務省が先ほど発表した本年度の地方交付税の配分額が出ております。14兆2,903億円と。前年度に比較して4.4パーセントの減だということではありますが、本市はどういう状況になっているのか。また、交付税の不交付団体が22団体増えて、全国で188団体、自治体の約1割が交付税の不交付団体だと発表されておりますが、この不交付団体が増えると普通交付税を受けている団体にプラスになる

のか、こういった影響があるのか、お答えいただきたいと思います。

総務部長（福山敏裕君） 本市の普通交付税の交付額の状況でございますが、本市の交付額は本年度が102億9,953万円、平成18年度が103億5,335万5,000円でございますので、5,382万5,000円、0.5パーセントの減となっております。全国平均より減少率が低く抑えられた要因といたしましては、合併補正が8,701万8,000円、今年度からの新たな補正係数として計上されましたが、ふるさと地方応援プログラム分が2億3,046万4,000円及び公債費分の措置額が1億1,073万7,000円、それぞれ財政基準需要額に算入され、計4億2,821万9,000円、率にしまして4.1パーセント相当の増額要因があったことが挙げられます。

普通交付税の不交付団体数でございますが、市町村税、平成18年度が169団体、19年度が186団体と17団体増加いたしております。

不交付団体が増えることで交付団体への配分が増加するかとということでございますが、平成18年度におけます地方負担分の交付税特別会計借入金約3兆1,509億円であることを考えますと、増加することは考えられず、むしろこの借入金返済のため今後さらに交付税総額の圧縮が進むものではないかと懸念をしているところでございます。

25番（石神友夫君） わかりました。次に進みます。

組織の改革と出しておりますが、組織あるいは行政改革でもいいわけですが、私は前に教育委員会に由来、体育保健課というのが一昨年ですか、文化課と合併をして文化・スポーツ振興課という形になったわけですが、今回の異動では文化課は独立して、またスポーツ推進課と。あるいは、スポーツ推進委員というような形で、体育保健課という体育課というのがもうすぐ消えてしまいましたね。私は夕べ、あるスポーツ団体の方々とお会いすることができまして、非常に奄美市はスポーツに対して後向きだと。せっかくアイランド構想とかあるいはスポーツ選手の合宿とか、非常に大きく取り組んで実績もやっているのに、これじゃ非常に奄美市としておかしいんじゃないかと。是非ひとつスポーツ振興課というのを新しくつくったほうがいいんじゃないかというような話なども承ったんですが、やはり近い将来、市長、役所の行政を改革する必要があるかと思っています。事務事業の合理化あるいは行政評価システム、そういったこと等を全部含めて、奄美市全体の行政を私は見直す必要があるかと思いますが、その際、是非そういったことも念頭に入れていただきたいなところっております。これからの体育大会も3市町村が一緒になってやるという結論も出ておりますので、スポーツを盛んにしていろんなイベントをやったり誘致することが、市の経済にも大きく寄与することだと思いますので、是非ひとつ一考、考えていただきたいと思いますが、もしお考えがありましたらお答えいただきたいと思います。

企画部長（塩崎博成君） 組織の編成の考え方につきまして、お答えをさせていただきたいと思います。

組織編成の考え方につきましては、合併協議会におきまして承認をいただきました奄美市における事務組織・機構の整備方針に基づき整備がなされたところでございます。この方針を踏まえまして、現行の組織編成につきましては、おおむね旧3市町村の組織を踏襲した編成となっておりますことは御承知のとおりだろうかと思います。これは、合併による混乱や市民の不安等に対応するためということが大きな理由であったわけでございます。

一方、国は昨年度、地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針を示しましたが、その中で全国の各自治体とも平成22年度までに職員を5.7パーセント縮減をする旨の通知も出されているところでございます。

この国の方針を受けまして、本市におきましては集中改革プランの期限年度の平成22年度までに約670名、これを5.7パーセント縮減の50名程度の削減に、また行革大綱原案の実施計画に基づき平成28年度の目標を30パーセント程度、約200人の職員の削減を計画をいたしております。

また、ここ数年の間に団塊世代の職員が大量に退職するという直面する大きな課題も抱えております。

こうした直面する課題に対し、窓口サービスや現場対応など、あるいは奄美市全体としての産業振興の向上に配慮をしながら、なおかつ職員の定数を考慮した組織の統廃合、再編等は本市における喫緊の課題と認識をいたしております。

今後の組織機構につきましては、市民の目線を第一に考え、市民サービスを念頭に置きながら、職員数の減少に対応した質の高い組織の構築を図っていかねばなりません。その際、各部門の施策が一体的に、しかも効率的に実施できる体制を構築をすることが、奄美市としての合併効果であり、総合力が発揮できる組織の在り方であると考えております。御指摘の文化・スポーツ課につきましても、こうした状況を含め市民スポーツと生涯学習との連携、奄美の特徴である文化をいかに地域産業に組み込むかという課題など、時代の大きな変化に即応するという観点から、今回の再編となった経緯がございます。

いずれにいたしましても、市民サービス、地域振興に十二分に即応できることが重要なことでありますので、こうした観点を踏まえながら組織の再編に取り組んでまいりたいと考えております。

25番（石神友夫君） 是非ひとつ、将来的にそういったことも是非検討していただきたいと思います。

時間もありませんが、次に、職員の賞罰規定というのがありますね、市長。御承知のように、新聞でも大きく取り上げられまして、消費生活係の禧久君が総理大臣表彰を受けました。私、役所に40年余りいましたけれども、過去にそういった例はないと思います。総理大臣の表彰を受けた例はないと思います。非常に多重債務という市民の苦しい中で、本当に親身になって頑張ってくれたその評価だと私は思うんですが、こういう市職員の賞罰に関する規定の中で、特に他の模範となる行為のあった者とかですね、第3条に規定があるわけです。市職員の給与に関する条例では、昇給もできるように規定がなっております。今回のこういった禧久君のことに對してどのように対応されたのか、お尋ねをしたいと思います。

総務部長（福山敏裕君） 今回の私たちの職員が総理大臣表彰を受けましたということで、大変名誉なことであると考えております。このただいまの表彰につきましてもございますが、私たちの職員の表彰、昇給につきましては、職員の初任給、昇格昇給等の基準に関する規則で、今おっしゃいましたように、定められているところでございますが、まだこの条例について適用された職員はいないと聞いております。また、どのような運用がまたいいのかということなどもあるわけでございますが、また何かの表彰ということを考えますと、総理大臣表彰を受けた後にまた別の表彰と考えますと順序が逆になったのかということなども考えておりますので、これらをまたどうするかということにつきましては今回、私たちが取り組んでおります勤務評価制度の中でも当然検討されていくんじゃないかと思っておりますので、そういうことについても取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

25番（石神友夫君） やはり飲酒運転、あるいは悪いことをしたことに對してはそれなりの罰則規定があるわけです。それなりにやっているわけです。しかし、こういったいいことをしてやった人にはですね、それなりの応分の何かを私はやる必要があると思います。この4条にですね、表彰は次の各号のいずれにより行うものとする。表彰状も記念品もいい。しかし、奄美市職員の給与に関する条例第8条第4項の規定に定める昇給というのがある。今からでも遅くないですので、是非、部内で検討して、市長ですね、やっぱり職員の励みにもなると思うんです。是非ひとつ検討していただきたいと思います。

次に進みますが、あと時間を見ながらやりたいと思いますが、まず市長ですね、今、社会保険庁の年金問題が大きく取り上げられまして、数字だけ申し上げますが、市長ですね、年金の受給者が奄美市で、奄美全体で4万4,991名いらっしゃるんです。その受給額が3億6,100万円、毎年この額が落ちてくるんです。つい最近、昨日おとこの新聞で奄振事業の概算で384億円という概算の数字が出ましたけども、これは例えこのまま数字が100パーセント出るかわかりませんが、奄振事業はもう言い方は悪いかわかりませんが、ほとんど公共事業が主ですから、全部吸い上げられていくわけですね。この年金は、毎年確実に奄美市に入って経済を潤していることは間違いありません。それで、奄美市も年金受給者協会というのがあるんです。これ年1回、大浜の海岸をボランティアで300名の方々が出てボランテ

ィア活動をしています。主管課などこれを承知していらっしゃいますかね。やはり、そういった方々と一緒になって、たまには一日、半日ですから、そういった方々とやっぱり年金に携っている主管係などは、一緒になってボランティア活動などをしたらどうだろうかと思うんですが、もう時間もありませんので答弁はいいませんが、是非検討をしていただきたいと思います。

次に、学校教育の点について質問したいと思いますが、教育行政についてですが、まず租税教育についてですね。先ほど申し上げましたように、税金が滞納が相当出ているわけです。やはりこういうのは小さい時で税の教育をしなければ私はいけないと思います。そういった意味で、社会科の副読本で市独自の教育方法として租税教育についてやる必要があるんじゃないかと思いますが、教育長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

教育長（徳永昭雄君） 議員御質問の租税教育につきましては、各市町村の教育委員会、税務担当課、県税担当課、並びに国税が連携を図りまして、大島地区租税教育推進協議会を設立いたしまして租税教育に関する活動を行っております。ちなみに会長は私でございます。

本市におきましても、関係機関と連携を取りながら租税教育に取り組んでいるところでございます。具体的な事業内容といたしましては、児童・生徒に対する租税教室の開催、過去3年間で小中合わせて24校で実施しております。また、税に関する作品、標語、作文とか習字の募集及び表彰、過去3年間で2,418点の応募がございました。租税教育用資料副読本の副教材の配布、小学校6年生と中学校3年生全員に配布等を行っております。また、各学校では、実態と発達段階に応じて、ということは低学年・高学年・中学生ですね。それぞれの発達段階に応じて、租税教育につながる教育活動を展開しているところでございます。

御質問の租税教育につきましては、今後とも学校の実情に即応して、関係機関とも連携を取りながら推進してまいりたいと思っております。

25番（石神友夫君） 是非、教育長、その租税教育をしていただきたいと思います。

最近、義務を果たさずに権利ばかり主張する人間が多くあるように思います。つまり国民の三大義務というのは、納税の義務あるいは教育の義務、勤労の義務、これは三つは国民の義務なんです。そういうことをひとつ小さい時から教育をする必要があると思いますので、是非ひとつお願いしたいと思います。

次に、教職員の夏休みのことについてお尋ねしたいと思います。これは日経新聞の記事です。ちょっと読んでみますが、「夏休みの塾は書き入れ時。教室には子どもたちの元気な声が朝から響いて、授業に一層熱が込めるはずなのだが、近頃はいささか様子が異なる。午前中の講習に生徒が集まらない塾が増えている。原因は、学校が開く夏季講習わくわくスクールなどと銘打って、学校の先生が午前中に教科の講習を行っている。学校がこういう補習授業をやっているために、塾の生徒がいなくなった」ということですが、奄美市の学校はそういった夏休みの講習あたりをやっているのか。先生の夏休みの過ごし方について、ごく簡単にひとつ教育長、お願いしたいと思います。

教育長（徳永昭雄君） 御質問の夏季休業中の学校で夏季授業をしているので塾通いが減っているということですが、奄美市内の学校におきましては、学校単位あるいは学年、学級単位におきまして、全員の児童・生徒を対象に補充授業、夏季講習、夏季授業を行っている学校はない。ただ、個別的に保護者の方々がしていただきたいか、そういう要請、また児童・生徒たちの要請に応じて、先生方が対応しているという事例はございます。

25番（石神友夫君） ひとつ、これはまだしたいんですが時間もありませんので、次の機会にしたいと思いますが、もう一つは学校の空き教室の点。聞きますと、学校に空き教室はないとおっしゃるんですが、私はあるんじゃないかと思うんですが、これはもう全国的な傾向です。これも新聞の記事ですが、「小学校の空き教室などを活用して、放課後の子どもの居場所をつくる放課後子どもプラン」こうこういうこと

で、文部省と、あるいは厚生労働省が一緒になってやっていることだそうです。私は、先ほど来申し上げましたように、国の医療費がこれは厚生省の発表ですが、国民の医療費が3兆3,289億円、これが前年度に比べて1兆1,780億円の3.2パーセント増になった。私がこれと空き教室とどう結びつくかということですが、今お年寄りが行く場所がない。やはり学校の空いている教室を開放して、例えば血圧測定器を備えとか、あるいはカラオケを置いておくとかしてお年寄りが行く場所をつくること。今聞くとところによりますと、もうお友だちがいなくて病院でそのお友だちと一緒に行くという、健康な人が病院に通っているんだそうです。これで医療費が増えている。そういうことをなくするためにも、学校などの空き教室があれば、有効に活用することによって、私はこの国民の医療費、奄美の医療費も私は減っていく。国保会計も順調にいくんじゃないだろうかと思うんですが、そこらへん、文部省あるいは厚生労働省からこういった通達が来ていると思います。どのように対応されたのかお答えいただきたいと思います。

教育部長（重田茂之君） 質問の空き教室の現状については、毎年、5月1日現在で施設台帳調査ということをやっています、今のところ空き教室はなしということでございますが、御提言の件につきましてはどのような方法でそういったことができるのかどうかですね。今後の検討課題ということにさせていただきます、即対応できることではございませんので、そういうことで御理解を願いたと思います。

25番（石神友夫君） 是非ひとつ対応していただきたいと思います。

もう時間もありませんが、私は一番気にしております大島紬を取り上げたいと思ってしたんですが、産振部長、こういうのが出ているんです。「着物通のあこがれ。織りと染めの傑作、大島紬」と大きく見出しですね。「受け継がれる伝統と作り手の情熱が伝わる極度の風合い」こういうことで、これは有名な本で、雑誌では、まだ大島紬は欲しいんだそうです。なかなか高くて手が届かない。私は、前にも申し上げましたように、佐賀県の有田焼のように4月29日から5月の5日連休までに100万を超える陶器市が来るんだそうです。ですから、奄美もやはり大島紬は不況じゃないんだと言われるように、春あるいは秋に産地で大島紬の即売会をやるとか、いろいろ工夫をこらしたらどうかということをご提案しましたら、検討しますと当時の産業振興部長は答弁をいたしました。本当に佐賀の有田市などに行ったりしてですね、そういった状況など見られたことがあるのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

産業振興部長（赤近善治君） 私のほうはまだ有田焼のイベントは経験がありませんが、産地ツアーというのは非常に大事ですので、今、産地ツアーを11月にしようということでやっております。伝統工芸品を買った方々の御意見は、やはり産地で購入するという方が多いわけでございます。見て触れて確認して買うというような産地ツアーを実施したいというふうに思っています。

25番（石神友夫君） 是非ひとつしていただきたいと思います。紬を買って奄美観光に行こうと。奄美で10万円で購入するのが、本土に行くと30万円も50万円もやるわけですから、往復の運賃が浮いておみやげまで買えることになるわけですから、是非問屋だけに頼らず市は積極的にしないと、このままじゃ大島紬はなくなってしまいますよ。大変なことになると思います。終わります。ありがとうございました。

議長（前田幸男君） 以上で、無所属 石神友夫君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午後2時31分）



議長（前田幸男君） 再開いたします。（午後2時45分）

引き続き一般質問を行います。無所属 世門 光君の発言を許可いたします。

37番（世門 光君） お疲れ様です。無所属の世門でございます。以前は自由連合に所属していましたが、自由連合の発展的解消により無所属となりました。どうぞ御理解いただきたいと思っております。

では、質問に移らせていただきます。補償金なし繰上償還について。

この質問については、3月の一般質問で私や同僚議員も質問があり、答弁でその内容や取組方などにつ

いてはある程度理解をいたしました。この公的資金の補償金なし繰上償還という制度は、19年度からということで、ある程度の大枠は決まっているが、細部については国のほうでも検討しているとのことであります。

そこでお伺いいたしますが、この補償金なし繰上制度の中身について、その後新しくわかった内容があればお示しいただきたいと思っております。あとの質問に関しては、発言席にて行います。

議長（前田幸男君） 当局の答弁を求めます。

総務部長（福山敏裕君） それでは補償金なし繰上償還についてお答えいたします。これにつきましては、議員からもありましたとおり、3月議会でも答弁いたしましたとおりでございますが、本市のような合併市町村では実質公債費比率が15パーセントを超している場合に、金利が5パーセント以上の起債を補償金なしで繰上償還または借換えができるという制度でございます。また、そのためには今後の財政健全化計画あるいは公営企業健全化計画を策定して国に提出する必要があるでございます。

今回お尋ねの件は、その後の新しい内容ということでございますが、8月7日に総務省からこの実施に関する要綱が通知されてきております。その内容といたしましては、今申し上げました点につきましては同じでございますが、新たにわかってきたものとしましては、利率の高い順に3年間に分けて返すという点でございます。例えば、旧資金運用部資金につきましては、平成19年度末に利率7パーセント以上、20年度末に6パーセント以上、21年度末に5パーセント以上のものについて、それぞれ繰上償還をするといった内容になってきております。また、この3年間の全国枠が約5兆円となっておりますが、これを超えるような場合は繰上償還できる額を減額調整する可能性もあるというような内容での通知でございます。

37番（世門 光君） 市としても、この繰上償還については前回の議会でできるだけ活用したいということでございました。繰上償還をしたとして、将来の借金の負担をできるだけ少なくするというのは、借金の負担が多くなってきている私たち奄美市の財政にとっては、大変重要なことだと思っております。何としても取り組んでいかなければならない問題の一つだろうと思っております。

そこでお尋ねします。この前のお話では、奄美市でも活用することができそうだったということでした。これについては今のところ変わらないだろうと思っておりますが、いかがなものでしょうか。併せて、特別会計については、どのようなお考えなのかをお尋ねします。

総務部長（福山敏裕君） この繰上償還の活用についてでございますが、この繰上償還につきましては、独自の資金をもとに繰上償還をする方法と、銀行などから借入れをして借換えをする方法の二通りがございます。一般会計につきましては、できるだけ減債基金を活用して繰上償還を実施したいということをお前は申し上げたところでございます。

減債基金の現在の残高につきましては、昨年度末の残高が6億8,466万円でした。今回の9月補正予算で新たに1億1,722万1,000円を積み増しいたしております。積み増しいたしましたことに伴い、基金残高の見込みは8億252万8,000円となります。一般会計の繰上償還できる額は、現在全体で約8億5,000万円程度と試算をしているところでございます。先ほど申し上げましたとおり、これを3年間に分けて行うということになりましたので、今年度に繰上償還するために必要な財源はこのうち約2億円程度と見積もりをしているところでございます。したがって、減債基金を活用して今年度の繰上償還は十分可能であると考えております。

特別会計はどうするのかというお尋ねでございますが、特別会計につきましても今回示されました要綱を見る限りにおきましては、実施は可能と考えております。しかし、一般会計のような減債基金がございませんので、独自の資金で対応するのは難しいと思っております。したがって、実施する場合は借換えにより対応をすることになっていくものと考えているところでございます。

37番（世門 光君） 8億5,000万円程度ということで、今年度が2億円程度ということで、これは8億2,000万円を見込んでいる中において、今年度の分は2億円程度ということで可能だということですね。借金が減るということは財政効果が出るということですが、その分の財源の使い道について、何か考えておられますか。返していったら将来についてはまた減っていくと。また25年度以降にまたあるということもあるんですけど、また財政効果が出ますとだけ言っても市民にはなかなかわかりづらいと思います。市民に対するこの8億円を返した、そのあとにどうするかというようなアピールはどのように考えているのか。

また、先ほどのちょっとありましたが、この繰上償還したら実質的公債比率はどのように影響が出てくるのかを併せてお伺いします。

総務部長（福山敏裕君） 最初に効果額はどれくらいになるのかということでお答えをいたします。

一般会計につきましては、繰上償還のみを実施した場合、平成20年から28年度にかけて約1億円程度の利子負担の軽減になります。特別会計につきましては、利子3パーセントで借換えを実施した場合の試算でございますが、平成20年から33年にかけて全体で約7億6,000万円程度の利子負担の軽減につながるものと試算をしております。

また、一般会計につきましては、繰上償還のみを実施しますと平成20年から28年度にかけて元金分の約8億5,000万円と先ほどの利子負担軽減分の1億円の合計約9億5,000万円程度公債費の圧縮が図られるものと試算をしております。その財源の用途について、お答えをいたします。

御案内のとおり、繰上償還をした場合は、将来返済しなければならなかった公債費を前倒しで返すということになりますので、その分、将来の財源に余裕が生まれることとなります。また、借換えをした場合につきましては、元金の分は変わりませんが、少なくなった利子相当分が同様に将来の財源となります。この財源を将来どのように使うかというお尋ねでございますが、まずは合併の特例期間、この期間は18年から27年度まででございます。この特例期間のうち全般の23年度までは特に厳しい財政運営が予想されます。財源不足を生じる可能性が高いという点でございます。市としましては、これに対応するため、この期間を特別重点期間と位置付けております。特別重点期間としまして、行革大綱及び同実施計画に沿って徹底した財政健全化を推進するという方針を市民の皆さまにもお示しをしております。

二つ目は、一般会計におきましては、繰上償還をすることにより財政効果は主に20年度から23年度までの期間に集中して出てくるものと考えておりますが、今、申し上げましたこの重点期間内におきましては効果としては、新たな余裕財源が生まれるというよりも、むしろこの将来の財源不足がある程度解消するという形で効果として表れてくるものだと考えております。したがって、特定の事業の財源として充てられるようなものとして考えるのは非常に難しいのではないかと認識をしております。

また、特別会計におきましても、利子相当分で年間5,000万円程度の効果を見込んでおりますが、それぞれの特別会計事業の運営状況の改善として効果が表れるものと考えておりますので、これも新たな余裕財源としてとらえるのは難しいのではないかと考えております。

市民への説明ということでございますが、今回の繰上償還の効果などにつきましての市民への説明ということにつきましては、これまで今年の3月号の広報紙などにおいて、今後の財政健全化への取組としてこの繰上償還を進めていくということについての説明をさせていただいております。

お尋ねの効果ということにつきましては、これまで制度の内容がはっきりと決まっておられませんでしたので、現段階ではあくまでも試算見込みという形でお示ししかできませんでしたので、特に公表、説明をしたということはこれまでございません。これにつきましては、最初に申し上げました財政健全化計画、あるいは公営企業健全化計画を国に提出したあとに計画の内容を公表する必要がございます。したがって、この公表する時期はいつかということでございますが、時期的には今年度の末以降になるんじゃないかと思っておりますのでございます。この計画の公表ということと併せまして、繰上償還の効果等につ

いても出前講座やホームページ等において機会をとらえて市民への説明に努めてまいりたいと考えております。

それと、実質公債比率にどんな影響があるのかという質問でございました。実質公債費比率につきましては、御承知のとおり、17年度の決算において19.1ということでございました。また、18年度の決算におきましては、現在、国・県からの正式な公表はされておりませんが、現在の試算では18.6と若干の減少を見込んでおります。

繰上償還をした場合の実質公債費比率への影響ということでございます。現在の単純な試算で申し上げますと、繰上償還をした場合では、国が早期是正措置の基準としております18パーセントのラインを切るのが3年ほど早まるのではないかと考えております。これは繰上償還を19年から21年度の3年間実施しますと、平成21年度には一般会計の公債費が約2億円ほど減少いたします。そうしますと、単年度の実質公債費比率が1.8ポイント、3年平均でも0.7ポイント下がることとなります。単純試算では21年度には18パーセントを下回るということとなります。しかしながら、実質公債費比率の算定には、今申し上げました一般会計の起債の元利償還金以外に特別会計への繰出金、一部事務組合への負担金、あるいは来年度以降の新規の起債発行額などが影響してきますので、一概にこのとおりになるとは申し上げられません。ただ、いずれにいたしましても、繰上償還をした場合は、しない場合に比べて財政健全化の達成時期が早くなるということは確実に申し上げられることでありますので、どうぞ御理解を賜りたいと思います。

37番（世門 光君） これをやりますと20年から28年の間で約9億5,000万円ぐらいの果実がなるということになってきてまして、20年から23年が一番苦しい時期ということですね。それはともあれ、実質公債比率も18パーセント、3年間早まるということで、今18年度で18.6パーセントが18パーセントラインというようなことがあります。いろいろと苦しいところもあるかと思えます。しかし、やはり市の財政立直しには今あるものを生かしながら、そしてその制度を生かしながらやらなきゃならない。確かに20年から23年の間は苦しいかもわかりませんが、やはり将来においては進めざるを得ないだろうというようなことでありますので、どうぞ頑張って、そしてまたやっていただきたいと思えます。

市職員の採用についてお伺いします。8月15日の南海日々新聞の一面トップに、奄美市職員の採用に関する記事として、「今年の市職員採用の応募者があまりにも少なく、この時期になっても応募者がたったの10名」ということがありました。その中に大きく載っていたのが、「公務員の人気は今は昔、市側はかつてない事態と頭を抱えている」ということであります。

民間企業であれ役所であれ、組織にとっての人材は宝でございます。応募者が少ないとのことに関して私自身ショックを受けました。このような応募状況についての認識はどのように当局は受け止めたのか、お伺いいたします。

総務部長（福山敏裕君） 市職員の採用についての御質問でございます。議員が危ぐしましたように、私たちが募集に関しましては、募集開始を新聞、地元紙に掲載しまして、ホームページ等募集開始の案内をしたところでございますが、議員が御心配されましたように大変動きが鈍いような最終状況がございました。そのようなことから、市民への広報・周知が足りないのではないかとということで、再度、この途中経過を紙上で発表するというので、周知の再度徹底を図ったというようなところでございます。

その心配しました平成19年度の応募状況でございますが、現在まとまりましたのでここでお知らせをさせていただきます。

最終的には、全体で140名の申し込みがございました。新聞に載りましたら、またどんどん願書の申し込みが多くなったということでございます。この状況はここ数年の応募状況等を比較してみますと、平成18年度が121名、平成17年度は実施してございません。16年度が131名、15年度が114名、そして平成14年度が120名となっておりますので、ここ数年では最も多い申込み状況となりま

した。しかしながら、御存知のとおり、申込み期間の当初は申込者が少ない状況でありまして、今後、採用試験の広報により努めなければならないものと認識をいたしているところでございます。

37番（世門 光君） ということは、10名だったということに関して心配した、アホだったのかというようなことを思いますが、じゃ年齢制限についてちょっとお伺いします。

皆さんも御存知と思いますが、「失われた世代」という言葉を聞いていると思います。これは1990年代の就職氷河時代の時代に大学を卒業した頃の年代で、現在の20代後半から30代半ばぐらいの若者のことです。新卒で就職する時代に不景気真ただ中で、民間企業でもなかなか正社員になれず、フリーターとかパート、派遣社員として働かざるを得なくなった人たちで、日本の格差社会を象徴する存在になっています。そして、この中に優秀な人材が埋もれているということで、目を付け始めた民間企業もあると聞いております。

それで、今年の奄美市の職員採用試験の募集案内を見ますと、採用の中心となる一般事務の場合、昭和56年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた方となっております。年齢で言うと18歳から26～27歳という年齢制限があり、先ほど申し上げた「失われた世代」を外れています。これはもったいないことだと思いませんか。

また、国のほうでも今年から国家公務員中途採用者選考試験、いわゆる「再チャレンジ試験」というものを始めました。この試験の受験資格を見ますと、先ほど申し上げたように29歳から39歳、まさに「失われた世代」をターゲットにしています。これだけ本土の民間の雇用が回復してきますと、このちょっと上の人たちに埋もれている優秀な人材を確保する努力が必要じゃないかと思います。

お伺いしますが、採用試験の年齢制限については、それなりの理由があって決められたものと思いますが、今のこの時代、この状況を踏まえますと見直す考えはないのか。また、中途採用枠を設けるということとは考えられないのかを改めてお伺いいたします。

総務部長（福山敏裕君） 職員採用の中での年齢制限、それと中途採用枠を設けるということの2点についてお答えいたします。

年齢制限についてでございますが、本年度は一般事務と消防士につきましては26歳まで、保健師、管理栄養士、土木、電気につきましては30歳までといたしております。これまで一般事務と消防士は例年25歳まででございましたが、議員御提言のありましたとおり優秀な人材を幅広く確保するという視点から、今年は1歳ではございますが年齢を上げてできるだけ多くの方が受験できるよう幅を広げて募集をさせていただいたところでございます。また、保健師、管理栄養士、土木、電気につきましては、資格要件が必要ということもございましたので、30歳までと年齢を高くしましてより多くの人材の確保に努めているところでございます。

次に、中途採用枠を設ける考えはないかとのことでございますが、優秀な人材を確保するという観点から非常に有効な手段であると認識はいたしております。今後これらのことにつきましては、市の定員適正化計画、それと大量退職者への退職者補充をどうするか、それと年齢構成などをどうするかということなど様々な問題もございますが、どのような分野でどのような人材が必要であるかということ。また年齢、資格、職歴等にどのような要件を設けるかなどが課題として残っていくんじゃないかと思っております。国の再チャレンジ対応などの方針等も見極めながら、この中途採用の枠の件については検討させていただければと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

37番（世門 光君） 年齢枠それから中途採用についてもわかりましたが、それぞれの理由があって、その中であると思いますが、やはり先ほど申し上げましたようにこの奄美市の人材ということについては、また今後とも考えながらやっていただければありがたいなと思います。

さて、次は有良・大熊トンネル構想についてお伺いいたします。

ちょっと古い話も出てきますが、この件について、『けん滴の志「有良・大熊」トンネル実現を目指し

て』，この言葉を聞けば市長もなつかしく思うかも知りません。これは当時，平田市長が，今はですけど当時の平田議員の時のことです。発起人の始まりでございます。平成6年4月22日に大熊公民館において，トンネル開通促進協議会が組織され，平成10年，その時は平田市長です。8月16日には，地元住民，関係住民500人が参加して，朝日中学校体育館において総決起大会が行われました。その時のお気持ちはまだ忘れていないだろうと思います。あとでまた申し上げます。

この間，当局の努力によって今日に至って頑張っております。市長は，有良・大熊トンネル構想については，並々ならぬ決意があると思っております。このトンネル構想について，市長は3月議会においては，「大きな投資が予想されるので，奄振法の中でこの事業をしっかりと位置付けをし取り組んでいきたい」との答弁でした。お尋ねしますが，今年は奄振法の調査の年でございます。この調査の年において，この有良・大熊トンネルの構想をどのように対処なされたのかをまずお伺いいたします。

市長（平田隆義君） この有良・大熊トンネル構想ということで，かなり限定をした状況になっております。私の前の市長さんの時代は，荒場地区と輪内地区をトンネルでという表現を使っていたんじゃないのかなとこう思っております。そういうことで，議員が申し上げましたように，この問題を解決するには原則集落を経由する県道ということを買いたいということで，有良・大熊という表現をお願いをして，皆さんの了解を得て，こういう名称になったといういきさつであります。そういうことでございますが，その大会等についても，地域の人たちが大変盛り上がりました。逆に誤解を生じたのではないのかなと思うぐらい，もうすぐ道路ができるのではないのかなとこういう感じを持たれたんじゃないかなと思います。しかし，旗振り役としては県のほうが，この県道有良・大熊間の県道については改修済みであるからという答弁が繰り返されていたために，地域の人たちの熱意というか願いを訴えようということをお願いしたところでもあります。そういうことで盛り上がってきたところですが，この先の荒場から輪内へということと併せて，龍郷町の有志の皆さんから秋名と浦上が近いんじゃないかとか，またその構想で意見をおっしゃる方もおりまして，当時の龍郷町の隈元議長さんと直接お会いしまして，二つの意見があるとこれはなかなか前に進まないよと。あくまでも旧名瀬市の問題ですから，名瀬市と歩調を合わせていくわけにいかんだろうかということをお話を申し上げて，当時はそれでよかろうということ为先ほどの大会にまでこぎつけたところではございましたが，実はその後町長が代わりまして，別個に新たに龍郷町として私たちの申し上げているルートとは違ったルートで県のほうに陳情に行かれたという情報が入りまして，これは困ったなという思いでありましたが，二つが同じことで競い合うということもどうだろうかと。また，実際に県の財政そこらへんのあたりがございましたので，そうあらがってものをやることもなかろうという思いで，私たちは私たちとして有良・大熊間を要望していくんだということだけは堅持しながら，大きな動きをしなかったという4年間がございました。そういうことで，また状況が変わりまして，現町長さんは旧名瀬市の構想でいったほうがいいと，いきたいということを明快におっしゃりましたので，私としては一昨年の秋に県のほうに名瀬市の意見として再度要望書を提出させていただきました。

財政の問題が吹き出している時でございましたので，早急に答弁が得られるとは思いませんでしたが，しかし，まだ必要性とかそういった点での認識がおありだなという感触も受けておりましたので，この度は龍郷町長と奄美市長及び荒場地区にあります学校，そして福祉施設，そして各集落の区長さんを連名として大熊・有良間のトンネル化をお願いしたいということで，県に要望を出したところではあります。今回はもう一段と踏み込んで，直接知事に要望書を手渡すということまでこぎつけたところでもあります。

そういう中でありますが，おっしゃるとおり新しい奄振法の制定の中にこの計画を何とかして組み入れていただきたいということでありますので，これからが多くの皆さんの力をお借りして計画の中に組み入れていただくようにと，そういう運動をしなければならない状況だということであるということをお理解を賜りたいと思います。そういう有良・大熊間がトンネル化されることによって，北大島一巡，自転車でも行けるという最終の目標を達成するのではないかとこう思っておりますので，皆さんの御指導や御理解も賜りたいと思います。

つきかえて申し上げますが，先般の奄美群島の議員連盟の大会にこの要望書が採決されたということで，

大変力強く思っていますし、感謝もしておるところでございます。我々の大きな希望が、夢が一步前進するように取り組んでまいりたいとこう思っておりますので、よろしく願いいたします。

37番(世門 光君) わかりました。龍郷町長とまた意見が一致し、そして新しくしたということですが、ちょうど調べてみましたら平成10年の8月17日、総決起大会が8月16日だったですから、月曜日ですから16日日曜日、その時の新聞が出てきたもんですから。その時の意気込みを御紹介させていただきます。

まず「有良地区出身で市議会時代にトンネルの発案者となった平田 義市長は、トンネル実現を政治の中の大きな事業と位置付ける」というふうに述べております。当時、芦花部小学校6年生の子どもが代表として、「カーブが70もある曲がりくねった道を通るのは不便で、がけ崩れの心配もある」と。何回かありましたけど。「トンネルで平坦な道だと、移住者も増え、学校の児童・生徒も増えるかもしれない。夢を実現してほしい」とこのようにして述べています。また、その中で決議として、「山越えの現道は、郡都名瀬市と龍郷町荒場との一体感を阻害する大きな障壁。トンネル化は過疎地解消の最善策であり、奄美大島北部の広域道路網整備の最終目標に達する」と指摘し、関係機関に対し、有良・大熊トンネルの早期実現を求めたと。満場一致で採決したと。これ平成10年ですけど、その当時の荒場地区それから輪内地区の方々は、その時に地元住民ら500人が集まったとこのように残っております。

先ほどの再質問ありましたけど、今の質問でありましたのもういたしません、この問題につきましては輪内地区の方々、多くの方が待ち望んでおります。私たちも平田市長時代に一緒になって、市長はその時の苦勞を話しますと、山の上に上がって京ノ浦(キョンナ)からあちこち見て、トンネルの開通の道路網されたということもあって努力されたのは十分理解しております。先ほど申し上げたこのコメントありますので、どうぞ私たち荒場地区の、上方地区もあり荒場地区もありますが、多くの方々のこれは夢です、今後ともこのトンネル構想についてはまい進していただきたいとこのように思っております。よろしく願いいたします。

最後になりますが、汚泥処理センターについてお伺いいたします。

この問題には、いろいろとありました。汚泥処理センターも有良地区の見晴らしのよい高台に平成20年度供用開始を目指して建物の建設が進んでいますが、現在の進ちょく状況をお伺いいたします。

総務部参事(伊集院平應君) 大島地区衛生組合から、汚泥再生処理センター建設工事の進ちょく状況についてお答えいたします。

昨年9月に発注いたしました本工事は、性能発注でありますので設計業務から始まっておりまして、工場での各機械設備等の製作と現場での建築工事が同時に行われております。機械設備工事は、建築工事の進ちょくに合わせてポンプ等、各機器類の現場搬入と設置工事が進んでおります。また、建築工事におきましても4月に着手しておりまして、既に地下室部分のコンクリート打設が完了しております。今月中旬には管理棟及び処理棟の1階部分のコンクリート打設の予定であります。工期の来年3月31日の完成を目指して順調に進ちょくしておりまして、8月25日現在の進ちょく率は50.2パーセントであります。

37番(世門 光君) 8月前で50.2パーセントと言いますと、来年には供用開始が順調にすすんでいるというふうに理解しております。それで、今度グランドゴルフ場の整備についてということですが、この間汚泥処理場の敷地整備ができた時点で上方のグランドゴルフ愛好者の方々が50名ぐらいだったかな、現地を訪れております。そして、この敷地の中に、地区の中にグランドゴルフ場ができないかという声が上がって、新しい施設ができないかということで非常に気分が高まっております。そうしますと、新しい施設ができて、そして空き地ですか広場のほうにグランドゴルフ場ができれば、地区民全体で処理場を監視というのはおかしいですけど、しながらも楽しいプレーができるのではないかとこのようにして待ち望んでおります。この件につきましては、本当に地区民は望んでおりますが、当局としてはこの地元還元というか、それと何と言いますか、そういう中において、空き地において、そのグランドゴ

ルフ場はどのような考えになっているのかをお示しいただきたいと思います。

総務部参事（伊集院平應君） お答えいたします。敷地内の約3,800平米と約2,000平米、2か所の多目的広場の整備についてお答えします。

本施設は最新のし尿処理技術を導入した環境にやさしい施設ですので、児童・生徒の学習の場としても利用させていただきたいと考えております。また、この多目的広場につきましても、地域住民の集落行事の場やグランドゴルフ等、広く市民のレクリエーション施設として活用されることを期待しております。

整備状況であります。現在、本体工事の作業場として利用しておりますので、今後、本体工事の進捗よく状況に合わせて植栽や芝張り工事の工事発注を予定しております。年度内の完成を目指し、現在設計等の作業を進めているところであります。

37番（世門 光君） 地区民のレクリエーションの場ということですので、グランドゴルフ愛好者の方々は非常にこの言葉を聞いて喜んでいただいていると思います。でも、この中において、今度はグランドゴルフ愛好者の方々から、この地で全郡大会などが開催できないかと大きな夢を持っています。そのためにも、今現在、向こうで見ますとコートが2面ちょっとということですので、3面はできないかという、3面は必要だというようなことで大きな夢を持ちながら陳情しようという話も出ております。汚泥処理場敷地内で全郡の方々が参加してプレイができるとなれば、見学者も増え、また同施設への理解者が深まるというふうに思って、大きなまた宣伝効果になるんじゃないかなというふうに思っております。また、これを望んでいるグランドゴルフ愛好者の方々もそのような気持ちでありますが、3面コートとなるとまたいろいろと問題もあろうかと思いますが、当局のお考えはいかがなものか、改めてお伺いいたします。

市長（平田隆義君） 誤解を生じる可能性があるなどと思って聞いているところですが、今、汚泥処理場のグランドゴルフができる面積4,000平米と2,000平米あるわけですが、これは汚泥処理場を建設するのにもう向こうのほうで何とかしようとしたときに、ここは従来田んぼであったということがあって、地盤がやっぱり谷の状態が埋まって田んぼになっているということですので、基盤となるものがちょっと心配ということがまず一つ。

それと、土地の買収にということで下調べをしましたら、登記簿とそれから登記簿の遺産相続が未処理だとか、それから字絵図がはっきりしないということもあって、その字絵図をもうまとめて買わないと個人個人の境界を確定するまで恐らく無理だろうということでありまして、一字をまとめて購入したといういきさつがありまして、かなりのそういう余裕の土地が生まれたと。ましてや尾根になっている所を切り取って、その土を搬出するんじゃなくて、谷に埋めることによってそこに広場ができたということでもあります。ですから、この広場については、その後の利用方法というのはあくまでもこれ衛生組合の財産でございまして、方法があるだろうということは予想が付くことです。そこを断定的に地域の皆さんに汚泥処理場を開放するという意味で何がいいだろうかということなどを話しているうちに、グランドゴルフ場などいいんじゃないのかなとこういう話になったわけですので、そのつもりで御理解を賜りたいと思います。今おっしゃるように、大会をやるにはもう1面～2面必要だから、そこを広げてくれないかという要望が個人的に寄せられましたんですが、それはちょっと無理な話じゃないのかなとこう思っております。そういった点では、上方地区の皆さんが運動とかそういう施設がどうも下方に行き過ぎているんじゃないかという話もございまして、またあそこで7,000～8,000人という人口を抱えておりますし、これからまた龍郷町の荒場地区からその辺の人口もかなりの人口でございまして、大会が開けるようなグランドゴルフ場というのはまた別途に考えていけばいいんじゃないのかなとこう思っています。話を進めているところです。いずれにしましても、せっかくの土地が造成できましたので、グランドゴルフで楽しみ、そしてまた研修で地域を訪れる人が一人でも増えれば、山の中の施設じゃなくなるんじゃないのかなとこう思ったりもしているところです。大会ができるようなグランドゴルフ場ができればということは私も望んでおることですので、今後の努力にさせていただきたいとこう思いますので、よろ

しく申し上げます。

37番（世門 光君） わかりました。先ほどの有良・大熊トンネル，それからまたこの汚泥処理場のこれも，やっぱり地域住民がそれぞれ関心を持って，そしてまた多くの方々が関心を持っていますので，これは単なる有良・大熊というだけじゃなく，多くの人が望んでいるということですので，今後の状況においてもしっかりと努力していただければありがたいなとこのように思っています。

これで私の質問を終わります。

議長（前田幸男君） 以上で，無所属 世門 光君の一般質問を終結いたします。

これにて本日の日程は終了いたしました。

明日午前9時30分，本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後3時38分）

○ 出席議員は、次のとおりである。

1番	多田義一君	3番	大迫勝史君
4番	橋口和仁君	5番	朝木一昭君
6番	平川久嘉君	7番	三島照君
10番	満永健一郎君	11番	与勝広君
13番	崎田信正君	14番	叶幸与君
15番	肥後笑子君	16番	竹田光一君
17番	保宜夫君	19番	渡京一郎君
20番	南修郎君	21番	中山雅己君
22番	松山信一君	23番	栄勝正君
24番	平高市君	25番	石神友夫君
27番	榮吉岡君	28番	泉伸之君
29番	福芳樹君	30番	向井俊夫君
31番	山田良一君	33番	柗田謙夫君
34番	川上勝君	35番	前田幸男君
36番	奈良博光君	37番	世門光君
40番	榮年男君	42番	田部義和君
43番	師玉憲夫君		

○ 欠席議員は、次のとおりである。

9番	和田美智子君	32番	福田利広君
----	--------	-----	-------

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市長	平田隆義君	副市長	朝山毅君
副市長	濱田龍太郎君	教育長	徳永昭雄君
住用町	森米勝君	笠利町	朝山三千丸君
地域自治区長		地域自治区長	
総務部長	福山敏裕君	総務課長	川口智範君
財政課長	則敏光君	企画部長	塩崎博成君
企画調整課長	瀬木孝弘君	企画調整課参事	大石雅弘君
市民福祉部長	伊東鉄郎君	国民健康保険課長	福山治君
介護保険課長	重野照明君	健康増進課長	大迫博史君
市民課長(住用)	浦口一弘君	いきいき健康課長	川畑幸治君
福祉事務所長	大井進良君	福祉政策課長	桜田秀勝君
自立支援課長	小倉政浩君	産業振興部長	赤近善治君
紬観光課長	日高達明君	農林振興課長	小浜忠弘君
建設部長	平豊和君	都市整備課長	田中晃晶君
土木課長	東正英君	建築住宅課長	徳田輝久君
下水道課長	盛正弘君	会計管理者	田畑米利君
教育部長	重田茂之君	学校教育課長	折田浩仁君
生涯学習課長	里中一彦君	地域教育課長	福和久君
選挙管理委員会 委員長	久保忠義君	(笠利)	

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	松田秀樹君	次長兼調査係長	山崎實忠君
		事務取扱	
主幹兼議事係長	上原公也君	議事係主査	森尚宣君
議事係主事	重田俊彦君		

議長（前田幸男君） 市民の皆様、議場の皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は33人です。会議は成立いたしました。（午前9時30分）

○

議長（前田幸男君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は一般質問であります。

○

議長（前田幸男君） 日程に入ります。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、南風会 竹田光一君の発言を許可いたします。

16番（竹田光一君） 市民の皆さん、議場の皆さん、おはようございます。南風会の竹田光一でございます。

最も奄美らしい真夏の各地区での祭り行事が、そして先祖をしのび敬うお盆行事も終わり、また児童・生徒の長期休暇夏休み中の大きな事故もなく、新学期が迎えられたことが何よりの喜びであります。しかし、台風シーズン中でもあり、台風襲来による農作物への被害、生活環境への被災など、まだまだ不安な日々が続く時期であります。台風常襲地として自然災害対策は最も大きなテーマでもあります。そのことから、自然災害対策、特に台風災害について通告順に従って質問いたします。

まず、7月14日の台風4号による用安地区の護岸堤の一部損壊及び水叩き部分の陥没の復旧工事の状況、今後の見通し、そして老朽化した護岸堤の調査、検証の必要はないか伺います。

前後になりましたが、台風4号の通過後、直ちに被災地を平田市長はじめ当局、大島支庁の担当者、奄美地区選出の県議、公明党の議員団等多くの関係者が視察をされ、その後迅速な対応で応急処置作業が現在終了しております。しかし、季節的にはまだまだ台風シーズンでもありますので、今後更に被害が拡大する可能性からも先の2点について、まずは伺いたいと思います。次から発言席で行います。

議長（前田幸男君） 当局の答弁を求めます。

建設部長（平 豊和君） おはようございます。それでは御答弁申し上げます。

用安海岸につきましては、昭和54年に整備が完了した県管理の建設海岸でございます。去る7月13日から15日に接近しました台風4号の高波により被害を受けた用安地区の護岸につきましては、県において早急な調査が行われ、護岸の基礎部分が洗掘されており、台風シーズンでもあることから、これ以上の洗掘を防止するため、応急工事により大型土のうを設置したところでございます。今後9月中旬に国の災害査定を受けた後、速やかに復旧工事をするための準備を進めているとのことでございます。

16番（竹田光一君） 用安地区の護岸堤建設については、昭和33年、34年頃に当時の笠利村の単独事業で事業開始がされており、約50年が経過しております。老朽化も激しく、波返し部分と水叩き部分がひび割れ状態で、上と下、上下基礎部分と完全に分離しているのではないかなど見られるわけです。そのことによって、この度の台風の高波による崩壊につながり、水叩き部分の陥没ということになったのではないかなど考えられますが、長い年月による基礎部分の老朽化が原因で侵食されております。その最初の当時の工法では、基礎部分は石組みの工法でありまして、その後にコンクリで補強されているというような形になっていると思います。その当時の設計あるいは工法にも問題があるかもわかりませんが、いずれにしても老朽化が激しい護岸堤に対する対策、また被災した護岸堤の早期復旧は住民の不安解消、現に市営住宅がその水叩き部分を生活道路と利用した形で建設もされておりますので、そういった意味、また国土保全の関連からも重要であると思います。その点、もう一度当局の考えをお聞かせください。

建設部長（平 豊和君） 議員御指摘のとおり、現場は惨憺たる状況であります。護岸の根の部分から、

下の部分からえぐられておりまして、水叩きの中につきましてもその中の砂がもっていかれているような状況で非常に危険な状況になっております。県のほうにおいても、災害査定を受けた後に速やかに復旧するというごさいますので、御理解をお願いいたします。

16番（竹田光一君） 承知しました。大変その水叩き部分を先ほど申しましたように、生活用道路としての使用も現にされておりますから、その集落住民の皆さん方の、これは台風シーズンが最後の時期ということであればまだしも、まだこれから台風が何個襲来するかもわかりませんので、その不安解消のためにもできるだけ早期の対策をお願いしておきます。

それから、この地先には離岸堤が一部設置をされております。離岸堤と潮流の因果関係ということですが、護岸堤があり、更に海中で離岸堤があるからということで安全ありきということではないと思います。護岸堤・離岸堤に対して賛否両論ありますが、防災対策としては絶対必要なものであります。しかし、防災対策として台風でありますけれども、台風の進行方向あるいは風の変化等によってもたらすこの因果関係と言いますか、想定外のこのエネルギーが発生して高波となり離岸堤・護岸堤に被害を及ぼす可能性はないか。離岸堤と潮流の変化による陸地に及ぼす影響の調査を実施し、対策を図る必要があるのではないかなどこのように思います。今回の被害状況を見てみますと、その離岸堤の端のほうから被災されているわけですから、そういったものをもう一回調査したり、そういった対策を図る必要があるのではないかとこのように思いますが、見解をお伺いします。

建設部長（平 豊和君） 離岸堤と潮流の因果関係についての御質問でございますが、県においては今回の台風により被災を受けた箇所の復旧工事を行った後に、今後の現地状況を観測しながら、離岸堤と潮流の関係や離岸堤の必要性について検討したいとのことでございます。

16番（竹田光一君） もう一つお伺いします。

近年、離岸堤を見直し、そして景観に配慮し、しかも災害に強い消波対策事業があると聞いておりますけれども、先例地あたりのということでもそちらでわかっている分だけでもそういった例があるか、どのような効果があるかまでお聞きいたします。

建設部長（平 豊和君） 議員御提言の景観に配慮した消波機能を持つ施設として潜堤、人工リーフがあります。これは離岸堤と同じように波の勢いを弱めて越波を減少させたり、砂浜の侵食を防ぐなどの効果を持ちまして、また堤体が海面に潜っているために、景観に配慮した施設でもあります。大島本島内ではリーフのない城海岸、住用でございますが、をはじめ数か所で設置をされておりますけれども、設置されている箇所の海岸線はある程度の水深も確保されているような場所で、引潮の際にも海面から見えないような構造となっております。用安海岸は、天然のリーフが沖合にまで広がっておりますので、人工リーフの設置は議論が分かれるところだと思っております。

16番（竹田光一君） 繰り返しになるかも知れませんが、離岸堤が設置されていない区間及び老朽化した護岸改修等について、今後の対応と考えなどありましたらお伺いします。

建設部長（平 豊和君） 先ほどちょっと触れましたが、離岸堤を設置するということについては、これもまた議論が分かれているところでもあります。県においてもそのようなことを踏まえまして、今後十分検討をしなければならないというふうなことでございます。

16番（竹田光一君） 今、部長がおっしゃったように、この離岸堤については賛否両論あるわけでありまして、実際その離岸堤の真ん前、正面は確かに砂も満ちてきていいと思うんですが、この間、離岸堤と離岸堤の間、されていない部分ということはそこから侵食されて、その離岸堤の正面に運ばれているとい

う状況ですので、そしてその運ばれた上のほうには老朽化した護岸堤があるということも先ほど言いましたように、想定外の何かの力で老朽化した護岸堤に高潮・高波が当たって災害をもたらすというような形になっているような気がしてならないわけですので、県の事業でしようからそれでもやっぱり住んでいるのは奄美市民であり、その前に鹿児島県民でありますから、しっかりと県との連携を取りながら早急な対策をお願いをしておきます。

それから、過去の台風災害による奄美市道の復旧計画ということでもありますけれども、これは手花部・打田原線です。その中に個人の農地の被災も一部ありますけれども、過去にも一般質問がありました、個人農地の被災に対しては周辺部の農地面積が少ないため、その復旧する、事業化するのが難しいということだったと思います。道路については交通量が少ない、あるいは緊急性が低いといった答弁もあったと思いますが、現在も一部を除き大部分が復旧事業が実施されておりません。このことについて、復旧工事計画についてお伺いします。

建設部長（平 豊和君） 市道打田原・手花部線の過去の台風による路肩侵食箇所につきましては、交通に支障のある緊急性の高い箇所から、国の災害査定を受けた後に復旧工事を実施しまして、生活交通路線の確保に努めてまいりましたが、議員御指摘の箇所につきましては、私も先般現場を調査してまいりましたが、路肩が確かに削られて欠壊をしております、これ急いで復旧をしなければならない箇所だというふうに考えております。今後、整備事業のメニューを検討しながら対処してまいりたいというふうに考えております。

16番（竹田光一君） これ確かにこの線は、交通量も通行量少ないわけでもありますけれども、例えば一日1台しか通らない道であっても、そういった不備な道路について、たまたまその1台が事故を起こすと。道路状況の原因で事故を起こすということになれば、道路管理者としての責任とか、またあるいは事によっては莫大な補償・賠償というようなことにもなりかねないわけでもあります。そういった意味で、市民の財産を守る、あるいは国土保全の意味からも早期な事業計画を考えるべきじゃないかなと強く要望をいたしておきます。

次に、スポーツ行事の見直しについてであります。

併せて名瀬・住用・笠利3地区の体協組織及び大会の在り方ということでもあります、初日の渡議員の質問に対し答弁をいただいておりますし、また市民体育大会については9月25日付けの新聞報道もありましたように、市民体育大会については2008年、平成20年度から統一の市民体育大会開催決定とあります。いよいよ統一した市民体育大会に向けて具体的に進み出したと理解しておりますが、あとは大会種目、運営方法などしっかり検討委員会で議論を重ね、奄美市民として一体感が実感できる市民参加型の大会をつくり出してほしいと考えているところであります。

そこで、渡議員に対しての答弁に繰り返しになるかもわかりませんが、もう一度大会種目等、大会内容、現在検討されて、あるいはまた方向性が固まっているものなどがありましたら、お伺いをいたします。

教育部長（重田茂之君） スポーツ大会について、これまでの新聞報道それからまた議会答弁で重複するかもしれませんが、申し上げたいと思います。

スポーツ行事の見直しにつきましては、合併協議会において現行のとおり新市に引き継ぎ、地区割、地区の色、開催場所、開催時期、開催方法については新市において調整することということで、これまで進めてきております。

市民体育大会、市民体育祭につきましては、旧3市町村において従来どおり各地区の特色ある体育大会や体育祭を開催しているところでございます。検討委員会は、本年度4回開催する計画で、8月までに2回の検討委員会が開催をされております。検討委員会で現在までに示されている内容及び決定事項につきましてお答えをしますと、第2回の検討委員会で出ました結論は、奄美市を上方・下方・金久・伊津部・奄美・古見方・住用・笠利地区の8地区に分け、各地区の色、上方は白、下方は黄色、金久は桃色、伊津

部は青，奄美は緑，古見方は紫・住用はオレンジ色，笠利地区は赤と決め，第1回の統一した大会，市民体育祭になるか体育大会になるかわかりませんが，これを名瀬運動公園陸上競技場で開催することとし，開催期日は平成20年11月第2日曜日。それから2回目の市民体育大会は，笠利町の太陽が丘運動公園陸上競技場で開催をしたいということも決定をしております。

続きまして，今後検討を予定している項目は，開催要項，種目，優良スポーツ選手等の表彰規定，こういったものがございます。今後検討を予定します項目につきましては，笠利地区，住用地区，名瀬地区の今までの開催内容，競技種目等を勘案し，幼児からお年寄りまで楽しく参加でき，市民が一体感を実感できる種目を原案として事務局のほうで今策定・検討中でございます。この結果を検討委員会で審議していただき，決定をしまいたいとこのように思います。

体協の組織でございますが，合併協議会において，合併時に統合することとなっております。旧3市町村の体育協会の解散を経て18年の5月24日に旧名瀬・住用・笠利体育協会が合併して奄美市体育協会というふうに発足をいたしました。さらには，3地区の体育協会が主管となって開催しておりますスポーツ行事は，名瀬地区の市民体育大会，成人祝賀市内一周駅伝競争大会，市民スポーツフェスタ，住用地区の町民体育祭，ゲートボール大会，グランドゴルフ大会，笠利地区の町民体育祭，町内一周駅伝競争大会，バレーボール大会，招魂祭相撲大会等がございます。

各地区の体育協会組織の将来の在り方につきましては，名瀬地区におきましてはこれまで8地区は完全にそれぞれの地区で自主運営を行っております。住用地区におきましても，平成20年度中に体育協会を自主運営へと移行する準備を進めております。したがって，笠利地区におきましてもこれと同様に自主運営へと移行させていく所存でございます。

地域の体育協会は地域で運営するというのが基本的な考えでございますので，将来的におきましては地域で運営する方向で考えておりますので，御理解を賜りたいと思います。

16番（竹田光一君） 市民体育大会については，20年度から統一の大会が開催されると，実施されるということではありますが，それに向けてやはり各地区での大会をしなくちゃいけないということでもあります。ここで問題になってくるのは，やはり組織でありますね。体協，各地区の。今，部長がおっしゃられるように，地域の体育協会は地域で運営するということがよく理解をしておるつもりであります。住用が20年度中に体育協会組織を民間団体に移行するということではありますが，笠利について，将来的に体育協会組織を民間団体へ移行させていくということではありますが，将来的ということになるとですね，またそれぞれ感じ取る人によってはいろいろと思いが違うと思いますので，将来的にどれぐらいのという考えを持っていらっしゃるか。

教育部長（重田茂之君） 将来的と申し上げましたが，まず統一した市民体育大会を開催をしていく。また，いろいろとその中で準備会をしていく。そういった中で統一した大会をした段階である程度の方向性というのが見えてくるかと思えます。とにかく20年度統一した大会をしてみても，笠利地区の体協はこうでなければならないとか，旧名瀬市の例えば上方・下方・古見方に習ってこうしようとかいうことがいろいろと出てこようかと思えますので，そこらへんはまたあまり急ぎ過ぎてもいけませんし，またそのままずるとやってもいけませんし，とにかく20年度の大会をやってみて，それからすぐやったあとで結論が見えてくるんじゃないかと思えます。

16番（竹田光一君） よくわかります。40年も50年も招魂祭相撲大会については102年，今年で数えるわけですが，それを運営してきた体協，歴史が長いものを変えていくと。あるいはまた新しく作り出すというものすべてが，やはりその住民の皆さんの共通した理解が先になると思うんです。それがあって先に進んでいくと思えます。名瀬地区においてはもうずっと前から民間体協を組織してされておりますけれども，名瀬地区が今やっているからできるんじゃないかという話も少しまた違うんじゃないかと。そういった意味から，今，部長がおっしゃられたように，これはあまり急いではいけない。もう少し，今，

部長が答えたように、市民体育大会を、統一した大会を1回、2回するという中で、こうして各地区の市民の皆さんの理解を得ていくということではなければ、組織がきちっとまとまり一つになり民間に移行しても、その下についてくる市民の皆さんの心というものがついてなければ、これは少し問題ではないかなと。まずはこういった変えていく改革していく、つくり上げていくというのは、先ほども申しましたように市民の皆さんの心がついてこなければいけないと私は思うわけでありますので、これからもひとつじっくりと、これは早急にこういった奄美市として財政状況、そういったものをいろいろと考えてみますと、これは十分理解できることではありますけれども、各地区の例えば笠利の場合は四大行事という名のもとで四つの大きな大会があるわけですが、これは旧笠利町民から見れば唯一の地域の連帯感・一体感を出す。そして、年に1回・2回・3回・4回として一堂に町民が集まってそれぞれが競い合う中で、町民としての一体感を醸し出すというような思いがあるわけですから、早く民間団体に体協を移行して、その地区のものとは従来どおりやっていますよ、やりなさいと。そして予算は出ませんよということだけではですね、これは市民の理解はなかなか得られないものだと思いますし、またこういったスポーツ行事、あるいは祭り行事が変わっていくと。発展的に変化していくのはまだしも、住民の皆さんの気持ちとして、これが一番評価しやすいと言うんですかね、表に出てわかりやすいわけです。合併していいことはなかったと。合併したらこうなったというような市民の皆さんの見方、考え方、評価だということになりますので、ひとつこれは時間をかけて前向きにいい方向に進むようにひとつお願いを申し上げます。

それから、このスポーツ行事見直し、あるいは体協組織の在り方等も関連しますが、笠利地区の招魂祭、今年度で第102回を数えることとなりますが、笠利町の戦没者慰霊祭（招魂祭）、それに合わせた招魂祭相撲大会についてお伺いをいたします。

日清・日露・太平洋戦争において、国難に殉じ尊い命を落とした戦没者587柱、女子挺身隊9柱の霊をなぐさめる祭りでもあります。そして、それを慰霊する相撲大会でもありますが、今年度で第1回から聞いたところによりますと一度もとぎれることもなく、開催する場所は中学校であり小学校でありといろいろと変遷がありますが、連続102回大会を迎えるということでもあります。

このスポーツ行事の見直しの中で、笠利町の四大行事、青年バレーボール大会、招魂祭相撲大会、市民体育祭、町内一周駅伝大会とありますが、将来民間で体協組織を持って大会を実施するとの方向であります。冒頭で述べましたようなことから、ほかの大会とはこの招魂祭相撲大会は少し意味合いの違いがあると思いますが、この招魂祭の祭り、そして相撲大会、併せて当局の見解を伺います。

教育部長（重田茂之君） 今、御指摘のありました笠利地区の招魂祭相撲大会につきましては、平成18年度のスポーツ行事検討委員会の中で笠利地区及び笠利地区体育協会主催で開催していくとの報告がなされております。特色ある地域の伝統行事を継続していくことは大変重要なことでありまして、郷土色を失わないようにすることは、地域の発展に貢献するものと考えているところでございます。この笠利の招魂祭相撲につきましては、歴史的経緯から見ましても笠利地区独自のものとございまして、私どもも昨年この行事に参加をし視察をさせていただきました。そういったことで、この招魂相撲が笠利地区の長い歴史の中で今日の笠利地域の教育風土を形成する根幹をなすものといっても過言ではないかと思っております。未就学児から小中学生、大人まで、一生懸命相撲に興じられ、また戦没者を慰霊すると。そういった意味から非常に重要な行事だと考えております。そういうことで、当分の間は笠利地区の主催行事として継続をしていく所存でございます。またいろいろと先ほど御指摘ありました財政的な市からの支援ということもあろうかと思いますが、このことにつきましても今後市長部局また市全体としていろいろと検討してまいらなければならないとこのように思っております。

16番（竹田光一君） 戦後もう62年、戦争を知らない世代が多くなっていく現在、戦争の悲惨さも忘れ去られようとしている中、肉親を失った遺族の悲しみは当時と全く変わるものではありません。戦地で犠牲になった尊い命が基礎になり、今日の平和、繁栄があり、そして更に我々は恒久平和を願うという意味からも、102回大会を迎えるこの招魂祭相撲大会を更に発展継続していくことが我々の使命だと考え

ます。以上のことから、招魂祭相撲大会については奄美市主催で継続していくべきではないかなということでもあります。民間の体協組織で運営実施ということではなくて、先ほど部長がおっしゃいましたように未就学児から一般まで大会に出場する。そして遺族の皆さんも参加するということでもあります。そして更には、招魂祭、祭りの式典では、あいさつの中にも皆さんの犠牲を無駄にしないように我々は恒久平和を願うんだというお話も出てくるわけでありますので、これはひとつ児童・生徒に対しての、あるいはまた戦争を知らない世代が多くなってくる一般の人たちに対しても平和教育としてのシンボリックな奄美市の行事だと、大会だという位置付けなどできないものか。もし、よろしければ教育長の見解をお聞きしたいんですが、学校においてもこの招魂祭相撲大会という意味、これはどうしてこういう大会があるか。そして将来的未来はこうならなきゃいけないという形での平和教育の場としての位置付けなどを考えられないか、お伺いします。

教育長（嶋永昭雄君） 笠利地区の招魂相撲祭に関しましては100回以上の伝統を持った大きな大会である。この意義に関しましては、敬意を表しております。さらに、内容についていろいろお聞きしたわけですが、開会に先立ちまして観音が丘の方向に向かって黙祷をするなど、祖先に対して、また戦争の犠牲者に対しての敬意を表していることについても感銘をいたしております。主催者においては、招魂祭の意義を参加者に対して理解をしていただくことで、この平和教育の目的が達成されるものと思っております。

16番（竹田光一君） わかりました。是非ですね、市長にもお願いですが、この大会を我々は更に大きく、そして継続していくと。遺族会の皆さんのお気持ちというのを重く受け止めてこれはしていかなければならないとこのように思っております。当然、名瀬地区においても住用地区においても戦没者はいらっしゃるわけですから、将来的にはそういった広がりなどを考えて、奄美市としてずっとずっと継続をしていただきたいということです。民間の体協組織もわかります。その中で運営もわかります。しかし、どうしてもこれはこういった特別な大会について、祭りについては行政が十分配慮して、あとあとこの大会が衰退していくような方向にだけは是非避けていただきたいという思いがいたしておりますので、ひとつよろしく願いをいたします。

次に、祭り行事についてであります。3地区の奄美祭り・あやまる祭り・三太郎祭りですが、これも初日の渡議員の質問でありました。当局の答弁で従来どおり3地区の祭りは実施していくということでもありますから、実際ですね、市民の声として、こういった奄美市としていろいろな行財政改革の中で、あるいは財政状況の厳しい中で、またあるいは奄美市は一つだという考えのもとである中で、ゆくゆくはこういった祭りも一つの奄美市として一つの統一した祭りになっていくんではないかなという不安な声があるわけであります。奄美市が最も奄美らしい真夏の各地区での祭り行事、昼も夜も各地区の市民が家族で、また市民同志で楽しみ感動を共有し合う時間が過ごせるのが祭りだと考えます。それぞれの地区の特性を生かして更に盛大な祭りの在り方を望むところでもあります。先ほど申し上げましたように、そういった不安な市民の声があります。そして、この現行どおりの実施ということでもありますけれども、ただ実施するだけではもったいないような気がします。これを今考えてみますと、うちうちの中の祭りという感じがします。これを外に向けた祭りにしていくということで、観光産業への効果とも当然出てくるかと思っておりますので、まず最初にこの3地区の祭り行事によってもたらされている経済効果など試算できましたら、ありましたらお聞かせいただきたいと思います。

産業振興部長（赤近善治君） 議員お尋ねの経済効果という数値につきましては、今のところ持ち合わせておりませんので御理解ください。

市長（平田隆義君） 先ほどから体育協会の在り方、スポーツ大会の在り方、そしてこの祭りの在り方、これは合併して後々の運営で一番難しい問題だろうという認識は持っております。と申しますのは、やは

り地域の人たちの気持ちをどうするかということでございます。組織的にこう決めましたというだけでは、なかなかうまくいかない問題であろうとこう思っているところです。祭りなども直接祭りに参加しない人から見ると、今日は名瀬で祭り、明日は龍郷で祭り、あさってはというようなことで、何で一緒にできないんですかという話をよく耳にする時もあります。しかし、それは祭りに参加した方からは出ない話だなと思って私は聞いておるところですが、それほどお祭りというものは地域に密着したものだということだろうとこう思います。ですから、それは大事にしていかなきゃならないということからすれば、なかなか難しいのかなど。今、提言した祭りをもうひとつ広げてということになれば、祭りの中にもいろいろございますから、例えば舟こぎ競争とかパレードだとか、こういうのはいろいろ分けて、これはどこでやろう、これはどこでやろうということも一つの方法としてはあり得るんじゃないのかなとこう思ったりもしているところです。そういった点で今後、こういうお祭りについて、行政としてどう対応していくかということとは大きな課題を残しているなとこういう思いをしております。予算的に、また職員の配置というか、そういった点でどうしていくかということもまだ課題を残しているなと思っております。職員等の配置についてはできるだけそういう地域とのつながりのある人たちが、その祭りを盛り上げていくというそういう気持ちがほしいなとこういう思いもしております。

体育協会はそういった点では、一つの祭り行事もスポーツ大会という祭りの行事もあるわけですが、この行事そのものはそれぞれで大事にしていかなきゃならないと思うんですが、ただ奄美市体育協会の組織というのだけはお互いが合併したわけですので、しっかりとしたものをつくっていただきたいと。その中でどの行事をどう対応していくかというのは自ずから生まれてくるのではないのかなという期待も持ちながらでございますが、今先ほど御提言のありました笠利の招魂祭、これも奄美市体育協会の行事の中として取り込むことができるのかどうかということなども、これからも議論が出そうな気がするなとこういう思いで聞いておるところです。合併をして後のこういう民間団体というか、歴史的に芽生えてきた行事、これをやっぱり大事にしていくということと、新しい市としての組織と。どういうすみ分けというか、関連性というか、持たしていくかということとはやっぱり十分に議論を尽くしていただきたいとこう思っているところです。そういった点では体育協会、市民運動会のことについても、変わる人たちの意見を十分に聞いて話し合っただけで結論を出していただきたいということは、市体育協会の会長として事務局に指示をいたしたところです。我々も十分に配慮しながら、まとめてやれるもの、まとめたらいけないもの、これをしっかりすみ分けしていくということも大事だとこう思っておりますので、これからもいろいろとまた御意見や御指導を賜りたいとこう思っておりますので、よろしくお願いいたします。

祭りの経済効果等については、具体的に持ち合わせしていないということですが、地域における経済効果、それから地域から外に向かったの経済効果、これも大きなものがあるなとこう思います。最近よく祭りに合わせて帰省をしているという人がかなり見受けられます。それだけ社会が安定してゆとりも出てきたのかなとこう思ったりもしているところですので、この祭りの外への情報発信ということを一層力を入れていかなきゃならないかとこう思っております。よろしくお願いいたします。

16番（竹田光一君） 今、市長がおっしゃられたように、外への発信ということも含めて、この従来の3地区の祭りの在り方、あるいは時期的なものとかというのを今後発展的とこういった言葉が適当がわかりませんが、発展的に見直す時期でもあるのではないかなど。この新しい奄美市としてスタートして新しくつくり出すいろいろなものがある中で、この祭りの在り方というものを見直す時期でもある。今先ほど市長がおっしゃられたように、今日も祭り、明日も祭りじゃなくてですね、例えば春、夏、秋と三つに分けた3地区での祭り、沖縄辺り行くともう年がら年中祭りなんです。その祭りを観光産業へつないでいるという面があるわけでありまして、今、私が先ほど内だけに向けてと言いましたけれども、真夏のシーズン中だけ集中しているわけですよ、いろんな行事。そうじゃなくて、例えば春は三太郎祭り、夏は奄美祭り、秋はあやまる祭りというような形で、そして一年通して観光客を呼べるようなということ。そうすると、やはり先ほど市長がおっしゃったように、外に発信した中での祭り行事の開催ということになれば観光客が外から入ってこられるわけですから、海産物並びに地場産品をおみやげ用として買って行く。だ

から、小さなことでしょうけれども島に入ってきた、島でたばこを吸えば税金も落ちるといような、もう今大きな効果を望むのではなくて、将来大きな効果が出る基盤づくりといような小さなことから積み上げてつくり上げていくべきではないかなという思いがするわけです。そのことが、いわゆる観光産業は総合産業であると言われるゆえんではないかなという思いがしているわけですが、そこまで含めて、答えはしにくいでしょうけれども、この在り方をシーズンオフあるいはシーズン、そしてまた次のオフといような形で分けて祭りの在り方なども検討してはいかがですかということでありまして、何かありましたらお聞かせいただきたいと思ひます。そのことについてですね。

産業振興部長（赤近善治君） 私どもも気が付かないことを議員から御提言をいただきました。私もかねがね奄美の場合は夏が輝くと、冬はちょっと寂しいなということもありまして、やはり春・秋・冬とそういってことで祭りをするというのは、すごく素晴らしい提案だと思いますので、今後検討してまいりたいというふうに思ひます。

それから、先ほど市長からも祭りに合わせて帰省する方がいるということ、私も経済的な効果については数値は持ち合わせておりませんでしたけれども、奄美祭りに限っては、例えば祭りに合わせまして関西の名瀬連合会の方々、それから中部奄美会の方々、たくさんの方が来ております。もちろん2～3泊して祭りに合わせて来ておりますし、また特に大島支庁で働いていた方々がチームをいっぱい作って舟こぎ大会にこの夏祭りに合わせて来ておりますので、これもすごく経済的な効果があるものというふうに思ひております。また、大学のサークル等も継続して参加しておりますので、この付近もやはり交流人口として経済の活性化には寄与しているものというふうに思ひておりますので、よろしくお願ひします。

16番（竹田光一君） よくわかりました。どうかよろしくお願ひをいたします。

この一般質問は抽選でありまして、初日に渡議員の質問がたくさんありまして、同じような質問を通告してございました関係上11分ほど短縮になりました。いろいろと御答弁いただきまして大変理解をしております。どうか執行部の皆さん、これから非常に厳しい時代ではありますが、奄美市の将来に向けた基盤づくりの時期、ひとつ御尽力いただきたいとこのように思ひまして、私の質問を終わります。

議長（前田幸男君） 以上で、南風会 竹田光一君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前10時21分）

○

議長（前田幸男君） 再開いたします。（午前10時40分）

引き続き一般質問を行います。

次に、日本共産党 崎田信正君の発言を許可いたします。

13番（崎田信正君） おはようございます。日本共産党の崎田信正です。合併した在任特例で奄美市議会議員として1年6か月を迎えております。この議会が在任期間での最後の議会ということになります。合併当初より厳しい財政状況の中で旧3市町村の議員がすべて奄美市議として存在することになり、マンモス議会だと多くの市民より厳しい批判を受けてきました。3月議会、6月議会での解散決議が全会一致で採択されたことにより、解散選挙になると思われた市民も多かったのではないのでしょうか。また、6月議会解散を前に所管事務調査、いわゆる行政視察でありますけれども、これを行った議会の見識についても多くの人が疑問を持ったことも事実であります。日本共産党市議団は、その時々で間違いのない判断、態度を示してきたものと思ひております。8月6日に地元新聞の投書にあった議員辞職を求める住民の声についても、自主解散決議をほごにした議会に対しての苛立ちは痛いほど理解できるものでありますけれども、このことについては8月20日付けの同じ紙面で議会制民主主義を重視する政党として、議会に対する我が党の基本的な考え方を示してきました。とにもかくにも今度で最後の議会にあたり、これまでいろいろな問題を取り上げてきましたけれども、多岐多岐にわたっておりますけれども、前進、解決してい

ない問題について、市民の切実な要望もありますので取り上げてみたいと思います。

そこで、1番目に通告してあるのが、中学生の丸坊主強制は時代錯誤、早急の見直しをとということでありますけれども、なぜ1番目に丸坊主の問題かと、大したことないじゃないかなという思いをされる方もおられるかもわかりませんが、昨今、国の教育方針を見てみると、美しい国づくりとか、戦後レジェームからの脱却とか、昔に返ろうという風潮が強まっている、民主主義にとっては危険な状況があるということと直接的には関連しないんだと思いますけれども、何となく危うい気がしますのでこの際取り上げてみました。

奄美での頭髪論議というのは、平成13年11月26日に当時の名瀬市中央公民館で開催をされました教育フォーラム「子どもたちの人権と地域に根差した学校づくり」で活発化をいたしました。地元新聞の投稿欄でも賛否の意見が寄せられているものであります。私は、平成13年第3回議会では、校則で定める合理的な理由、国連の子ども権利条約に関連して生徒の自己決定権に含まれるものを制限することについて、また人権意識の視点についてお聞きをしております。当時の答弁では、地域の声、保護者、特に児童・生徒の声も十分反映して、地域の実態状況を判断ということでごさいました。そして、平成15年の第3回議会で古仁屋中学校でも頭髪の見直しが行われておりますけれども、2年経ってその間の話し合い、議論の経過などを質したのに対して、当時の教育長は、校則や生徒心得については最終的には学校長が判断し決定していくが、このことについては学校長が生徒あるいは保護者、地域の方々から幅広く意見を収集し、慎重に検討しなければならない問題だとして、教育委員会といたしましてはこれまで校長研修会等通して幅広い意見の収集と十分な議論が尽くされるようなその環境づくりをするように指導を進めてきたところでありますと答弁をされております。さらに、見直しが進んでいないということではなく、各方面から意見の収集と議論を深めるための環境づくりに慎重に行っていると、そのために時間がかかっているというものだと思います。推進する人もいるし、そうでないという人もいます。とにかく慎重に慎重にというのが当時の教育長の答弁でした。さらに、平成17年第3回議会で、慎重に検討しての結果について質したところ、地域や保護者の間で、丸刈りにするのでも中学生にふさわしい髪形の一つであるという認識が強く、この問題についてはあまり見直しの議論が高まっていないのではないかとという答弁でした。これはこれでよしとしてですね、この時の答弁の感想を申し上げれば、丸刈りも中学生にふさわしいうんぬんと答弁をされておりますが、自由化を言っている人は丸刈りが中学生にふさわしくないとは一言も言っていないわけです。とにかく丸刈りでもいい、長髪でもいい、自由でいいんじゃないかというのが主張なんです。しかし、先の6月議会での教育長の答弁は、私は明らかに後退をしていると感じております。それで、平成19年第3回議会、結局毎回2年ごとに4回目の質問ということになってしまったわけです。

頭髪の自由化の質問に対して、教育長は、権利を言う前に義務を果たせ、自由を言う前に責任を果たせと申し上げておりますと発言をされました。頭髪の自由化が実現されるために、どんな義務、どんな責任を果たすというのか。教育長は、中学生の髪形については強制するべきものではない、自己決定権に属するものだと認識を持っているのかどうか、お伺いをいたします。次からは発言席で行います。

教育長（徳永昭雄君） まず、男子生徒の丸刈りが校則にまた生徒心得で規定されていることに関してでございますが、先立っての6月議会でも最初に申し上げましたとおり、校則または生徒心得につきましては最終的には各学校の校長が判断して決定をしていくものでありまして、その過程で学校長が生徒・保護者・地域の方々から幅広く意見を収集し、慎重に検討していかなければならないということで御理解をいただいているものだと思っております。数年前から中学生男子の丸刈り強制については、議会でも御案内のとおり議論されております。教育委員会といたしましては、各中学校で生徒や保護者の意見、地域の実態等を十分に検討していくように指導をしているわけでございます。併せて、丸刈り強制を廃止した中学校の実態や状況等についても情報を提供しております。ただ、保護者の間では、丸刈りも中学生にふさわしい髪形の一つであるとの認識は強いということも事実でございます。

私個人の意見としましては、許してもらえらるなら市民の代表であります議員の皆さん方にもアンケートをしていただきまして、どのような御見解を持っていらっしゃるのかお聞きしたいという思いもあります。

最初に申し上げましたように、教育委員会が各学校に丸刈りを廃止を強制するものではありません。各学校の校長が最終的に判断をして決定をしていくものであります。教育委員会といたしましても引き続きあらゆる機会を通じて、学校と地域と保護者が連携を図りまして十分に議論が尽くされるように指導をしていきたいと思っております。

13番（崎田信正君） 私は、教育長が、中学生の髪形について強制するべきものではないのか。自己決定権に属するものだと認識を持っているのかどうかというふうにお伺いをしましたけれども、その答弁はなかったと思います。中でも、先ほど言われたのは、中学生の髪形、丸刈りもふさわしいと。廃止をということは言っていないわけですね。誰も言っていないでしょう、丸刈りを廃止しろと。丸刈りも自由だと。髪形も自由だと。その認識を持っているのかということをお伺いしているんですが、もう一度お願いします。

教育長（徳永昭雄君） 個人の自由というのと、それからまた自己決定というものに関しましては、それは権利で保証されていると思います。ただ、それ自体が周りの状況にふさわしいものであるかどうか、そのへんは考えていかなければならないと思います。中学生におきまして、金髪に染めている子どもたち、そしてまた耳・鼻に穴をあけてピアスをしている子どもたち、そしてまた眉毛を剃る子どもたち、それも自分たちの体の中の一部だと言われると困るわけです。学校の教育の中でできるもの、できないものがあるということをやはり皆さんが認識をしていかなければならないものだと思います。

13番（崎田信正君） 今回の答弁を聞いていますと、丸刈りを強制するのがいいというふうには教育長は思っているというふうな感じを受けます。それで、その発言に続いて、教育長は6月議会の時に、指宿地区の開聞中学校では校則や生徒心得には明記されておられません、男子生徒は生徒会活動がしっかりしているのですべて丸刈りだと。これは、クラブ活動が盛んで地域全体がそういう風潮にあるというようなことを聞きましたと、わざわざ事例を紹介されているんですね。保護員の指摘では、その時、指宿は5校中2校だけだと。ほかの学校は100パーセントやっているんだということでもありますけれども、教育長がこの事例を紹介した真意はどこにあるのか。説明してもらえませんか。

教育長（徳永昭雄君） 地域がしっかりしておれば、この状況は解決できるという思いからしております。とにかく、先日の石神議員もおっしゃいましたように、権利ばかりを主張して責任を義務を果たさない人たちがいるとおっしゃいました。そういうような風潮を是正したいという思いだけであります。校則の中で例えば登校の時間とかを決められておりますよね。ところが、実際あちこちを見ておりますと遅刻する子どもたちが多い。そういう状況を何とか解決して、まず自分たちが律して行って初めてこのちゃんとした学校生活ができるんじゃないかという、そういう思いからであります。

13番（崎田信正君） 丸刈りでそういったことが解決するとは思いませんよ。いろんな問題がいっぱいになっているわけですよ。権利とか義務ということになれば、今テレビでずっと報道されている国会議員がまずそれを模範を示さないといかんと思ったりするわけですけども、私が真意はどこにあるのかと聞いたのはね、指宿地区の開聞中学校では校則や生徒心得には明記されておられませんということで教育長も言われているわけでしょう。する必要はないんですよ。する必要がないことに対して、なぜそこまでこだわるのか。そちらのほうに真意があるのか。それとも、心得に明記されていなくても全部丸刈りだから強制しても一緒じゃないかというふうにとらえているのか。その二つの問題、どちらなんですか。

教育長（徳永昭雄君） 最初に申し上げましたように、教育委員会としてやるな、やれという指導はできないんです。決定するのはあくまでも校長であります。そういうことで、私たちといたしましては丸刈り強制を廃止した中学校の実態、状況についても情報は校長会で示していると最初に申し上げました。

13番（崎田信正君） この問題で時間取れば、あとの大事な問題もありますので言いますけれども、私が心配しているのは先ほど登壇の時も言いましたけどもね、そういう考えの下でどんどん進められると、これから教育基本法なんか改悪をされて、これから関連法案がいろいろ出てくるわけですね。その前に学力テストもあったけれども、いろんな問題が指摘をされているけれども、結局何の討議もしないで国が決めたから粛々やるというようなのが教育長の答弁だったじゃないですか。それを含めると、たかが丸刈りということだけでは済まされない、何かそういうこれからの民主教育を守る立場に本当に立てるのかなという思いをしたので取り上げたまででありますので、丸刈りの個別の問題は学校長がやるということですので、今後の推移をまた見届けていきたいというふうに思います。

次に、住宅政策についてお伺いしたいと思います、佐大熊の併存住宅がございます。これは、これまで何回か別の議員も取り上げてきた内容でありますけれども、平成18年第1回議会では、解体撤去について県と協議を進めてきた。公営住宅法の規定により、耐用年数の2分の1、35年を超えないと用途廃止ができないため、用途廃止以前の解体撤去は早くても19年度以降の解体になるものと考えている。国と県と協議を行い、できるだけ早い時期に解体撤去のめどをつける、住宅マスタープラン、市営住宅ストック総合活用計画に沿って積極的に取り組んでまいりたいと答弁をされているわけです。それまでも何人かの議員により同様の質問がされているわけですが、ことごとく同じ趣旨の答弁だったと思いますけれども、佐大熊地域の住宅環境、あるいは居住者の状況や市全体でも空き家待ちをしている人が多いというのは、当局のほうで十分御承知のことだと思います。当然、計画を立ててその時期が来ればすぐに計画が進められるというように受け止めていたわけですがけれども、現在そうはなっていないんじゃないかと。なぜ進まないのか、お伺いをしたいと思います。

建設部長（平 豊和君） 佐大熊併存住宅は、昭和47年3月に完成いたしまして、本年3月10日をもって耐用年数の2分の1の35年を経過しております。この併存住宅の解体には多額の費用がかかることや、1階店舗部分の権利関係など、解体にあたって解決しなければならない課題がいくつかあり、その対策に苦慮しているところであります。

具体的な対策ということではありますが、通常このような住宅を解体する場合、補助事業が導入できるのは建て替え前提であります、合併したことにより建て替えを前提としない新たな補助制度が適用できる可能性が出てまいりましたので、今後、県と協議を進めてまいりたいと考えております。ただ、先ほど申し上げましたとおり、1階店舗部分の権利関係者との課題の解決にはかなりの時間がかかると思われまので、引き続きこれらの課題解決に向けて鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

13番（崎田信正君） 権利関係はきちんと双方が納得できるように進めて、早急にこれが解決できるようにお願いをしておきたいとします。というのは、やっぱり佐大熊のあの地域、大変ですよ、いろんな不便があって。そこに建て替えでしょう。建て替えですから、エレベーター付きとか、そういったのが当然準備されると。あとでも質問しますけれども、障害者の方が5階に住んでいるとかですね、そういった事例がありますので、市民の立場に立てば、市長、早急にね、これ準備が進むようによろしくお伺いしたいとします。

あと住宅関係では、老朽化した住宅の建替計画はどうなっているかということですが、老朽化と位置付けている市営住宅の現状とその計画を示していただきたいとします。

建設部長（平 豊和君） 本市においては、昭和30年代～40年代に建設されました公営住宅が数多くあります。この時期は一般的に住宅難の解消の時期であり、住宅戸数を増やすことに主眼が置かれておりましたが、50年代以降はいわゆる量から質への時代の流れになってきたと認識しております。建て替えの時期を迎えている公営住宅につきましては、当市の財政的な面も考慮しながら、解体除却、建て替え、改修等を行い、住環境の整備に努めております。現在、平成17年度から21年度までの地域住宅計画を

もとに今年度から西仲勝団地1棟6戸、中金久E団地2棟8戸、笠利F団地1棟4戸、新節田団地1棟4戸、新宇宿団地1棟2戸の建設計画を予定しております。また、引き続き平成22年度以降につきましても、地域住宅計画の見直しを行いまして、良質な住宅の供給、そして良好の居住環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

13番（崎田信正君） これから高齢化が進み、一人暮らしの独居老人という例も出てくるかと思しますので、やっぱり公営住宅は町の中で便利な所に造るのが、これからのことが必要じゃないかなと思しますので。

あと、公営住宅の空き家待ちの実態です。8月6日現在、市のホームページで見ますと、待ち世帯というのは重複も2か所は申し込めるということですから、重複もあろうかと思えますけれども、1,069世帯ですね。それらの人がいろんな状況で空き家待ちしていると思えますが、その申込みの理由などはどうなっているのか。お示しをいただきたいと。

建設部長（平 豊和君） 現在660世帯の方々が市営住宅の入居を待っているのが現状であります。平成17年度に空き家待ちで入居した世帯は51世帯、18年度が97世帯、19年度は現時点で40世帯になっておりますが、根本的な空き家待ちの解消には至っておりません。奄美市の賃貸住宅につきましても、新聞紙上において毎日のように不動産業者による入居募集の広告が載っておりますが、市営住宅を希望される方々の多くは、民間の不動産物件に比べて家賃が安価であるという理由や、現在居住している住宅が手狭なこと、結婚することにより住宅を探しているなど、多種多様な理由で申し込まれているということでございます。

13番（崎田信正君） 家賃が安いからというのが主な理由になろうかと思うんですが、これはやっぱり深刻なんですね。例えば奄美市の生活保護世帯ですね。増加しているということになりますけれども、生活保護の場合は生活扶助ありますけれども、住宅扶助もあるんですね。住宅扶助、単身世帯の場合は家賃として2万4,200円しかみられないわけですよ。例えば70歳の場合の保護費は、生活費で6万2,130円、これに2万4,200円の住宅扶助が支給されるわけですが、低家賃住宅が少ないために、民間ではね。3万円の家賃の家に入っているという方が少なくありません。そうすると、6万2,130円の生活扶助費から家賃5,800円持っていけば、残る5万6,330円ですべての生活費を賄わなければならないということになります。生活扶助というのは、国が決めた基準ですよ。一番最低限の憲法25条で言う健康で文化的な生活を営む権利を有するという憲法のもとで決められた最低基準ですから、6万2,130円で生活しなければいけないんです。それを5,800円住宅費にもっていくということは、憲法違反の状況になるわけですよ。そういう認識ありますか。

建設部長（平 豊和君） 今の御質問の家賃が民間では高いということの御質問・御指摘のようでございますが、それが残りの生活扶助費から支給されるということが、足りないということが憲法違反とかということにまでは私は思っておりません。

13番（崎田信正君） 今、職員の給与カットもいろいろ言われていますけれども、6万2,130円で5,800円といえれば9.3パーセント、10パーセント近く生活費を食い込むわけですよ。そのために市営住宅の所得によって入れるわけですから、安い住宅が必要だということですので、先ほど言った佐大熊の併存住宅なども是非そういった立場で早く解決できるように、そういう状況をいつまでもほっとくわけにいかないんでしょう。そういう立場でしていただきたいということです。

次の住み替え希望者の実態と対策です。これも平成12年の第2回定例会で取り上げ、答弁では、障害者住宅への希望が1名いる。1階及びエレベーター設置住宅への希望者が29名で30名ということ。実際はもっと希望される方は多いんじゃないかなと思えますけれども、長年待っていただいているのが実

情というふうに答弁をされているわけです。それから既に2年以上が経過をしておりますけれども、その人たちの希望はかなえられたのか、また現在の状況はどうなっているのか。その対策はどうするのか。御答弁をお願いします。

建設部長（平 豊和君） 住み替え希望者のほとんどは、3階以上にお住まいの高齢者または身体が不自由な方であり、現在の住み替え世帯は45世帯であります。内訳といたしましては、1・2階希望は31世帯、その他エレベーター付き住宅等の住み替え希望が14世帯であります。現在までに20世帯の方が住み替えを行っており、内訳といたしましては1・2階が16世帯、エレベーター付き住宅が4世帯であります。市営住宅に入居されている世帯が住み替えを希望される場合は、住み替え申請書を提出していただき、空き家待ちのリストに登録して順番が来た段階で住宅を紹介しております。先ほども申し上げましたとおり、660世帯が市営住宅への入居を希望しており、既に入居している方の住み替えを優先することは行っておりません。しかしながら、本市の高齢化は顕著でありまして、また身体の御不自由な方に御不便をおかけしていることも十分認識しておりますが、今のところ抜本的な解消策が見出せないところでありますので、御理解を賜りたいと思っております。

13番（崎田信正君） 5階に住んでいて、寝たきりで訪問入浴を5階まで上に上げてやっているとか、それから2階で車椅子で生活をしていて、介護保険を使うとヘルパーさんの利用料にも跳ね返ってくるし、外出もできないでずっと家にいるという方もおられるわけです。そういった人たちをどうするのかというのは、もう優先課題として取り組むべきものじゃないかなと思いますので、部長頑張ってください。よろしくをお願いします。

次に、福祉行政についてお伺いをいたします。これは昨日の三島議員についての続きみたいな続編になりますけれども、よろしくお願ひいたします。

出前講座というのがあります。市民の要望によって市がいろいろ説明をする勉強会で使われるものがありますけれども、その中で出前講座資料（財政編）というのがある、ここのところでは扶助費が67億7,300万円です。ずっと推移をしているわけですね。増えていないと。昨日、自然増ということもありましたけれども、その増えていない根拠はどこに求めたのか。職員学習用に作成された財政シミュレーションですね。職員の給与のときに出てきたものでありますけれども、扶助費は平成18年度69億8,785万6,000円。19年度が70億1,624万8,000円で、20年以降は70億円として自然増を見込んでいなかった。さらに4月の出前講座資料（財政編）では、扶助費は18年度67億5,200万円、19年度は67億7,300万円とわずかも増加しております。しかし、それ以降は67億7,300万円と頭打ちにしておりますけれども、このように見込んだ根拠についてお示しをいただきたい。

総務部長（福山敏裕君） 出前講座におけます扶助費の推移について、お答えをいたします。

平成18年度の扶助費決算額67億5,242万6,000円を前提に、児童手当、児童扶養手当及び生活保護費の3費目についてのみ若干の修正を加えまして、19年度以降約67億7,295万3,000円で一定額の決算見込額としたものでございます。今後も地方交付税をはじめとする歳入の減少はなお続くことが見込まれ、新たな財源の確保と歳出の削減に努めることは緊急の課題でございます。

歳出におけます事務的経費のうち人件費につきましては、既に特別職の給与カット等の削減に着手しております。公債費につきましても、普通建設事業費等の投資的経費の縮減と併せまして将来的な歳出の抑制に努めているところでございます。扶助費につきましては、過去の決算状況を見てすべての歳入歳出が減少傾向にある中で、扶助費のみ増加傾向にあります。三位一体の改革による税源移譲によりまして、一般財源の減収は明らかであります。更に経常収支比率の増加を圧縮させる必要があることなどを勘案し、一定額としたものでございます。しかし、扶助費には法令等に基づきます義務的費目が多々あることから、法令を無視してまで歳出を削減することはできないということは十分認識いたしているところでございます。

歳出の増加を抑える努力を続けていくことは必要でございますが、法令上の要請とその他諸般の事情に

より、結果として扶助費増となったとしてもやむを得ないものと考えております。

議員が示しましたこの出前講座資料は、実施計画の各課ヒアリング前のシミュレーションでございます。したがって、これから策定されます実施計画に基づき、より精度の高い財政シミュレーションを策定する過程で、それぞれの数値も変動していくものと考えております。今後とも引き続き財政の健全化には最大限努力してまいりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

13番（崎田信正君） 法令に基づくものを削ってまでね、扶助費を抑えようということはしないと。これは当たり前なんです。私は、いろんな今、社会保障制度が国の制度のもとで削られているのは事実ですよ。市民の負担がどんどん増えている。あとでまた質問する高齢者医療保険とかそういったのが出てくると、もっと増えていくわけじゃないですか。今でも市民はぎりぎりの生活でやられている方も多し。先ほども住宅問題でも関連してきますけれども、そういう状況の中で法令で守るのは当然だけれども、それ以上のことはやらないという宣言ですよ、まあ言えば。法令で決められたら仕方ないけれども、それ以上のことはやらない。これから質問通告を出しているものについては、もう質問する必要がないというようなことになっちゃうわけですよ。だから、そこで市役所行政として考えていただきたいのは、そこに住んでいる市民の暮らしがどうなっているのか。それをつぶさに判断をしていただいて、これはしないと大変だというようなことを積極的に取り上げていく。その結果いろいろやっただけでも、ならなかったということはあろうかと思えますけれども、今、財政が厳しいからもう法令以上のことはやらないということを宣言したのと一緒だというふうに私は受け止めました。それで昨日、向井議員からも夢のある話だというような言葉も出ましたが、皆ぎりぎりの生活でやっている人はもう夢どころかもう何を言っても駄目なんだと。そういう気持ちにさせるような姿勢は取るべきではないというふうに思うわけですが、その見解はございませんか。そういった立場で臨むと、臨んでくれるというふうに宣言をしてもらいたいんですけども、いかがでしょうか。

総務部長（福山敏裕君） 私たち今、法令以上の措置をできないかということでございましたけれども、現在やはり厳しい財政の中で現在の市民サービスを維持していくためには、財政健全化に取り組まなければならないということで、全力を挙げて取り組んでいるところでございます。そういうことでは、今、議員も先ほど申し上げましたが、職員の5パーセントカットなどにつきましても、私たちが現在の市民サービスを維持していくためには、そこまで手を付けなければならないというぎりぎりの状態をお願いしているところでございますので、財政的な面から申し上げますともう市独自で上積みをするということなら、到底厳しい状況じゃないかということで御理解をお願いしたいと思っております。

13番（崎田信正君） 私、このところはやっぱり譲れないものだと思うんですよ。もう法令で規定されたということじゃなくてね。やっぱり市民の生活を第一にいろんな財政を考えて何とか守りたいと。けれどもできなかったという姿勢だといいたくはないんですけども、そういう感じは受けないんですよ。今、北九州の生活保護行政をめぐって告発されるような状況になっていく中で、職員の意識改革というのは頻りに使われるじゃないですか。そのときに、福祉扶助費はこれで頭打ちだと。それで法令以上のことはしないと。ということでやるとね、知らず知らずのうちに自然と職員もそういう意識になっていくんじゃないかと。それが一番怖いことだと思うんです。もう市民の暮らしを直視するよりは、もうこれで財政がどうなのかといったところで、職員の意識改革が移っていけば、これはとんでもないことになる。そういうふうにならないためにも、法令ということじゃなくて、市民の暮らしを第一にまず考えますと。要望あったものについては検討しますというような立場に立たなければ、自治法の規定にも違反する大変な問題だと思いますけれども、そういう立場に立つと言えないんですか。

市長（平田隆義君） この間から申し上げておりますように、義務的経費、三つのものを取り上げました。その中で、生活扶助費も伸びておりますと。精一杯やってきましたと。その結果、経常収支比率が100

パーセントになってしまったということを申し上げているわけなんです。そのところは理解していただけないと、それをオーバーしてそこはやりなさいと言ったら、じゃあ後の市民サービスどうなるんですかというものが残りますからね。やはり総合的にバランスがやっぱり必要ですから、行政は。すべての市民にサービスをします。生活保護費を突出しろよと。これはなかなか難しい問題ですよ。今までもやってきたということだけは認めていただきたいと思います。

13番（崎田信正君） 生活保護費というのは、これは法律で決められたものです。これは市長であっても、この人は駄目とかね、だから制度どおりやればいいわけですよ。それで、上がるのは仕方ないんです、これ。それだからね。生活保護が増えないようにいろんな手立てをやるということなんです。昨日の質問でもありましたけれども、競売のあれでね、高いところで落札されたんじゃないとか、それから市長の退職金の問題もいろいろ、全国では削ると。瀬戸内の町長さんもそういったことを公約されて当選されたんじゃないかなと思いますけれども、そういったことを市民の暮らしを見たら真剣に考えればね、もっともっとやりようが出てくると。そういったところで頑張ってもらいたいということで、生活保護をどんどん増やすというようなことを言っていないでしょう、私も。必要な人にはちゃんとやると。それで上がる分については、これは生活保護と言ったら国の制度ですからね。昨日の質問でちょっと奇異に感じていたのがあるんですよ。生活保護費は4分の3は国、4分の1は市がということで、10億円余り市が持ち出しをしているような感じがあって、間違った誤解をされちゃいかんと思いますけれども、これは地方交付税でみるわけでしょう。基準財政需要額でみられて、地方交付税でそのまま入ってくるから何も10億円、12億円そのまま持っていくと。持ち出しということではないわけですよ。ただ、それをそんなふうに説明されれば、あ、市も大変だということで、生活保護そのものを抑制するためにそれだけの答弁をしたのじゃないかなと勘繰りたくもなるわけです。財政が厳しいからと言えね。実際、生活保護の所では、父子家庭、父親と子どもさんの所がおられます。仕事がないから生活保護を申請に言ったと。駄目だと言われたと言うわけです。子どもさんは、だからおばあちゃんの所ですね。そこに引き取って、そこで生活保護を子どもさんだけみてくださいということになると、父子家庭を引き裂くわけでしょう。そういったことが実際行われている。これは、いろんな状況を聞いているわけじゃありませんから、おばあちゃんとの所でみられたほうが子どもにも良かったのかもわからないけれども、そういう立場でどんどんいくとそれが当たり前になって、どんどんそういう冷たい行政に陥っていくんじゃないかなという心配をするわけです。結局、北九州というのはもともとそういう状況でもう大問題ですけどね。だけどあそこ厚労省のほうはモデル地区だというふうに言っているわけですよ。そういったモデル地区に習えということになれば、職員の感覚と言いますかね、それもだんだん侵されていくんじゃないかなというふうに思いますので、本当に今ふんばりどころだというふうに思います。生活保護の基準財政需要額で地方交付税みられているということを確認したと思いますが、そうなんでしょう。それだけ答弁してください。

財政課長（則 敏光君） 昨日の石神議員の御質問にもございましたが、生活保護費のこれは18年度の決算まだ上程もいたしておりませんが、参考までに申し上げますと、生活保護費全体で44億6,200万円、この中には人件費、物件費、補助費なども入っております。実際の生活扶助に該当するものが42億800万円ということでございます。この42億800万円に対して国の国庫負担金、おおむね4分の3、あとの4分の1が交付税でみられると。これは法定受託事務、昔の基幹委任事務でございますので、人件費、物件費なども含めてすべて国がみてもらわなければいけないんですが、そういう意味では全額国庫負担にさせていただきたいと思っておりますが、人件費も含めて交付税で賄うという形になっております。その中の一般財源、人件費・物件費含めた扶助費の一般財源も含めた総額が、昨日申し上げました13億700万円ということでございます。これに對しまして、今、崎田議員がお話したとおり交付税の基準財政需要額は13億9,000万円でございます。基準財政需要額は13億9,000万円です。その基準財政需要額というのは、交付税は御存知のとおり基準財政需要額から基準財政収入を引いた残りが現金として入ってくる交付税と言っております。基準財政需要を総計いたしますと、142億円になります。32

品目あるうちの 하나가生活保護費という費目です。他の品目も含めると142億円。交付税は103億円しか入らないと。ですから、基準財政需要が142億円の交付税が入るわけじゃなくて、交付税そのものは103億円ということになります。ということは、基準財政需要額イコール交付税の現生じゃないと私どもはみておまして、ですから交付税という現生に相当するシェア率というふうにとらえております。それからいきますと、142億円分の103億円という計算をいたしますと、実際に入るのは101億円ちょっとという計算をしております。そうしますと、13億円に對しまして110億1,000万円というような感覚でございます。

13番（崎田信正君） まあ、どこでもね、これは60パーセントか70パーセントぐらいだというふうに言われているみたいですが、要するに交付税措置があるということが確認をしたかったわけでありませう。

次、後期高齢者医療制度に移りたいと思いますが、一つは保険料への県・市の補助実現をするということで、保険料の算定というのは厚生労働省が11月の広域連合議会で条例を制定させ、全国どこでもですね、正式な保険料率を決定させる予定だというふうに向っております。保険料を低く抑えるために、県や市町村が補助金を投入できるという仕組みになっているとのことですが、保険料の高騰を抑えるためには是非実現されるべきだと思いますが、御所見をお示してください。

市民福祉部長（伊東鉄郎君） それでは、後期高齢者の医療制度について答弁申し上げます。

保険料への県・市の補助を実現するというところでございますが、平成20年4月から始まります後期高齢者の医療制度においては、対象者の保険料を県・市で補助をできないか。この制度の財源負担の割合についてちょっと説明いたします。

財源割合は、国・県・市の公費で5割、74歳以下の現役世帯からの保険料の支援で4割、75歳以上の後期高齢者の保険料1割を負担すると国の制度で決められておまして、それに基づきまして平成19年3月1日に設立をされました鹿児島県後期高齢者医療広域連合で後期高齢者が負担する1割分の保険料が決定をされます。したがって、国の制度に基づき県単位で保険料も決められてまいりますので、県や市で独自に後期高齢者が負担する1割分を補助することは、制度的にも困難ではないかと今判断をしております。

13番（崎田信正君） 先ほどの答弁から聞いたら、独自にやるということは困難だという予想はしておりましたけれども、保険料の高騰を抑えるためということで、広域連合議会でこれから議論されると思いますけれども、広域連合議会の議員さんというのは市長会推薦であったり議長会推薦になるわけですね。自ら推薦した人が議員になっているわけですから、いろんな意見を大いにそこで議員になっていなくても出していただいて、困らないようにしていただきたい。補助金の投入は可能だということで、これ実際補助金出すという県がありますからね。よく研究していただいて実現できるようにお願いしたいと思います。

それと同時に、保険証の取上げはしないということでもありますけれども、現在高齢者世帯は老人保険法でやられておりますけれども、資格証明書の発行から除外をされております。国保証をきちんと出されているわけですね。これまでも指摘をしておりましたけれども、この制度は保険料が払えない高齢者からは保険証を取り上げる仕組みになっている。これはもう重大な問題だと思います。年金が月1万5,000円に満たない人、介護保険料と合わせて年金額の2分の1を超える人は天引きはできません。普通徴収となります。こうなると支払えない場合も考えられるわけです。そのときに、これまでどおり保険証が発行されないと、明らかに福祉の後退になります。既に生活苦で国保料が払えず資格証明書となった人が、病院に行けずに重症化をしたり、手遅れになって亡くなるという事例も全国で報告がされておりますので、国保証の取上げを75歳以上まで広げることは、貧困で苦しむお年寄りから医療までも奪うものだというので絶対にしてはならないものと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

市民福祉部長（伊東鉄郎君） 保険証の取上げはしないようにということでございますが、後期高齢者の保険証につきましては、鹿児島県後期高齢者医療広域連合で統一した個人カードの被保険者証で交付されることが決められております。有効期限につきましては1年で、保険料を納めていない方につきましては国民健康保険制度に準じまして資格証明書を発行して対応することになっております。後期高齢者医療制度につきましては、平成20年4月から国の制度に従いまして、鹿児島県後期高齢者医療広域連合で統一して進めていく初めての制度でございますので、実施後の状況を見ながら個々の問題に対応してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

13番（崎田信正君） 明らかに後退なんですね、この制度ね。これから国が出てくる制度というのは、いい制度じゃなくて、どんどん後退していく制度ばかりになって、どうして生きていくのかということが問題になるようなものばかりです。これもですね、先ほどから法令に従ってということになればね、国がそういう法令を作ってきたら、市長、歓迎するんですか。扶助費は増えないで助かったと。

（「話が何でそこになるのか」と呼ぶ者あり）

やっぱりさっきの続きになるわけですよ。

（「歓迎なんかするはずないがな」と呼ぶ者あり）

でしょう。だから、いろいろ来た場合には、ちゃんと国に対しても言ってもらいたいと。これ介護保険のときもそう言ってきましたよね。武蔵野市なんか立派なものをつくってやっているけれども、これ絶対に言えるわけです。要するに、こだわりますけれども、法令、法令ということになると、どんどんどんどん法令が悪くなっていくわけですから、これ扶助費が少なくなって良かったなとかいうことになっては本末転倒だということを申し上げておきたいと思えます。

国民健康保険制度でありますけれども、この原稿をちょっと検討している時に、昨日「報道ステーション」でもう見られた方もおられるかもわかりませんが、新聞のテレビ欄にはこういう書き方がありました。「もう医者にかかれない年間40万円。弱者には高すぎ国民健康保険料。保険証を持たない人が急増」という特集を報道しておりました。これは、私はこれまでも何回となくこの議場でも訴えてきたことでありますけれども、まさに全国で社会問題化しているものであります。キャスターの鳥越俊太郎さんは、最後に軍事費を削ってでも国民健康保険制度というふうに訴えられておりますけれども、まさに同感の思いをするわけです。

そこで質問ですが、70歳以上の医療費が今度は2割負担になります。その影響も少なからず出てくるということで、一定収入のある人の医療費、窓口負担ですが、これはもう既に昨年の10月から2割から3割に引き上げられております。奄美市では一定収入といっても、全国では普通かもわかりませんが、ここでは高額な収入になるような感じがしますので、そんなに対象者いなかったというのが答弁だったと思えますけれども、今度は来年の4月から70歳から74歳、後期高齢者医療制度になる前の人たちについては現行の1割負担を2割へと2倍に引き上げられます。患者負担には上限額が設定されているけれども、これも引上げになりました。現在の外来通院では、一般の方は1万2,000円を2倍以上の2万4,600円に、入院の場合は同じく4万4,400円が6万2,100円に引き上げられております。住民税非課税の低所得者の負担額は、今のところ据え置かれておりますけれども、この流れが続けばいずれ引き上がることも予想されますが、今回のこれは改悪でありますから、奄美市でこの年齢の人たちがいくら医療費の負担が増えるのか。お示しをいただきたいと思えます。

市民福祉部長（伊東鉄郎君） 70歳以上の医療費が2割負担となる影響でございますが、御案内のとおり平成20年の4月から70歳以上75歳未満の高齢者に対する医療費の自己負担が1割から2割へと引き上げられることになっております。本市におきます対象となる方々につきましては、18年度実績で1,607名となっております。その方々の総医療費といたしましては約6億500万円で、一人当たりいたしますと約37万7,000円となっております。その中で実際の自己負担分となりますと、現在は1割負担でございますので、奄美市全体で6,050万円、これが来年度の制度改正により1億2,10

0万円程度になるものと試算をいたしております。一概には言い切れませんが、18年度の対象者が割り崩しますと、一人当たり年間3万8,000円程度の負担増が見込まれるのではないかと推測をいたしております。しかしながら、入院等による高額な医療費につきましては、高額医療費の対象となり得ることから予測がしがたい状況でございます。いずれにいたしましても、高齢者の方々への負担が伴うこととございますので、今後の動向を注意深く見守ってまいりたいと考えております。

13番（崎田信正君） 次に、年金未納者の国保証の取上げ、年金を未納している方は、国民健康保険料を全額払っていても取上げて短期保険証にするという方向らしいですけれども、その状況はどうなるのかですね。

65歳以上の国保税の年金天引き、これは高齢者医療制度は年金から介護保険料と同じように天引きをする制度になりましたけれども、今度は65歳以上の方についても年金から天引きをするということになります。対象者はどの程度と予想しているのか。後期高齢者医療制度の実施によって、国民健康保険の加入者はどうなるのか。保険料への影響はどのように働いてくるのか、お示しをください。

市民福祉部長（伊東鉄郎君） 年金未納者の国保証の取上げはしないことなどについてお答えいたします。

平成19年6月30日に可決されました社会保険庁改革関連法案の中で、市町村の判断により国民年金保険料の未納者に対しまして、国民健康保険被保険者証に通常より短期の有効期間を定めることができるとされております。それによりまして、未納者との接触の機会を設けることができ、年金保険料免除や納付の促進が図れるものであります。

しかし、国からの具体的な国保財政への影響等も示されていない状況でございますので、本市におきましては国民健康保険税の未納による短期被保険者証の発行世帯も多いことを踏まえ、国・県からの国保財政への影響等も考慮しながら、年金未納に伴う短期被保険者証の発行については今後検討してまいりたいと考えております。

次に、奄美市の国民健康保険の加入者の数についてでございますが、平成19年8月末現在で2万2,958人でございます。そのうち75歳以上の後期高齢者医療制度へ移行する国民健康保険加入者数は5,086人ございまして、残りの国民健康保険加入者数は1万7,872人となります。保険料の影響でございますが、後期高齢者の医療費が広域連合で支払われることによりまして、国民健康保険の医療費負担が減り、国民健康保険料も引き下げることができるのではないかとということとございまして、保険料の算定基準を含め、今回の医療制度改革に係る政省令につきまして、現在国が意見を公募中ございまして、それに伴います特定健康保健指導や退職者医療制度の見直し等による新たな国保会計への負担も予定されていることから、現時点におきまして保険税への影響がどうなるか、お示しすることは困難でございます。しかしながら、平成20年4月から始まる制度でございますので、今後政省令が正式に公布され次第、国保運営協議会や議会の場において説明をさせていただきたいと思っております。

それと、後期高齢者の対象世帯でございますが、約1,459人と予定をいたしております。

13番（崎田信正君） いっぱい質問を残したまま時間がなくなってきましたけれども、一番基礎的な扶助費のことに対する考えでちょっと意見がかさんで時間を取ってしまいましたけれども、一番今後の重要なことだと思いますので、それだけの価値はあった質疑だったかなと思います。あと、いろんな質問ありますけれども、名瀬測候所の存続運動と和光園の将来構想については、これは是非市長がリーダーシップを取って、なかなか進んでいない状況がありますから、もうこれまで以上のリーダーシップで頑張ってもらいたいということを申し上げて、質問を終わります。

議長（前田幸男君） 以上で、日本共産党 崎田信正君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前11時41分）

議長（前田幸男君） 再開いたします。（午後 1 時 3 0 分）

午前に引き続き一般質問を行います。

無所属 保 宜夫君の発言を許可いたします。

17 番（保 宜夫君） 皆さん、こんにちは。無所属の保 宜夫です。今議会は 11 月 19 日までの任期の最後で、一般質問もラスト前となりましたので、よろしく申し上げます。

私にとりましては、平成 12 年に名瀬市議に当選以来、今回が 30 回目の議会となります。議会の度ごとに質問または質疑でこの壇上に立たせてもらいました。それは、いつも言っているんですが、質問することが議員として市民の意見を市政に反映させる責務があるのではないかということの思いからであります。

さて、国政のほうに目を向けてみますと、先の参議院議員選挙におきましては、自民党が惨敗を喫しました。敗因につきましては、いろいろ言われておりますが、私は根本は長期政権が続いたためにおごりがあって、国民に目を向けることなく、議員自らが私腹を肥やしたり、一部の人たちのための政治を行ったことが国民の反感を買ったのではないだろうかと思っております。私は、先の議会におきまして、首長等の多選についてもそういう弊害があるんじゃないかという懸念を申しましたが、今後、本市におきましては常に市民の目線に立った行政を行うことを願ひまして、通告に従い質問いたしますが、当局におかれましては簡潔・明瞭に御答弁願います。

まず、行財政改革についてであります。その中で出張費の効率化ということについてお尋ねします。先の新聞の報道等によりますと、鹿児島県も今後厳しい財政が迫られて、知事自らが 25 パーセントの給与カットということなども言われています。当市といたしましても、先ほど来からの皆さんの議員の話にもありましたとおり、大変厳しい状況であります。そういう中で、小さいことになるかもしれませんが、支出削減としまして当市における職員及び特別職の出張費の航空運賃を経済的に購入することにより出張費が削減されると私は思いますが、現状はどうなっているかお伺いします。

議長（前田幸男君） 当局の答弁を求めます。

総務部長（福山敏裕君） それでは、経済的な航空切符の利用による出張費の削減についてお答えいたします。

旅費の削減につきましては、行財政改革の中におきましても重要な課題という位置付けをしております。そのような観点から、これまで改正を行ってきたところでございます。現在、本市の職員の出張旅費につきましては、総務課におきまして経路・費用が最も経済的な方法で算出されているか審査した後、概算払いとして支給されております。そして、出張終了後、職員から提出されます復命書により総務課が確認後、会計課において精算という形を取っているところでございます。

現在の航空運賃の算定でございますが、通常購入できる最も経済的な運賃によります定額方式算定、つまり現在では離島割引運賃での算定ということになりますが、その定額方式算定を行っているところでございます。

17 番（保 宜夫君） 私が聞きたかったのは、そのへんはもう今までもやられているからそうだろうと思いますが、その経済的な方法というのは旅費規定に載っていますよね、経路とか。それが果たして今されているのが、私が懸念するのは今普通の、鹿児島の場合は離島割引を使っているかもわかりませんが、東京とか鹿児島へ行くときに、経済的なというのは今パックのがあるんですよ。これは国においても、恐らく県においてもそういうことで今旅費が支給されておるんですが、そういうことになっているのかどうか。パック旅行とか早割なんかを使いたいいわゆる得な旅費支給をなされているかということを知りたいんですが、そのへんはいかがなんでしょうか。

総務部長（福山敏裕君） 現在、先ほど申し上げましたとおり、鹿児島経由におきましては離島割引運賃の導入ということでございまして、パック等は利用していないというところでございます。

17番（保 宜夫君） そういう実態だろうと私も予想しての質問ですので、これを今後いわゆる財政がひっ迫している、経費を節減していかんやいかん。そういう中で、市長の退職金は削られないというなら、すぐにでもできることだと私は思うんですよ。パック旅行、早割、そうすることによって例えば東京とか大阪に行く場合のパック旅行だったら、ある意味じゃホテル代は浮きますよというぐらいで、通常我々も個人的に旅行するときにはそういう形を取っておるんですよ。そういうことがこの旅費規定の7条に規定されております、いわゆる最も経済的な通常の経路及び方法により旅行ね。だから、これは私は方法だと思っんですよ、パック旅行を利用するか早割をするというのは方法だと思います。これが今、国においても盛んにそのへんは改善していかねばならないという状況であり、民間においてはもう既にそういうことでされておるんですが、今後そういうこと、これとの第7条との絡みでそういうことはできないかということ伺っているんです。

総務部長（福山敏裕君） 御指摘のございました早割、それからパック料金の導入の件でございまして、このパック料金につきましては申込み期限が搭乗日の十日前というのがございまして。早割ですと七日前とかという制約がございまして、やはり早目に決まった出張等につきましては早期に計画を立てて公務なども可能かと思っんです。その件の取扱いにつきましては、予約の期限、それから設定路線などもあります。それからキャンセル料等の課題及び先ほど申しました定額方式算定との関係もございまして、今後十分に検討させていただきたいということで、御理解賜りたいと思っんです。

17番（保 宜夫君） だから私も早くせんにやいかんということなんかわかっております。だから、会議とかそういうのは早目にもうわかっておりますから、是非、今言われたことを早急にやりたいんですが、すぐこれはできます。そのへんをちょっと、これは何も規定の見直しなんか何もいらんんですよ。恐らく組合との対応もいらんと思っんですが、即できるかどうか。

総務部長（福山敏裕君） 今、組合との関連の話が出たところでございまして、組合との交渉事項に該当するかどうかというのは、ちょっと今微妙というか、はっきりしない部分がございまして、そのへんについては検討させていただきたいと思っんですが、厳しい財政状況の中で経費の節減に現在取り組んで、財政の健全化を目指して取り組んでいるところでございまして、そのような方法で導入できる方式と言っんですか、早割運賃、パック料金の導入について検討をさせていただきたいと思っんです。

17番（保 宜夫君） そうですね。一般社会におきましては、こういう経済が厳しいときには3Kから削っていきましようということをお我々よく言っていましたよ。すなわち、交通費、広告費、交際費、そういうものから削っていかうということによってやっておりますので、今言われたとおり、私はもう旅費規定にあることなんですからね、何も組合さんに遠慮することはないと思っんですので、早急な対応をお願いしたいと思っんです。

次に、テレビ会議システムの導入ですね。せつかく今、各支所間に光ファイバーを張ってLANシステムが導入されておりますので、今見ていると各支所からちょっとした会議なんかで本庁まで来ているような状況だと思っんです。こういうものは、テレビ会議システムを利用することによって、また旅費の削減がなされるかと思っんですし、またこれは大きな問題として、例えばこれは県にも働きかけて私はいいいと思っんです。わざわざ鹿児島県に行かないで、ちょこっとした会議なんかも済むのがあると思っんですので、県の会議等々におきましてこういうテレビ会議システムを活用することによっての旅費削減をとと思っんですが、このへんの何か検討された経緯はございましてか。

企画部長（塩崎博成君） 議員御質問のテレビ会議システムの導入につきましては、今年度が完了となります本市の地域イントラネット基盤整備施設整備事業において、通信情報環境の平準化の観点から有用なことと考えております。これまでにも、奄美・やんばる広域圏交流推進協議会の役員会で試験的に運用したこともございます。合併以降、各種施策・業務等に関する会議等は本庁においての開催が多く、これに伴う各支所からの移動時間の増、また公用車使用等が増加してくるが見込まれたことから、御質問の本庁と各支所間とのテレビ会議システム導入に向けては、合併前の電算の分科会において検討を行ってきた経緯がございます。しかしながら、システムに関しましては、各支所間内部のみの接続の方法、さらにはインターネットを経由しての多方面の活用方法、2点が考えられますが、初期投資の経費、あるいはテレビ会議の利用頻度、さらにはインターネットを活用した場合の庁内ネットワーク上のセキュリティの環境等の課題もございまして構築をされていないという現在の状況でございます。まずは取り組んでおります平成19年度完了予定の地域イントラネット基盤整備施設整備事業の奄美市全域での完全運用とその円滑化に努めながら、本市でのテレビ会議システムの導入につきましてはどの方法がよいのか、費用の面を含めて検討を進め、実施計画での位置付けに努めてまいりたいと考えております。

17番（保 宜夫君） 是非、せっかく多額な経費も使っていますし、また利用価値のある設備ですので、これを有効利用するためにも今おっしゃったような形の検討を行って有効活用をお願いします。

続きまして、2番目ですが、保育所の保育料の滞納について。これは先立ってから全国的にこの問題が取り上げられておりましたので、本市の状況がどうなっているかということをお伺いしたいんですが、その実態についてお示してください。

福祉事務所長（大井進良君） まず、滞納額のほうですが、奄美市の認可保育所が公立保育所5か所、民間の保育所が7か所の計12か所ございまして、平成18年度決算時点での滞納累計額が1,738万1,820円となっております。18年度における状況を説明申し上げますと、現年度分の徴収率が95.14パーセントで931万5,580円の未納が発生しております。また、滞納繰越分につきましては、徴収率が32.75パーセントで、806万6,240円を翌年度に繰り越しております。18年度全体の徴収率はちなみに91.47パーセントでございます。

17番（保 宜夫君） これも先ほどからの家賃とか水道料と同じなんですけど、この滞納している主な理由、それから今後の対応策ですね。どうしようとしているのか、お伺いします。

福祉事務所長（大井進良君） 滞納世帯に対する対応策をまず申し上げますが、旧名瀬市のほうでは平成16年度まで徴収委託職員を雇用してございまして、これが行革により廃止され、17年度からは担当職員が徴収にあっております。これが日常業務との関連でなかなか思うように処理が進まないのが実態でございます。

現在の取組ですが、保護者への電話催告、それから納付依頼文書の送付、督促状の送付、分割納付の相談、口座振替の促進といったことで納付の呼びかけを行っております。また、収納対策課と連携をいたしまして、滞納処分についても実施をしているところでございます。今後は、保育所現場の職員による徴収を含めまして、更に協力体制を整えながら対応してまいりたいと考えております。

それから、滞納する理由でございますが、昨今はマスコミ報道の中で給食費の未払い、それから保育料の滞納、これが話題となっておりますけれども、厚生労働省の全国調査によりますと、保護者の責任感、規範意識の問題、これが65.9パーセントを占めるとなっております。それから、保護者の収入減少が19.4パーセントという発表がなされております。本市におきましても、経済状況の低迷による収入減少に伴いまして、借入金の返済、それから生活費優先というのが多くなりまして、入所児童の保護者の納付意識の欠如も主な原因と思っております。滞納者の中には既に子どもが卒園している場合、それから転出をしている方々がたくさん含まれてございまして、これが徴収のネックになっているのではないかなとい

うふうに考えています。

また、児童福祉法の中では、滞納を理由に児童を強制退所、それからいわば家族・兄弟の入所を拒否することが法令上はできないこととなっております。保護者の意識を向上させていくこと、それから転出者等の所在の追跡調査、これについては非常に難しい面もございますが、きちんと保育料を納入していらっしゃる保護者との間に不公平が生じないようにしなければならぬと考えております。今後とも児童福祉法に定める健全な保育事業を進めていく上で、保育料の納付は重要な責務であるということを保護者に強く理解していただくように努力してまいりたいと考えております。

17番（保 宜夫君） その規範の欠如というのは、本当これはもうほかのものも一緒ですので、是非そういうのは直していかにかんがうのですが、収入減ね、所得でもって困っているということにつきましては、私は前もちょっと保育料の値上げのことなんかも言ったことがあるんですが、やはり少子化対策の意味からはこのへんはもう少し踏み込んで、低所得者に対する保育料の減免なのかどうかわかりませんが、そういう対応策というのは私は必要だと思うんですが、そのへんはどうですかね。

福祉事務所長（大井進良君） 保育料の決定については、前年度の収入がもとになりますので、いわゆる前年度は収入があったのにもかかわらずリストラとかいう形で、保育料を払うときには収入が減少しているという方たちも多く見られると思います。それについては分割での納付とか、それから減免もできるかもしれませんので、そのへんは相談に乗りながら対応してまいりたいというふうに考えております。

17番（保 宜夫君） 是非、やっぱり今、社会問題で大きな問題の一つは少子化対策ですので、その中にはやっぱり保育料の関係も大きく占めておりますから、今おっしゃったような形の中での適切な対応を是非お願いしたいと思います。

次は、地域活性化についてでありまして、1番目の奄美市の人口減が先の報道発表なんかによりますと、合併時より約2,000名近く減少しているということがあるんですね。このことにつきまして、市長はこの実情をどのように受け止めておられますか、お伺いします。

企画部長（塩崎博成君） 議員御質問の奄美市の人口減少についてでございますが、まず我が国における人口は、2006年ピークを迎えると言われております。国立社会保障・人口問題研究所が予測する日本の将来人口推計の中位予測では、2006年の1億2,774万人がピークとなり、2007年から人口は減少に転じると予想がされております。直近の奄美市の人口につきましても、先般の新聞紙上でも掲載をされました、平成19年8月1日現在の推計人口で4万8,189人、対前年度で比較をしまして735人の減。合併前の平成18年3月1日現在の推計人口が4万9,550人と比較をいたしますと、1,361人の減少となっております。

人口減少の主な要因といたしましては、大都市への人口流出や少子化による自然減が加速されたものと考えてところでございます。また、就学や雇用の場を求め、島を離れて進学・就職する若年層の流出につきましても、人口減少問題に直面する課題ではないかと考えております。

しかしながら、人口減少という状況から再度の中・長期的計画の見直しも検討しなければならないものと認識をいたしております。その施策といたしましては、まず誘致企業の支援事業、更にはU・Iターン者・団塊世代の受入体制の強化、定住促進対策として空き家情報の収集及び住環境の整備、地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）などを通じた企業誘致、子育て家庭への支援、晩婚化傾向にある若者の婚姻機会の創出などが挙げられるのではないかと思います。

また、企業立地・定住促進と少子化対策を軸としたプロジェクト策定により、人口減少問題の歯止めとなるよう個性と優位性を生かした施策を展開していく必要を感じており、国の施策・支援のある事業等を積極的に導入をしてまいる所存でありますので、御理解をいただきたいと思っております。

17番（保 宜夫君） 長々とありがとうございます。私はそのへんは大体理解しているつもりなんですよ、全国的なものは。しかし、奄美におけるこの実情がどうかということと、今までずっと言われたことは、前から聞いているんですよ。私が言うのは、これが見えてきていないわけです、具体的に。先ほどの地域振興の答弁でもですが、今後こうしたい、これを努力せんにゃいかんということをおっしゃっているんですが、具体的に今言ったのが見えていないわけです。頭で考えているのはわかるんです。それは結構なんですけど、私が言いたいのは、そういうのを早く実現・具体化させないとこの減少化には歯止めがかかりませんよということを言いたいですよ。例えば、宮崎県知事なんかはですね、トップセールスとしてああいう形でいろいろ地域振興も現に図っているんですよ。企業誘致と言いますけど、前から我々も企業誘致をせんにゃいかんというのなんか、もうずっと前から聞いていますわ。そのへんがどれぐらい実現したかということなんです。そのへんの意気込みが、いわゆる今回人口が減ってこの現実をみたときに、これでいいんかというあれなんです。市長、お考えいかがですか。

市長（平田隆義君） 今、企画部長が答弁したとおりです。

17番（保 宜夫君） だから、答弁したのはわかるから、そうじゃなくて市長としてのね私は聞きたいんですよ。今、答弁したのは、担当者が恐らく書いたやつを述べているはずなんです。そうじゃなくて、市長として本当にこの現状を受け止めて、今後具体的にするにはどうしたらいいかということ、その決意なんです。それが見えて具体性が見えてこないということなんです。企業誘致についても、じゃどういう考えがあるんですか。

市長（平田隆義君） 先ほども答弁しましたように、IT関係の企業誘致とそれから観光の振興による地域の雇用の促進、そういった点がこれからの課題、これまでのことについては農業の振興や公共事業の経済への下支えで何とか現状を維持していこうということで努力しているということです。

17番（保 宜夫君） だから、今まで私ずっと聞いていますと、課題、課題というのはもうずっと聞いているんですね。課題をいかに具体的にするか。例えばIT的にはどういうのが具体的に来ているかを把握しているのかどうかと私は疑いたいですよ。客観的には、IT企業の人がおるなあぐらいなだけで、果たして行政が主導的にそういうのを紹介しながら出てきた、今後どういう形でやっていくという具体性ね。いわゆる市長のトップセールスが私は欲しいんです。トップセールスをどうやっていこうかということね。そのへんはどうですかね。前も紬のこともだったですかね。是非トップセールスをお願いしますという要望等もございましたけども、私はそれぐらいの意気込みをしないといかないと、この人口減の歯止め、それから地域振興というのは図られないと危惧しているんです。そういうことなんです。

企画部長（塩崎博成君） ただいまお答えいたしますけども、コールセンター等はトップセールスで持ってこられた企業であるということで認識をいたしておりますし、それから先ほど申しました6項目ほど位置付けをしたわけでございますけれども、その中で誘致企業支援事業についてはファッション研究所であるとかA I S・ジャパン、あるいはまたU・Iターン者団塊世代の受入れの体制強化、これにつきましても17年度で13世帯で25名の実績がございますし、18年度は10世帯で27名の実績もございます。それから、定住促進対策といたしまして、空き家情報の収集、住環境の整備につきましても、空き家情報として79軒、住用地区で124軒、笠利地区で198軒の空き家情報の分についても掌握をいたしております。それから、住環境整備につきましても、現在、住用地区の摺勝地区において定住促進団地の申込者の募集もいたしております。

17番（保 宜夫君） だから、私は言いたいのは、そういうものはやっていますんですよ。もうコールセンターは私は古いと思うんですよ。前からコールセンター。結果としてコールセンターもやり、今言っ

た20何名もしておるのに2,000名近く減っている現状が私は問題だと思うんですよ。そこを今後、言わせばもう僕はちまちまだと思うよ、2,000人近くも減っていくということは。もうコールセンターも確かに誘致されました。100何名来たけれど、これはもう古いんですよ。だから、その結果としてまだ減っているんですから、この結果に歯止めをかけるためにはまだまだ努力が必要だということを私は言っておきますので、もういろいろ言ってもまだ同じ答しかないと思いますが、是非真剣にこの人口減少、そして地域振興については当局におかれましては課題として受けるんじゃないかと、今度は具体的にいつまでにどうするかというぐらいのスケジュールをきちっと立てて対応してください。

2番目に、EM菌の利用、これも私は地域振興につながるということで、各自治体が行っていることがありましたので、ここでお尋ねしたいんですが、このEM菌を利用することによって地域おこしにもなりますし、地球環境保全にも役立つと思うんですが、このへんの取組というんですか、EM菌について検討した経緯があるかどうかをまずお尋ねします。

企画部長（塩崎博成君） EM菌の利用について答弁をさせていただきます。

本市におきましても、EM菌の利用につきましては過去に議論をし、庁内において勉強会等を開催をした経緯はございましたけれども、市としてその利用推進までは至っていないのが現状でございます。民間での利用状況につきましては、EM菌の販売やEM菌を利用したたい肥作り、EM菌を配合した商品の開発・販売等が行われていると聞き及んでおります。

つきましては、民間での利用が図られていることに加え、有効微生物資材はEM菌に限らず民間での競合・開発が進められていることから、EM菌に特定した利用の推進を図ることの結論は見出しておりません。しかしながら、今後、世界自然遺産登録に向けた住民の環境意識の啓発・向上を図る上で、市民一人ひとりの環境活動に寄与することが期待できると思いますので、全国的な取組状況等を調査をしながら検討を進めたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

17番（保 宜夫君） 是非大いに各自治体では取り組んでおりますし、簡単な方法で私は知った限りでは、EM菌でだんごを作ることによって、プールが終わったあとにプールに入れることによってカルキも使わなくて水が良くなるとか、あとプールが終わったあとの清掃する時にコケを落とすのに時間がそんなにかからなくて簡単に取れるとかですね、そういう金もかからんような簡単なものからあるはずなんですよ。是非、今おっしゃったとおり、他自治体の利用状況等を勉強されて検討されることが、おっしゃったとおり経費節減にもなり地球環境保全にもつながっていきますので、御検討方よろしくお願ひします。

続きまして、3番目、安全安心のまちづくりについてなんですが、1番目の地域防災演習の実施状況ですね。今、各地で災害が起こる度にその対応が問題になっております。9月3日ですか、これは全国的に防災の日ということで各地でも防災演習がなされており、新聞報道では宇検村なんかでもされたと聞いておりますが、奄美市における地域防災演習の実施状況とその考え方についてお示しください。

総務部長（福山敏裕君） 地域防災演習の実施についてお答えいたします。

各地で災害が起こる度に、対応が問題となっております地域防災でございますが、防災訓練の必要性につきましては十分認識をしているところでございます。防災訓練は、災害を想定した場面を経験することによって防災意識を高め、非常時における実戦的対応力を強化することを目的としておりまして、また訓練を行うことにより災害対策上の問題点を発見し改善しておくということが重要であると考えております。

現在、奄美市におきましては、5年に一度の消防防災訓練を行うことを計画しております。これは旧名瀬市で行ってございました5年に一度の防災訓練を奄美市として引き継いだものでございまして、これからいきますと奄美市としての最初の総合防災訓練は平成21年度に予定ということで、現在計画をしているところでございます。

17番（保 宜夫君） あとでちょっと質問しますが、他市町村の類似、薩摩川内市とか鹿屋とか国分辺

りの状況がわかりましたらちょっと教えてください。

総務部長（福山敏裕君） 県下14市の中での類似ということで、最近合併した市または人口規模が類似した5市の状況を調べましたところ、毎年開催が1市ということで、あとは隔年開催というような方法を取っているようでございます。

17番（保 宜夫君） 私は、おっしゃるとおり5年というのは私は本当に長いんじゃないかと。もう災害というのは忘れた頃にやってきます。しかもこういう奄美市地域防災計画という立派なものができるんですよ。これはやはり演習を通じることによって、これを具体的にどうするかということになるんです。だから、この5年というのは本当私はこれで果たしていいんじゃないかと思うんですが、このへんは市長どうなんですかね。5年の周期でこの防災演習がいいんじゃないかどうか。

総務部長（福山敏裕君） それでは、総合防災訓練につきましては、地震、津波、台風、豪雨などの被害を想定して、消防、海上保安部、自衛隊と防災関係機関と協力しながら自主防災組織、民間企業、地域住民とともに連携を図りながら行うものでございまして、これは今、議員御指摘のありましたとおり、繰り返しやっていくことによって効果が上がっていくんじゃないかということは当然考えられることでございます。

17番（保 宜夫君） ちなみに、恐らく5年というのは経費がないからかもわかりませんが、1回するのに大体いくらぐらいかかりそうなんですか。それはわかります。

総務部長（福山敏裕君） 大規模な防災訓練であるために経費が必要となっております。これは県の試算によりますと、同様の防災訓練を行う場合には100万円から130万円程度かかるというのが県の試算です。

また、これにつきましては、先ほど申し上げました自衛隊の出動要請など、協力要請などを行いました場合には、当然その費用につきましては別途という形になってまいると思います。

17番（保 宜夫君） 私は、人の命から考えたら100万円というのは微々たるものと思うんですよ。しかも、合併したんですから合併した所の連携というのが私は必要だと思います。そういう意味では、合併したらこういうのなんか即実施して、この防災計画を有効に生かす方法をしないと本当絵に描いた餅になると思うんですよ。ちょっと変な質問になりますけど、この防災計画にはボランティア体制の整備とあるんですが、今ボランティア団体どこがあります。こういうのが演習しておけば、ぱっと出るはずですが。どういうボランティア体制を作っているのか、これはもう一例ですよ。

総務部長（福山敏裕君） 災害時には多くのボランティアの、先ほど申し上げましたようにいただいておりますが、その中でも大きなものとしましては建友会などから機材それから資材含めまして、ボランティアとして大きく協力をいただいているところでございます。

17番（保 宜夫君） 建友会なんかといえどどこでもやっておりますし、例えば私があちこちの新聞なんかテレビで見ますと、バイク愛好家のボランティアがあって、車が通らなくなった時にその人たちを登録しておって利用するとか、水上スキーをするグループにはそういうふうにする。私はそういうのがボランティア体制だと思う。それと同時に、例えばライオンズクラブとかロータリークラブがありますよね。そういうところも登録をしておって、いざ災害となった時にそういう人たちを要請をかけてお手伝いをしてもらおうということもこれは必要なんですけど、こういうのも演習を通じないとなかなかチェックというんですか、把握というのができないんですよ。だから、是非5年に一遍ということじゃなくて、今後。そ

れともう一つ、私は実際演習じゃなくても我々NTTにいた頃なんですけど机上演習という方法もあるんですよ。災害を想定して情報のやり取りをしながら、これはどうなっているか、どうなっているかとチェックしてやってやるという机上演習だけでもこれは効果があるんですよ。だから、毎年開催が無理にしても、その間には机上演習をしてやるということ。特に市町村合併したんですから住用とか笠利は今までやっていないはずなんです。だから、そういう時の対応の仕方というのは机上演習だけでも私は効果があると思うんですが、この5年というので今後続けていくんか。それとも、いや今後はというそういう考え方についてお示してください。

総務部長（福山敏裕君） 先ほどの地域ボランティアについて、ちょっと追加をさせていただきたいと思います。

（「いや、それはもういい」と呼ぶ者あり）

総務部長（福山敏裕君） それでは、各関係者との連携や市民の防災意識を高めるための防災訓練をということの質問でございます。また、今ありました合併しての各総合支所間との連携や意識を共有するために、昨年合併時には災害担当者で行った災害対策本部設置運営の、これは頭上訓練というものをしております。これは連絡調整を主とした訓練を行ったものでございますが、今、議員の御指導ありました机上訓練等につきましても今後、各支所間の連絡を取りながら開催をしてみたいと考えております。

17番（保 宜夫君） それで5年に一遍というのを、この見直しはどうですか。私は長いと思うんですよ。そのへんを今後どうするか、ちょっとその決意だけ。

総務部長（福山敏裕君） 開催期間につきましては、やはり5年ということと併せまして、その間に机上訓練を入れるとかということで検討させていただければありがたいと思っております。

17番（保 宜夫君） いや、その5年の間にじゃなくて、私が望むのは本来ならこういうのは毎年欲しいんだけど、毎年というあれじゃなくて、少なくとも私は2年に一遍ぐらいはやるべきだと。霧島市なんか合併したあとには、今年は各旧市町村を持ち回りでやっているんですよ。だから、そういうのを私は必要と思うから、これは私は5年に一遍というのは本当に長い、間隔長いと思うんですよ。もう5年に一遍と言えば、ここにいる議員はほとんどおらんかもしれんですよ。失礼ですね、これは。私を含めてね。本当に5年に一遍というのは忘れた頃です。だから長いと思うんですが、どうですか、このへんの。

総務部長（福山敏裕君） そういう点も含めまして、関係機関と協議をしながら実施時期について検討させていただきたいということでございますので、御理解をよろしくお願いします。

17番（保 宜夫君） 是非、じゃ本当、人の命には代えられませんし、この間からももう地震の起こる確立も大きいということですので、是非実のあるものをしてほしいと思います。

続きます、安全の関係ですが、小浜地内の下水道のふたですね。あれでもって、あのふたがちょうど東が丘団地から下って行って伊津部小学校の校庭の角に来る所の下り坂に交差点の所に一旦停車がある。その所に下水道ぶたがあって、これが模様が付いたあれなもんだから、そこでブレーキをかけると単車で滑って、横滑りしてけがしたという人が東が丘団地の人で、私が聞いただけで二人おります。その前にも中学生あたりが自転車で転んだということを聞いているんですが、こういうのは早急に対応してほしいんですが。

建設部長（平 豊和君） 御指摘の下水道マンホールの鉄ぶたにつきましては、現場を調査いたしました

ところ、道路勾配がきついため鉄ぶたの磨耗が激しく、滑りやすい状況にあると判断されますので、早急に自動車等のスリップを防止する滑り止めタイプの鉄ぶたに取り替えたいと考えております。

17番（保 宜夫君） 是非、だからここだけじゃなくて恐らく1か所あったということは同じようなこともあり得ると思いますので、ほかもちょっと点検する中で危ないなという所は箇所を把握し、これは一例の鉄ぶたですけど、よく道のくぼみで怪我したとかというあれがありますので、このへんについては是非市民の安全を確保するためには対応願います。

続きましては、当局の議会対応についてです。今回はいわゆる節目の議会でありますので、私も過去に議会において質問したものについて、その結果がどのようになっているかということです。前も私はこの議会で言ったんですけど、議員は言いっぱなし、当局は聞きっぱなしじゃないかと。というのは、同じことが繰り返し質問されておりますので、このへんの所管部署でのこういう質問事項に対するいわゆる管理状況ですね。どのような形でやっているのか。そういうことがやれることによって、適切なタイムリーなそういう対応ができて同じことも言わなくて済むんですが、どのような今管理されているかどうか。お尋ねします。

総務部長（福山敏裕君） それでは、まず全体的な取組として申し上げます。

議会議員の一般質問等議会での発言は、議員が多くの市民の信任を得て就任しておられますので、多くの市民の意見の代弁者でありますので、真しに受け止めて対応すべきものであると認識いたしております。このため一般質問での答弁に際しましては、幹部会を開き、様々な観点から検討を行い、その上での議会答弁だということをまず御理解いただきたいと思っております。

次に、答弁後の対応でございますが、いろいろな段階での案件があろうかと思っております。例えば、職員の接遇の問題など、予算を必要とせずすぐにできるものから、まちづくり事業など10年～20年先を見据えた課題など、多種多様な案件が論議されております。それぞれの案件ごとに各部課で、議会論議を踏まえ詳細な検討を行って取り組んでおります。

具体的には、次期定例会で予算等の案件として提案すべきもの、新年度でまたはそれ以降に対応すべきものとして結論を出しているのが通例でございます。その検討結果について、再度議会という公開の場において掘り下げた論議がなされることが多々ありますが、このことにより更に市民理解が進み、結果として市民福祉の向上が図られるものと認識いたしております。また、案件によりましては、その後の議員活動の一環としまして、担当部署との直接的な意見交換がなされ、案件によっては解決が図られる場合もあろうかと考えております。

いずれにしましても、公選職であります議会議員の皆様の御意見は、多くの市民意見を踏まえた御発言でありますので、重く受け止めると同時に、答弁した趣旨に従った行政運営を行っておりますので、今後とも御指導をよろしくお願いいたします。

17番（保 宜夫君） 私は、それがちゃんとできているかということで、ちょっと見本も示したんですが、ああいう形の中で各課でやっぱり進行管理をちゃんと行って、適宜タイムリーに議員にもフィードバックしてほしいと思っております。

それで、この過去の議会において、私が一般質問でまだ未実施になっている事項がそこに書いておる5項目でございます。この5項目についてですね、もう簡単に時間もありませんので、じゃまず一つずつ担当のほうからどうなっているかという経過。それから、2番のトンネルについては、先の世門議員の関係でもうわかりましたので、これについては早期にやっぱり実現する方向で検討したいということを除いて、あと1・3・4・5についての今の状況をお願いします。

産業振興部長（赤近善治君） それでは1点目の大熊地内の大儀野林道でありますけれども、これは平成8年から事業着手いたしまして、これは延長が3,143メートルでございます。18年度までに90パ

ーセントの延長2, 947メートルを施工完了いたしております、今年度残り196メートルを施工いたします。したがって、今年度で終了ということになります。

議長（前田幸男君） 今、保議員は、2番を除いて1番、3番、4番、5番、6番に対してはそれぞれ。

（「5番というのは何ですかね。ここにはありますよ。議場で質問していないんですよ」と呼ぶ者あり）
（「大儀野線はどうなっておりますかという質問が来ていないですよ」と呼ぶ者あり）

17番（保 宜夫君） いやいや、これは過去に私がした分、それはもう文書で上げて、いつの議会ということ。

（「質問なかったら議会にならないんですよ」と呼ぶ者あり）

17番（保 宜夫君） 何で。

（「皆さん、だって通告して時間がなくて、質問しないのは答弁しないでしょ」と呼ぶ者あり）

17番（保 宜夫君） だから、これ私が言うのは、通告の中で言っているのは、そのための通告でしょう。これは何ですかと聞いてきた時に、この件はこうこういうことですよとちゃんと私言っているんですよ。だから、これについて。

（「議長に今聞いているんですよ。そういう議長の進行の在り方でいいんですかと聞いているんですよ」と呼ぶ者あり）

17番（保 宜夫君） おかしいの。じゃそのへん、ちょっと。

（「大儀野線について、どうなりますかとこの議場でしないといけないんじゃないですか」と呼ぶ者あり）

議長（前田幸男君） 保さんは、言ったわけよね。

17番（保 宜夫君） だから今言ったでしょう。この5項について、2番以降はいりませんから、各項目について担当者から答えてくださいと私、言ったでしょう。

（「各項目が何なのか」と呼ぶ者あり）

17番（保 宜夫君） 今、1から5までと言ったでしょうが。

（「1何々ここで言わないと、議事録に載らないんじゃないですか」と呼ぶ者あり）

17番（保 宜夫君） 時間がないからでしょうが。言うんですか、言いますよ、じゃ。はい、大儀野地区内の林道はどうですかということですよ。ちゃんと通告しているから、そんなの時間をもったいないから、時間がないから、あんたなんかはだらだらするから私はそういうことを言っているんですよ。

議長（前田幸男君） 保議員、1番から先ほどの2番をのかれて、あと保議員のほうでこれはどうですかともう一度発言されればいいんですよ。

17番（保 宜夫君） 1, あと3・4, 3, 朝日地区の公民館いわゆる集会場の建設。住用町の城海岸のサーファー用更衣室, シャワー室の設置。5番, 市発注公共工事における一般競争入札の導入状況についての対応状況をお示してください。

産業振興部長（赤近善治君） 大儀野線に関しまして, 19年度で完了でございます。

企画部長（塩崎博成君） 朝日町の集会施設の設置要望につきましては, これまでの質問に対し答弁いたしておりますように, 名瀬地区市街地における長浜町・柳町・鳩浜町集会施設のような消防車庫併設が望ましいのではないかと考えておりました, 現在, 消防施設等整備計画の中で消防コミュニティセンターとして実施計画に位置付けをし, 補助事業等を導入して建設できるよう検討をいたしているところでございます。

17番（保 宜夫君） それで, 大体のめどはわかります。

企画部長（塩崎博成君） 計画の中に位置付けをいたしておりました, 御承知のとおり, 厳しい財政状況にありますので, 財政の状況を勘案をしながらということでございますので, 御理解をいただきたいと思っております。

産業振興部長（赤近善治君） 4点目の住用地区の城海岸の整備ですけれども, これにつきましては今年の1月に城海岸入口にあります教員住宅用敷地を, 城集落から同意を得て駐車場として整備をいたしてあります。トイレやシャワーの件につきましては, 隣接の教員住宅の用途廃止をした上で, このようなことに活用できないか検討をしているところでございます。

企画部長（塩崎博成君） 一般競争入札の導入につきましては, 国・県の動向や時代の潮流であるものと認識をいたしております。公共工事の透明性, 談合防止, 不正行為の防止, また入札に参加する可能性のある潜在的な競争, 参加者の数が多く競争性の高い入札制度を導入する必要があることから, 議論をされているところでございます。

一方, 地方自治法上, 指名競争入札は政令で定める事項に該当する場合に限るとされており, 一般競争入札が原則とされていることから, すべての地方公共団体において競争入札の導入を図ることが要請されているものと認識をいたしております。

本市といたしましても, 公共工事に対するこれまで以上の市民の信頼性の確保, 及びこれを請負う建設業の健全な発展を図ることを目的として, 一般競争入札の導入に向けて検討を進めております。現在, 企画調整課におきまして, 一般競争入札の一部導入, 試行が実施できないか, 協議を進めているところでございます。

今後とも一般競争入札を導入をしている他市の状況, 資料等を収集をし, 入札実務担当課や入札制度等, 検討委員会で引き続き一般競争入札に向けた課題やメリット・デメリット等を整理をし, かつ地域経済の動向等を加味しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

17番（保 宜夫君） それで, 昨年12月に全国知事会においては, 一般競争入札をする際の参加条件としての地域性の設定が報告されて, あの時の答弁ではこれを受けて新年度から新しい体制の中で実施していきたいという答弁がありましたので, もう新しい年度になって早くなっているんですよ。先の誰の質問だったですか, この地域の産業のためにはというようなことがあったんですけど, その指名の仕方はこの市内の業者が入れるような競争入札でいいんですよ。今はそうじゃなくて, その人, ある一部の人が弾かれた指名競争入札になっているから談合じゃないかという疑惑が出てきているんです。

それで、先ほどちょっとふれましたが、6番目の職員の夏季休暇とお盆休暇、いわゆる私が言っているのは、国家公務員は三日しかないのに、奄美市は七日も休暇を取っている。これはおかしい。組合との対応を早期にするとおっしゃっているんですが、対応状況をお示してください。

総務部長（福山敏裕君） 夏季休暇につきましては、現在も改善に向けまして職員組合と協議を引き続き行っているところでございますので、御理解を賜りたいと思っております。

17番（保 宜夫君） もういつも言っているところ、こういうのは早くせにゃあんだ、私が言っているでしょう。1年間1億円かかるとおっしゃっているでしょうが。そういうことで、いろいろ私が今までの間にした一般質問についての状況を言ったわけなんです、同じような形で今後とも議員が質問したものについては、早急かつ的確に対応することを望みまして、私の質問を終わります。

議長（前田幸男君） 以上で、無所属 保 宜夫君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午後2時31分）

議長（前田幸男君） 再開いたします。（午後2時45分）

引き続き一般質問を行います。

無所属 多田義一君の発言を許可いたします。

1番（多田義一君） 市民の皆様、議場の皆様、こんにちは。無所属の多田義一です。平成19年第3回定例会一般質問もいよいよ私でラストになりました。私自身の一般質問もラストになるかもしれませんが、一生懸命頑張って質問していきたいと思っております。よろしくお願いたします。また、重複している点もいくつかありますが、私の視点から再度質問していきたいと思っております。質問に入ります前に、時間を少々いただきたいと思っております。

奄美市としてスタートいたしまして、早や1年6か月が過ぎ、奄美市の名称にも大分慣れ、新しい市として成果を出す時期に入ったのかなと思っております。しかし、いろんな数字を見ましても思わしくないのが現状であると思っております。人口減少も進み、観光も伸び悩み、企業業績も低迷、個人所得額も低い水準であります。また、大島紬の低迷や農業・漁業の人材の確保、生産量の確保や収入のアップに向けた施策の展開など、どれを取っても奄美市にとって大変重要な分野であり、今、求められていることは、施策にも負けない結果を出さなければ奄美市の発展はないものだと考えます。また、市民の生活も守れない。これが現実であります。

私が今改めて思うのは、政治の使命の重要性であり、またスピーディな施策の展開や数字で表れる結果を出さなければいけないと強く思います。市長を中心に議会、そして職員の皆さんで全力で取り組み、市民が明るい話題で笑顔の絶えない市になれるよう、頑張っていきたいと思っております。

そこで、市民に大きく影響を与える事業であります。末広・港土地区画整理事業について質問いたします。この区画整理事業は、市民の間でもまた議会の中でも賛否両論ありますが、私はこの事業は必ず成功させていかなければならないと強く思う立場から、質問に入りたいと思っております。

まず始めに、何名かの先輩議員から質問がございましたが、都市区画整理事業とリンクします鹿児島県メインのマリントウン事業について、今後どうなるのか。これは検討委員会など立ち上げて、今の段階では何も言えないかもしれませんが、今の段階での情報でよろしいですのでお示してください。次の質問から発言席にて行います。

議長（前田幸男君） 当局の答弁を求めます。

建設部長（平 豊和君） 現在、奄美のまちづくりのあり方検討委員会では、一般国道58号おがみ山バ

イパス事業と名瀬港本港地区港湾整備事業及び奄美市開発公社による埋立事業について審議されているところであります。

この中で、いわゆるマリンタウン事業については、現在第1案の現計画、第2案の商工区のみ埋め立てる計画、第3案の商工区の埋立てを縮小した計画案が審議されているところでありまして、見直しを含めた整備の在り方については、今後検討委員会の報告を待ちたいと考えております。

1番（多田義一君）　そもそもこの検討委員会の立ち上げからいろいろな各界で波紋が広がり、市民の間でもこの事業がどうなるのかという不安の声をたくさん聞かれるのも事実であります。私がちょっと県のほうからも資料をいただいて、私なりにいろいろ見ているのですが、この委員会がなぜこの時期に立ち上がったのかですね。おがみ山ルートの方でも、もう予算ベースで言うと半分近いぐらいの買取りとかいろんな移転とかですね、進んでいる状況であります。また、マリンタウンにいたしましても、佐大熊そして臨港道路、また長浜の埋立て等予算の事業費としてもかなり入っていますね、投入されています。そこで、深くリンクいたします末広・港土地区画整理事業が本年度から正式に着工しようというときに、このような検討委員会が立ち上がったわけですが、この趣旨が私にはちょっとどうしても理解ができない。これは鹿児島県の立ち上げた話なので、ここで質問する話ではないかと思いますが、市長が個人的に思うこと、なぜこの時期なのか。そういうふうなお考えがありましたら、お聞かせください。

市長（平田隆義君）　これまで奄美市議会、名瀬市議会でも相当議論を重ねてきたものだと私も認識しております。このマリンタウンプロジェクトにつきましては、名瀬港の港湾改定計画、結局のところいわゆる今言われている商工区の方は、ここに貨物船、観光船が係留されておるということで、これらに移すためにはどうしてもその貨物港を先行して佐大熊に建設しなきゃならないということで、佐大熊港の港湾の整備が進んで、そこへ移動ができるようになった。いよいよ商工区の事業に取りかかろうということでありまして。

そういう中で、県の大島支庁の港湾課長、元の課長ですが、私が当選して間もない頃お会いした時に、市長、鹿児島県は名瀬港の港湾改定計画を進めていよいよ終局の段階にくるわけですが、名瀬市からの意見というのはほとんど出ないのはどういうことだろうかということでも聞かれました、私は当然にかなり名瀬市の意見が具体的に提案されているものだとこういう思いでおりましたので、引き返しまして調査しましたところ県に任せているような形だったものですから、これではもう1回我々も参加させていただきたいと。たまたま市制50周年記念のときに、これからの名瀬市を奄美群島の中心拠点都市としての位置付けをするのにどういう街が大事かということで、職員交えた議論をした中で構想が出てまいりました。道路網の構想、それから商店街の構想、そういう中で商店街の方でもこれまで都市計画を済ませた地区については、再度の都市計画は導入できないと。これは法律がそうなっているということで今日まで来たわけですが、国のほうの方向が変わりまして都市の中心市街地の再整備ということで法律の改正がなって、都市計画を済ませた所も再度都市計画が導入できるようになったということなどもございまして、我々としてはいい機会だと。そうであれば商工区の整備と併せて中心市街地をどうドッキングさせるか。そういうことで名瀬町は港町なんだと。もう少し港町としての匂いのする名瀬町をつくるということで、中心市街地と港湾の事業をドッキングさせていこうということで、多くの人たちの知恵と努力を重ねてようやく今提案されております案ができ上がったと。これは九州海運局はじめ、今、日本港湾協会の会長さんをなさっております栢原という方がいらっしゃるんですが、これが本省の港湾局長でありました時期からこの話はずっとしておりましたので、OBになった時点でこの構想委員会の委員長までお願いして立ち上げて今日まで来たわけですね。したがって、この案には技術的にと申しますか、機能的には私も県の担当者も国のそれぞれの担当者のほうも高く評価されているものだという認識を持っております。

そういうことで、いよいよこの工事が始まったかなということでありましたが、知事のほうからの提案で、結局のところ、社会情勢の変化や財政状況、それから環境問題、住民ニーズの価値観の多様化などを踏まえて、これらの事業について、奄美のまちづくりのあり方検討委員会を設置して検討を再度したいと

いう御提案がございまして、私も随分渋ったんですが、県のほうからあくまでも鹿児島県と奄美市の共同の立場で委員会を設置したという形がほしいということでしたので、我々としてはこの事業がスムーズにいくものだと思っていて矢先でございまして、少し違和感もございましたが、そういう知事の思いがあるのであれば、じゃもう一度立ち止まってみることも大事じゃないのかなとこういう思いで委員会の在り方を今見守っているところです。担当職員のほうは、先般答弁申し上げたように、この我々が提案した案がやっぱり一番いいんじゃないかということで、委員会へのサポートというか意見を具申しているという状況だと私は判断しております。

今、私からあまりこの委員会の在り方とか方向に左右するような発言はやっぱり控えるべきだろうと。両方で設置したという立場をここはしっかりと対応していかないといけないだろうとこう思っておるところですが、これから11月までには結論を出さないといけないというタイムリミットもございまして。ということは、来年度の予算の概算要求の締切りになってまいりますので、その時期にはどういう形であるという結論が出るんじゃないのかなとこう思っているところです。議会の皆さんのほうも議員の立場として、この問題の議論が深まるように御指導や御協力していただければありがたいとこう思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

1番（多田義一君） 過去のいきさつですとか今の現状を大方理解できますが、どうしても私がひっかかる点は、このトンネルのこっちに事業費が書いてあるんですが、もともとの現行案が約150億円です。第2案が165億円です。15億円の増になります。第3案が155億円。5億円の増です。第4案が160億円、やがて10億円の増です。このマリンタウン構想、これが今、最終的には1基のみの埋立てというお話で進んでいたと思うんですが、またこれも縮小案というのが出ています。この縮小案は、もともとの1基案が約30億円です。そこに対する縮小案は35億円です。ということは、足しましても県はおよそ20億円の負担を覚悟した上でのお話になると思っておりますが、財政の事情からはとてもじゃない。私はこれは立ち上げはまず100パーセントあり得ないと思ってこれを見るんですが、ほかに何か意図的な部分があるんじゃないかと勘繰りたくなるような、この資料を見てもそういう形で伺えますので、私もちょうど11月まで気を付けてちょっと見ていきながら、後々いろんな分野でいろんな人たちの話を聞いていきたいと思っておりますが、次に、そういう現状の中で、末広・港土地地区画整理事業の話に移りますが、本年度の予算でやがて18億円の予算が末広・港土地地区画整理、これは先行の用地取得だと思っておりますが、私が思うに、多少遅れたような気がいたしております。現段階での進捗よく状況をお伺ひいたします。

建設部長（平 豊和君） 末広・港土地地区画整理事業につきましては、本年2月の事業計画決定を受け、現在用地先行取得を進めているところでありますが、8月末には4件の契約を完了しております。件数に対する進捗率は15パーセントでございまして。

1番（多田義一君） 4件、15パーセントというお話ですが、まだまだ今からだという時期だと思えます。来年は換地の計画段階に入るんですね。今年の買取りと言いますか、用地取得を完成されないといけないと思っておりますが、そこで以前から私がよく街に入り耳にしていたのは、そういうお話はあるけれども、金額の具体的な提示はされたことがないと。そういうお話をよく聞くんですが、今年は本格的に用地を取得しないといけない中で、具体的な金額を示しているのかどうか。そのへんをお伺ひいたします。

建設部長（平 豊和君） 用地先行取得を行う場合は、土地・建物等の買取価格及び補償金額を提示して権利者との合意を得た上で契約を締結しております。具体的な建物等の補償額につきましては、対象建物の詳細な調査を行った上で算出いたします。調査を行っていない建物等につきましては、あくまでも概算的な額を示すことしかありません。土地の価格につきましては、不動産鑑定をもとに各土地の評価を行いまして、本市の公有財産価格評定委員会に図った上で決定をしております。建物の補償額につきましては、土地地区画整理事業の施行に伴う損失補償基準を根拠に積算をしております。

1 番（多田義一君） 今の現段階でのその基準はよくわかりました。末広、商店街の方たちも、いろいろなケースで土地を所有されている方がいると思います。親の代から土地を持たれている方、また一生懸命頑張って財産をつくられた方ですね。いろんな立場の方が商売されていると思いますが、そこで予算を執行する立場の市の職員の方と、一生かけてつくった大事な財産を売る立場の方ですね。そのへんの部分を十分理解していただいて、誠心誠意、誠意を持って対応していただきたいとそのように強く要望しておきます。

続いて、商店街の活性化なんですが、私は前段でも述べましたが、この商店街の活性化、またこの地区画整理事業は必ず成功させて一つの事業が終わったという形になると思うんですが、今、私が商店街に買い物に行くというときに、じゃ何を買に行くかという、商店街の構成から見ても9割洋服屋さんなんです、現時点で。公衆トイレとかもございません。要は、僕は個人的に思うんですけど、洋服を買いに行く街になってしまったような気がします。これは行政がどうのじゃなく、商店主の方たちの判断でそういう街になっていると思いますが、このへんのところもやはり街の方と行政との連携がなければいけないと思いますが、今現時点では空き店舗も増えている。それで通行者の数も減っている。そういう中で大変苦しい状況なのは間違いございません。そういう中で、市としてこの中心商店街の活性化をどのように考えるか。また、空き店舗の数と歩行者の近年の推移がわかりましたらお示してください。

市長（平田 義君） 多田議員のただいまの質問でございますが、先ほど都市計画整備事業のことについて担当はじめ皆さんから答弁ございました。これまで、これからの商店街、そして名瀬町の在り方についてはほとんど議論をしてまいりませんでした。多くの皆さんから、むしろこんなに商店街をしたいからこういう道路を造ったほうがいいんじゃないかとか、道路が要るのか要らないのか、道路の幅だとかこういう議論がありまして、何かこう我々と後先違っているように受け止めてこられたと思いますが、この度は区画整理事業をまず成功させたいということで、商店街の皆さんにもお願いを申し上げてきて今日を迎えることができたということでもあります。

それで、いよいよそういう区画整理事業が緒に就いたわけですので、その後々この街をどうするかということがこれから問われてくるだろうとこのように思っております。そういった点では、現在使われております通称A i A i 広場という所がありますが、このA i A i 広場の機能を存続して、より便利なものにしていかなければならないだろうということで、今度は商工水産課の担当になりますので、商工水産課のほうにこれを早く立ち上げるようにということで指示をいたしているところでございます。近々、多くの皆さんに集まってもらってワーキングというか、そういう形で議論を始めていこうということになっております。こういった点についても国の方策が大きく変わってきて、交付金化というような形での支援などもたくさん出てきたようですから、名瀬の町にふさわしい事業をどのように取り込んでどのように実現させていくかということが知恵の出どころじゃないかなとこう思っておりますので、商店街の皆さんとの連携と。そしてまた、その他の街路の地域の皆さんとの連携によって町を良くしていこうということで頑張っていく時を迎えたとこう思っておりますので、皆さんからもどうぞひとつ御意見や御指導を賜ればとこう願っておりますので、よろしく願いいたします。中心市街地を中心として、奄美大島の中心市としての町の機能をどのように発揮させていくかということが目標ではないのかなとこう思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

産業振興部長（赤近善治君） 中心商店街の空き店舗の関係ですけれども、18年度の調査であります、店舗数228店舗に対しまして32店舗が空き店舗というふうになっております。

それから、通行量でありますけれども、これは平成14年と18年の比較でありますけれども、平成14年と平成18年を比較しますと、約3,400人が減少しているということでございます。

それからあと従業員数、売り場面積等も減少をしておりますし、売上げ等も減少しているという状況でございます。

それから、先ほど市長のほうから商工水産課いわゆる産業振興部のほうで交付金等の事業をしているということでの答弁がありましたので、若干御説明を申し上げたいと思います。まず、これは国土交通省の補助事業でありますけども、平成19年度から平成23年度、これは私どもは第1期5年間というふうにとらえておりますが、まちづくり交付金事業、ソフトの事業であります。これで市場の再生や商店街での空き店舗の整備、それから商店街の買物客等の通行量調査や各種の基礎的な調査、それから先ほど市長から答弁がありましたA i A i広場や空き店舗を活用しましたチャレンジショップの開催、それから市場や商店街を活用したイベントの開催を予定しているところでございます。

次にもう1点、県の補助がありますけども、今年度は県の魅力あふれる商店街活性化支援事業、この支援を受けまして、なぜまち“C o m e（カン）モーレ”プロジェクトということで、既に夏祭り、商店街で実施をいたしております。それから、今後は秋祭り、それから歳末のイベントも計画をされているようでございます。また、やんごまつりなども開催の予定となっております。

さらに、商店街自らの発案によりまして、いわゆる情報発信のためのフリーペーパー、「m a c h i - i r o（まちいろ）」という名前ですが、これも刊行してありますし、今後は「m a c h i - i r oナイト」としまして屋仁川通りのフリーペーパーも発刊される予定となっております。

それから、これらの事業とはまた別な事業が二つありますけども、まずは経済産業省の事業でございますけども、商店街の抱える様々な課題につきまして、イベント開催などのノウハウについて助言を受けております。これは、中心市街地活性化アドバイザー支援事業ということで今実施しております。更にもう1点ですが、これも同じ経済産業省の直接事業でありますけども、中心市街地活性化に取り組む市町村に対する立ち上がり支援・助言事業というのがあります。これによりまして、中心市街地の現状や活性化、取組状況についての調査分析、それからヒアリング等を実施しまして、これからのまちづくりを進めようというような事業もまた取り入れているところでございます。

今後とも中心市街地につきましては、本市の顔として活性化を図ることで多くの市民が商店街を訪れ、賑わい、活気のあるまちづくりを行いたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

1番（多田義一君） 私もそのフリーペーパーである「m a c h i - i r o（まちいろ）」ですね。これを街中で見かけました。大変、街のほうも頑張っているなという実感を受けております。がしかし、現状、空き店舗の数、売り場面積、交通量は間違いなく年々下がってきています。私、この間、ある商店街の店主の方からこういうお話を聞きました。今、名瀬の金融機関は、末広町にはお金は貸さないと。商店街の方たちにはお金を貸さないと。景気が悪くお金が入ってこない。こういう、これは一概にそういう話ではないと思いますが、そういうふうな認識を皆さん持たれているというのは大変な危機感であり、またここは本当に手を加えないといけない部分になってきていると思いますので、是非行政のほうでもできるだけバックアップと、あとやはり本来であればその末広・港土地区画整理事業、これを最終的に完全な形で成功できるような形を全力で職員の皆さんで取り組んでいただきたいと、そのように強く要望いたしまして次の質問に移りたいと思います。

次に、観光I・Uターン政策についてであります。全国で280万人という団塊の世代の方が退職し、退職金総額も約80兆円という莫大なお金が動くわけですが、全国の自治体でも団塊の世代確保競争が始まっています。この奄美市は、団塊の世代確保に向けてのI・Uターン政策、または具体的な支援策はどのようなになっているのか、お伺いいたします。

企画部長（塩崎博成君） I・Uターン政策の具体的な支援策はどのようなになっているかとの御質問でございますが、まず情報発信という面ではホームページを活用した基本情報の提供に加え、新たにハローワーク名瀬との連携による求人情報の掲載、並びに現在移住を考えておられる方にとって、移住経験者の体験談は非常に参考になると考えられることから、移住者の体験談の掲載についても検討をいたしているところでございます。また、本年10月に総務省が設立を予定をいたしております移住交流促進のための全

国的な推進組織「移住・交流推進機構」，これは仮称でございますけれども，へ加入をし，更なる情報の充実，発信力の強化など全国展開に努めていくとともに，一集落1ブランド事業で本年度開設予定の集落のホームページの利用促進に努めてまいりたいと考えております。

個別の支援策といたしましては，最も重要と考えられるのが移住を希望される方々に対し個々のニーズに合った情報の提供，例えば地域の学校の事情やあるいは医療機関の情報などの最新情報をはじめ，農業研究センターや学校など関係機関との連携を図るなど，移住希望者の要望に可能な限り応えられるよう努めております。また，住居に対する支援策の一つといたしまして，遊休家屋の利活用による住居不足の解消を図るため，民間空き家住宅を一定期間，市が借り上げ，改修工事を実施後に貸出しをいたします老朽住宅除去等事業の来年度導入へ向けた準備を進めているところでございます。

本島全体としての取組状況につきましては，奄美への移住希望者の多くは一行政区にとらわれない視点で移住を考えておられることから，各市町村，情報の一元化，窓口の一本化が必要との認識のもとで，本市が中心となりまして奄美大島市町村定住促進推進担当者の連絡会を設置をいたしましたので，情報の共有をはじめとした今後の受入体制やルールづくりへ向け広域的取組体制の構築に努めているところでございますので，御指導方をまた今後ともよろしくお願いをいたしたいと思っております。

1番（多田義一君） 私，先ほどホームページ等という形，僕，ホームページをコピーして持っているんですけど，ここを見る限り，行きたいなと思う気持ちにはちょっとなれないですね。これ，「なぜ奄美に住みたいのか，動機・目的を明確に持つ。地元的生活習慣，それぞれのルールがあり，それを尊重することが地域生活を円滑にする」，こういうことまで言われて，何でもまた奄美に来ないといけないのかなという形にもなるでしょうし，この中でちょっと，ずっと島に住んでいる私たちが見て，ここで「市内には市街地を中心に多くのアパートがあり，時折空室になっている物件も見受けられます」と。空きっぱなしですよ。年中空いていますよ。こういう誤った情報をホームページで流していると，取れるところも取れなくなってきましたし，それともう一つ，これとっても重要な資料なんですけど，私ここにヤフーですとかの奄美大島のサイトで一番人気があるというか，人が関心を持っている検索件数の資料を持っているんですけど，いろいろ載っています，こっちに。個人のお店もありますのでちょっと名前は控えますが，その中で個人企業を外した総合的なトータルの部分で一番島外から関心を持たれているのが，奄美の移住，それと奄美大島不動産です。この件数はダントツ高いです，ほかのものと比べまして。恐らくこの数字を見たことないと思っておりますが，それだけ全国から関心が集まっているのは事実です。

そういう中で恐らくこの奄美市のホームページも見ていらっしゃると思いますが，こういう人がこのような形のホームページだと，これは獲得のための努力というのは僕は一切見られないような気がいたします。ここをしっかりとできないと，先ほど前回の人口減少の質問がありましたが，その歯止めもおさら広がっていくような，そこでやはりこのようなホームページをまず改善する。そして，奄美大島の正確な情報をもっと島外に発信できるように形をつくっていかなければ，この2～3年が勝負なんです。これをもう今年検討して，また来年，再来年とかという話じゃ遅いんですよ。このピークが2010年ぐらいまでですね，恐らく。2010年ぐらいまでなので，せっかくこの奄美に関心を持っているという資料がありますので，是非このへんを参考にして，もっと定住促進また団塊の世代の獲得に向けた，もう本当にそれぞれ競争なんです。各自治体みんなやっているといると思うんですよ。奄美大島をPRできるいいチャンスなので，是非取り組んでほしいなとそのように強く思います。

続いて，先の質問でもありましたので同じ答だったらちょっといいんですが，その人口減少ですね。私は今の定住促進，I・Uターン確保を見る限り，そんなに力を入れていないような気がするんですが，人口減少をどのように考えているのか，そこをお聞かせください。

企画部長（塩崎博成君） 先ほどのホームページの件につきまして，まずお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども，6月の議会におきましても同様の指摘をいただいたところでございまして，部内におきまして議会終了後にホームページの今後の方針，内容の見直しについてもいろいろ検討をいたしており

ます。それが結果として現段階ではでき上がっていないというのが現状でございますので、そのへんは肝に命じまして早い時期に見直し等をしながら、やっぱりI・Uターン対策に向けての取組の一環として活用をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

それから人口減に歯止めをかける施策はあるかということでございますけれども、議員御質問の人口減に歯止めをかける施策につきましては、保議員の質問の中でお答えをいたしましたとおりでございますけれども、企業誘致の支援事業あるいはU・Iターン者・団塊世代の受入体制の強化、それから定住促進対策としての空き家情報の収集及び住環境の整備などなど、企業立地・定住促進と少子化対策を軸としたプロジェクト策定により、人口減少問題の歯止めとなるよう、個性と優位性を生かした施策を展開していく必要を感じております。国の施策、支援のある事業などを積極的に導入をしてまいる所存でございますので、よろしく御理解のほどをお願いをいたしたいと思っております。

1番（多田義一君）先ほどと同じ答弁なので内容のほうは理解していますが、またこの定住促進、ここと団塊の世代の獲得はまたちょっと路線が僕は違うと思うんですよ。定住促進、普通にIターン・Uターン者だと市の情報とあとバックアップ態勢とかというお話になると思うんですが、団塊の世代の方は、先ほども言いましたが80兆円という退職金があるんですよ。この退職金を使った形でいうと、やっぱり不動産なんですよ。奄美大島のこの土地の安さというのは、僕はかなり売りになると思うんですよ。この情報をいかに行政として発信していくのか、というところまで考えていかないと、この方たちは仕事はもういいわけですよ。人生の余った、自分たちが今まで頑張ってきて、今度はこれから楽しく暮らそうというところでやっぱり奄美大島はこのように注目を集めていると思っておりますので、是非、そのへんの情報発信などにも努めていただいて、違った路線の、個々の分野じゃなく団塊の世代の獲得の策というのもしっかり取っていただきたいとそのように強く要望いたします。

続いて、2009年、皆既日食ですね。皆既日食は2009年、インド・中国そして日本で見られるというふうになっております。日本と言っても見られる範囲は、トカラ列島、また奄美大島の北部とエリアがかなり狭いため、全国からも5万とも10万とも言われている方がこの奄美周辺に来ることが予想されますが、その具体的な対応、政策などがありましたらお示しください。

企画部長（塩崎博成君）2009年の対応についてでございますけれども、先々日の平川議員の一般質問でもお答えをいたしましたとおり、平成21年7月22日の皆既日食には、種子島・屋久島・奄美大島に約4万人が訪れるだろうと言われております。奄美大島本島内の宿泊施設だけでは対応できないものと考えております。したがって、その対応策といたしまして、あやまる園地や宇宿漁港、太陽が丘運動公園等をキャンプサイトとして利用することができないか検討を進めているところでございます。中でもあやまる園地がメインの観測場所として利活用が見込まれることから、今年度にトイレの改修工事を行い、平成20年度には更にもう1か所のトイレの改修と多目的広場の整地を図りたく、奄美群島振興開発事業で要望をいたしているところでございます。また、笠利地区での民泊につきましても、集落と協議を進めていきたいと考えております。

21年7月22日には島外からの来訪者だけではなく、島内の方々も笠利地区に集中することが予想されます。臨時的な交通手段の確保や安心・安全の確保、衛生面や環境面のごみ対策など多くの課題がありますが、奄美観光を売り出す絶好の機会だと認識をいたしております。関係団体と協議を進めながら対応をしてまいりたいと考えております。

1番（多田義一君）私がこの奄美皆既日食でインターネットで検索したところ、もう十島のほうは宿泊施設の状況ですとかそのへんの対応策をもう載せています、今この時点です。載せて、また奄美の民間のイベント会社は、その時にイベントを企画、音楽関係のイベントだと思いますが、イベントを企画して、そういったホームページももう載っています。ただ、今のうちから情報をやっぱり、できるだけの情報ですね、決まっている部分からでも発信できるようなシステムを作っていないと、すべてが整備され

た上での話だと、もうこれ、もう来年とかそれこそ4月前の話になってしまうと思うんですよ。それだとやっぱり来る人たちも宿泊施設がどうなっているのか、地元の受入体制はどうなっているのか。このへんの情報が事前に欲しいと思うんですよ。先ほど言いました市内の人も恐らく笠利に集中すると思います。その時の交通手段も何日か前じゃなくて、ある程度早い時期から市内あちこちに掲示するとか、市の広報紙でそういう情報を大分前から定期的に出していくとかですね。やり方はいろいろあると思うんですよ。そのへんまで含めた検討と対応を早急にしていかないと、僕はこれは大変なことになると思います。そのへんも十分踏まえて対処して欲しいと思います。よろしくお願いします。

続いての質問に移ります。土木行政についてであります。先立って三島議員の質問に対し、市長は、地域経済の下支えと公共工事の役割を表現していました。私も今の奄美大島の現状を見ましても、その通りだと思います。そういう公共工事の役割は大変大きなものがあると思います。またインフラの整備ですとか、まだまだしないといけない分野がたくさん残っていると思います。そういう中で、市としてはいいものを造っていききたいと。業者さんもやはり、そこで雇用されている方たちとか全体的なことを考えて、大分私は奄美に貢献されていると思います。そういう中で質問いたしますが、現段階での現在の単価計算は何をもとに算出しているのかですね。その基準があると思うんですが、それをちょっとお示してください。

企画部長（塩崎博成君） 公共工事の積算単価の取扱いについて、まずお答えをさせていただきます。

市の発注する公共工事の積算につきましては、各所管省庁の定める積算基準に基づき積算を行っております。公共工事における積算単価の取扱いにつきましては、鹿児島県土木部が制定しました公共事業設計単価表の労務単価、資材単価表を用いて積算を行っており、県下市町村での共同利用の観点から、電子媒体で管理がされているところでございます。

1番（多田義一君） では、じゃ鹿児島県内は県の積算単価がもととなり、県外の市町村すべて同じなんですか。ということで認識してよろしいですか。

企画部長（塩崎博成君） これは本土単価と離島単価で違いますし、それぞれ各県によっても違うことで理解をいたしております。

1番（多田義一君） それを僕は聞きたかったんですが、私はなぜこの質問をしたかという、今の現状、皆さんも御存知のとおり石油は高騰しております。資材関係または輸送に係るコスト、すべてにおいて昔よりはるかに高くなっています。今、名瀬ですけどガソリンも160円以上ですね、ハイオクで言うと170円を超えております、もう。そういう環境、最低賃金も上がっているわけですよね、昔と比べると。ですが、この単価を見る限り、昔と比べると下がりました。下がったのは事実ですね。がしかし、物価は上がっています。これでこのまま続いていきますと、市長が言った経済の下支えにはならないんです。今の現状は、業者さんは本当大変苦しい中でやっていると思います。これを、ここは離島ですから県とは当然違った算定になると思います。もとは県の単価計算がもとになると思うんですが、離島とあと回りの経済状況ですね。今、日本が置かれている経済状況、それとこの奄美大島のガソリンの高さ。これは本土に比べてもかなり高いわけです。輸送してきて、海を通過して、人が歩いて行って持って行くわけじゃなく、必ず車で持っていきます。現場までですね。その車で持って行って、そこでもコストがかかってしまっているわけですよ。そういうところまで見て出しているのか。それとも、そのへんは全く見ていないのか、ちょっとお答えください。

企画部長（塩崎博成君） 資材単価の高騰による単価の改定という部分についてお答えをさせていただきますけれども、近年の原油価格の高騰に加えてオリンピックを来年に控えた中国の需要の拡大による非鉄金属・鉄や鋼材等の原材料の価格が大きく上昇をいたしております。

鹿児島県の公共工事の単価基準につきましては、毎年度、国の外郭団体である財団法人建設物価調査会

及び財団法人の経済調査会の物価調査機関に単価調査業務の委託を行っております。委託を受けた建設物価調査会及び経済調査会は、県内の離島も含めて地域ごとに現地で調査を行い、実際に資材購入費用を平均化して単価が決定されているということのようでございます。

1 番（多田義一君） 今、されているようでありますというお話ですが、実際ここに住まれていたら現状わかるわけですね。このガソリンがどれだけ高いか。また鉄も上がっています。市内でも鉄の製品がなくなったとか、そういうことまで起きているんですよ。この奄美でもですね。それはなぜか、鉄が高くなったからですね。そういう部分で、ここは離島の中でも物価は決して安くない。高い環境で、材料はどんどん上がる。その中で、その現状を見た上でこの市としての独自の基準というのが、鹿児島県のもとでいいですよ。それをもとに出すときに、いろんな状況をやっぱり判断するのは僕はこの地元でしかないと思うんですよ。それぞれの自治体がそれぞれやっていくしかないと思うんですけど、その中で財政状況等を加味して決定していけばいいと思うんですが、現在そのへんまでしっかりできているのかどうかですね、ちょっとお聞かせください。

企画部長（塩崎博成君） これは基準としますのはやっぱり県のほうで示す基準に基づいてということが基本でございます。

それから、県の単価の改定についてまでちょっとお答えをさせていただきたいと思いますが、県の公共事業の設計単価表の改定につきましては、通常は4月と10月の2回改定ということでございますけれども、先ほどからいろいろ質問ございますけれども、資材の高騰等による単価改定につきましては必要に応じて7月と1月の2回の改定を加え、合計4回の改定となっております。

それから、本土単価と離島単価の区分についてでございますけれども、本土と離島における資材単価区分につきましては、建設物価調査会及び経済調査会が県の出先管内ごとに区分をいたしまして、実態調査を行っております。県土木部が制定をしました公共事業設計単価表の地域別の単価を比較しますと、輸送コスト等がかかるということから、離島単価については高く設定をされております。

それから、本土単価と離島単価との単価差につきましてでございますけれども、先ほど話がありました、いろいろ出ましたガソリンにつきましては、本土単価が132円、奄美市の単価が158円ということで、奄美市のほうが26円高くなっておりますし、軽油につきましても本土単価が104円、奄美市単価が133円ということで、29円高くなっているという状況でございます。

市長（平田隆義君） 奄美市として特に財政的な形で対応できないかという御質問だったんですが、詳しくはよくわかりませんが、補助事業を受けるということはいわゆる補助単価対応の補助基準というのが大変厳しくなるわけです。何をどういう材料を使って、どの程度の単価のものと。これを積算して何十パーセントの補助対象ということになりますので、その分超える分はもう確実に奄美市の超過単価になってしまいますので、補助対象から外れる単価になってしまうだろうというところも難しい点があります。そういった点では、示された単価で補助事業を導入するというところで進めていくしかないんじゃないのかなとこう思っております。

1 番（多田義一君） 理解しました。やはり今、本当に経済の下支え、今、現時点での経済の下支えは間違いなく公共工事になっているのは事実ですから、本当の意味での下支えになれるような、奄振にしてもそうですし、有効に島に本当に活用できるような制度もしくは公共工事にできるだけ近づけるような努力をやっていただきたいなとそのように思います。

それと2番目の入札制度ですが、先ほどありましたのでこれはもう一般競争入札に向けたということでよろしいんですね。わかりました。これはちょっと割愛して、市営住宅についてお伺いいたします。

現在、奄美市にとって大変重要な役割を果たしている市営住宅ですが、住まわれている方の高齢化やまた建物の老朽化など様々な問題を抱えている現状であります。細かいことまでは言いませんが、的を絞る

込んで質問いたします。

市営住宅は、所得制限や世帯構成など基準があり、所得により家賃が決まるわけですが、中には家賃も滞納する人や、住んでいないのに借り続け空き家待ちの市民の方々に迷惑をかけたり、借り手側のモラルを疑いたくなるような話をよく耳にいたします。一方では、管理者に対する苦情も耳にするのも事実であります。そこで質問いたしますが、年間の管理を含め補修、修理等などの苦情の処理をどのように対処しているのかお伺いいたします。

建設部長（平 豊和君） 市営住宅の補修に関してであります。入居者から修理依頼等の苦情があった場合は、軽微な修繕については、名瀬地区においては専門の委託職員を2名、住用地区においては臨時職員を1名配置し修繕を行っております。なお、笠利地区においては、その都度修繕を外注しております。その他の水道・電気等については、専門の業者に委託して修繕等を行っております。平成18年度は奄美市全体で732件の修繕依頼があり、対応してまいりました。また、平成19年度は、現時点で438件の修繕依頼に対応しております。

1番（多田義一君） これはすべて対応して、今の段階では苦情等はないという認識でよろしいですかね。私、この質問をしたのにはやはりちょっといろいろな経緯があって、これはもう個別で申しませんが、住まれてちゃんと家賃を払われている方ですね。払われている方には、それは誠心誠意、やっぱり管理している側として対応していかなければいけないと思います。これは部長、僕はまたあとで言いますけど、そういうお話もあるのも事実です。そういう苦情等があるのも事実なので、そのへんもしっかり対応できるようにまず電話等の窓口の問題もあると思うんですよね。どこでそれを修繕すると判断するのか、これが建物の老朽化で過失は借りている側にあるとするのか、そのへんの判断等は電話じゃできないと思うんですよ。それを電話等で対応するというのは、僕はどうかと思いますので、まずは必ず現場で確認した上でちゃんと住んでいる方が納得するような説明までしないと、途中で投げつけた状態だとそれは怒りますよ、その人は。というお話もあるのは事実なんです。これは対応をすべてしているというお話ですから、ここに関してはされていると思います。ですので、そういうお話も私は聞いたのも事実ですので、しっかり対応していただきたいとそのように思います。

次の質問に移ります。現在、空き家待ちの市民が600世帯以上、先ほど660世帯とありましたが、中には高齢者を抱える家庭や子育ての家庭、低所得者の方など、空き家待ちの構成からいろいろな対応策が見つかると思いますが、対応できていないのが実情であると思います。

そこで伺いいたしますが、市営住宅のニーズと申しましょうか、世帯構成と言いますか、その内訳をどのように考えるか。また、対応策があればお示し願いたいと思います。

建設部長（平 豊和君） 市営住宅の空き家待ちの状況についてでございますが、名瀬地区においては現時点で660世帯の方が空き家待ちをしております。空き家待ち世帯の中で、単身世帯の196世帯を除いた464世帯を年齢、世代別に分析いたしますと、20代から40代が68パーセント、50代が15パーセント、60代が7パーセント、70代が10パーセントとなっております。また、名瀬地区での市営住宅への入居は、空き家待ち申請の順番制となっておりますので、世代による優先などは行っておりません。住用・笠利両地区におきましては、公募抽選方式を取っております。平成17年度に空き家待ちで入居された世帯は51世帯、平成18年度が97世帯、19年度が現時点で40世帯となっておりますが、根本的な空き家待ちの解消には至っておりません。今後、空き家待ちを少しでも改善するため、現在空き家となっている住宅への入居を促進することや、悪質滞納者あるいは行方不明者の退居後の空き家の場合によっては公費を投入して補修し入居できるようにすることなど、当面できることから取り組みたいと考えております。

1番（多田義一君） 家族構成が、終わりましたね。不完全燃焼でございました。これで終わります。

議長（前田幸男君） 以上で、無所属 多田義一君の一般質問を終結いたします。

これにて、本日の日程は終了いたしました。

9月10日午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後3時45分）

○ 出席議員は、次のとおりである。

1番	多田義一君	3番	大迫勝史君
4番	橋口和仁君	6番	平川久嘉君
7番	三島照君	10番	満永健一郎君
11番	与勝広君	13番	崎田信正君
14番	叶幸与君	15番	肥後笑子君
16番	竹田光一君	17番	保宜夫君
19番	渡京一郎君	20番	南修郎君
21番	中山雅己君	22番	松山信一君
23番	栄勝正君	24番	平高市君
25番	石神友夫君	27番	榮吉岡君
28番	泉伸之君	29番	福芳樹君
30番	向井俊夫君	31番	山田良一君
33番	柗田謙夫君	34番	川上勝君
35番	前田幸男君	36番	奈良博光君
37番	世門光君	40番	榮年男君
42番	田部義和君		

○ 欠席議員は、次のとおりである。

5番	朝木一昭君	9番	和田美智子君
32番	福田利広君	43番	師玉憲夫君

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市長	平田隆義君	副市長	朝山毅君
副市長	濱田龍太郎君	教育長	徳永昭雄君
住用町	森米勝君	笠利町	朝山三千丸君
地域自治区長		地域自治区長	
総務部長	福山敏裕君	総務課長	川口智範君
財政課長	則敏光君	企画部長	塩崎博成君
企画調整課長	瀬木孝弘君	市民福祉部長	伊東鉄郎君
環境対策課長	高野匡雄君	保険福祉課長	満田英和君
福祉事務所長	大井進良君	産業振興部長	赤近善治君
産業振興課長	吉卓男君	建設部長	平豊和君
会計課長	松元龍作君	教育部長	重田茂之君
教委総務課長	安田義文君	水道課長	岡優雅君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	松田秀樹君	次長兼調査係長	山崎實忠君
		事務取扱	
主幹兼議事係長	上原公也君	議事係主査	森尚宣君
議事係主事	重田俊彦君		

議長（前田幸男君） 市民の皆様、議場の皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は31人です。会議は成立いたしました。（午前9時30分）

○

議長（前田幸男君） これから本日の会議を開きます。

この際、報告いたします。

総務建設委員会及び産業経済委員会から、副委員長長の互選について報告がありましたので、お知らせいたします。

総務建設委員会副委員長に与 勝広君、産業経済委員会副委員長に福 芳樹君、以上のとおりであります。よろしく申し上げます。

○

議長（前田幸男君） 日程に入ります。

日程第1、議案第106号 生活保護の「老齢加算」を復活し、「母子加算」廃止の中止を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

13番（崎田信正君） おはようございます。ただいま上程されました議案第106号 生活保護の「老齢加算」を復活し、「母子加算」廃止の中止を求める意見書の提出の提案理由を述べさせていただきます。

生活保護は、個人ではどうしてもない状況に追い込まれた人たちの最後のセーフティネットの役割を果たさなければならないものであります。

生活保護の老齢加算と母子加算の廃止は、受給する人の生活水準を引き下げるだけにとどまりません。それらの保護費というのは、本来この地域での消費に使われるものであり、地域経済にも大きな打撃となっております。また、最低生活基準の引下げは、今、社会問題となっているワーキングプアの現状を固定化することにつながります。最低賃金の引上げにも影響しかねません。国民生活全体の水準を引き上げるためにも、老齢加算、母子加算を元に戻すことが必要であります。

2006年度の奄美市の生活保護率は、新聞報道にありましたが62.6パーミル、国の3.7倍、県の3倍だということであります。先の4日の一般質問での市長の答弁でも、この地域では保護世帯は増え続けている状況が明らかになりました。このことは、生活保護予備軍も相当数にのぼっていることが推測をされるわけです。

最低限の生活を維持するとともに、最低限の生活を維持するということは、生活水準の引下げに待ったをかけ、低所得者の生活向上へのいろんな政策につながるものと思います。強いては、奄美市経済の全体にも好影響を与えるものと思いますので、是非御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

議長（前田幸男君） これから本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会付託及び討論を省略したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託及び討論を省略することに決定いたしました。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ただいま可決されました意見書の提出先については、議長に一任お願いいたします。

○

議長（前田幸男君） 日程第2，議案第72号から議案第90号までの19件を一括して議題といたします。

ただいま議題といたしました議案19件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第78号，議案第79号，議案第81号から議案第83号，議案第86号から議案第90号及び議案第72号 平成19年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中の関係事項についての11件は，これを総務建設委員会へ，議案第73号から議案第77号，議案第85号及び議案第72号 平成19年度一般会計補正予算（第2号）中の関係事項についての7件は，これを厚生委員会に，議案第80号，議案第84号及び議案第72号，平成19年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中の関係事項についての3件は，これを産業経済委員会に，議案第72号 平成19年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中の関係事項についての1件は，これは文教委員会にそれぞれ付託いたします。

お諮りいたします。

各常任委員会審査並びに報告書整理のため，明日11日から17日まで休会といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，11日から17日まで休会とすることに決定いたしました。

18日，午前9時30分，本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午前9時37分）

○ 出席議員は、次のとおりである。

1番	多田義一君	3番	大迫勝史君
4番	橋口和仁君	5番	朝木一昭君
6番	平川久嘉君	7番	三島照君
10番	満永健一郎君	11番	与勝広君
13番	崎田信正君	14番	叶幸与君
15番	肥後笑子君	16番	竹田光一君
17番	保宜夫君	19番	渡京一郎君
20番	南修郎君	21番	中山雅己君
22番	松山信一君	23番	栄勝正君
24番	平高市君	25番	石神友夫君
28番	泉伸之君	29番	福芳樹君
30番	向井俊夫君	31番	山田良一君
32番	福田利広君	33番	柗田謙夫君
34番	川上勝君	35番	前田幸男君
36番	奈良博光君	37番	世門光君
40番	榮年男君	42番	田部義和君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

9番	和田美智子君	27番	榮吉岡君
43番	師玉憲夫君		

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市長	平田隆義君	副市長	朝山毅君
副市長	濱田龍太郎君	教育長	徳永昭雄君
住用町	森米勝君	笠利町	朝山三千丸君
地域自治区長		地域自治区長	
総務部長	福山敏裕君	総務課長	川口智範君
財政課長	則敏光君	企画部長	塩崎博成君
企画調整課長	瀬木孝弘君	市民福祉部長	伊東鉄郎君
健康増進課長	大迫博史君	市民課長(笠利)	朝郁夫君
福祉事務所長	大井進良君	産業振興部長	赤近善治君
農林振興課参事	熊本三夫君	建設部長	平豊和君
水環境課長	川上一弥君	会計管理者	田畑米利君
教育部長	重田茂之君	教委総務課長	安田義文君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	松田秀樹君	次長兼調査係長	山崎實忠君
		事務取扱	
主幹兼議事係長	上原公也君	議事係主査	森尚宣君
議事係主事	重田俊彦君		

議長（前田幸男君） 市民の皆様、議場の皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は32人です。会議は成立いたしました。（午前9時30分）

○

議長（前田幸男君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付してあります日程第2号を予定いたしております。

○

議長（前田幸男君） 日程に入ります。

日程第1、議案第72号から議案第90号までの19件について、一括して議題といたします。

本案に対する各委員長の報告を求めます。

最初に、厚生委員長の審査報告を求めます。

厚生委員長（田部義和君） おはようございます。御報告申し上げます。

去る9月10日、本委員会に付託されました案件、議案第72号 平成19年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中関係事項から、議案第77号までの6件と、議案第85号 奄美市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの計7件については、9月11日、理事者の出席を求め審査を行い、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しております。皆様のお手元に配付してあります審査報告書のとおりでございます。

審査の経過と概要につきましては、主なものを御報告申し上げます。

まず、議案第72号 平成19年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中関係事項について、各担当職員より補足説明を受けたあと、委員より、なぎさ園の大島郡医師会への委託へ向けての作業は順調に進んでいるのか、また職員の待遇について、組合との話し合いなどされているのかとの質疑があり、最終的な詰め段階に入っており、養護老人ホームの施設としての廃止届け、財産処分等の申請があり、県と協議中。また、職員の問題については、職員労働組合を含めて事業団事務局のほうで話し合いを進めているとの答弁でございました。

委員より、塵芥処理費1,700万円、不法投棄等支援業務について詳しい説明をということで、この件につきましては午前中、車両不法投棄現地2か所、知名瀬・根瀬部地区を調査しております。これに対し、不法投棄の原因者は平成16年1月から生活保護を受給、撤去に対する資力・能力がない状況で、財団法人自動車リサイクル促進センターとも協議。当センターの不法投棄対策支援事業を導入し、撤去をすることにした。この事業の資金出えん額は事業費の10分の8以内としており、清掃費収入、不法投棄対策支援業務出えん金として1,360万円を計上していると答弁。また、このことについて、委員より、不法投棄を行政として早期に把握するため、地域住民との連携の強化をするよう強く要望がありました。

委員より、母子生活支援措置費205万5,000円についての説明をの質疑に対し、笠利のほうでDVの被害者で県の認定を受け、奄美市内の母子生活支援施設ひまわり寮があるが、被害が及ぶ恐れがあるということで鹿児島市の施設に措置。9月から来年3月までの措置費との答弁でございました。

ほかにも質疑がありましたが、省略させていただきます。

次に、議案第73号 平成19年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う所要額と笠利町ふれあいの郷運営管理委託料を計上。今回の補正で歳入歳出321万8,000円の増額。予算の総額は70億8,406万8,000円となります。委員より格別の質疑はございません。

次に、議案第74号 平成19年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,519万2,000円減額。2名の減員と、任用診療所歯科医師職員採用による委託料の減額でございます。今回の補正で、歳入歳出1,519万2,000円減額。予算の総額は2億9,944万8,000円となります。委員より格別の質疑はございません。

次に、議案第76号 平成19年度奄美市訪問看護特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。今回の補正は、臨時看護師社会保険料の見直し4万6,000円の減額と需用費の9万2,000円増額計上。今回の補正で予算の総額は2,650万3,000円となります。委員より格別の質疑はございません。

次に、議案第77号 平成19年度奄美市笠寿園特別会計補正予算（第2号）について、補足説明のあと、委員より、笠寿園の財政調整基金についての説明を、また目的基金残高の質疑があり、基金積立金は2,360万9,000円計上し、補正を含め残高は、2,975万3,903円とのことであります。基金の目的は、笠寿園が築27年も経っている。建物の老朽化に伴う改造資金、改築資金が主な目的であるとの答弁でございました。今回の補正予算の総額は、2億2,159万円となります。

次に、議案第75号 平成19年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、補足説明のあと、委員より、地域支援事業費の健康推進事業費300万円が介護予防費に組替えになっているが、業務内容はの質疑に対し、県の指導で介護予防、一般高齢者施策事業が適切であるということから組替え、一般高齢者を対象とした積極的な介護予防という考え方から、タラソ施設等を使って65歳以上の希望する方に体験をする中で、予防の啓発・意識・技能を高める事業を計画しているとの答弁でございました。ほかにも質疑がありましたが、省略させていただきます。今回の補正で、歳入歳出9,132万6,000円を追加、歳入歳出総額44億8,903万3,000円となります。

次に、議案第85号 奄美市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、担当職員より説明。委員より格別の質疑はございませんでした。

以上が本委員会に付託されました案件の審査の経過と概要でありますので、各議員の御賛同を得たいと思います。何とぞよろしくお願い申し上げます。報告を終わります。ありがとうございました。

議長（前田幸男君） 次に、産業経済委員長の審査報告を求めます。

産業経済委員長（保 宜夫君） おはようございます。それでは、産業経済委員会に付託されました議案第72号 平成19年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中関係部分について、議案第80号 平成19年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計補正予算（第1号）について、議案第84号 奄美市肉用牛導入貸付基金条例の制定についての3件の審査の結果を御報告いたします。

この議案につきましては、お手元に配付してあります産業経済委員会審査結果報告書のとおりで、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下、その審査の結果について、主なものを御報告申し上げます。

議案第72号 平成19年度奄美市一般会計補正予算（第2号）について中、関係事項分についてであります。

当局から、農業水産費に関し、農業費の需用費226万6,000円は名瀬農村環境改善センターの空調機修繕料、住用の農林加工センターボイラー給水ポンプ取替料、奄美市名瀬たい肥センターのたい肥ふるい機の修繕料などを増額計上。畜産費の繰出金194万7,000円は、奄美市優良繁殖雌牛資源の確保に資するための奄美市肉用牛導入貸付基金を新設し、貸付けを行う基金造成額である。農地費の農地総務費、委託料114万円の増額は、笠利における畑地帯総合整備事業（担い手支援型）の屋仁地区の事業内容の変更に伴う換地計画概要書作成に係る委託料である。負担金、補助金及び交付金の405万円は、笠利で実施している県営畑地帯総合整備事業（喜瀬浦地区）の事業費増に伴う負担金の増額分335万円と農地・水・環境保全向上活動支援事業を新たに2地区（宇宿地区・節田地区）の追加による交付金70万円を増額計上したものであるなどの補足説明がありました。

委員からの質疑に対し、今回の奄美カントリークラブ・ゴルフ場の横で、ゴルフ場の敷地を借りて立てる風力発電機は、高さが羽根の高さを含めて100メートルを超える大きなもので、約2,000キロワットの発電力である。これをそのまま九州電力に売電し、利益を上げる会社を設立する。運営については、九州電力の子会社である西日本プラントという会社が主体となり、新たな会社を設立する。資本金は1,

000万円で、4分の1の250万円を奄美市が、残りの4分の3をこの会社が出資する。完成は平成20年度の予定である。NEDOからは、建設設備導入事業として3分の1、普及啓発事業として100パーセントの補助があり、奄美市に入ってくる。設備導入事業は、今年度と20年度の2年間の事業で、普及啓発事業は21年度までの3年間の事業となっており、トータルでは設備導入事業は6億1,866万円、普及啓発事業が911万4,000円で、合計で6億2,777万4,000円となるなどの答弁がありました。そのほかにも委員から質疑がありましたが、この際省略させていただきます。

次に、議案第80号 平成19年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計補正予算（第1号）についてであります。

当局から、支出で報償費の2万4,000円は、企業奨学生の貸付対象者を審査する奄美市奨学生審査委員会委員謝金の不足分を計上した。歳入で、繰越金（前年度余剰繰出金）283万6,000円は、特別会計の決算見込みから余剰繰出金が283万7,000円となる予定なので増額したとの補足説明がありました。

委員からの質疑に対し、審査委員として奨学生を対象としたものは教育委員会が担当し、一般社会人を対象とした技術の習得などを対象としたものは商工水産課で担当している。教育委員会での審査は、学校関係で行うため、謝金はいらぬ。ふるさと企業奨学生については、民間の方を委員に依頼しているので、今回の補正は企業奨学生を対象とした4名分のものであるなどの答弁がありました。そのほかにも委員から質疑がありましたが、省略させていただきます。

次に、議案第84号 奄美市肉用牛導入貸付基金条例の制定についてであります。

当局から、奄美市肉用牛導入貸付基金条例の制定については、奄美市優良繁殖雌牛資源の確保に資するため、資金を援助する趣旨から奄美市肉用牛導入貸付基金を設置し、貸付けを行い、畜産業の増額計画及び振興を図るため、所要の規定の整備を図るものである。なお、従来運用している奄美市肉用牛特別導入事業基金の1頭当たりの取崩し限度額の33万円と、今回の奄美市肉用牛導入貸付金1頭当たりの取崩し限度額7万円とすることで、合わせて1頭当たり40万円を限度として貸付けすることになるとの補足説明がありました。委員からは特段の質疑はありませんでした。

以上をもちまして、産業経済委員会に付託されました3件の審査結果の報告を終わります。なお、御質疑がございましたら、他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。

議長（前田幸男君） 次に、文教委員長の審査報告を求めます。

文教委員長（栄 勝正君） おはようございます。文教委員会は、去る9月10日、本会議終了後、午前10時より開催され、熱心な議論がなされました。以下、文教委員会に付託されました議案第72号 平成19年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中関係事項の審査結果について御報告いたします。

この議案につきましては、お手元に配付してあります文教委員会審査報告書のとおり、原案どおり可決すべきものと決しました。以下、その審査の結果について御報告いたします。

議案第72号 平成19年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中関係事項について、当局より補足説明があり、教育費の今回の補正予算総額は2,666万6,000円の減額となっており、予算総額で19億846万6,000円となり、その減額の主な原因は機構改革で教育委員会事務局職員が8人減になったことや、管理職手当の削減などの理由によるもの。人件費以外の経費は1,461万3,000円の増額となり、主なものは根瀬部の教員住宅の排水溝の工事費67万5,000円、伊津部小の側溝土砂除去費などに124万2,000円、名瀬地区の小学校2校の滑り台52万5,000円、奄美小の体育館倉庫20万円、朝日中学校プールフェンスの費用70万円、住用公民館のクーラー2台の移設料13万7,000円、名瀬公民館四谷分館はしご取替え75万9,000円、笠利公民館のクーラー購入費50万円などです。住用町民プールフェンスの取替費350万円、名瀬運動公園の施設補修費や朝日中照明補修費、体験交流館費など197万3,000円などです。

委員から、クロスカントリーコースの芝の張替えの件、プールのフェンス、飛び込み台の件、共済費の

件、公用車のリースや購入の件など他に多くの質疑がありましたが、省略いたします。

なお、御質疑がありましたら他の委員の御協力を得て答弁したいと思いますので、よろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長（前田幸男君） 次に、総務建設委員長の審査報告を求めます。

総務建設委員長（渡 京一郎君） おはようございます。

それでは、総務建設委員会に付託されました議案第72号 平成19年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中関係事項について、ほか10件につきまして審査の結果を御報告いたします。

これら11件の議案につきましては、お手元に配付してあります総務建設委員会審査報告書のとおり、すべて原案どおり可決すべきものと決しました。以下、その審査の経過について、議案審査の順に従って御報告いたします。

まず、議案第72号 平成19年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中関係事項についてであります。

今回の補正について、当局より説明があり、まず2款総務管理費の中で、備品購入費に自動車購入費として524万3,000円を計上してあるがどのようなバスか、運転は誰がするのか、またバスの管理等について質疑がありました。今回524万3,000円を計上してあるが、このバス購入については国の合併補助金の交付決定があり、227万5,000円を先の議会で繰越明許措置をして財源を留保させてあるため、今回計上の額を合わせると751万8,000円で、この額の範囲内でバスを購入するものである。25人乗りバス1台であります。運転は職員がする。管理は袖観光課がして、スポーツ合宿の受け入れや奄美観光の取材案内の利活用を考えているとの答弁がありました。ほかにも多くの質疑がありましたが、省略いたします。

次に、議案第78号 平成19年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について。

15節の1、260万円の減額について質疑があり、当局から、当初においては大笠利地区の辺留集落の管路を完了する予定でありましたが、実際に計画したところ須野集落まで一部かかるため、来年度以降の計画に是非必要なため、今回委託に組替えをしたとの説明がありました。

次に、議案第79号 平成19年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について及び議案第86号 奄美市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について。

大川地区の現在の整備率はどのようになっているのかとの質疑があり、66パーセントの整備率であるとの答弁がありました。ほかにも組替え等の質疑がありましたが、省略いたします。

議案第81号 平成19年度奄美市交通災害共済特別会計補正予算（第1号）について。

交通共済金の残高は現在いくらになっているのかとの質疑がありました。現在4,499万6,866円になっているとの答弁がございました。

議案第82号 平成19年度奄美市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について。特段の質疑はありませんでした。

議案第83号 政治倫理の確立のための奄美市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定についても、特段の質疑はありませんでした。

次に、議案第87号 郵便法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。特段の質疑はございませんでした。

議案第88号 新たに生じた土地の確認について、及び議案第89号 町の区域変更については、この用地は埠頭用地と保管用地になっており、埠頭用地は現在倉庫等が建っており、保管施設用地はスクラップの置き場として使われている。新たな港湾の施設と関係のない建物は建たないとの説明がありました。

次に、議案第90号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について。

本年12月1日から、穎娃町・知覧町及び川辺町が合併して南九州市となる予定があるため、これに伴って鹿児島県市町村総合事務組合の数の減少及び規約変更が必要との説明がありました。

以上をもちまして、総務建設委員会における議案審査の報告を終わります。なお、御質疑がございましたら、他の委員の御協力を得てお答えしたいと思います。以上で終わります。

議長（前田幸男君） これから、各委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これから採決を行います。

採決は、これを一括して行います。

議案19件については、委員長報告のとおり、いずれも原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第72号から議案第90号までの19件については、委員長報告のとおり、いずれも原案可決すべきものと決定いたしました。

○

議長（前田幸男君） 日程第2、請願第6号 高レベル放射性廃棄物等の持ち込み拒否条例の制定を求める請願を議題といたします。

本案に対する厚生委員長の審査報告を求めます。

厚生委員長（田部義和君） 御報告申し上げます。

当委員会に付託されました請願第6号 高レベル放射性廃棄物等の持ち込み拒否条例の制定を求める請願につきましては、慎重審査の結果、不採択とすることに決しております。

以上で報告を終わります。

議長（前田幸男君） これから委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

13番（崎田信正君） 請願第6号 高レベル放射性廃棄物等の持ち込み拒否条例の制定を求める請願について、採択すべきとの立場で討論を行います。

この高レベル放射性廃棄物というのは、原子力発電所で燃やした核燃料からプルトニウムなどを取り出したあとの廃棄物であり、放射能が非常に強く危険なものであります。これを地下300メートル以上の深い地層に埋設しようというのが、政府の処分場計画になります。

高レベル放射性廃棄物には、長寿命の放射性物質も含まれており、ウラン鉱石並の放射性レベルになるのに数万年もかかるものだと言われております。安全に処分できる安定した地層が、地震列島日本にあるかは専門家からも疑問視をされており、各地で地震が頻発していることから裏付けられていると思います。

処分用の容器というのは、耐用年数は1,000年だということですが、放射性物質が地下水や地核変動を通じて人間の生活環境を汚染する可能性は否定できません。信頼できる処分方法が確立されるまで、厳格な管理のもとで安全に保管すべきものであり、持ち込ませないという条例を制定し、意思表示をこの際鮮明にしておくことは必要なことと思いますので、採択を求めた討論といたします。

議長（前田幸男君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これから採決を行います。

請願第6号に対する委員長報告は不採択であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

御異議がありますので、委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、請願第6号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

○

議長（前田幸男君） 日程第3、請願第10号 教育予算の拡充を求める意見書の提出を求める請願を議題といたします。

本案に対する文教委員長の審査報告を求めます。

文教委員長（栄 勝正君） 御報告申し上げます。

文教委員会に付託されました請願第10号 教育予算の拡充を求める意見書の提出を求める請願について御報告いたします。

請願者は、奄美市名瀬有屋町 鹿教組奄美地区協議会議長 我那覇博茂氏であります。

請願事項につきましては、1. きめ細かい教育実現のために義務制第8次高校、第7次教職員定数改善計画を実施すること。2. 義務教育費国庫負担制度について、国負担率の2分の1に復元することを含め制度を堅持すること。3. 学校施設整備費、就学援助奨学金など教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。4. 教職員に人材を確保するため、教職員給与の財源を確保・充実すること。慎重審査の結果、可否同数で委員長裁決により可決すべきものと決しました。

なお、この請願第10号については、採択と決した場合については後刻意見書の提出を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

議長（前田幸男君） これから委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これから採決を行います。

請願第10号に対する委員長の報告は採択であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、請願第10号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

○

議長（前田幸男君） 日程第4，議案第107号 教育予算の確保に関する意見書の提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案は、提案理由の説明を省略したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これから本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略することに決定いたしました。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ただいま可決されました意見書の提出先については、議長に一任願います。

○

議長（前田幸男君） 日程第5，平成18年度奄美市一般会計決算認定のほか、各特別会計等決算認定についての議案第91号から議案第105号までの15件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（平田隆義君） おはようございます。本日提案しております議案第91号から議案第105号までの提案理由を御説明いたします。

まず、議案第91号 平成18年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定につきましては、当初314億1,988万8,000円を計上いたしましたが、その後1億5,419万1,000円を増額補正し、さらに平成17年度からの繰越分として、国道用地等代行買収事業費、癒しの島形成事業費、山田線改築事業費、山間・市線改良事業費、名瀬中学校屋内プール建設事業費など計20件の繰越明許額14億4,966万9,000円を加えまして、最終の予算現計が330億2,374万8,000円となっております。

この予算に対しまして、山田線改築事業費、山間・市線道路改築事業費、国道用地等代行買収事業費、大笠利港海岸大笠利地区高潮対策事業費、末広・港土地区画整理事業費など計14件の事業に係る繰越明許額12億3,268万4,000円及び平田土地区画整理事業費に係る事故繰越額652万8,000円を平成18年度から平成19年度へ繰り越しましたことから、決算額は歳入総額319億6,400万3,698円、歳出総額316億2,413万6,590円となっており、歳入歳出差引額は3億3,986万7,108円となります。

歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源 2,385万5,000円を差し引いた実質収支額は、3億1,601万2,108円となります。

議案第92号 平成18年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初58億9,440万1,000円を計上いたし、その後4億1,479万2,000円を増額補正いたしまして、最終の予算現計額は63億919万3,000円となっております。

これに対しまして決算額は、歳入総額59億3,869万3,918円、歳出総額62億7,095万865円となっており、歳入歳出差引額は3億3,225万6,947円の歳入不足となっております。

このため、翌年度歳入から繰上充用金3億3,225万6,947円で、歳入不足を補てんしております。

議案第93号 平成18年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初4億33万4,000円を計上いたし、その後2,788万1,000円を減額補正いたしまして、最終の予算現計額は3億7,245万3,000円となっております。

これに対しまして、決算額は歳入総額3億7,172万5,443円、歳出総額3億7,167万7,177円となっており、歳入歳出差引額は4万8,266円となっております。

議案第94号 平成18年度奄美市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初54億9,822万5,000円を計上いたし、その後3億3,898万3,000円を減額補正いたしまして、最終の予算現計額は51億5,924万2,000円となっております。

これに対しまして決算額は、歳入総額51億5,923万6,751円、歳出総額51億5,913万2,500円となっており、歳入歳出差引額は10万4,251円となっております。

議案第95号 平成18年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初42億3,283万2,000円計上をいたし、その後1億5,795万8,000円を増額補正いたしまして、最終の予算現計額は43億9,079万円となっております。

これに対しまして決算額は、歳入総額43億9,171万8,947円、歳出総額43億1,952万6,381円となっており、歳入歳出差引額は7,219万2,566円となっております。

議案第96号 平成18年度奄美市訪問看護特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初2,686万6,000円を計上いたし、その後60万2,000円を減額補正いたしまして、最終の予算現計額は2,626万4,000円となっております。

これに対しまして決算額は、歳入総額2,527万9,512円、歳出総額2,508万2,305円となっており、歳入歳出差引額は19万7,207円となっております。

議案第97号 平成18年度奄美市笠寿園特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初2億1,699万5,000円を計上いたし、その後488万6,000円を増額補正いたしまして、最終の予算現計額は2億2,188万1,000円となっております。

これに対しましては決算額は、歳入総額2,307万344円、歳出総額2億1,715万1,808円となっており、歳入歳出差引額は591万8,536円となっております。

議案第98号 平成18年度奄美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初18億5,989万2,000円を計上いたし、その後533万3,000円を増額補正し、さらに平成17年度からの繰越明許額4,470万円を加えまして、最終の予算現計額は19億992万5,000円となっております。

この予算に対しまして繰越明許額が3,352万円を平成19年度へ繰り越しましたことから、決算額は歳入総額18億8,001万9,869円、歳出総額18億7,300万2,605円となっており、歳入歳出差引額は701万7,264円となっております。

歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源171万2,000円を差し引いた実質収支額は530万5,264円であります。

議案第99号 平成18年度奄美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初6億2,153万7,000円を計上いたし、その後3,181万2,000円を減額補正し、さらに平

成17年度からの繰越明許額4,645万円を加えまして、最終の予算現計額は6億3,617万5,000円となっております。

この予算に対しまして繰越明許額3億215万円を平成19年度へ繰り越しましたことから、決算額は歳入総額3億3,730万5,982円、歳出総額3億3,316万6,381円となっており、歳入歳出差引額は413万9,601円となっております。

歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源17万5,000円を差し引いた実質収支額は、396万4,601円であります。

議案第100号 平成18年度奄美市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初3,998万円を計上いたしました。

これに対しまして決算額は、歳入総額3,997万7,781円、歳出総額3,997万7,781円となっており、歳入歳出差引額は0円となっております。

議案第101号 平成18年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初3,501万7,000円を計上いたし、その後451万7,000円を減額補正いたしまして、最終の予算現計額は3,050万円となっております。

これに対しまして決算額は、歳入総額3,306万7,504円、歳出総額が3,023万円となり、歳入歳出差引額は283万7,504円となっております。

議案第102号 平成18年度奄美市と畜場特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初604万9,000円を計上いたし、その後13万1,000円を増額補正しまして、最終の予算現計額は618万円となっております。

これに対しまして決算額は、歳入総額607万5,763円、歳出総額607万5,057円となっており、歳入歳出差引額は706円となっております。

議案第103号 平成18年度奄美市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初886万8,000円を計上いたし、その後31万4,000円を減額補正いたしまして、最終の予算現計額は855万4,000円となっております。

これに対しまして決算額は、歳入総額855万3,184円、歳出総額448万9,911円となっており、歳入歳出差引額は406万3,273円となっております。

議案第104号 平成18年度奄美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初3億4,959万5,000円を計上いたし、その後3,949万8,000円を増額補正し、さらに平成17年度からの繰越分として節田和野地区配水池築造工事の繰越額2,339万2,000円を加えまして、最終の予算現計額は4億1,248万5,000円となっております。

これに対しまして決算額は、歳入総額4億1,283万2,427円、歳出総額4億673万5,373円となっており、歳入歳出差引額は609万7,054円となっております。

議案第105号 平成18年度奄美市水道事業会計決算認定につきましては、収益的収入9億2,782万3,768円、収益的支出8億574万4,897円で、差し引き1億2,207万8,876円の利益となっており、消費税及び地方消費税抜きで計算いたしますと8,969万3,790円の準利益を生じます。

以上をもちまして、議案第91号から議案第105号までの提案理由の説明を終わりますが、何とぞよろしく認定してくださいませうようお願いをいたします。

議長（前田幸男君） これから質疑に入ります。

通告のありました順に発言を許可いたします。

初めに、7番 三島 照君の発言を許可いたします。

7番（三島 照君） こんにちは。日本共産党の三島 照です。平成18年度一般会計決算に対する総括質疑を基本的なことを質問しておきたいと思っております。

まず、経常収支比率が上昇して100パーセントを超えたその要因がどこにあるのか、説明していただきたいと。また、実質公債費比率が単年度で前年度費0.5パーセント下がっています。その要因もどこにあるのか説明していただきたいと思います。

なお、新しい再建法の財政健全化法で決められた財政早期健全化基準の実質公債費比率のほかの三つの指標ですね。実質収支比率、連結実質収支比率、将来負債比率は18年度でどうなっているのか。法律では、2008年4月から公表が義務付けられていると思いますけど、あれば参考に聞かせてください。

経常収支比率が100を超えたということは、経常余剰、税金や交付税からの余裕財源がなくなったということだと思いますが、臨時的経費や政策的経費の必要財源、例えば公共事業の裏負担とか何で賄ったのか、お聞かせください。

議長（前田幸男君） 当局の答弁を求めます。

財政課長（則 敏光君） 最初に、経常収支比率が100を超したということでございます。平成16年度決算で98.2、17年度決算が99.5、今回18年度決算で100.1ということになりました。かねて心配しておったんですが、経常的な一般の収入で経常的な経費を賄えなくなったというようなことでございます。それぞれの歳出経費には、臨時の経費、あるいは経常の経費とそれぞれ内訳がございます。全体で100.1ということは、内訳がございまして人件費で29.3、公債費で24.7、扶助費で14.2、合計で68.2と。100のうち68.2はこの三つの経費で構成されているということになります。人件費につきましては、地域振興基金という財源不足解消のための基金を投入して、この人件費に3億5,000万円ほど投入いたしましたので、本来31.6パーセントの人件費のところ、これによって29.3パーセントまで落としたものでございます。

公債費につきましては、依然と高い位置で安定いたしておりますが、これにつきましては今後の健全化計画、適正化計画、起債総額トータルで38億円枠ですね、いかにもっていくかということによって4～5年後から減少に向かっていけるだろうというふうに思っております。

また、扶助費がこれは県内でもトップです。14.2というのは県内でもトップでございまして、これは合併によりまして生活保護費が旧町村の分が市に移行になりましたので、その関係もございまして。いずれにいたしましても経常的な歳入全般、税収とか普通交付税が合わせて3億7,100万円しか増えなかったという中で、経常的な経費は4億7,000万円増えたというようなことで比率が上昇したということになっております。経常以外の臨時的な収入、そういったものもございまして、その中から他の経費には充当いたしております。

2番目の実質公債費比率の件でございます。実質公債費比率というのは御指摘のとおり、従来の一般会計だけじゃなくて特別会計も全部含めて試算することになりました。ちょっと長い計算式を簡単に申し上げますと、3点ございます。一つは、分母にくる標準財政規模、要するに税収とか普通交付税です。こういったものが増えれば増えるほど指数は改善していくと。2点目に、分子にくるものです。大きいのは一般会計の元利償還、公債費ですね、元利償還。あるいは特別会計に対する一般会計からの繰出しです。公債費に関係する繰出しが減れば減るほどいいと。ということは、特別会計の起債が減れば減るほど改善していくというようなことです。もう一つは、一部事務組合、クリーンセンターその他に対する公債費の繰出しが減れば減るほどよいというようなことです。3点目は、分母分子に共通する項目が交付税措置というのがございます。これは3種類ございまして、元利償還そのものが公債費として交付税に算入されるもの。あるいは事業費補正として算入される。密度補正という形で算入される。この3種類あるんですが、いずれにしる、交付税措置が高ければ高いほど比率は改善しやすいというようなことからこの18年度を見ていきますと、分母にきます普通交付税は合併によりましてかなり3億6,000万円ほど増えました。そういう意味で改善要因です。分子にきます元利償還、これは一般も特別も全部含めてですが、若干の減少傾向にあります。ほんの微減ではございます。分母分子に共通する交付税措置です。これは公債費増額分があったんですが、事業費補正、特に下水道の事業費の関係が極端に減少いたしました。これは雨水処

理の関係が交付税措置から除外されたというふうなことで、かなり落ち込みました。そういったことで交付税措置全体でトータルが1億3,000万円ほど減ったというようなことで、分母は3億6,000万円増えたんですが、分子にきます数字が1億3,000万円ほど今の関係で伸びたという関係で、18年度は単年度はほぼ17年度決算と一緒です。18.9, ほぼ一緒。この実質公債費比率は3年平均でいきますので、15年度の単年度比率が20.3あった関係で、今回16・17・18の3年分の平均が下がったと、減少したというような結果ですので、決して比率が下がったと安心しているわけではございません。

それと、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率ですが、この一番最後の将来負担比率につきましては、まだ国から正式な計算が示されておりませんので割愛させていただきますが、上の二つですね。実質赤字比率、これにつきましては、実質収支比率とも言いますが、18年度は一般・特別全会計合わせますと、一般会計だけで申しますと2.1。これは前年度1.4パーセントでしたから、0.7ポイント改善です。連結のほうですが、これは試算ですけども一般・特別、水道事業も含めまして歳入歳出全般、形式収支が1億9,992万円の黒字という形になっております。繰り越すべき財源を引きました全体の実質収支額は1億7,400万円ほどになりますので、これを標準財政規模の152億円で割りますと1.1パーセントの黒字ということになります。これは、17年度決算と同額です。

7番（三島 照君） さっきの答弁でも扶助費の上昇が合併のためということなんですけど、その合併に伴って笠利・住用の生活保護行政が県から市へ移譲されましたよね。その中で、歳出増と国庫支出金と交付税の増の関係がどうなっているのかが1点。もう一つは、経常収支比率が高いのは、さっきもありましたように要するに借金の返済、公債費の比率が大きいからではないかと私はそう思っています。地方債の元利償還費の負担が大きいのが一番の原因ではないかというふうに思っているんですよね。例えば17年度で公債費の経常比率は25.6パーセント、16年度が25.1、17年度が25.3ですね。ずっと25パーセント台を維持して、18年度の公債費の経常収支比率は24.7とちょっと下がりましたが、16年度の類似団体との指標は17.4ですよ。この資料を見させてもらっていても。そして17年度が15.0ですから、どの年度と比較しても類似団体と比べても約1.5倍、言うたらずばぬけて高い。地方債が何のために起こすか。いわゆる公共事業の裏負担のためにしかできない。そういう中で、借金して公共事業を繰り広げたその付けが今回ってきて、財政が大変になっているんじゃないかというふうに思っています。18年度で見ましても、地方債の元金償還が34億2,134万円、年度内に借りた発行額は46億6,100万円、12億円も多いわけですね。私、前もいっぺん言ったと思うんですけど、お互い家庭でも会社でも返した借金より借りた借金が多ければ、借金は減らないと。健全財政化ということで18パーセントまで下げなければならないということで、長期債務の整理や借金を減らすのが奄美市の課題ということで言われてきて、この今後の対処方針の中でも一般会計30億円、さっき言いましたね。特別会計8億円、38億円。これは県からの指導であってね、奄美市が本気で財政再建をやろうということで設定した額ではないんじゃないかというふうに思っています。これ以外にどのような対処方針を考えているのか。もしあれば聞かせてください。

財政課長（則 敏光君） 生活保護費ですが、18年度決算は扶助費だけで42億800万円っております。これは、決算額総額で前年度よりも7億5,100万円増、一般財源だけを見ますと2億1,600万円の増です。そのほかに児童手当の拡張分があったと。6,900万円の増です。これ一般財源だけで。児童扶養手当も町村分が市に移行の関係で1億8,300万円、一般財源だけです。増額となっております。このような関係で、扶助費は全般的に増額ということですが、類似団体は扶助費につきましては7.7パーセントが類似団体です。奄美市は14.2。公債費は類似団体15.0、奄美市は24.7。これは前年度よりも微減でございます。人件費につきましても類似団体は30.0、奄美市29.3ということでございます。やっぱり扶助費につきましては、交付税が平成13年度ピークだったんですが、このピーク時から18年度決算に至りまして、交付税だけで11億1,200万円減少しております。中で

扶助費は16億3,800万円増額です。一般財源だけを見ても13年度よりも6億6,500万円増額しております。一番肝心の普通交付税が11億円余りも減少する中で、扶助費にこれだけ投入しなければいけないという現状です。それともう一つは、16年度から3年間の三位一体の改革がございます。国庫補助金が16億円も減少されました。生金ベースで16億円。普通交付税に税源移譲、あるいは所得剰余税に税源移譲。こういったものも含めましても8億7,000万円ほど歳入が不足しております。19年度税額が3億円しか増えません。税収だけでですね。5億7,000万円はどうしても歳入が入らないと、三位一体の改革によりまして。そのような中でも扶助費だけは着実に増額しております。ですから、扶助費につきましては法令上の制限がございますので、あえて削減はなかなか難しいものもございます。人件費も公債費もおしなべて減少する努力は健全化計画の中でやっておりますが、扶助費だけ何もしないというわけにいかないのが現状です。このへんの財政状況は御理解いただきたいと。

38億円枠は、県の指導ではございません。奄美市が独自に出した試算でございます。最大一般・特別合計して38億円を10年間続けても、公債費は減少になります。実質公債費比率も減少に向かいます。ただし24～25年度からです。ですから、38億円にこだわらず38億円枠以下にもっていくというのが基本的なスタンスです。その中で、19・20・21の3年間は繰上償還を実施していきたいということで、さらに公債費を減少させて、同時に実質公債費比率を18以下に早い時期にもっていききたいというような努力もいたしておりますので、御理解をお願いいたします。

7番（三島 照君） 私、この前もらった資料で検収表で見ますと、生活保護費の歳出増が7億5,186万5,000円で、国庫支出金の増が5億1,083万円、生保の地方交付税増が2億6,550万円で、歳入増が7億7,633万円で、受入れで244万円ほど増えているのかなという計算をしてみたんですけど、間違っていたら。

それでは、先の一般質問でも同じことを聞きましたし、今も答弁ありました義務的経費を抑えなければならぬということ、公共事業は一気に減らすことは難しいということも市長も答弁されておりました。そういう中で、こういう借金財政ができたということは一般家庭で言うても自業自得ということになると思いますけど、まず地方債残額を減らすことが財政健全化の課題ではないかと思っています。その上からはめられた起債枠もさることながら、新しい起債は返済する元金償還額を超えないような財政運営はできないものなのか。とにかく借金のせいで財政健全化を迫られているわけですから、その対策は私は市民や職員に犠牲を押し付けるだけでは問題があるのではないかと思っています。そういう点で、先ほど言いました経常収支比率は実質公債費比率の上がった要因について、またこの前いただいたこの四つの指標の基礎数値の資料をできたら今度の決算委員会に提出していただけたらと思いますけど、それは出せるかどうかだけ。

財政課長（則 敏光君） 今の決算収支表、一般・特別、水道事業会計全部含めた表は提出させていただきます。

議長（前田幸男君） 次に、13番、崎田信正君の発言を許可いたします。

13番（崎田信正君） 日本共産党の崎田信正です。私は1点だけお伺いをいたします。

決算付属書の66ページ、総務費の退職手当組合負担金というのがあります。5億9,350万5,360円となっておりますけれども、ここには特別職の退職金の負担分も含まれると思います。そのほかにも退職手当組合負担金が出てくるわけですが、先の一般質問で三島議員の質問に対して、退職手当組合に加入しているので退職金減額することはできないというのが答弁だったと思いますが、他の自治体の迷惑がかかるということですが、特別職の退職金というのは一般職員と比べても優遇されているわけで、いくらで計算をされているのか、まずお示しをいただきたいと思います。

総務課長（川口智範君） 最初に、退職手当組合への負担金の額でございます。平成18年度特別職分が456万6,240円でございます。一般会計・特別会計を含めた一般職分が、一般会計分が6億2,542万9,728円、特別会計分が4,181万5,488円、これらの合計額6億7,181万1,456円の決算額となっております。

次に、特別職の退職金の計算方法についてでございます。奄美市の場合、特別職が受け取るべき給料月額に在職1年につき、市長は100分の480、副市長・教育長及び区長は100分の360を乗じて得た額が退職手当、退職金ということになります。

なお、最後ありました一般質問での件でございますが、一般質問での議論は退職金をゼロにするということでの話だったということで、私どもはああいう回答をいたしておりますので、御理解をお願いいたします。

13番（崎田信正君） 退職手当組合ですね、条例でその上に規定をされているわけですが、経過措置の中で100分の480ということになっているようですが、新しく組合市町村となった所が薩摩川内市とかいちき串木野市とか霧島市とか南さつま市とかあるわけですね。そこも全部100分の480ですが、出水市が100分の420、大口市が100分の240になっているんですね。この違いがどこに出てくるのか。奄美市が退職組合に入ったのは平成18年だと思いますけれども、現に100分の480より低い100分の420、あるいは100分の240で退職金を計算する市が出ているわけです。奄美市、名瀬市からずっと引き継いでですけども、財源が厳しいというのは再三言われてきたわけでありまして、この退職金のこともいろんな所で話題になっているわけですね。そういったときに、なぜ出水市とか大口市のように減額できなかったのか。その理由はございますか。

総務課長（川口智範君） 一番最初にこの手当の割合につきましては、合併時に条例をどのような形で調整しましょうと、支給割合の部分での協議があったかと思っております。旧名瀬市が今現在の100分の480、これで旧名瀬市は決めておりました。この額をそのまま退職手当組合に持ち込んだわけでございます。今、おっしゃいました大口市との差あるいは出水市との差はそれぞれの合併協議あるいは単独での大口市での支給割合、それがそのまま退職手当組合に持ち込まれたということでございます。

なお、これらについてはそれぞれの市町村でやったのを、退職手当組合が新規に加入するときに限って特例として認められたものと私どもが認識しております。

さらに具体的に県内の状況を申し上げますと、49市町村のうち100分の500、奄美市よりも高い100分の500というのが35市町村でございます。本市と同じ100分の480、これが8市でございます。100分の420が1市、100分の240が1市でございます。今、申し上げましたように、郡内に目を転じた場合にはすべて100分の500という支給割合になっております。こうしたことから、奄美市だけの都合で退職手当組合の支給割合を変えるというのは、私も大変厳しいものだというふうに判断しておりますし、併せて奄美市長の職責を考えた場合には妥当な支給割合だというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

13番（崎田信正君） 職責に対して妥当な金額かどうかというのは、奄美市民の全体を比較しての話になってくるわけであって、先ほど扶助費の問題でも制限せざるを得ないというようなことが言われている中で、旧名瀬市の金額をそのまま退職手当組合にもっていったということに、この財政問題についてどういう危機意識があったのかということがまず問われてくるというふうに思います。

100分の500というのは、ここでは新たに組合市町村となった市、今言われた八つの市ですね。新しくなった。ところが、当分の間100分の480というふうに規定をされているわけです。当分の間100分の480。ということは、当分の間すれば100分の500に増額になるということなんです。この当分の間というのをどう解釈するかと言ったときに、市民に負担を押し付け我慢してもらわなければいけないというような状況が続く間は、当分の間ということですのですべきだというふうに思うんですが。

私が言いたいのは名瀬市の状況で計算されていた額が、そのまま減額されずに退職手当組合に入っているというところに、この財政がどうのこうのと言っている中で、それが良かった判断だったのか。例えば議会でこれを減額する、退職手当組合に入る前に減額議案を出して、奄美市ではこうだということにしてから組合に入れば100分の240とか100分の360とかいうことで実行できたんじゃないかなというふうに思うんですが、そうではなかったんですか。

総務課長（川口智範君） 最初から減額したら良かったんじゃないかというお話でございます。奄美市長の職務というのが大変ほかの部分とは違うというのが、私ども事務方では思っております。具体的なことを申し上げますと、奄美市長の部分、郡島のリーダー部分としていろいろな部分で重責を担っております。それに相応したような形での退職金はあるべきじゃないかというふうに私どもは考えております。その上で、退職金は議員も御承知のとおり、給与の後払的な性格を有していると認識いたしております。したがって、特別職についても、その任期中に受け取る給与の総額と退職金の合算額でやはり判断すべきものだと考えております。

併せて、退職金を含めた決定について、地方公務員法24条において「職員の給与は、生計費及び国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない」というふうになっております。これは一般職へも適用されるわけでございますが、特別職については現在のところ特段の定めがないことから、これに準ずるとというのが現状でございます。このことは国においても同じような形で定められております。人事院勧告において、「一般職・特別職を通ずる全体としての公務員給与体系上の均衡・整合性を確保するとの観点から、一般職に準じた給与改定」をこれまで行ってまいりました。こういったような形で退職金そのものの額については、支給割合については県内の動向、組合のほうに先ほど申し上げたような県内全体としてのすう勢がどうだということにも、目を転じなければならないというふうに私どもとしては考えております。

議長（前田幸男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

資料要求のありました各資料については、早急に提出されますようよろしくお願い申し上げます。

ただいま議題となっております決算認定議案15件については、それぞれ16人と17人の委員をもって構成する一般会計並びに特別会計等の決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、決算議案15件については、ただいま申し上げましたとおり、両特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました一般会計決算審査特別委員会委員に、新生会 朝木一昭君、無所属 石神友夫君、公明党 福田利広君、公明党 肥後笑子君、日本共産党 三島 照君、無所属 栄 勝正君、正流会 満永健一郎君、民主の会 南 修郎君、民主の会 榮 年男君、南風会 渡 京一郎君、南風会 平 高市君、南風会 平川久嘉君、南風会 橋口和仁君、無所属 多田義一君、無所属 奈良博光君、無所属 保 宜夫君、以上の16名を一般会計決算審査特別委員会委員に、引き続き特別会計等決算審査特別委員会委員に、新生会 山田良一君、公明党 叶 幸与君、公明党 与 勝広君、公明党 大迫勝史君、日本共産党 崎田信正君、無所属 中山雅己君、正流会 師玉憲夫君、正流会 田部義和君、民主の会 榮 吉岡君、民主の会 和田美智子君、無所属 川上 勝君、南風会 福 芳樹君、南風会 松山信一君、南風会 柗田謙夫君、南風会 竹田光一君、南風会 泉 伸之君、無所属 世門 光君、以上の17名をそ

れぞれ指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、ただいま申し上げましたとおり、それぞれの諸君を先ほど設置されました両特別委員会委員に指名いたします。

議案第91号の1件は、一般会計決算審査特別委員会に、議案第92号から議案第105号までの14件は、これを特別会計等決算審査特別委員会にそれぞれ付託いたします。

両特別委員会の正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。(午前11時08分)

○

議長(前田幸男君) 再開いたします。(午前11時21分)

先ほど設置されました各会計等決算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告いたします。

一般会計決算審査特別委員長に榮年男君、副委員長に朝木一昭君、また特別会計等決算審査特別委員長に竹田光一君、副委員長に与勝広君、以上のとおりであります。

お諮りいたします。

委員会審査並びに報告書整理のため、明日19日から10月8日まで休会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、明日9月19日から10月8日までを休会とすることに決しました。

10月9日午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。(午前11時23分)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1番	多田義一君	3番	大迫勝史君
4番	橋口和仁君	5番	朝木一昭君
6番	平川久嘉君	7番	三島照君
9番	和田美智子君	10番	満永健一郎君
11番	与勝広君	13番	崎田信正君
14番	叶幸与君	15番	肥後笑子君
16番	竹田光一君	17番	保宜夫君
19番	渡京一郎君	20番	南修一郎君
21番	中山雅己君	22番	松山信一君
23番	栄勝正君	24番	平高市君
25番	石神友夫君	27番	榮吉岡君
28番	泉伸之君	29番	福芳樹君
30番	向井俊夫君	31番	山田良一君
32番	福田利広君	33番	柊田謙夫君
34番	川上勝君	35番	前田幸男君
36番	奈良博光君	37番	世門光君
40番	榮年男君	42番	田部義和君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

43番 師玉憲夫君

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市長	平田隆義君	副市長	朝山毅君
副市長	濱田龍太郎君	教育長	徳永昭雄君
住用町	森米勝君	笠利町	朝山三千丸君
地域自治区長		地域自治区長	
総務部長	福山敏裕君	総務課長	川口智範君
財政課長	則敏光君	企画部長	塩崎博成君
企画調整課長	瀬木孝弘君	市民福祉部長	伊東鉄郎君
いきいき健康課長	川畑幸治	福祉事務所長	大井進良君
自立支援課長	小倉政浩君	産業振興部長	赤近善治君
商工水産課長	前里佐喜二郎君	建設部長	平豊和君
都市整備課長	田中晃晶君	建築住宅課長	徳田照久君
会計管理者	田畑米利君	教育部長	重田茂之君
教委総務課長	安田義文君		

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	松田秀樹君	次長兼調査係長	山崎實忠君
		事務取扱	
主幹兼議事係長	上原公也君	議事係主査	森尚宣君
議事係主事	重田俊彦君		

議長（前田幸男君） 市民の皆様、議場の皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は34人です。会議は成立いたしました。（午前9時30分）

○

議長（前田幸男君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程第3号を予定しております。

○

議長（前田幸男君） 日程に入ります。

日程第1，議案第91号 平成18年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。
本案に対する委員長の審査報告を求めます。

一般会計決算審査特別委員会委員長（榮年男君） 市民の皆様、笠利町民の皆様、民主の会の榮年男でございます。おはようございます。民主の会として登壇するのもこれが最初で最後となります。報告の前に一言申し上げます。

私事ではありますが、今限りで奄美市議会議員としての職責を全うし、議員を勇退する決意であります。振り返ってみますと、昭和55年の初当選以来、7期27年間にわたりまして笠利町議会議員として、私を支えていただきました支持者の皆様方に心から感謝を申し上げたいと思います。誠にありがとうございました。さらには同僚議員や行政当局の皆様方にも大変お世話になりました。重ねてお礼申し上げます。7期目の笠利町議会議員選挙で、市町村合併の是非は別として、合併情報を住民へ提供することを約束してまいりました。しかし、私自身、合併情報を消化しきれないまま住民投票条例を発議したのでありますが、審議されることもなく、提案理由説明の後に直ちに否決されてしまいました。本来、主役であるべき有権者である住民の意思を尊重することなく議会決定で合併へ至ったことは、長年議員をしてきた者として大変残念であり、町民へ対して申し訳ない気持ちでいっぱいあります。合併後1年半近く奄美市議会議員として、自分の意思とは無関係に在席したことは、私を笠利町議会へ送り出してくださいました支持者の皆様方の意思表示・意見反映でその責任の一端を果たしたものだと思っております。合併奄美市の前途は多難である共通認識いたしております。難問山積する中でありますが、これからの奄美市議会が、奄美市の目指すべきビジョンに向かって、住民の目線で政策を打ち出し、住民の目線で行政を批判し監視していただきたいと思っております。最後になりますが、本来の議員活動として行政をコントロールしていただき、奄美市民が豊かに安心して暮らせる住みよいまちづくりへ邁進していただきますように御期待申し上げます。

以上で、最後の笠利町議会議員として通してきた私の幕引きの締めくくりとさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、本来の御報告を申し上げます。

本特別委員会に付託されました議案第91号 平成18年度奄美市一般会計歳入歳出決算審査につきましては、9月19日から21日と9月25日の計4日間にわたり、慎重かつ活発な論議を展開して審査してまいりました。

審査の結果、本委員会に付託されました議案第91号 平成18年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定については、お手元に配付してあります審査報告書のとおり、賛成多数で認定すべきものと決しました。

審査に入る前に財政課長から総括的な決算報告がありました。報告の内容と質疑に対する主なる内容は以下のとおりであります。

平成18年度の普通会計ベースで歳入総額は319億6,552万7,000円、歳出総額は316億2,532万5,000円で、形式収支は3億4,020万2,000円の黒字である。翌年度に繰り越すべき財源2,385万5,000円を差し引いた総額3億1,634万7,000円が実質収支である。これは17年度決算より1億640万9,000円多く、単年度収支も黒字ということになる。それに財政調整基金の基金利子の積立て、基金積立金の取崩しをプラスマイナスした実質単年度収支が1億531万3,000円の黒字と、いずれも収支はすべて黒字ということになる。

基準財政収入が38億5,210万4,000円、これに対して基準財政需要額が131億1,191

万5,000円で、財政力指数は0.28である。標準財政規模が18年度決算では152億9,732万9,000円であり、税収とか普通交付税、その他の税外収入の総額をいう。前年度より4億3,000万円ほど増加しているが、これは合併により普通交付税が増えたのと所得譲与税などの歳入が若干増になったためである。標準財政規模に対して歳出決算額の割合が206.7パーセントであり、標準財政規模のおおむね2倍が歳出決算になっているということである。ちなみに夕張市の割合は、4.5倍であった。今回の国会で制度改正があり、従来の実質収支にプラスして経常収支比率、将来負担比率、連結の実質赤字比率を勘案するというようになったので、夕張市とは似つかないと言えるが、依然として厳しい財政状況に変わりがないと思う。

標準財政規模に対する経常一般財源の割合は100.4パーセントであり、普通だろうと考えている。経常収支比率が100.1パーセントということで、これは県内ワースト5である。公債費の経常収支比率に占める割合は確かに高く、公債費比率が16.6で、これは県内17市では高いほうから4番目であり、元金の償還が始まるのが数年の据置期間があるので、将来的な計画で徐々に縮減の形を取りたいと思う。起債制限比率3年平均で13.9、これは高いほうから4番目、実質公債比率が3年平均で18.6、これは高いほうから3番目である。貯金である積立金の現在高が42億3,890万7,000円で、多いほうから7番目、そのうちの財政調整基金が2億3,777万3,000円、多いほうから15番目、積立金は一人当たり8万7,000円で、これは17市の中で7番目である。借金である地方債現在高が普通会計ベースで397億2,899万8,000円で、多いほうから5番目、地方債は一人あたり81万1,000円で多いほうから2番目であり、県内平均は52万3,000円である。

職員数は534名で多いほうから6番目、人口は4万9,001人である。人口千人当たりの職員数で見ると、奄美市は10.9人で多いほうから5番目で、平均は8.4人であるとのことでありました。

以下、審査の過程において出された主だった内容について、その概要を御報告いたします。

市民税や固定資産税、軽自動車税の平成18年度不納欠損処分は1,065件、約2,750万円で、前年度に比べ件数で120件増え、金額で716万円減少している。不納欠損処分は、地方税法第18条第1項、地方税の消滅事項の規定によるもので、その理由別内訳は、住所不明151件、担税力なし365件、死亡によるもの195件、倒産によるもの51件、その他303件であるとのことでありました。多数の委員から、税の不公平感をなくすため、差押えなども検討しつつ徴収体制を強化すべきである旨の指摘、要請が相次ぎました。また、他の収入未済額の収納に対する徴収体制の強化についても同様でありました。

本土に出ている大学生の選挙の投票は、どこでできるのかという現実的な質疑がなされました。通常大学生は、移転先へ住民票を移しておくのが原則であり、奄美のように郷里が遠く、長期休暇のほかはほとんど帰省できない学生は、居住する寮や下宿に住所所在地があるという最高裁判所の判例がある。要するに、大学生の選挙の投票は居住する寮や下宿の所在地とのことでありました。この件につきましては、2日間にわたる大変長く深い論議を展開してまいりましたが、結論から言いますと、住所の所在地については居住している所へ本人が住民票を届ける義務がある。したがって、奄美から本土の学校へ行き就学する場合は、住民票を移動しない限り、どこでも選挙の投票ができないことになるとのことでありました。

広域事務組合は、平成3年の4月に奄美群島の全市町村で構成して設立されている。その業務内容は、広域にわたる計画の策定、当該計画にかかる事業の実施などの連絡調整、ふるさと市町村圏で定めるものの管理運用で共同処理する事務などである。現在10億円の基金で各種事業をやっている、観光等の情報の収集と市町村への提供、奄美の将来へ向けた振興策の策定でソフト事業をやっている。奄美群島への観光客誘致のための宣伝PR、観光物産展の共催、奄美・沖縄の交流事業、ティダネシア人材養成塾、奄美ミュージアム事業を奄美群島の中核市として行政機関のリーダーとしての役割を担っているとのことでありました。

男女共同参画社会実現のためには、当然、男性の協力、少子化対策、まずは女性自身の問題でもあると思っている。共通した理念のもとで、男女が同じような討議をすることと同時に、女性の皆様にも男女共同の推進のため、女性の果たすべき役割を果たしていただくような啓発をしていく必要があるとのことで

ありました。ちなみに、奄美市の女性登用率は課長級75人中1人で、1.3パーセント、補佐級146人中22名で15パーセント、係長級227人中94人で41パーセントであるとのことでありました。

地籍調査の進捗率は19.6パーセントで、このまま推移していくと今後約70年ほどかかる見込みである。早期完了を目指すには予算、職員の配置が必要であり、厳しい財政状況の中で前年度予算以上を確保しようと取り組んでいる。しかし、人件費を除いて更に市の持ち分が4分の1で、国と県の補助が4分の3である。特に奄振事業の非公共にのせられないか再三要望しているが、なかなか壁を破れなくて苦慮しているとのことでありました。

「施策の成果に関する説明書」は、現実と成果に関する説明書の中身のギャップがあまりにもひどすぎる。例として挙げると、大島紬の発展と産地体制の確立を促進したと説明書にあるが、現状の奄美市が本当にそうなのか疑問である。2点目に、蒲生崎観光公園の利用者数が4万2,763人とあるが、実態が定かではない。3点目に、橋梁新設改良費の頭出し1,000円で、事業実績なし。4点目に、末広・港土地区画整理事業が予算執行率2パーセントで成果とありますが、数え上げたらきりがありません。担当課は予算を消化したのであれば成果として書かざるを得ない仕組みではないのか。これでは説明と現実とのギャップがあまりにも大きすぎる。今後は、行政が執行した事業の成果がいかに住民のために図られたのか、施政方針に基づいた施策の成果に関する説明書の作成書について工夫すべきであるとの強い指摘が、数名の委員からなされました。

地域包括支援センターの目的は、大きく二つあり、一つは介護保険制度の改正により介護予防重視への政策の転換を図るという目的から、要介護状態に近づいている高齢者を特定高齢者として機能回復訓練等の事業を行うことである。二つ目は、一般高齢者全体を含めて、権利擁護から一般相談業務を行いつつ地域の中での支援ネットワークを構築・模索するという大きな目的を持っている。生活支援ハウスとは、高齢者の方が一人住まいで生活が困難であると判断された場合や病院を退院された時に生活援助員がおられるハウスで一時的に生活する施設であり、笠利町のふれあいの郷の中に設置されている。父子世帯見舞金と出産見舞金については、平成21年度より廃止することになっているとのことでありました。

災害援護資金の滞納者内訳は、旧名瀬市分が17件で約1,230万円、旧笠利町分が13件で約997万円、旧住用村分が12件の約790万円である。一番古いもので平成2年の台風19号に関する貸付けであるが、どうしても取れない分についてのみ平成19年度中に不納欠損とすることを決定しており、納入の可能性のある方については保証人や相続人へ対する徴収努力をしていくとのことでありました。

名瀬地区の農地流動化については、農業法人である農業研究センターの事業として、農業委員会のあつせんしたものを審査している。笠利・住用については、農業委員が貸手と借手の仲介という形で、合意に達したとき農業委員会のほうで経営基盤安定法にかかる農地流動化を進めているとのことでありました。

奄美市における漁港の管理は7漁港であり、漁船の利用状況は名瀬地区の大熊漁港、地元50隻、よそより24隻、小湊漁港（第1種漁港）で地元13隻、よそから17隻、小宿漁港（第1種漁港）で地元38隻、よそより2隻、崎原漁港（第1種漁港）で地元4隻、外来0、住用地区の和瀬漁港（第1種漁港）で地元21隻、外来11隻、笠利の宇宿漁港（第4種漁港）で地元22隻、よそより37隻、喜瀬漁港、地元37隻、よそより17隻で、トータルで地元185隻、よそから108隻の利用状況である。漁獲高は、旧名瀬が3億6,290万円、旧住用が1,691万円、旧笠利が1億116万円であるとのことでありました。

農業・漁業の後継者については、農業も漁業も全く一緒に、担い手である後に継ぐ世代をどうつくるかという問題だと思っている。行政としては安定的な経営ができる資本・基盤整備に取り組んでおり、農家の経営、漁業経営が安定すれば、当然そこに魅力を感じて従事する後継者を育成していきたいとのことでありました。

大島紬の振興策の関係では、PR不足が指摘されたが、今後は具体的には決まっていないが、大都会での待ち合わせ場所等で大きな液晶パネルで奄美の宣伝ができないかということを考えている。全国では伝統工芸品がたくさんあるが、購入した消費者の購入活動は現地で購入する割合も結構高いようである。産地に来ていただいて、見て・触って・買っていただく大島紬産地「紬祭り」のようなツアーを今検討して

いるところであり、大島紬と観光の振興にもつながるものと思う。現在の奄美市の大島紬に関する紬従事者は、織工2,493名、締工93名、染色工41名、加工88名、図案工17名、糊張り外16名、事務81名、機屋115名であり、平均年齢は65.9歳とのことでありました。

大島紬販路開拓資金貸付金1億6,755万3,000円は、奄美市が商工中金へ1年単位で繰り返し貸し付けるものである。平成18年度の融資実績は、紬組合8億8,142万7,000円(161件)、販売組合5億2,892万3,000円(54件)、融資残高は、紬組合が4億7,754万6,000円(88件)、販売組合1億6,818万7,000円(14件)とのことでありました。

道路整備の優先順の決め方は、地元の要望とか通学路であるバス通りであるか、生活の密着度、交通量などを総合的に判断し、お互いに連携しながら進めているとのことでありました。末広・港の土地区画整理事業の補償基準は、建物については損失補償基準標準書という九州版があり、建物の経過年数に応じた原価価格を評価するようになっている。土地については、国が公表する工事価格、不動産鑑定価格に基づいて評価をし、それにより土地の評価基準表を策定している。土地の価格については、庁内の公有財産の評定委員会で不動産鑑定と用地買収をする土地の位置であるとか、それらの形状・環境というものを勘案して土地の値段を決めている。末広・港の区画整理事業についての基準地の土地の価格は港町で20万7,000円、末広町については20万6,000円という数字が出ているとのことでありました。

大島北高等学校の活性化については、地元で大島北高校振興協議会を設置して、旧笠利町から引き続いて官民一体となって取り組んでいる。大島北高の全体的な入学者は、17年度53名、18年度62名、19年度66名であり、通学補助のため龍郷町からの入学者が17年度は4名でありましたが、18年度は13名であり、確実に大きな成果が出ている。今後の方針については、地元の大島北高振興協議会とも連携を取って教育委員会サイドだけの問題としてではなく、市長部局を含めて対応してまいりたいとのことでありました。

文化面の充実については、いろいろ細部にわたっていますので、そこに集中してしまい、なかなかよそに手が回らない状況があるかと思う。今のところ言えば、奄美市地域だけに限定されているが、奄美大島本島全体を見るような学芸員組織を充実させ、広域事務組合とかいうところで文化課をつくるような、そういう体制のほうがいいのではないかと思うとのことでありました。

借金である市債の償還は、短いもので10年、政府関係は20年、その他諸々の形態があって、それに対する交付税措置もあるが、基本的には今後返す額より少なく借りていく方針であり、残高が徐々に下がっていったって実質公債費比率も改善していくということである。繰上償還で次年度以降予定しているのが、借入金利7パーセント以上が2億円、6パーセント以上が20年度2億500万円、5パーセント以上が21年度4億円という形で、3年間で8億500万円の償還予定である。財源としては、減債基金を予定しているとのことでありました。

その他、多くの質疑がなされましたが、この際省略いたします。

委員会では、多数の委員から多くの指摘事項がありました。委員会での指摘事項を尊重し、次年度以降の予算編成と行政運営へ生かせるよう決算を認定するにあたり強く要請しておきます。

以上、議案第91号 平成18年度奄美市一般会計歳入歳出審査について、委員会での主だった審査の概要の報告を終わります。質疑がありましたら、他の委員の協力を得てお答えいたしたいと思えます。

議長（前田幸男君） これから、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

通告のありました順に発言を許可いたします。

初めに、反対者の発言を許可いたします。

7番（三島 照君） おはようございます。今日は合併後最後の議会で、次回からは新生奄美市の議会として帰ってこれるように頑張っていきたいと思います。私たちは、昨年以來、在任特例に早期解散を求めてきました。しかし、この6月議会によって議会が解散ができない状況が起こり、市民からはいろんな意見も寄せられています。しかし、日本共産党市議会議員団は、本来の議員としての職責を全うする。そういう立場から、この9月、決算議会を市民の立場から審議をし、議論をし、市民に返していける。そういう立場で本議会を迎えました。今日は、議案第91号 平成18年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場から討論を行います。

先ほど委員長報告にもありました、いろんな角度から検討してもこの決算を認定するわけにはまいりません。今、国の政治は、自民党・公明党が連立組んで8年、構造改革という名のもとに進められたこの自公政治のもとで、貧困と格差が社会を覆い、普通に働いてもまともな生活は送れない人が増え続けています。庶民税の増税、医療・介護の改悪、障害者自立支援法や後期高齢者医療保険制度などの強行採決や消えた年金問題など、多くの国民が生活に不安を感じる一方で、財界や一部の大金持ちは空前の大利益を謳歌し、来年・再来年と消費税の増税を検討される更なる庶民大増税が検討される一方で、大企業減税までも併せて検討されています。このままこの自公政権を続けさせたら、私たちの汗と努力で築いた生活も失われかねません。

例えば、この深刻化する貧困の実態は、生活保護以下のワーキングプアと言われている世帯が全国で約400万世帯、低賃金・不安定雇用の非正規労働者、今、奄美からも中部地域地方に向かってどんどん連日、派遣労働者が送り込まれています。この人たちが1,726万人、そして貯金0と言われる世帯の比率は全国で23パーセント。毎年報道されていますように、自殺者は約3万5,000人。その中で40代・50代・60代、経済苦による年間自殺者が7,000人を超すと報道されています。この内容は、議会でいただきました保険証交付状況を見ましても、この19年9月段階でもこの奄美市で828人の市民が保険証がもらえない。病気になっても死ぬ以外に道はない。3地域で言えば、旧名瀬市が739名、住用町で31名、笠利町で58人の方々が保険証ももらえないという状況が続いています。

そういう中で、私たちの日本共産党市議会議員団は、この間、全世帯、奄美市約2万世帯に向けてアンケート調査をいたしました。かつてないアンケートが寄せられました。少しだけその市民の声を伝えておきたいと思います。

「両親は年金だけで生活できず働いています。この先、介護保険料が上がれば、低所得で病弱な人の行先が不安です」30歳の女性です。「国保税や税金のために仕事をしているようなものです」50代の男性です。「友だちが国保がなく、医療が受けられない。助けて」54歳の女性です。「合併して第二の夕張を感じる。生活費は食費100パーセント。雇用を増やして若者が定着できるように企業の誘致をしてほしい」58歳の男性です。「市民税も国保税も高い。市民はみんな出ていっちゃいますよ」、「55歳でこの1年、仕事に就こうと職安で10か所紹介されて面接を受けたが、1か所も採用されませんでした」55歳の男性。「若い人の仕事がない。よい仕事がない。非常に残念」24歳の男性です。「安定した収入が得られる仕事がない」、「街だけがきれいになっても人間様がない街では、若者たちは皆島を離れていく」これも24歳の男性です。「財政の立て直しが第一でしょう。奄美市のどこに65億円もの財源があるのか。子どもや孫の代まで借金を背負わせたくありません」55歳の男性です。日本共産党には、こういった意見が今、連日のようにアンケートが送られてきています。

日本共産党市議会議員団は、合併当時から、財政が大変なときであっても地方自治法第1条の精神で市民の暮らしを犠牲にした財政再建のための数字合わせではなく、財政再建と市民サービスの維持・向上、そして民間力の向上を図る方針で計画を立てるということを申し入れてきました。しかし、先ほどのアンケートの結果にもありますように、市民の生活はよくなるどころか、更に悪くなっている。年金は減り続ける一方で、支払いだけは増え続ける。若い人は仕事をしたくても仕事がない。あっても生活するだけの収入にならない。親の面倒をみようと思っても、結局親の年金を食いつぶして、また上京しなければならない。結果、人口は合併してもこの1年8か月減り続けているのが実態です。

今、多くの市民は、奄美市はどうなるのか、何とかしなければと一生懸命です。しかし、本年度、本市の平成18年度決算は、歳入が増えない中で、増えたのは借金だけ。平成18年度本市の歳入歳出決算等審査意見書の18ページから19ページにも報道されています、出されていますように、普通会計で18年度借金残高は397億2,899万8,000円で、17年度と比べても12億3,965万7,000円の増額、1世帯当たり167万5,000円、市民一人当たり81万1,000円の借金を負わされる。普通の家庭なら、本来収入が減れば、使う金も使い方を考えて減らさなければ財政がもたないのは当たり前。しかし減るところか、借金の借入状況は18年度は466億1,000万円と、17年度と比べても68.2パーセントも増えています。これでは、市の借金のほとんどは合併して3市町村の地域の一体化を図るといふ名目の公共事業を進めるための借金です。

意見書19ページの歳出の款別比較表にもありますように、本来さっき述べましたような産業基盤が衰退している中で、本市への状況を考えたときに、経済の活性化、企業の活性化、こうした一次産業おこしで、人口の定住化や子育て支援など本市で安心して住み続けられるための施策に予算を重点的に配分すべきときに、この表でも出ていますように6款・7款、商工・農林水産、一次産業の中心部署であるこの部署だけでも1億1,044万円もの減額をされている。さらに、19年度予算では4億円から減らされている。その一方で、相変わらず8款土木費は12億5,250万9,410円と増額決算です。本来、市民の暮らし・福祉・教育を守るのが本来の地方自治の仕事です。日本共産党は、そういう立場から今後の10年先、20年先の子どもたちに税金の付けを残すような使い方ではなく、税金は無駄な公共事業に使うのではなく、市民の暮らし、命を守る使い方に切り替えるべきであることを表明をして、平成18年度一般会計歳入歳出決算認定に反対をし、討論を終わります。どうもありがとうございます。

議長（前田幸男君） 次に、賛成者の発言があれば許可いたします。

31番（山田良一君） おはようございます。議案第91号 平成18年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定につきまして、賛成の立場から討論を行います。

平成18年度奄美市歳入歳出決算等審査意見書5ページの後段、年度別実質単年度収支並びに財政課作成であります平成18年度決算審査資料2ページ普通会計決算比較分析表によりますと、平成18年度決算につきましては、歳入が319億6,552万7,000円、歳出が316億2,532万5,000円となりまして、歳入歳出差引額、いわゆる形式収支は3億4,020万2,000円の黒字額を計上いたしております。この形式収支から翌年度事業としての繰越財源であります、いわゆる翌年度に繰り越すべき財源2,385万5,000円を差し引いた実質収支は3億1,634万7,000円となり、これも黒字を計上いたしております。この実質収支額が平成18年度の標準財政規模152億9,732万9,000円に対する比率、いわゆる実質収支比率は2.1パーセント、前年度決算より0.7ポイント上昇をいたしております。また、今年度の実質収支額からの前年度の実質収支額を差し引いた、いわゆる単年度収支を見ても、これも1億640万9,000円の黒字となっております。さらに、この単年度収支の額から財政調整基金に対する積立金や繰上償還などの収支に対するプラス要因を加算し、同じく財政調整基金からの繰入金など収支に対するマイナス要因を控除するなどの操作を行った最終的な数値、いわゆる実質単年度収支につきましても1億531万3,000円の黒字を計上いたしております。

平成18年度当初予算は、14億7,708万円の財源不足でスタートいたしております。その後の財政運営により、最終的な財源不足は6億287万8,000円で確定とのことであります。8億7,420万2,000円も財源不足を圧縮したことになっております。

平成16年度から始まりました国の三位一体の改革は、18年度までのこの3年間で国・県の補助金が何と約16億800万円も削減されております。これに対しまして、所得譲与税による税源移譲額は約5億6,000万円、地方交付税による一般財源化は実質的な実額ベースで見ますと1億7,200万円しか増えておりません。18年、年度に合併して、その程度の増額であります。合併がなければ交付税は増額するどころか、もっと減少していたであろうことは容易に推察されるものであります。

結果的に三位一体の改革は、本市にとって削減額と移譲額の誤差は約8億7,000万円になるということであり、交付税につきましては、三位一体の改革が始まる前から減少しているようであり、ピーク時の平成12年度と比較いたしますと、18年度決算までのこの7年間で約15億2,700万円の減少となっております。このような中、市税収入や各種使用料等の収納率向上に向けて、本庁に債権保全等管理委員会を設置し両総合支所には収納率向上対策委員会を設置するなど、歳入の確保には積極的な対応が図られております。さらに、歳出面におきましては、合併前から引き続いて実施しております特別職の報酬や管理職手当などのカット、昨年10月から実施いたしました調整手当3パーセントの廃止などを含めた各種人件費削減に加え、事務事業の再編、見直し並びに各種補助金及び物件費の削減など、市民の皆さま方の御理解・御協力をいただきながら、全職員一丸となって懸命の努力を傾注してきたものと思っております。

そのような結果、このような厳しい財政状況の中で、まずまずの決算指標を出すことができたことにつきましては、一定の評価をするものであります。

また、今年度の国会で財政健全化法が可決成立し、50年ぶりに再建団体転落への基準になる指標が改正され、新たに四つの指標が示されることになりました。その中の連結実質収支比率を見てみますと、18年度決算は、一般会計、全特別会計、水道事業会計をすべて含めても1.1パーセントの黒字であります。同じく、全会計の公債費が標準財政規模に占める割合である実質公債費比率を見ましても、18年度決算は18.6パーセントと目安になる18パーセントを超過はしていますが、前年度の19.1パーセントよりは0.5ポイント改善されておるわけであり、これは、交付税の減少などで標準財政規模が縮小傾向にある中で、当局の財政健全化への努力がうかがえるものと私は評価をするものであります。

合併のデメリットばかりが強調されているようですが、県立大島北高校の存続が可能となり、その生徒に対する通学補助が拡大されたことなどは、合併の最大のメリットであると私は認識いたしております。そのほかにも、国民健康保険のはり・きゅう利用補助が名瀬地区のみであったものが全域に拡大されたこと、葬祭費の支給にいたしましても、1万円であったものが1万5,000円に増額されたこと、脳ドックにいたしましても笠利地区のみ対象であったものが全域に拡大をされております。乳幼児医療につきましては、住用地区のみ歯科医療が3歳児までであったものが全域6歳児まで拡張されたこと、食の自立支援事業につきましても、1食880円であったものが1食700円に下がったこと、また、中小企業退職金共済掛金補助制度なども名瀬地区のみであったものが全域に拡大をされております。

さらに、起債、起債と騒いでおりますけれども、合併特例債を活用した河川整備事業で笠利の大井川、名瀬の前田川、坂元川、長溝川、住用の幸田川などのかさ上げ工事による増水防止を施し、私も質問をさせていただきましたけれども、大笠利地区の高潮対策事業による導流堤設置工事などは、従来の起債を使うよりは合併特例債を活用するほうが数倍も交付税措置が多くあり、合併したからできた事業であると認識をいたすものであります。

ところで、末広・港土地地区画整理事業につきましては、今議会においても質問や意見が述べられておりますとおり、市民の皆様のご関心も高く、この奄美市にとっても、より重要な事業の一つとして推進されているものと認識しているところであります。現在も計画に従い、順調に用地先行取得が進められているものと思っております。この度の末広町内における物件の競売落札につきましても、末広・港土地地区画整理事業の用地先行取得の対象として参加したことであり、競売に参加することによって事業にメリットがあったものと判断をいたしております。競売の入札価格につきましても、事業に定められた基準にのっとり、土地や建物の価値を正當に評価したものであると判断をいたしております。先ほどの質問・意見にあったような過大なる評価や地上げといったようなことは、公共事業においては決してあってはならないし、またあり得ないものと私は確信をいたしております。

このようなことから、この度の競売参加・落札につきましては、この事業をスムーズに進めていく上で公平・公正な立場から正當なものであったと私は判断をいたしております。

今後も本市を取り巻く財政環境はますます厳しさが予想されますが、このように合併のメリットはすぐに出なくても、年次を重ねるにつれて徐々に効果が発揮されていくものであらうと私は思います。このよ

うな厳しい中でも、一定の成果を見いだすことができた18年度決算であったという点で、十分評価に値すると考えております。引き続き行革普請や集中改革プランを誠実に執行し、行財政改革に着実に取り組む中で、将来を見据えた更なる努力を大いに期待をいたし、議案第91号 平成18年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定につきまして、賛成の討論といたします。

議長（前田幸男君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これから採決を行います。

本案に対する委員長報告は、認定すべきであるとするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第91号 平成18年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり、これを認定することに決しました。

○

議長（前田幸男君） 日程第2、議案第92号から議案第105号までの平成18年度各特別会計等決算認定についての14件を一括して議題といたします。

本案に対する委員長の審査報告を求めます。

特別会計等決算審査特別委員会委員長（竹田光一君） おはようございます。御報告申し上げます。

特別会計等決算審査特別委員会は、9月19日から20日の2日間開会し、慎重に審査をさせていただきました。

去る9月18日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議案第92号から議案第105号についての14件の主な質疑についての審査結果を報告いたします。

これらの14件の議案につきましては、お手元に配付いたしました審査報告書のとおり、いずれも原案のとおり認定すべきものと決しました。

また、平成18年度奄美市水道事業剰余金処分計算書についても、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において出されました主な質疑等について申し上げます。

まず、議案第98号 平成18年度奄美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、全体計画586ヘクタールのうち546ヘクタールの事業認可を得ており、18年度末現在の整備状況は496ヘクタール、90.8パーセントの整備を完了しており、処理開始区域内の普及人口は3万7,431人、水洗化人口は3万4,582人となっており、計画区域において普及率は92.5パーセント、水洗化率は92.4パーセントとなっております。一方、供用開始以来23年が経ち、施設の老朽化に伴う維持管理費が年々増加しておりますが、計画的かつ効率的に改築計画に基づきながら実施しているとのことであります。

委員より、不納欠損金の内容と今後の徴収の取組についての質疑に対し、収入未済額が735万3,100円、件数で952件、人数で98人、そのうち平成19年度に時効の対象になる方が15名、時効を防ぐためにも分割納付などの交渉を進め、納付を促していきたいとの答弁でした。ほかに質疑がありましたが、この際省略いたします。

次に、議案第99号 平成18年度奄美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、名瀬総合支所管内は昭和58年度に小湊地区の事業に着手。平成3年度供用開始以来、根瀬部地区、芦良地区、名瀬勝地区、知名瀬地区の5地区において供用。住用総合支所管内は、山間地区が平成16年度より供用開始。笠利総合支所管内は、平成13年度より用地区で供用開始をしております。

供用全7地区の普及人口は1,897人,水洗化人口は1,413人,水洗化率は74.49パーセント。現在整備中の大川地区は今年度中の一部供用を予定。事業完了は平成20年度を予定。事業完了は平成20年度を予定。同じく整備中の宇宿地区は,来年度中の一部供用開始を予定しているとのことであります。

委員より,笠利の用地区は加入金として5万円支払っているが,住用地区・名瀬地区の受益者負担はどうかとの質疑に対し,合併以前の旧名瀬市・旧笠利町・旧住用村でのそれぞれの事業としてスタートしており,名瀬地区・住用地区とも受益者負担は取っていないとのことで,これは合併時の調整項目でもあり,今後検討していきたいとの答弁でありました。ほかに質疑はありましたが,この際省略いたします。

次に,議案第104号 平成18年度奄美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については,歳入総額4億1,283万2,000円,歳出総額4億673万5,000円,歳入歳出差引額609万7,000円となっています。住用地区給水人口1,717人,17年度と比較して56人増。笠利地区給水人口6,732人,17年度と比較して191人減少。簡易水道使用料徴収率は,住用地区前年度比1.51パーセント増の95.71パーセント。笠利地区は100パーセントであります。ほかに質疑はありませんでした。

次に,議案第105号 平成18年度奄美市水道事業会計決算認定についてと平成18年度奄美市水道事業剰余金処分計算書については,平成18年度の収益収支は税抜き総収益8億8,737万8,462円から税抜き総支出7億9,768万4,672円を差し引いた8,969万3,790円が純利益との説明がありました。

委員より,消費税の免税など福祉減免制度についての検討などはなされないかとの質疑に対し,一部の方々に減免するということになることと事業自体が成立しないということにもなりますので,市民の利用者には平等な取扱いにしたいとのことであります。流動資産の現金預金の有効活用については,一般会計に貸出しをし運用しているとの答弁でありました。ほかに質疑はありましたが,この際省略いたします。

次に,議案第102号 平成18年度奄美市と畜場特別会計歳入歳出決算認定について。

歳入総額607万5,763円,歳出総額607万5,057円,実質収支706円の黒字となっている。処理頭数は年々減少しているが,定期的な水質検査,衛生管理を図り,新鮮な食肉の供給に努めておるとの説明があり,委員からはBSE対策で購入した冷凍庫の活用状況はとの質疑に対し,ヤギ・牛の検査用等に活用しているとの答弁でありました。ほかに質疑はありませんでした。

次に,議案第101号 平成18年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計歳入歳出決算について。

貸付金では旧市町村からの継続者58名,名瀬38人,住用11人,笠利9人。奄美市としての新規貸付者は25人の計83人。貸付金額3,018万円との説明がありました。

委員より,収入未済額1,271万1,200円の人数と未納期間についての質疑があり,奄美市全体で49人,未納期間が一番長い10年以上が4人であるとのことです。電話や直接訪問を再三行い,催促状も送付し,滞納解消に努めていますが,低迷化する経済状況の影響もあり,大きな効果が表れておりません。しかしながら,返還金が後輩の貸付金の原資となることから重く受け止め,収納対策課等関係各課にも協力を仰ぎながら,なお一層の滞納整理を推進してまいりたいとの答弁でありました。ほかに質疑はありましたが,この際省略いたします。

次に,議案第103号 平成18年度奄美市交通災害共災特別会計歳入歳出決算認定について。

平成18年度の加入者数は,前年度の旧名瀬市の加入者と旧住用村,笠利町の県町村会交通災害共済加入者の合計1万3,076人より3,990人増の1万7,066人,全市民に対する加入率は35.2パーセント,見舞金支給35件,支給額は169万8,100円との説明がありました。

委員より,加入促進を図る対策についての質疑に対し,広報紙及び出前講座を実施し,その中で啓発を行い,加入促進に努めているとの答弁でありました。ほかに質疑はありましたが,この際省略いたします。

次に,議案第100号 平成18年度奄美市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について。

委員より,測候所跡地の管理運営,AiAi広場の利用状況の質疑に対し,測候所跡地は現在駐車場として貸しており,月額301万9,800円,現在継続という形で自動更新をしている。AiAi広場2

階は、現在奄美産業活性化協議会がパッケージ事業として活用しており、パッケージ事業が19年度までの3年間であることから、その後については利用者を公募して活用を図るとか、また施設も古くなっていることも勘案しながら検討していくとの答弁がありました。ほかに質疑がありましたが、この際省略いたします。

次に、議案第92号 平成18年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。

決算に係る歳入総額は59億3,869万3,918円、歳出総額62億7,095万865円、歳入総額から歳出総額差引収支が3億3,225万6,947円の赤字決算となっております。歳出増の主なものとしては、保険財政共同安定化事業が平成18年10月から創設され、新規に拠出金として4億7,151万5,828円、老人保健拠出金が老人保健医療費の減などにより1億6,918万9,043円の減などの説明がありました。

委員より、2割軽減策に対する未申請解消の対策と未申請になる理由はとの質疑に対し、納付書の発送の際に2割軽減の申請書を同封しているが、日にちが過ぎるまで納付書を確認していないのが主な原因であります。救済策として、平成19年度から2割軽減申請が職権適用に法改正されますので、納付書発送の際に2割軽減適用した上での郵送見込みとの答弁でありました。税負担の公平と財源の確保を図る上からも、なお一層の徴収努力が必要であるがその対策はとの質疑に対し、累積赤字を解消するためにいろいろな研修の機会を設け、徴収率を上げる努力をしているとの答弁でありました。ほかに質疑がありましたが、この際省略いたします。

次に、議案第93号 平成18年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算認定について。

笠形診療所につきましては、9月までは内科・外科・歯科医師の3名体制で外来診療、入院病棟及び歯科診療を行ってまいりました。10月からは鹿児島大学医学部第二外科より医師の派遣ができなくなり、内科・歯科医師の2名で診療を行っております。そのために外来患者数が減少、また住用診療所につきましては、医科が公設民営方式で、歯科は直営で診療を行い、地域住民の健康管理及び健康増進、病気の早期発見・早期治療に努めているとの説明があり、委員より、今年4月から病棟閉鎖になっている入院施設がないことに対する住民の不安などはないかとの質疑に対し、県立大島病院、名瀬徳洲会病院、奄美中央病院と連携を取り対応しているとの答弁でありました。ほかに、運営協議会の立ち上げ及び閉鎖病棟の空きベットの有効活用化など検討を進めたいとのことでもあります。

次に、議案第94号 平成18年度奄美市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について。

決算歳入総額が51億5,923万6,751円、歳出総額は51億5,913万2,500円、歳入歳出差引額は10万4,251円の黒字であります。

委員より、歳入の構成割合は後期高齢者になったら割合が変わるのかとの質疑に対し、後期高齢者の場合は全体の1割を保険料で賄うということだけが変わってくることで、あとの負担割合はほとんど変わらないという答弁でありました。

次に、議案第95号 平成18年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。

決算歳入総額43億9,171万8,947円、歳出総額43億1,952万6,381円、歳入歳出差引額は7,219万2,566円の黒字であります。

委員より、介護保険の第1号被保険者1万1,773名、総人口の24.31パーセント、要介護・要支援の認定者が合計で第1号被保険者2,808名、介護認定の比率を全国と比べてどうかとの質疑に対し、全国は約18パーセント程度で移行しています。奄美市24パーセント、全国に比べて6パーセントほど高い認定率とのことでもあります。これは鹿児島県全体に言えることで、また保険料の減免制度が必要だと思ふがとの質疑に対し、減免分の保険料が一般財源の繰入れというのができませんので、財政安定化基金から借り入れる方法しかありません。そうした場合は事業計画にも支障を来すというのが実態だと思ふ、独自の減免制度は考えていないとの答弁でありました。ほかに質疑がありましたが、この際省略いたします。

次に、議案第96号 平成18年度奄美市訪問看護特別会計歳入歳出決算認定について。

決算歳入総額が2,527万9,512円、歳出総額は2,508万2,305円、歳入歳出差引額は19万7,207円、平成18年度訪問看護利用者39名、延べ訪問回数は医療保健985回、介護保険1,693回、合計2,678回、家族の負担軽減に努め訪問看護会計の健全運営に努力しているとの説明があり、委員より現在39名を6名の職員で対応できているとのことですが、今後、訪問看護が増えていくのか見通しはとの質疑に対し、国の方針が在宅介護であり、また高齢化に伴い65歳以上も多くなり、今後、訪問看護件数は増えていくものと考えるとの答弁がありました。ほかに質疑がありましたが、この際省略いたします。

次に、議案第97号 平成18年度奄美市笠寿園特別会計歳入歳出決算認定について。

笠寿園は入所定員50名、短期入所定員12名、通所介護事業定員15名、正職員12名、臨時職員34名の計46名。入所者年間利用状況は、1万7,532名、1日平均49.2名。年齢別状況は50歳代1名、70歳代7名、80歳代22名、90歳代19名、100歳代1名の計50名の入所であります。入所の介護度区分は、要介護度1が2名、介護度2が6名、介護度3が5名、介護度4が19名、介護度5が17名で、ほとんどが介護度4.5で72パーセントを占めている状況であるとの説明があり、委員より入所待ちの人数と入所対象となる70点以上の申込人数はとの質疑に対し、現在48名が入所待ちであるとの答弁でありました。ほかに質疑がありましたが、この際省略いたします。

以上で、特別会計等決算審査特別委員会の審査報告を終わりますが、御質疑がございましたら他の委員の御協力を得てお答えしたいと思います。

議長（前田幸男君） これから委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

通告のありました順に発言を許可いたします。

初めに、反対者の発言を許可いたします。

13番（崎田信正君） おはようございます。日本共産党の崎田信正です。私は、提案された平成18年度奄美市特別会計決算認定のうち、議案第92号 平成18年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第95号 平成18年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第98号 平成18年度奄美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第105号 平成18年度奄美市水道事業会計決算認定についての4件に反対の立場で討論を行いたいと思います。

先ほど一般会計決算認定を評価するとの発言がありましたけれども、これから述べることに対応もされていないということが問題であります。まず、議案第92号 平成18年度の国保会計の決算認定についてですが、報告にもありましたけれども、18年度決算額は歳入が59億3,869万3,918円に対して歳出は62億7,095万865円です。赤字が3億3,225万6,947円となっております。これは、平成17年度の赤字額2億5,092万1,645円から8,133万5,302円増加をしており、これが18年度単年度の赤字額となります。17年度決算時でも1億1,387万6,317円の赤字を計上しております。このように国保会計を困難にしているのは、1984年に国の負担を医療費の45パーセントから38.5パーセントに引き下げたことが大きな要因となっております。連続した赤字の状況は国民皆保険制度を継続し、地域住民の命と健康を守るために国に責任を果たすよう強く求めることがますます必要となっていることを裏付けるものであります。18年度予算で私は徴収率の目標とその根拠を質しました。収納対策を強化し、91パーセントを目指すと答弁がありました。しかし、この決算結果は市民の厳しい生活状況の実態を浮き彫りにしたものと言えます。普通調整交付金の減額対象となる

一般現年度収納率は88.02パーセントで、17年度より0.65パーセント落ち込んでおります。ここ7年間の比較を行っても、一番低い結果となっております。このことにより、普通調整交付金は7パーセント減額されることとなります。払いたくても払いきれない国保税を押し付ける国の制度のもとで、徴収率の低下でペナルティを与える理不尽なやり方も許せないものであります。担当者の努力があっても落ちこんでしまうということに市民生活の現状をみることができないではありませんか。私は、17年度予算でも旧名瀬市のときと同様、一般会計からの繰入れで赤字を増やさないこと。18年度予算の反対討論でも、奄美市になっての本会計予算ではこの一般会計からの繰入れがされておりませんと指摘をしました。また、生活実態に合った独自の減免制度の必要性も指摘をしております。しかし、実現されないまま至っているわけです。国保制度は国民皆保険の要をなすもので、市民の命とも直結するものであります。一般会計の繰入れもなく、特別の事情を認めた減免制度もない状況で、この決算認定に賛成することはできません。

次に、議案第95号 介護保険会計決算認定についてですが、介護保険会計はこれも報告がありましたように歳入が43億9,171万8,947円、歳出は43億1,952万6,381円で、7,219万2,566円が19年度への繰越しとなります。18年度繰越額より5,155万7,371円減少しておりますが、基金積立金は1億1,127万8,771円となっております。こちらのほうは7,823万9,876円増加をしております。つまり介護保険会計は2,688万2,505円改善されたこととなります。しかし、介護サービスは、デイケアの回数を減らしてヘルパーのサービスも少なくなったという利用者の声があり、介護保険制度の改悪によるサービス提供が抑制された結果であり、問題であります。そのことは、介護保険についても国保同様、減免制度の必要性を証明するものであります。また、奄美市の所得水準は全国平均よりもかなり低いものであります。一方、介護保険料は全国平均が4,090円、現在、介護保険料は3地域不均一料金となっておりますが、一番住民の多い名瀬地域が5,100円で、全国平均の124パーセントと高いものとなっております。制度開始当時は、所得区分は5段階となっておりますが、低所得者対策の充実を求める運動もあって平成18年度より6段階に区分されるようになりましたが、抜本的な解決には至っておりません。奄美の所得水準は依然として低いままで、せめて全国平均並の介護保険料と思っても、実現がされてもなお負担感は大きいものであります。介護保険料は少ない年金から天引きをされており、住民の生活を脅かしているのは明らかであります。介護保険料及び利用料の市独自の減免制度の創設を強く望みます。

次に、議案第98号 公共下水道事業会計決算認定についてですが、下水道会計は毎年の予算・決算で指摘をしているように、公債費の高い金利が問題です。18年度決算では歳出は18億7,300万2,505円で、公債費は12億3,765万4,763円で、66.7パーセントを占め、利息は5億850万2,225円で、公債費の41.08パーセントを占めております。歳出全体の27.15パーセントとなっております。財政が厳しい本市の状況で、国が決めた条件が合わないとして、借換え、繰上償還ができないことは納得できません。3億5,920万円の資本費平準化債も問題です。政府による財政の三位一体の改革や人口減が続く、高齢化率も高くなることから、後年度への負担はその時代の人に困難を押しつけることになり、賛成できないものであります。

次に、議案第105号 水道事業会計決算認定についてです。格差社会がやはり大問題であります。今、あらゆる分野で健康で文化的な生活を保障するために、低所得者に対しての福祉の心を持った手立てが必要となっております。18年度決算では、8,969万3,790円の純利益を上げており、前年度比較で3,722万8,215円増加をしております。健全な運営を心がけることは当然でありますけれども、生きるために欠かすことのできない水を扱っており、市民の暮らし、経済的負担能力に十分配慮することは地方自治体として最優先で取り組まなければなりません。生計費非課税が税制度の原則であって、逆累進性の強い消費税は食料品などにかけるべきではありません。誰もが必要とし、自治体が運営する水道料金への課税は止めるべきです。また、福祉減免の創設を求めたいと思います。

以上4件の議案に対する反対の討論といたします。

議長（前田幸男君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これから採決を行います。

採決はこれを分割して行います。

まず、議案第92号 平成18年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第95号 平成18年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第98号 平成18年度奄美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第105号 平成18年度奄美市水道事業会計決算認定についての4件を一括して採決をいたします。

本案に対する委員長報告は、いずれも認定すべきであるとするものであります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第92号、第95号、第98号及び第105号の4件は、いずれも委員長報告のとおり認定することに決しました。

なお、議案第105号 平成18年度奄美市水道事業会計決算認定中、剰余金処分計算書についても委員長報告にありましたとおり、これを原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第105号中、水道事業剰余金処分計算書については原案のとおり可決されました。

次に、議案第93号、議案第94号、議案第96号、議案第97号及び議案第99号から議案第104号の10件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長報告は、いずれも認定すべきであるとするものであります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第93号、議案第94号、議案第96号、議案第97号及び議案第99号から議案第104号の10件は、いずれも委員長報告のとおり認定することに決しました。

○

議長（前田幸男君） 日程第3、議員の辞職についてを議題といたします。

本市議会議員 多田義一君から、本日限りをもって議員を辞職したい旨の辞職願いが提出されました。

本案につきましては、地方自治法第126条の規定により、議会の許可を求めるものであります。

多田義一君の辞職についてお諮りいたします。

多田義一君の一身上に関する件でありますので、地方自治法第117条の規定により、多田義一君の退席を求めます。

（多田義一議員退席）

お諮りいたします。

多田義一君の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、多田義一君の辞職については、許可することに決定いたしました。

多田義一君の着席を求めます。

（多田義一議員着席）

お諮りいたします。

お手元に配付してあります文書表のとおり、議会運営委員長及び各常任委員長から申し出がありました、

議長の諮問に関する事項等及び各常任委員会の所管事務調査については、これを閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

議長の諮問に関する事項の調査等及び各常任委員会の所管事務調査については、これを閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上をもって、本定例会に付議されました事件は全部議了いたしました。

これをもって、平成19年第3回定例会を閉会いたします。（午前11時03分）

○

以上、本議会の次第を記載し、相違なかったことを認め、ここに署名する。

奄美市議会議長 前 田 幸 男

奄美市議会議員 肥 後 笑 子

奄美市議会議員 竹 田 光 一

奄美市議会議員 保 宜 夫